

子どもの虹情報研修センター

日本虐待・思春期問題情報研修センター

紀 要 No.10 (2012)

10周年記念号

発刊にあたって 小林美智子

10周年記念シンポジウムより

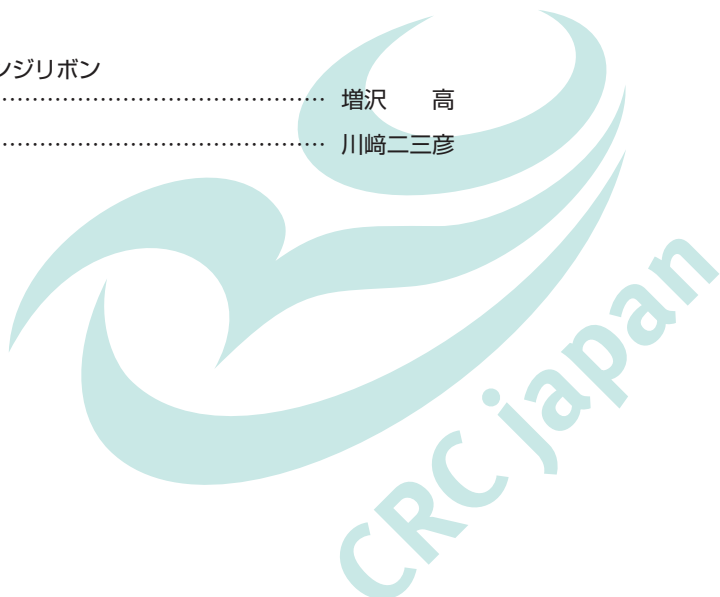
- ・子どもの虹情報研修センター10周年記念シンポジウム
「子ども虐待対応を考える：これまでの10年とこれからの10年」
 - ・第2部 これからの10年の子ども虐待対応を考える..... 座長 西田 寿美
 - ・司法の立場から..... 岩佐 嘉彦
 - ・虐待死事例から見た我が国の虐待対応の課題..... 才村 純
 - ・市町村の立場から..... 塚根 智子
 - ・社会的養護の立場から..... 安川 実
 - ・ディスカッション..... 座長 津崎 哲郎
 - ・第1部 子どもの虹情報研修センターの10年とそこから見てくるもの
..... 増沢 高・川崎二三彦・小出太美夫

特別講演 ・公開講座「トラウマが子どもの発達へ及ぼす影響」..... Frank W. Putnam, MD
より

エッセイ 小倉 清・桑原 教修・坂本 正子・橋本 和明・保坂 亨・村瀬嘉代子・渡辺 久子

小論・ ・つなぐ願いー子ども虐待防止オレンジリボン
エッセイ たすきリレーへの思い・6ー..... 増沢 高
・絶対的貧困社会の児童虐待..... 川崎二三彦

事業報告 ・平成23年度専門研修の実績と評価
・平成23年度の専門相談について



子どもの虹情報研修センター紀要第10号発刊にあたって

子どもの虹情報研修センター長
小林 美智子

子どもの虹情報研修センターは、ここに紀要第10号を発刊することができました。センター長としては喜びに堪えず、また紀要の発刊にあたり原稿をいただいた先生方には心より感謝申し上げます。

当センターは開設10年を迎えました。わが国の児童虐待防止を進めるための関係職員の研修を行う機関として、厚生労働省と横浜市によって開設されました。その後のわが国の10年は、児童虐待防止を実践するために矢継ぎ早に通知が出され、基本法令の改正が続き、劇的で急速な変化を続けました。その中で当センターは、国の新たな方針をいち早く伝えるだけでなく、それを遵守する現場の模索を支援することに努めてきました。そのために、現場の急激な変化と次々生まれる新たな課題の把握に努めて分析し、受講者にとって即役立つ研修を続けるために、日夜検討と工夫を積み重ねてきました。それには、受講者から発信される現場情報は最も貴重であり、講師や助言者の知見や叡智によって展開され、企画評価委員会・運営委員会の厳正な指導によっています。その事業を透かして見えてくるのは、わが国の進歩を支えている、全身全霊で切磋琢磨してたゆまぬ努力を重ねる第一線職員や、次々に浮かぶ難題の解決策を真摯に探し続ける学識経験者達の姿です。その力強さは、今後わが国の虐待された子どもと親を救うことの発展が約束されていると、感じさせます。虹センターの活動は、これらの方々によって造られてきています。全ての方々に敬意を抱くとともに深く頭を下げて御礼申し上げます。

開設10年を迎えた節目として、記念シンポジウム「子ども虐待対応を考える－これまでの10年とこれからの10年－」を行いました。関係者全員が目の前の課題に取り組むために一心不乱に走り続けてきたわが国にとって、暫し歩を止めて佇んで、この10年を冷静に振り返り、10年後を見据えて思いを馳せる機会にしたいと考えました。虹センターにとっても、暫し佇んで自らを振り返り、次の10年の方向を見誤らないようにわが国の先を見定めたいと考えたテーマです。シンポジストと座長は、わが国の虐待対応揺籃期から取組んでこられた各領域の方々です。この10年でわが国が成したこと、成しきれなかったこと、発展の裏の予期しなかった影、今後の方向性について語っていただきました。くしくも共通したのは、わが国は予防や支援に早急に取り組むべきであるとの考えでした。わが国の関係者にとって今後は、子ども虐待や子どもや親への理解をさらに深めて、子どもや親を支援できるように専門性を高めて、新たな課題に挑戦することが不可欠なようです。その挑戦によって、発生を減らし死亡を減らし連鎖を断てそうな予感がします。虹の受講者は市町村や保健に広がっています、子どもや親を支援する現場の機関や職種やマンパワーの広がりの結果です。研修コースや内容もそれに応える発展が必要になっています。

本号にはF.W.パトナム医師による公開講座「トラウマが子どもの発達へ及ぼす影響」を翻訳して紹介しています。虐待を受けた子どもについての理解を深める講義で、精神科医・心理臨床家だけでなく子どもに日々関わる保健・保育・教育関係者に役立つ内容でした。虐待されて育った親への理解にも通じる内容でした。開催に多大なご尽力をいただいた全国の関係者や、開設以来最多の参加者の皆様に感謝いたします。

虹センターは多くの方の御理解・御協力に感謝するとともに、今後とも皆様の期待に応えられるように、職員一同改めて気を引き締めて励んでいく所存です。今後ともご支援をお願い申し上げます。

子どもの虹情報研修センター紀要 No.10

10周年記念号

目 次

発刊にあたって	小林美智子	
10周年記念 シンポジウムより	・子どもの虹情報研修センター10周年記念シンポジウム 「子ども虐待対応を考える：これまでの10年とこれからの10年」	1
	・第2部 これからの10年の子ども虐待対応を考える	2
	座長 西田 寿美	
	・司法の立場から 岩佐 嘉彦	3
	・虐待死事例から見た我が国の虐待対応の課題 才村 純	11
	・市町村の立場から 塚根 智子	19
	・社会的養護の立場から 安川 実	30
	・ディスカッション 座長 津崎 哲郎	36
	・第1部 子どもの虹情報研修センターの10年とそこから見えてくるもの	46
	増沢 高・川崎二三彦・小出太美夫	
特別講演より	・公開講座「トラウマが子どもの発達へ及ぼす影響」 Frank W. Putnam, MD	60
エッセイ	・名称についてちょっと一言 小倉 清	86
	・10周年に思う 桑原 教修	87
	・子どもの虹センターへの想い 坂本 正子	87
	・輪の広がり連携 橋本 和明	88
	・今後への期待：二つの提案 保坂 亨	88
	・子どもの虹情報研修センターの十周年をお祝いして 村瀬嘉代子	89
	・ふりかえり語りあうこと 渡辺 久子	89
小論・エッセイ	・つなぐ願い ― 子ども虐待防止 オレンジリボンたすきりレーへの思い・6― 増沢 高	90
	・絶対的貧困社会の児童虐待 川崎二三彦	108
事業報告	・平成23年度専門研修の実績と評価	126
	・平成23年度の専門相談について	152

子どもの虹情報研修センター10周年記念シンポジウム

「子ども虐待対応を考える：
これまでの10年とこれからの10年」



日時：平成24年5月12日（土）

場所：子どもの虹情報研修センター 大研修室（2F）

シンポジスト

岩佐 嘉彦（いぶき法律事務所）
才村 純（関西学院大学）
塚根 智子（鳥取県倉吉市福祉保健部子ども家庭課）
安川 実（聖霊愛児園）

座長

津崎 哲郎（花園大学）
西田 寿美（三重県小児心療センターあすなろ学園）

<第2部 これからの10年の子ども虐待対応を考える>

司会 それでは、これから第2部に入ります。

第2部はシンポジウムです。「これからの10年の子ども虐待対応を考える」というテーマで、ご報告、そしてディスカッションをしていただきます。

このシンポジウムには2人の座長の先生をお願いしております。ご紹介いたします。まず、あらにお座りになられております津崎哲郎先生です。(拍手)

津崎先生は、現在、花園大学社会福祉学部の特任教授をなされておられます。先生についてご存じの方は多いと思います。大阪市の中央児童相談所に非常に長く勤務をされ、平成14年に所長になられてから、平成16年に現職でおられます。日本虐待防止学会で副会長も務められた経歴を持たれておられます。よろしく願いいたします。

続きまして、もう一方、座長の先生をご紹介いたします。西田寿美先生です。(拍手)

西田先生は、三重県小児心療センターあすなろ学園の園長先生であり、児童精神科の先生でございます。先生も、あすなろ学園での児童精神科臨床に長く従事され、平成13年からあすなろ学園の園長となられております。平成18年からは児童青年精神医学会の理事もなされておられます。

今日は、お2人の座長の先生のもとでシンポジウムを進行していただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、4人のシンポジストの先生をご紹介させていただきます。

まず司法の立場から、岩佐嘉彦先生をお願いいたしました。(拍手) 岩佐先生は、いぶき法律事務所に所属され、大阪弁護士会に所属されておられます。日本子ども虐待防止学会の運営委員もなされておられます。よろしく願いいたします。

続きまして才村純先生です。(拍手) 才村先生は、「虐待死亡事例から見た我が国の虐待対応の課題」ということでお話をいただきます。先生は現在関西学院大学の教授をされておられます。先生も大

阪での児童相談所の実務経験が長くあられ、その後、厚生労働省の児童家庭局企画課児童福祉専門官を経て、日本子ども家庭総合研究所でソーシャルワーク研究担当部長として、この分野の先頭に立って施策等々の企画にご尽力された先生でございます。現在、日本子ども虐待防止学会の副会長でもあられます。よろしく願いいたします。

続きまして、市区町村の立場からということで、塚根智子先生をお願いいたしました。(拍手) 塚根先生は、鳥取県の倉吉市の福祉保健部子ども家庭課の課長をなされておられます。ご報告にも多分あると思いますが、5万人の小さな市ですが、こういった人口の市町村のほうがむしろ多いわけで、そこでの予防的支援は非常に重要かと思えます。今日は、そういったこととお話をいただく予定です。よろしく願いいたします。

最後に、社会的養護の立場からということで、安川実先生をお願いいたしました。(拍手) 安川先生は、石川県金沢市にあります聖霊愛児園の統括施設長をなされておられます。愛児園での児童福祉在職45年という非常に長い経験をお持ちの先生でございます。現在、季刊『児童養護』の編集委員をなされておられ、これまでも『世界の児童と母性』の編集担当をされたり、「児童養護施設近未来像」のツールの作成にも携われた先生でございます。先生よろしく願いいたします。

このシンポジウムは5時45分までの非常に長い時間になります。途中休憩を挟みながらの進行をお願いしてございます。前半は4人のシンポジストの先生から報告をいただき、後半はディスカッションということで、前半の部分を西田先生に進行をお願いし、後半を津崎先生をお願いする予定です。

それでは、ここからは西田先生と津崎先生に進行のほうをバトンタッチさせていただいて、よろしく願いいたします。

西田 これから司会をさせていただきます西田です。お三方の報告と質疑応答が終わって、一度休

息をとって、それから最後の安川先生のお話と、その後すぐディスカッションというふうに一応予定をさせていただいております。

それでは、始めさせていただきます。まず最初に、司法の立場から、岩佐嘉彦先生よろしくお願いいたします。

◆司法の立場から

岩佐 嘉彦

皆さん、こんにちは。弁護士の岩佐です。最初の30分は司法分野の話をさせていただきます。

1 はじめに（自己紹介）

これまでの10年などを振り返り、これからの10年を考えるということでもあるんですけども、私自身が弁護士になったのが平成元年（1989年）で、虐待の問題にかかわり出したのが平成4年頃です。なかなか客観的に振り返るとするのは難しいので、かなり自分としてどうだったのかということが絡んで、どちらかというとも20年ぐらいを振り返りながら今後の10年を考えるということになると思います。

個人的に振り返ると、自分の年齢とも絡んでくるわけです。自分の見ている世界が限定されているのと、最初の頃かかっているのは要するに私が27歳とか28歳のころですから、そのころにかかっている感覚と、今48歳で、もうすぐ49になるんですけども、そういう年齢でかかっているということで、多分そういうバイアスが色々あるとは思いますが、気軽に話をしたいと思います。

私自身は、今、大阪市の児童相談所審査部会というところにかかっています。月に1遍児童相談所に行って、専門家の人たちが集まって困難ケースをアドバイスするという会です。それから、忙しいので去年からちょっと外してもらったんですけども、個別の児童相談所の対応としては、堺市の児童相談所の対応をしていましたので、月に1回か2回堺市の児童相談所に行って、ケース会議に参加していました。

それから、教育の方は、大阪市教育委員会で児童虐待防止支援委員会というのをつくってございまして、これは、学校の中で虐待等のことでちょっとややこしそうなケースがあると、教育委員会に言って

もらうと、出前みたいにして、弁護士、臨床心理士、医師、ソーシャルワーカーとかが小学校や中学校に派遣されて、そこで先生方とケース会議をして、虐待ケース等の対応について相談にのるということをやっています。そういう関係で、月に1遍ぐらいは大阪市内の小学校に行けばケース会議を一緒にやっていたということで、教育のほうからも虐待にかかわったりもしております。

2 司法のあり方がもつ影響力

司法というのは、虐待全体の対応の領域からいうと限られた分野だと思うんですけども、一方で、司法が持っているメッセージ性というのがかなり強烈なので、そういう意味で、虐待全体からいうとかかかっている分野は少ないけれども、日常のいろんな虐待対応に与える影響が大きくなるのかなと思っています。

例えば、児童福祉法28条の申立て（施設に子どもさんを入所させたいが、親権者が同意してくれないので、家庭裁判所の承認を求める申立て）の際に、審判手続きを通じて虐待の通告者がわかってしまうといったことが起こってしまうと、だれが通告をしたかという秘密は守られない可能性があるということが、制度全般にかけを及ぼし、虐待対応の関係者に一定のメッセージ性を持ってしまいます。

それから、法が改正されて、現在は児童福祉法28条によって家裁の承認で施設に入った子どもたちは、2年ごとに裁判所が承認をして延長していく、免許の更新みたいな形になっています。この更新手続きでは「この2年間どのような働きかけを子どもや親にしていたか」まだ保護者に子どもをもどすことが難しい場合には、「こういう働きかけをしたけれどもこういうふうにならなかつた」「こういう働きかけをしたけれども、まだ子どもを返す段

階ではない」、だからもう少し施設に入れる必要があるんではないかというようなことで、更新のケースの中で、児童相談所や施設が子どもさんや親へどういう対応をしたかということに焦点があたることが多いです。

司法でこのような点に焦点があたると、「施設でのプログラムは重要である」だとか、「裁判所がわかるように説明しないといけない」とか、「どんなプログラムをしているのか形に残さないといけないんじゃないか」ということで、それも裁判所にかかる事件じゃなくて、メッセージ性が出てくるところもあって、そういう意味では司法が虐待問題にどう対応しているかということ、いろいろな影響を及ぼす面があると思っています。

3 地域差が大きい

お話しする上で、全国的に見ると、司法なり弁護士なりのかかわりの度合いの温度差がある、それはかなり地域によって違うと思っています。以前私は、虐待の案件の関係で東北地方のほうの児童相談所の所長さんにお会いして、「これこれのケースではお世話になっています」というお話をしたときに、「大阪の虐待の関係の弁護士さんですか」と、何か戦闘地域から来た人を見るように言われて、「お体大丈夫ですか」「健康で暮らしておられますか」とか言われて、大阪はその地域から見ると、弁護士はしょっちゅう虐待対応にかかわって、裁判所への申立てや一時保護等対立的な対応が日常茶飯事である、随分違うように見えているんだろうなと思ったんですけども、そういう地域差も大きいかと思えます。

平成22年の厚労省の統計で、私が所属している大阪地域でいうと、28条の申し立てが、大阪府、大阪市、堺市合わせると38件、更新の申し立てが39件、全部で80件ぐらい裁判所に申し立てをしています。一つの申し立てには、弁護士が2人ないし3人かかっていますから、そうすると、年間延べ200人ぐらいの弁護士がかかわって児童相談所の対応をしているということになるわけです。

他方、それがいいのか悪いのかよくわかりません

が、全国69の児童相談所の中で、平成22年に、児童福祉法28条の申立てや更新の申立てが1件もなかったのが17ありました。要するに、平成22年1年に限っていうと、全国の児童相談所の4分の1ぐらいは裁判所とは無縁に過ごしたということになる。片や70件とか80件とかやっている相談所と、そういう児童相談所が全国にあるということなので、そこは随分温度差があるのかなと思っています。

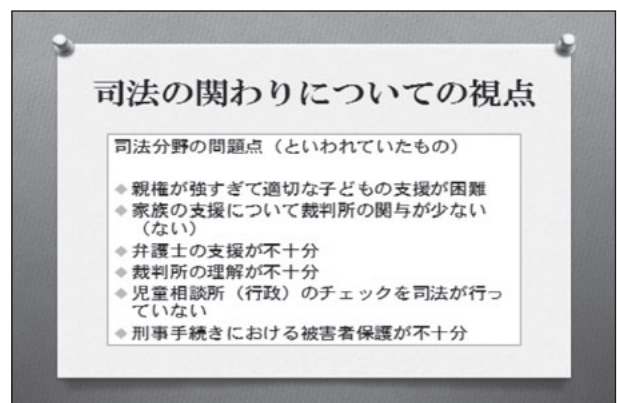
そうはいつでも、私ども大阪でも、この20年間は非常にさま変わりしておりまして、私が最初かかわっていたケースは、子どもさんが2度にわたって骨折をしているケース。これは平成4年か5年ごろのことです。大阪市のケースですが、大変、気負って、申し立てをしたことを覚えています。

その後、子どもが全身大やけどをおったケースについて、申立てをしましたが、この件も、かなり意気込んで対応しました。

しかし、今から考えれば、28条申立て事件としては、単純な事件でした（裁判所の承認をえるのがそう難しくないという意味で、ケース自体をしっかり受け止めないといけないことはいうまでもないことです）。

4 10年前、20年前の司法に対する注文

当時、平成4～5年ごろは、虐待のことを勉強し始めた弁護士が大阪の中でも3人か4人ぐらいいるというような状況ですけれども、現在大阪では、大阪府は登録制ですけれども、児童虐待のことに対応すると登録している弁護士が77名おりまして、堺市は4名登録している。さらに大阪市のケースを担



当する弁護士もいます。登録している弁護士がすべて実働しているわけではありませんが、実際50人前後の弁護士が対応していると思われます。この20年間で状況もかなり変化がありました。

もともと、司法に対してあった期待というか、問題点について、当初よく出ていたのは、親権が強過ぎて適切な子どもの支援が困難だと。つまり、親御さんが虐待していて、それに対応しようとしたけれども、裁判所に申し立てしたところで、親権がありますからだめですよと言われるのではないかとということ。

それから、いざ家族を支援していこうと考えたときに、家族の方とぶつかることが多い。そのときに、裁判所が命令を出してくれて、その命令に基づいて家族の支援をできるような制度が必要ではないか。

そもそも、弁護士とか裁判所の児童虐待の理解が不十分ではないかという批判もありました。

それから、ちょっと反対側からの視点になるんですけど、児童相談所の側から出ている話では必ずしもありませんが、一方で児童相談所が強力に子どもを保護する、家族に介入しようということになってくると、逆に司法が、行き過ぎがないようにちゃんと児童相談所をチェックしないといけないのではないかという観点。

それから、虐待をした親を処罰する刑事手続において被害者である子どもの保護が十分にできているのかというような議論があったようにも思います。

この中の親権が強過ぎて適切な子どもの支援が困難というのは、私が虐待のことにかかわり始めた20年ぐらい前に、みんなが口をそろえてその話をされていたんですけど、ただ、実際、研究会をしてもう少し深くいろいろ話を聞いてみると、そこで出てくる発想が、例えば裁判所に事前に根回ししたけれども、承認すると言ってくれとないとか、もしそんな申し立てをしたら親と対立してしまうけれども、対立するような手段はとれないんじゃないかというようなお話でした。

それは、児童相談所の行政としての発想としてはわからなくはないんですけど、私ども司法の立

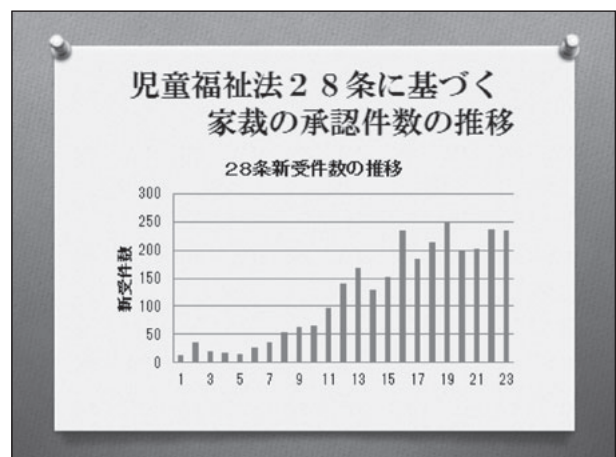
場からすると、裁判を起こすのに、事前に裁判所が相談にのってくれて答えを教えてくれるという制度は、基本的にあり得ないので、司法を使う限りは、場合によっては通らない可能性もあるけれども、一定の傾向を見きわめながら対応することになる、これは仕方のないことというか当然のことなのです。

それから、児童相談所と親権者とが対立をするのは困るというのは、もちろんそれはそうなんですけれども、司法を使ってやっていく以上は避けられない問題なので、だから使わないというよりは、それを使いながらより新しい次元の問題にどう対応するかということを考えざるを得ないんじゃないかということなのです。

以上の点は、実は今まで司法が使いにくいと言われていたのは、私の率直な感想で言うと誤解。でも、誤解というよりは、特に我々弁護士の支援なんかが十分ではなかったために、行政の人たちが自分なりに考えて、そういうふうな考えにはまっていってしまったともいえるかもしれません。

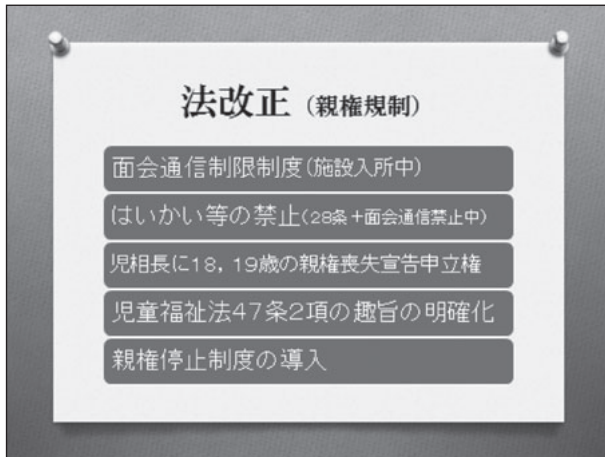
5 この10年間の家裁の関わり状況、法律改正の状況

2枚目のシート、これが児童福祉法28条に関する承認件数の推移ですけれども、1とか3と書いてあるのは、平成1年とか3年をさします。20年ぐらい前ですと全国レベルではほとんど件数がないという状況でしたけれども、10年前、平成13年ころを見ていただくと、ずっとふえてきていて、現在は年間250件近く承認がなされています。



■ 10周年記念シンポジウムより ■

このような司法という強制的な枠組みの利用件数が増加する流れの中で、虐待をめぐるいろいろな法律改正がなされてきました。



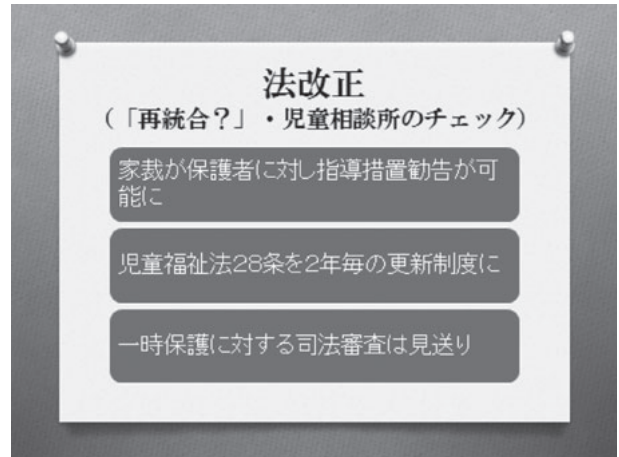
3枚目のシートにピックアップしています。面会・通信の制限というのは、施設に子どもたちが入っているときに、親が面会を希望するけれども、子どもさんにとってそれが望ましくないといったときに制限をしたり、施設に子どもさんが入っていて学校に行こうというのに、親がつきまとうとか、取り返しにくるんじゃないか、そういうのを禁止する命令ができるようにしようとか、そういうような改正。

児童福祉法というのは基本的には18歳未満の子どもが対象になるわけですがけれども、18歳、19歳になった子どもたちはどうするんだという問題についても、一定の対応がなされました。

これまでは児童相談所長さんは、18歳未満の人までしか親権喪失の申し立てができなかったけれども、18歳、19歳もできるようにするという改正もされました。

シートの下の方の2個はこの4月1日から改正されたものですがけれども、施設長さんが子どもに対してどこまでできるのか。親権者が、例えばお医者さんに連れていってもらったら困ると言っているけれども、病気なんだからちゃんとお医者さんに連れていかないといけないとか。そういうことについて施設長さんが親権者の意向に反してどこまでのことができるのかということについて、児童福祉法でラインをはっきりしようということで改正がなされ

たり、今まで親権というのは、喪失するかしないか、白か黒かのどちらかみたいな感じだったんですけども、一時的にとめようという部分的な制度を導入しようということで改正がなされたりしました。



今申し上げたのは、親権者に対して一定の制約を課す方向での改正ですが、加えて、児童相談所の保護者の支援に対して何らかの裁判所の関与が要るんじゃないかということにこたえる形で、28条の承認、つまり、保護者が反対しているけれども、家庭裁判所が決定をして子どもさんを施設等に入れるときに、裁判所から指導措置勧告ができるようになりました。

ただ、これはちょっと形式が微妙で、保護者の人に、こういうふうにしなさいとか、児童相談所に週に1回通いなさいと言う形ではありません。保護者に「児童相談所に週に1回ちゃんと通うこと」と言いたいときに、児童相談所に「ちゃんと保護者の人と週に1回面接すること」と、児童相談所に向けて勧告をするという形をとっています。これは法律上のこともあってそういう形になっているということで、形はずいぶん微妙ですがけれども、そういう制度もできました。

他方で、児童相談所の権限行使を、裁判所がチェックするという方向での改正もなされています。

先ほど申し上げたように、今までだと、児童福祉法28条で子どもさんを一度措置してしまえば、いつ措置解除するかというのは児童相談所が決めればいいということだったんですけども、それを2年ご

との更新制度にしまして、2年を超えるときにはまた裁判所の許可が要するという改正もなされました。

それから、一時保護に対しても、これは要するに裁判所のチェックも経ずに、児童相談所という行政機関だけの判断で子どもさんを保護する、それでいいのかと。そこまで強力なことをするんだったら、事前に裁判所の許可が要るとか、事後的に裁判所の許可をとるとか、何か裁判所がかかわったほうがいいのではないかという議論もありましたが、これについては前回の改正の際の議論でも見送りになりました。見送りになったかわりに、親権者の意向に反した一時保護については、2カ月を超えるときは審議会の意見を聞くという制度が論議されたわけですが、こういう形でいろいろと改正されてきたわけです。

6 司法関与、司法のあり方をめぐる課題

それぞれ改正に関しては努力された方もいて、今まで問題であったところというのは一定改善されてきた面はあると思うんですけども、一連の改正を通じて、大きな課題が残っていると私にはうつります。

(1) つぎはぎ改正で制度が複雑に

一つは「つぎはぎの改正」、つまり足りないところをぺたぺた変えているために、非常に制度が複雑になっています。私も含めて、虐待ケースについて、家族への支援について保護者が拒否的であるが一定の対応をしたい、どういう手段がありますかといったときに、児童福祉法とか児童虐待防止法に基づいた手段をすらすらと答えられる人は、多分ほとんどいないんじゃないかと思うんですけど、非常に複雑になっています。

もともとやろうとしていることは簡単なんです。虐待をしてしまっているような養育力の落ちた家族に対して、子どもさんを施設に入れたり、保護者に、こういうことをやってよとか、これはやめてよとか、家族に対していろいろ言おうとしているだけのことです。その支援のバリエーションとして、施設等に措置したり、面会を制限したり、親の意向に

反しても子どもに医療を受けさせたり、親のつきまといを禁止したりといったものがある。

ところが徘徊禁止は行政処分なので、事前に告知、聴聞をして、書類をつくってこうやってください、そこは裁判所はかかわりませんか、28条は裁判所の許可ですとか、行政法のレベルではなくて民法レベルで親権停止させて未成年後見人の同意で入所もできるとか、親権喪失もあるとかという形で、非常につぎはぎになってしまっている。

(2) 18歳、19歳問題

あわせて、つぎはぎの絡みですけれども、例えば18歳、19歳問題というのも、一応つぎはぎはできていますけれども、現実には困ることはたくさん出てきます。18、19歳の子どもはもともと基本は児童福祉法の対象外になっていますが、虐待ケースでそれでいいのかという問題があり、18、19歳でも児童相談所長が申立てをして親権喪失もできるようにしました。今回親権停止の申立ても児童相談所長ができるようになりました。

しかし、この前、大阪の児童相談所担当の弁護士の中のメーリングリストでも回って来ていましたけれども、同意で入っている子どもが18歳を超えて親が同意を撤回した。18歳超えても、措置延長のときは20歳までは措置できるということで措置をしようとしていたんですけども、18歳を超えて撤回しました、どうしたらいいですかと。

18を過ぎていますから、一時保護はできないですね。18を過ぎてから、今から28条の申し立てができるかという、できるという説もないわけではないかもしれませんが、普通に考えたらできないんじゃないか。じゃ、親権をとめるしかない。とめて、18歳を超えている時点でどこの施設に入れるんですかということで、児童福祉法が、18、19は基本的には面倒見ないよということをベースにしながらつぎはいだものだから、いろんなところにそういう困る部分が出てきているわけですね。ほかにもこのケースでは、いろいろと法的に困る点があるのですが、いずれにせよ、18歳、19歳問題についてもつぎはぎの対応ではおっつかなくなっている。

(3) 司法関与全体を支える理念があいまい

もう一点私が気になっているのは、厳しい言い方をすると、理念なき改正というか、困っている部分をどんどんつぎはいでいるんですけど、一体私たちは司法の手續をもって何をしようとしているのかというのがもう一つはっきりしない。もう一つはっきりしないというのは、結局、司法手續を強化することが子どもの安全の確保だ、だから、親がどうなってもとにかく子どもの安全を確保しないといけない。これはこれで一つ正しいメッセージですけども、片方で、家族に対する支援はどうするのか、家族に対してどういうふうに見立てるのか、その点がぼやけてしまっていないか。たとえ、重篤な虐待ケースであっても、司法を使って強制的に介入するケースであっても、私たちは、子どもの安全確保、発達の保障を中心に据えるわけですが、あわせて家族全体を支援しているのだという視点が薄くなってしまっているのではないかという危惧です。

強制的な介入、司法介入は、家族への支援をあきらめて、子どもの安全だけを優先する手続きに入ることを意味するものではありません。

ちょっと細かい話ですけど、「このケースは28条の申し立てをすることにして一時保護をしていますので、親は一切一時保護中の子どもと会わせていません」と言われることがあるんですね。しかし、それはケース・バイ・ケースであって、28条の申し立て中であっても、会わせるわけにはいかないというケースもあれば、逆に、28条の申し立てをすけれども、一時保護中にも積極的に子どもと親と面会してもらおうケースもある。裁判所の許可をもって強制的に子どもを施設に措置するというような支援システムに入るけれども、子どもさんと面会しながら、違う形で子どもと交流しながら親子関係を再構築していきましょうというケースも当然あるわけです。

司法というとパチッとスイッチが入って、司法→白黒はっきりさせる→戦いの場→親とは絶対会わさない、そういうような感じになってしまっているケースも中にはあるわけです。それは結局、今の児

童福祉法、児童虐待防止法の中で、家庭裁判所がかかわる手續が一体何のための手續なのかということがあいまいなままにつぎはいできたことが関係しているのかなと思います。

例えば28条申立書の書きかた一つとっても、私たちの姿勢があらわれると思います。

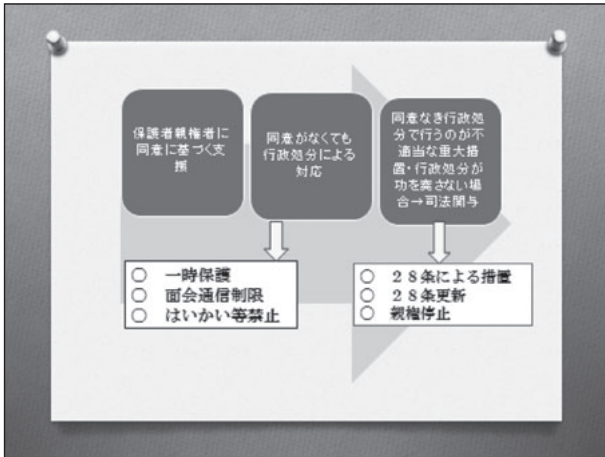
私たちが28条の申し立てをする際、親が何月何日に子どもを殴った、何月何日こんなことをした、こんなひどいことをした、子どもの権利を侵害している、子どもは救済されなければならぬ、ところが親権者は施設入所に同意しない、よって、施設入所措置を承認すべきだ、みたいな申立書になるわけですけども、私の立場としては、それは違うと。

親が悪いとかひどいから施設に入所させるのではなく、現在私たちが持っている支援の方法を前提とした場合に、在宅のまま家族の支援をするだけの力が保護者に今は備わっていないので、親子を分離するという形で、子どもや親を支援していくということなのだと思います。

可能であれば保護者と子どもが一緒に生活することが望ましい。だけど、何月何日に保護者がこういう暴力を振るってしまっている。関係機関は支援しようと思ったけれど、保護者が協力できない。保護者は、子どもさんと家庭と一緒に生活できるだけの力がないんだ。そこは不十分で、私たちのメニューでも、保護者の今のこの力の中では、家庭にしながら支援できるメニューなんかありません。なので、施設に入れて、子どもを支援し、保護者の力をつけていきたいということだと思うのです。

もちろん、最終の目標が全部家に帰ることとは限りません。再統合の意味をどう考えるかとありますけれども、ケースによっては、家には全く帰らない、保護者とも面会しないということもあるでしょう。つまり、実際にいっしょに生活をするとか、現実交流するということではなく、子どもから考えて、親というのは何なんだということ整理していくことだけが再統合のターゲットになるケースもあると思いますが、それも家庭の力が十分ではないので、そういう形で子どもや家族を支援しますということだろうと思うんです。

子どもの安全確保が第一だけれども、子どもの安全確保だけが問題になっていく、司法のスイッチが入るとそういうふうになっていくという感じがあって、その辺の理念の整理が必要ではないかなと最近考えています。



これは裁判所のかかわり方の概要を簡単にまとめたものです。今の行動は、基本的には、保護者、親権者の同意に基づいて支援していますよ、だけど、一時保護とか、面会・通信制限とか、同意がなくても裁判所は関与しませんけれども、行政処分で強制的に対応している部分があります。それ以外に、同意なき行政処分で行うのが不適當な場合については、裁判所が関与してやっていますということですが、私としては、もう少しトータルに考える制度が要るのではないかなと思っています。

この間、確かに28条の申し立て件数もすごくふえましたし、司法関与の場面はすごく広がったなと思います。

個別の細かい課題の積み残しとしては、個別には、施設長の権限と親権者との権能の調整が今回の改正で充分であるのか、一時保護に対する司法関与の在り方をどうするのか、家族の支援計画の実行について司法がどこまで関与するのかといった積み残した課題はあるといえはあると思うんですけれども。私としては、今までみたいに、細かい積み残し部分を、ここだけ変えようとか、あそこだけ変えようというのではなくて、司法手続自体が、虐待をしてしまう家族に関して司法が関与しながら家族を支援してい

くための手続だと。裁判所のかかわっている場面と理念をもう少しはっきりさせて、その家族支援の一形態として施設入所措置を位置づけるなど、統合された理念のもとに司法がかかわる、そういうものが要るのかなと最近強く感じています。

7 課題にどう対応していくか

今後の課題として思うところを申し上げましたが、そうしたら、「おまえ、具体的に言え」と言われて、具体的にこんなふうに法律を変えたらいいですと言えるといいんですけども、頭の中で大きなひっかかりがあるのですが、それを具体的に法律をどうすればいいかというところまで、私もまだ全然言えない。しかし、いずれにせよ、そういう理念をしっかりとさせた司法手続をつくっていくことがこれから先の非常に重要な課題かなと思います。

もう一つは、司法のかかわりは基本的にもっと増えたほうがいいと思うのですが、ケースワーカーが司法（裁判所、弁護士）と対等にやり合えるだけの状況で司法関与を強化していかないと、そこに対等な関係（実力的にという意味です）がないと、結局、福祉が裁判所のほうに吸い込まれていだけで、何でもかんでも裁判所任せとか、司法がかかわったら児童相談所は思考停止ということになりかねないわけです。司法関与がふえていく前提として、児童相談所の職員の方の人数の拡大とか専門性の向上は必須だと思っています。

今お話したような中身は、ある意味大きな話なので、あしたから何ができるというのもあまりないのかもしれませんが、ちょっと細かい話ですけど、私自身も28条の申立書を月曜日ぐらいには書いてくださいと言われて、今日も帰って頑張って書かねばと思っているんですけども、我々出す側が申立書に事件名を書くんですね。通常ですと、「児童福祉法28条に基づく児童の施設入所措置承認申立事件」といったように、条文に即して事件名をつけているのですが、「裁判所の承認に基づく家族支援の一形態として施設入所の承認を求める申立て事件」などと、ちょっと名前を勝手に変えようとか、そういう運動をしようかと思っています。できるところから

そういうことができないかなと。

個人的にはネーミングの問題はとても大事だと思っていて、ネーミングされると、それに行動や思考が支配されて動いてしまう部分があるので、10年間たって、司法が基本的にどういう観点からかわっていくのかというところを見直す、もしくは明

確にしていくということを考えられたらいいかなと思っています。

ざざざっと思っただけでしゃべったみたいな感じですけども、とりあえずこれで私の話を終わらせていただきます。(拍手)

西田 岩佐先生、どうもありがとうございます。それでは、フロアからのご質問ありませんでしょうか。——では、私のほうからよろしいでしょうか。

現場で子どもの治療をしている側にとって、親権の一時停止ができたことで、見相が積極的に子どもを守りやすくなったと思います。去年から案件があって、4月になったら法改正ができるから頑張ろうと言っていました。資料を見させていただくと、随分ふえて、25倍ぐらい、もったですか。そういうふうになってきたときに、先生がおっしゃっているケースワーク機能の後退をもたらさないかという危惧も一方であります。

三重県でも児童相談所の職員が疲弊していて、人員が増えても、なかなかモチベーションが上がらない。早くやめたい、早くかわりたいということで、職員がころころかわりますと、ますます専門性が低くなってしまいます。先生のお考えをもう少し詳しく説明してください。

岩佐 ケースワーク機能を後退させてしまわないのかという点ですが、司法が関与する領域が増えると、「手続が公平にされているか」、「処分をする理由がちゃんと保護者に説明がされているか」、「保護者に証拠は示されているか」、「保護者の言い分を聞く機会が確保されているのか」等そういうところに着目があるわけですね。これは、法律の立場からいうと、ある意味すごくよいことなんですけれども、とらえ方を間違えると、「話さえ聞いておけばいい」「資料さえ見せておけばいい」、つまり、形の上で公平にだけやって、あとは司法にゆだねて、判断してもらえばいいというふうになりかねない。

例えば医療について、子どもさんが医療を受けることができないと、今回親権停止の制度ができたので、それを活用して子どもさんが治療を受けられるようにしやすくなった。これはとてもいいことです。けれども、親権を停止してしまうことになったときに、親御さんがどういう反応をするだろうか、そのときに親御さんにどういう説明の仕方をしていいだろうか、この子の人生の中でどうだとか、今後どういう支援が必要になるのだろうか、といった臨時的なことも当然考えながら司法を利用していかねばならない。

「治療を受けられない」、「親権の停止を申し立てた」、「決定が出た」、「解決」という単純な枠組みではないことは当然です。司法のかかわりは要るんですけども、それだけやっておけば大丈夫みたいになってしまわないかという心配です。

もともと司法の持っている「形式を守って(手続きをふんで)白黒つける」ということだけになってしまわないかという問題とあわせて、いま先生ご指摘の職員の数が少ないのではないかと、専門性が十分確保されていないのではないかと、そういう問題が起こってくると、余計に、ともかく公平にやっておけばいいじゃないかになってしまう。見立て、アセスメントは、力も要るし、あいまいなところもたくさん残ります。しかし、しっかりした見立てやきめ細かな支援を実施していくツールとして、司法を利用しないといけな。

司法はある程度明確ですから、使うのはぜひ使ってくださいと、私はその立場なんですけれども、児童相談所の側にもそれなりに力量がないと、ケースワーク機能の後退まで行くんじゃないか心配ということになります。

西田 ほかにご質問のある方いらっしゃいませんか
でしょうか。

今の先生の意見で思ったことは、児相が親権の
一時停止をしたときに、親が「それではこどもの
将来は全部お任せ」という態度になりはしないか。
児童相談所独自で子育てはできませんよね。いか
にその子どもの育ちを保障できる適切な養育機関
を見つけるかということになると、障害が重篤な
ケースの場合は、児童相談所としてはちょっとび
びる問題がありますよね。子育てをバックアップ
するようなシステムが充実していないと、児童相
談所の対応が困難となり、結局はどんどん子ども
を守るという意志がしぼんでしまうのではない
か。そういう場合の司法の援助というのが、現状
ではほとんどないですね。

岩佐 先に指摘したように、手続きがつぎはぎで、
司法の関与が部分的であるというのが問題ではな
いかと思います。

一定のケースは、裁判所の監督のもとに児童相
談所が支援するみたいな枠組みを作ってしまう
ば、よいのではないかと思います。司法と密接
に連携するからこそ、児童相談所の力量が問われ
るのはさきほどお話ししたとおりです。

西田 ありがとうございます。時間が来ましたの
で、後のディスカッションでまた法律のことはよ
ろしくお願いします。

では、次の方をお願いします。「虐待死亡事例
から見た我が国の虐待対応の課題」、才村純先生、
よろしくお願いします。

◆虐待死亡事例から見た我が国の虐待対応の課題

～社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証結果を踏まえて

才村 純

関西学院大学の才村と申します。よろしくお願
いします。私からは、「虐待死亡事例から見た我が国の
虐待対応の課題」について申し上げたいと思います。

サブタイトルを書いておりますけれども、児童虐
待等要保護事例の検証に関する専門委員会という
のが社会保障審議会児童部会の中に設けられてお
ります。私はこの専門委員会の委員長をさせていただ
いておりますけれども、そういった立場から、虐待
死を踏まえた我が国の虐待対応の課題について申
し上げたいと思います。

1. 専門委員会による検証の仕組み

まず国の検証の仕組みでございます。厚生労働省
は毎年度当初に、全国の都道府県に対しまして虐待
死事案に関する調査票を送っております。調査票が
回収されますと、一つは集計をいたします。これが
国としてのデータベースになっています。調査票だ
けでは、事例の概要とか、対応の経緯とかが詳細に
はわからないということで、特徴的な事例を抱える
自治体を幾つかピックアップしまして個別にヒア

リングを行っております。実際に自治体に向いて
詳しい事情を聞いております。

一つは集計結果による分析、もう一つはヒアリン
グから得た事例の事実確認・分析、もう一つは、死
亡事例が発生しますと、自治体も検証しなくては
いけないことになっておりますので、各自治体の検証
の確認、分析をします。これらを総合して課題整理
をして、提言を行っております。今から、この集計
結果の一部を紹介させていただきます。

2. 死亡事例の概要

(1) 心中以外の虐待死事例

① 対象事例数、児童数の推移

図1は、過去7次にわたって検証対象になった事
例数と児童数の推移です。第1次が平成15年にな
りますが、第1次検証の対象期間は7月から12月ま
での半年になっておりますので、ほかの年に比べま
すと該当事例が少なくなっております。あとはごらん
のとおりですが、ただ注意しないといけないのは第
5次ですね。これにつきましては、図中の下に書い

■ 10周年記念シンポジウムより ■

ておりますけれども、調査期間が平成19年1月1日から平成20年3月31日となっています。ほかは第1次を除けば全部1年であるのに対して、第5次だけは、法律の施行の関係で、調査期間がほかの年よりも3カ月長くなっています。したがって、当然、該当事例数が多くなっています。これを1年に換算しますと、虐待死が61人、心中53人で、大まかな言い方をしますと、いわゆる虐待死が60件ぐらい、心中も60件ぐらい、合わせて年間120件ぐらいの死亡事例が起きていることとなります。

これは第7次報告、つまり平成21年度に把握できた虐待死事例です。49件というのはいわゆる狭義の虐待で、心中事件を外しております。

② 子どもの年齢

0歳が約4割。毎年ほぼ4割と非常に多くなっています。3歳以下で全体の4分の3以上を占めています。

③ 主たる虐待者

主たる虐待者は、図2のとおりです。図3は、死亡事例だけではなくて、児童相談所が受け付けた虐待相談における主たる加害者の割合で、実父母以外が、虐待相談事例よりは虐待死事例のほうが率としては大きい数字になっています。つまり、虐待死の場合は、非血縁が一般相談に比べるとその比率は高くなっているということでもあります。

④ 養育者の状況

実父母がそろっているのが6割、あとは内縁関係とか一人親で、かなり複雑な家庭が多くなっています。経済状況も、市町村民税の非課税が約30%、生活保護が約26%、市町村の均等割のみというのが約26%で、年収500万以上が全体の17.4%ということで、経済的にかなり苦しい状況を抱えた家庭が多くなっております。

⑤ 地域社会との接触

地域社会との接触は、「乏しい」が20%、「ほとんどない」というのが56%と、地域社会との接触が希薄なケースが大半を占めており、「活発」は実に皆無となっております。

⑥ ネグレクトの割合

その年によってかなり開きがあるんですが、第4

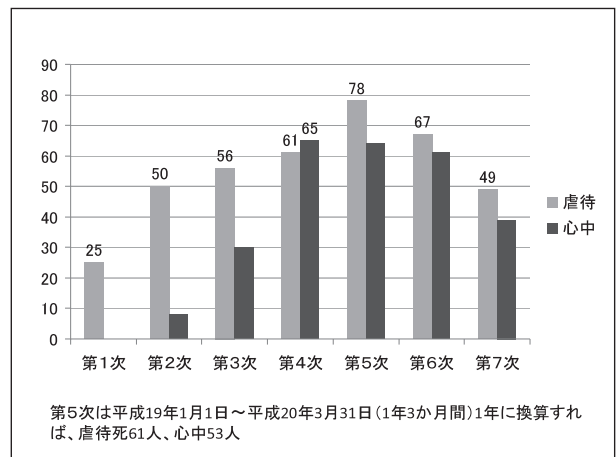


図1 虐待死児童数の推移

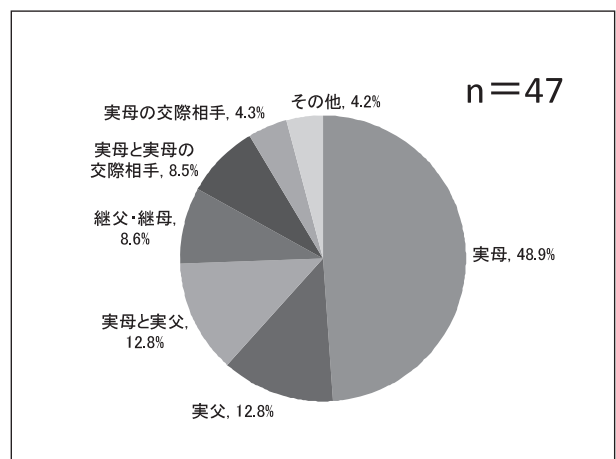


図2 主たる加害者

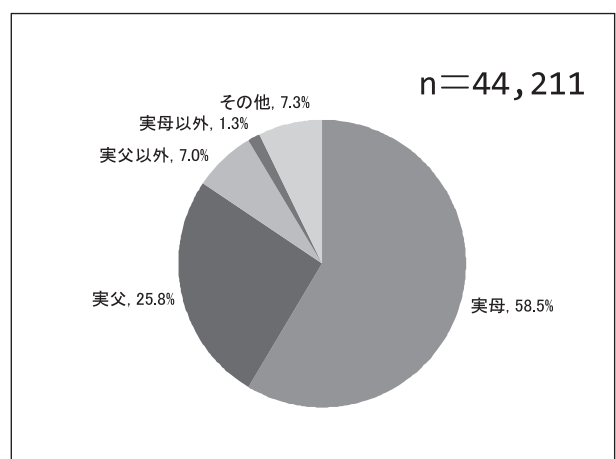


図3 虐待相談における主たる加害者の割合

次や第7次になりますと、約4割近くがネグレクトが原因で死亡しています。一般的には、ネグレクトの場合、身体的虐待に比べてそんなにリスクは高く

ないと言われたりするんですが、これをごらんいただくと、決してそうは言い切れないと思います。

⑦ 加害の動機

加害の動機は幾つかに分けられるんですが、しつけのつもりが16.3%、子どもの存在の拒否・否定が20.1%、泣きやまないことのいら立ちが10.2%、あとはネグレクト、保護の怠慢による死亡が16.3%になります。

亡くなった子どもの年齢とクロスしますと幾つかのパターンがあります。特に、しつけのつもりというのは2歳以上が多くなっています。子どもの存在の拒否・否定は、ほとんどが0日児です。生まれたその日に命を絶たれてしまう。泣きやまないことへのいら立ちは、1歳以上が多くなっています。加害動機も、子どもの年齢によって幾つかのタイプがあると考えられます。

図4は3歳未満と3歳以上で加害の動機を比較しているんですが、今申し上げたように、しつけのつもりというのはいずれも3歳以上です。子どもの存在の拒否・否定は、今申し上げたように0日児がほとんどを占めています。泣きやまないことへのいら立ちは、すべて3歳未満で、3歳以上はゼロであります。

⑧ 妊娠期・周産期の問題

特に顕著なのは望まない妊娠、計画しない妊娠で、これが全体の22.4%を占めています。ここから言えることは、母子健康手帳を交付するときに、多くの自治体では事務の人が事務的に渡しているわけですが、助産師や保健師などの専門職が少し時間をさいて面接をして、その妊産婦がおなかの赤ちゃんのことをどういう思いで受けとめているか気になるということであれば、妊娠時から支援を続けていく。そのことで、0日児については死亡事例を減らすことができるんじゃないかと考えております。

顕著なのは若年妊娠です。特に10代の妊娠が全体の14.3%を占めています。10代については、妊産婦の生年月日を見ればすぐわかるわけですから、かなり意識して支援をしていくというところが非常に大事になろうかと考えます。

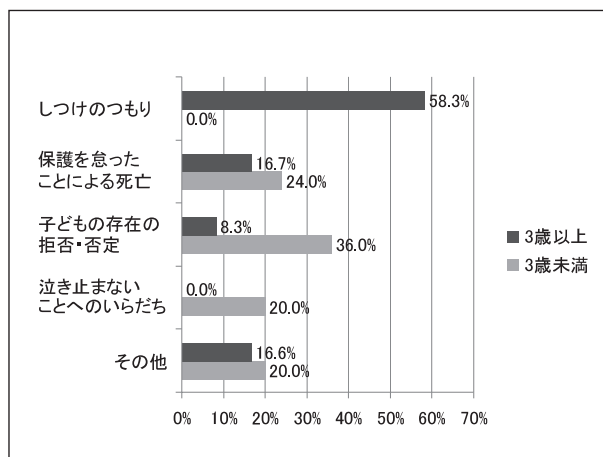


図4 加害の動機（3歳未満と3歳以上）

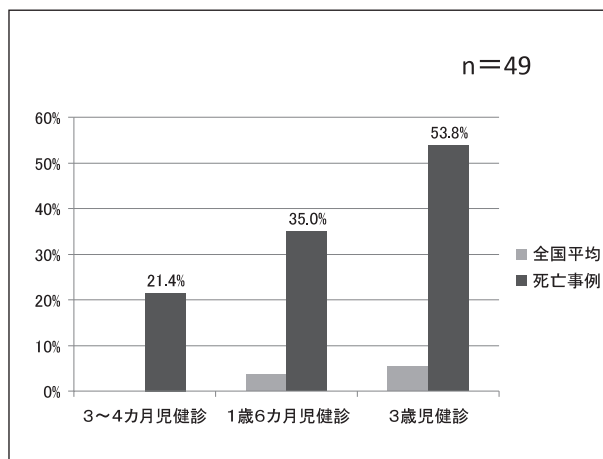


図5 乳幼児健診未受診（年齢的に非該当を除く）

⑨ 乳幼児健診の受診率

図5から乳幼児健診の乳幼児健診の未受診が非常に多くなっていることがわかります。3~4カ月児健診未受診が死亡事例の21.4%を占めており、さらに、1歳6カ月児健診になりますと35.0%、3歳児健診に至っては53.8%で、過半数は3歳児健診を受けていない状況です。左側の部分が全国平均の未受診率です。3~4カ月についてはデータがないのですが、これをごらんいただくと、死亡事例については全国平均に比べて極めて未受診率が高いということになります。ここから言える課題としては、やはり健診に来る人はまだいい。未受診の方に非常に重篤な虐待が隠れている場合が多い。したがって、未受診者へのきちっとしたフォローが極めて重要になると考えられます。

⑩ 関係機関の関与の状況

図6は関係機関の関与の状況を表しています。グラフが錯綜して見づらくて申しわけないんですが、実線は児童相談所が関与して救い切れなかったものです。大まかな見方をしますと、例えば第1次では、児相関与の事例が全体の50%、半分が児相がかかわっています。その後減る傾向にありまして、第7次についてはちょっと比率が上がっておりますが、児相関与の死亡事例は減少傾向にあるのではないかと考えられます。

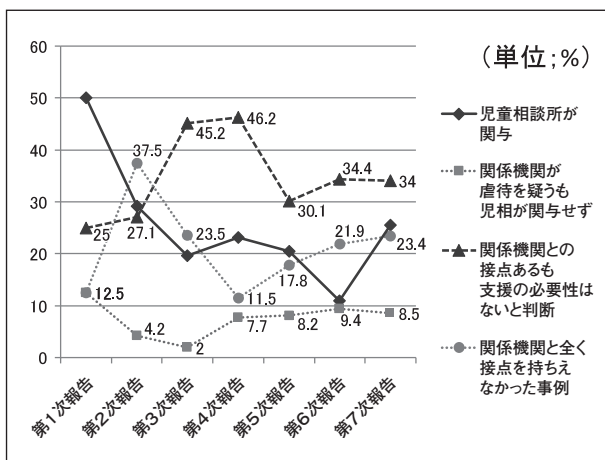


図6 関係機関の関与

それに対して依然高い比率で推移しているのが破線で、関係機関との接点があるも支援の必要性はないと判断しているものです。つまり、保育所に通っていた、ところが、保育所が支援の必要性を見抜けなかった。また、健診に来られていたけれども、保健師が支援の必要性を見抜けなかった。そのことで子どもが死亡してしまいました。そういう事例が高い比率で推移しています。したがって、ここで言えることは、関係機関の人々の虐待なり支援の必要性に対する感度をいかに高めていくか、そのための研修等の機会の充実が課題になると思います。

⑪ 児童相談所の虐待についての認識の有無

虐待の認識があって対応していたというのが16.7%にとどまっています。ちょっと荒っぽい言い方になりますが、これを見ても、児童相談所のアセスメント力が問われているんじゃないかというふうに考えます。

⑫ 要保護児童対策地域協議会（要対協）での協議の有無

当該事例が要対協で協議されたかどうかということでもあります。これをごらんいただくと、「あり」というのはたったの12.8%、約1割強です。したがって、大半が要対協で議論も検討もされていませんでした。要対協で検討していくことがいかに大事であるかということを示していると思います。

⑬ 通告の有無

ほぼ毎年同じような比率ですが、通告ありが19.1%、通告なしが約8割を占めています。したがって、通告が徹底されておれば、多分8割近くの命は失わなくて済んだのではないかと考えられます。いかに通告が大事であるかということでもあります。

以上が第7次報告における虐待死亡事例の概要であります。

(2) 0日児・0カ月児の状況

① 0日児・0カ月児の割合

0日児というのは生まれたその日に命を奪われてしまった事例、0カ月児というのは生後1カ月未満の赤ちゃんですが、第7次報告では、第1次から第7次までの過去7年間の0日児、0カ月児の死亡事例を全部洗い出して分析を行っております。大ざっぱな言い方をしますと、0歳児の約4割ぐらいが0日児、0カ月児の死亡であります。

0日児、0カ月児の死亡数は、どういうわけか第6次が突出して多くなっています。特に0日児、0カ月児を比較しますと、いずれの年も0日児が圧倒的に多くなっています。とりわけ第6次については非常に多いんですね。どうして第6次で突出していたのかちょっとよくわかりませんが、そういう結果になっています。あまりにも多いということで、翌年の第7次では、過去の0日児、0カ月児を洗い出しています。0日児、0カ月児のそれぞれの割合では、9割近くが0日児であります。

② 婚姻関係

0日児と0カ月児で配偶者のある、なしを比較したところ、特に0日児の場合は、配偶者、パートナーなしが約6割で、パートナー、配偶者ありが約4割

にとどまっております。それに対して0カ月児になりますと、9割近くが配偶者、パートナーありということになっています。

③ 母親の年齢

19歳以下と20歳以上で、配偶者、パートナーあり、なしをクロスしたところ、19歳以下では、配偶者、パートナーなしが100%になります。20歳以上になりますと、ほぼ半々になっています。

④ 実母の状況

0日児は望まない妊娠が全体の8割です。それに対して0カ月児になりますと3割にとどまっているということで、0日児の場合、望まない妊娠が突出しています。

⑤ 出産の場所

0カ月児では自宅が2割で、8割が医療機関での出産になっています。それに対して0日児になりますと、7割近くが自宅での出産になっています。自宅以外が17.9%、医療機関がゼロになっています。したがって、0日児はそれ以外の虐待児と少し事情が違うと考えられるので、別の対応も場合によっては考えないといけないと考えます。

⑥ 0日児・0カ月児の死亡を減らすには

特に0日児の対策です。先ほど申し上げたように、若年の未婚の初産婦、19歳以下の方が非常に多いわけですが、こういった方々への対策として、妊娠・出産についての知識不足や相談相手がいないという傾向があります。したがって、自治体が地域保健、医療機関、関連団体等に対して、里親や養子縁組制度についての理解の促進を図り、性や妊娠・出産についての正しい知識の普及に努めるよう要請していくことが大事で、その旨報告書の中でもまとめております。

さらに、小学校、中学校の養護教諭と自治体が連携して命の教育を充実させる。養護教諭による健康相談を充実させる。さらには、無料で相談できる相談機関の設置と周知を図る。こういったことを提言しております。

3. 過去の検証結果を踏まえた虐待対応のポイント

第7次報告では、ヒアリング調査等において明ら

かになった課題を踏まえ、対応のポイントをまとめていますが、本日は具体的にご紹介する時間がありません。ここでは、過去7回にわたる検証から抽出された主な対応のポイントについて申し上げます(図7参照)。

これも当然ですが、必ず家庭訪問をする。子どもには会っているんだけど、結局最後まで家庭訪問がなされていなくて、そのまま死亡したという事例が幾つか見られます。家庭に行けば、その子どもがどういう状況に置かれているか、親の養育態度とか、いろんな手がかりが得られるんですが、事例の中には、家庭訪問がなされていないケースがありました。

- 必ず家庭訪問をする。
- 受傷機転不明の乳幼児のけがは原則保護。
- 保護者の反省の言葉はあてにならない。
- 転居の場合における情報の共有を。
- 望まない妊娠への対応
- 母子健康手帳交付時は、要支援を発見するチャンス(専門職による面接)
- 「見守り」は文書で依頼。
- 健診の場では、子どもの健康状態だけでなく、保護者の生活状態や養育状況も視野に。
- 健診等の場では、他のきょうだいへの目配りを。
- 乳幼児健診を医療機関に委託している場合、母子保健部局との連携が不十分になりがち。
- 複数機関で異なる見地からリスクアセスメントを行うことが重要。
- 機関連携においては、必ず主担機関を明確に。
- 家庭復帰に際しては、必ず地域のセーフティネットの整備を。

図7 対応のポイント(まとめ)

さらに、受傷機転不明の乳幼児の頭部・顔面・頸部のけがは原則保護。これも検証報告書の中に書かれているわけですが、どうしてそのけがが起きたのかわからない。親のほうは、絶対に自分がやったということを認めない。だから、白か黒かはっきりしない事例があります。そういう場合、特に3歳以下については非常に死亡のリスクが高い。3歳以下の頭部、顔面、頸部の受傷機転不明のけがは極めて危険性が高いので、その傷が親の虐待によるものでな

■ 10周年記念シンポジウムより ■

ということが明らかにならない限り保護すべきということが原則となります。

さらには、保護者の反省の言葉は当てにならない。「もう二度としません」と言う親は少なくありませんが、保護者がうそをついているとは思えない。むしろ、二度とそういうことはしたくない。保護者も虐待することで非常にみじめな気持ちになるわけですから、二度とみじめな思いはしたくないという気持ちのあらわれだと思っうんですね。だけど、もうするまいと思っても結局繰り返してしまうのが虐待の特質ですから、保護者の反省の言葉は当てにならない。しかし、過去の虐待死事例を見ますと意外と多い。親が反省しているから様子を見ることにした、その直後に子どもが死亡した事例も見受けられます。

また、転居の場合における情報の共有ですね。援助が行われている途中で他県に転居してしまった。ところが、転入先と転入前の自治体との間で情報の共有が図られていないという事例も見られます。

望まない妊娠。これは先ほど申し上げたとおりです。

母子健康手帳交付時は要支援を発見するチャンスです。専門職による面接が必要というのも先ほど申し上げたとおりです。

例えば乳幼児健診を医療機関に委託している場合、母子保健部局との連携がどうしても不十分になりがちです。

それと、機関連携においては、必ず主担機関を明確にするということです。かかわる機関が多くなればなるほど責任の所在があいまいになってしまい、そもそもそのケースがどっちを向いて走っているのか、なかなかわからなくなるということがあります。したがって、どの機関がこのケースについて最終責任を負うのかというところを明確にすることが求められています。

ところが、実際、どこが主担機関なのかわからない、ましてや、主担機関が全然なくて機能していない、そういう事例も結構見受けられます。だから、機関連携する場合は必ず主担機関を明確にし、その主担機関の指揮といいますか、采配、マネジメント

のもとで機関連携を図っていくということが非常に大事だと考えます。

以上、虐待死事例を踏まえた対応のポイントについて幾つか申し上げました。我々も何年間にわたって虐待死を検証していて、非常にむなしさを感じるの、ほぼ毎年同じような指摘をしなければならないことなんですね。いつも同じことを対応のポイントとして書かざるを得ない。つまり、今申し上げた対応のポイントは、本当に基本中の基本なんですね。ところが、それが現場の中でなかなか定着していない。虐待死亡事例を見ると、いつも基本中の基本が押さえられていなくて、結局同じことを指摘せざるを得ないということがずっと続いています。そういう意味で非常にむなしさを感じているわけです。

4. どうして専門性が定着しないのか

どうしてそういう専門性というものが児童相談所の中で、また市町村の中で定着しないのか。これは、児童相談所、市町村の体制が極めて脆弱であるということが原因と思います。

図8は、相談種別ごとの業務量の推移を表しています。これは、私が所属しております日本子ども家庭総合研究所のチーム研究の結果の一部をまとめたものです。左が1988年度の調査、真ん中が1995年度、右が2004年度の調査です。これはどういう意味かといいますと、心身障害相談1件にかかる業務量を1.0とした場合に、ほかの相談種別ではどの程度の業務量になるか、それを経年的に比較したものです。

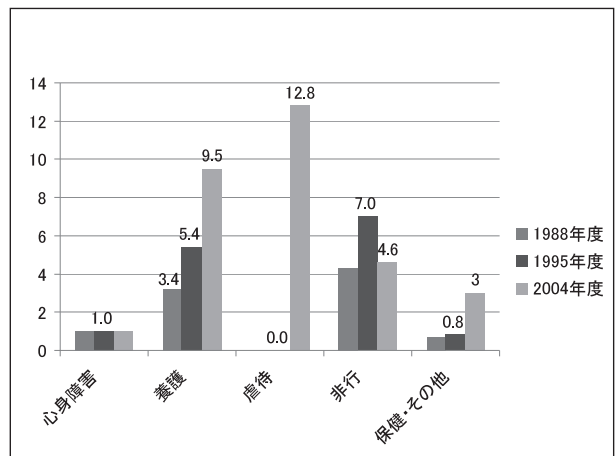


図8 相談種別ごとの業務量の推移：才村他

これをごらんいただくと、例えば1988年度には、心身障害相談1件に1.0時間割いたとすれば、養護相談は3.4ぐらい、3倍ぐらいの時間を割いている。ほかはごらんのとおりです。これは過去の調査にはなかったんですが、2004年度の調査で初めて虐待相談1件にかかる業務量をはじき出しています。同じ1件でも、虐待相談では心身障害相談の実に12.8倍、膨大な業務量を割いているということがわかりました。実は昨年度、第4回目の調査をしまして、現在集計作業を進めているところです。多分、これより増えているだろうという感触であります。

こういう膨大な業務量を必要とする虐待相談が、ここ20年で40倍以上に増えているわけです。それに対して、例えば児童福祉司はどれだけ増えたかという、ちょうど2倍です。この20年で2倍しか増えていない。ということは、年々忙しくなっているということです。個々のケースの対応をもっと丁寧にしたくても対応し切れないことは明らかです。

2003年に、ソーシャルワーカー1人当たりの担当件数について国際比較をしました。調査時点でソーシャルワーカー1人当たり何件のケースを持っているかという調査をしました。例えばカナダのオンタリオ州は、プロテクションワーカーというのが我が国の児童福祉司に相当する職種だと思うのですが、1人当たり18件、アメリカのニューヨーク市は1人当たり12件、イギリスのロンドン市、ハマスミス市が1人当たり20件です。ニュージーランドは30件だけれど、そのうちの養護相談が21件から22件。お隣の韓国のソウルが1人18件。これを見ると、大体20件前後です。

それに対して我が国はどうかというと、2007年の調査では1人107件持っているんです。国によって事情が違うので、単純に比較はできないけれども、それにしても多い。ほかの国では全部虐待を中心に担当しているのに対し、わが国では虐待以外にもあらゆる相談に対応しているわけです。ちなみに、107件のうちで虐待だけでも37件ですから、ほかの国の2倍ぐらい多く持っています。それプラスほかの相談種別も含めてトータル107件持っているということで、国際的に見ても格段に担当件数が多いと

いうことは間違いありません。

その結果、これはデータが古いんですが、亡くなられた高橋重宏先生がなさった調査結果です。MBI（マストラック・バーンアウト尺度）、というストレス尺度で全国の児童福祉司のストレスを把握されています。情緒的消耗感、仕事で消耗し切った感じがするというのが高いというのが51.4%、つまり過半数の児童福祉司は情緒的消耗感が高いという結果が出ています。

脱人格感というのは、あまりにもケースが多いため、個々のクライアントを人格のある存在としてみなさずに、あたかも物であるかのように扱っていると思うときがあるというものです。これを見ていただくと、21.3%の児童福祉司が脱人格感が高いという結果が出ております。

さらに、仕事の個人的達成感は逆に低いというのが72.0%で、ほとんどの児童福祉司は達成感を感じていないという結果が出ています。

こういう中で、制度についてはたびたび改正されて、それはそれで結構なことです。その制度を担う人材が、児童相談所も、児童福祉施設も、市町村も、どこもあっふあっふの状態です。制度を担う人材が疲弊し切っているということでは、その制度そのものも「絵に描いた餅」になってしまいます。だから、我々は検証の中で毎年同じことを指摘せざるを得ない。つまり、組織の中で専門性が発揮できないのは児童相談所の人材——それは量的なものもありますし、質的なものもありますが、人材のあり方に問題があると思います。今日は時間の関係で詳しく申し上げることができませんが、多くの自治体では一般行政職を児童福祉司に任用しており、全員が福祉専門職というのは一部の自治体に限られています。一般行政職の場合、基本的な専門性の問題もさることながら、異動サイクルが短く、組織内で専門性が蓄積されないという致命的な問題があります。いつまでたっても同じような対応上のミスが繰り返される最大の要因といえるでしょう。福祉は人なりと言いますが、人材についてもっと議論して、もっとコストをかけていただきたいと思います。

最後に参考データです。これは社会保障給付費に

■ 10周年記念シンポジウムより ■

占める児童・家庭環境給付費の割合です。平成21年は、社会保障費の総額が約100兆円になっています。そのうち高齢者関係給付費が55兆円で50%ぐらいを占めています。一方で、児童・家庭関係給付費が3兆3000億円で3%にすぎない。しかも、この35年間で、高齢者関係給付費は14倍に膨れ上がってきている。それに対して、児童・家庭関係給付費はほぼ横ばいで推移しています。

ちなみに、社会保障費に占める家族分野への支出

割合の国際比較ですが、ドイツ、スウェーデン、フランスはほぼ1割弱、10%近く、それに対してアメリカは2.5%で低い。日本は3.4%で、ヨーロッパに比べると3分の1ぐらいです。この際、制度を支える人材についてももっとコストをかける必要があるし、これからの人材のあり方について議論していく必要があると思います。

ご清聴いただきまして、ありがとうございました。(拍手)

西田 どうもありがとうございました。ご質問のある方いらっしゃいますか。

質問者1 資料の中の児童の状況ですけど、0日児が67人ですね。7年間で67人と考えてよろしいんですね。

才村 そうです。

質問者1 平均すると1年に9.5人くらい。単純計算すると。

才村 単純計算するとですね。

質問者1 ところが、私が新聞記事で、へその緒がついていたとか、置き去りという検索キーワードで調べると、大体10人以上出てくるんですよ。これは警察庁からいただいたデータでしょうか。

才村 これは全国の都道府県にお聞きしたデータです。これは審議会の中でも議論があって、どこから拾うのか、実際、グレーのケースが結構あるのです。事故なのか、死産なのか、それとも虐待が疑われるのか、どこまでそれを拾っていくのかというのは毎回議論のあるところで、現在も議論がされているところです。したがって、この裏に、おっしゃるように、やっぱりもう少し事例はあるんだろうというふうには考えています。

質問者1 そうですね。親がどういう事情であろうと、子どもが命を失うという面から虐待を考えなきゃいけないものですから。保護責任者遺棄罪を構成しているような、警察が捜索に入るようなケースは全件ピックアップしたほうがいいんじゃないかと思ひまして、警察庁からデータをもらうというお考えはないんでしょうか。

才村 警察庁からのデータも含めて、全件拾うとなると、グレーのケースがある中で、そもそも虐待とは何か、虐待死とはどういうことなのかという根本的な議論にさかのぼる必要があると思うのですが、どこまでそれを虐待の疑いということ考えていくのかというのは非常に悩ましい問題だと思います。これは引き続き専門委員会の中で議論をしたいと思います。

質問者1 とりあえずこのデータの出どころについてお聞きしました。どうもご解説ありがとうございました。

西田 ほかにありますでしょうか。

質問者2 たくさん質問があるんですけど、また後で質問の時間があるんですよ。第6次と第7次を見ますと、第6次では亡くなった方は22人ですか。

才村 0日児が22人ですね。

質問者2 そして、第7次は6人と急に減っているんですけど、これはどうして減ったんですか。減らすことができたんですか。

才村 これは先ほども申し上げたように、第7次が減ったのか、それとも第6次が突出して多いのか、そこはちょっとわからないですね。

質問者2 もしこれくらい減ったとするならば、減らすことができるというのであるならば、すごく重要ですよ。これ、知る必要がありますね。

才村 一つ考えられるのは、第7次は減ったとも考えられるんですね。それは、法改正で、要保護児童対策地域協議会の対象が従来は要保護児童だったのが、要支援児童や特定妊婦にまで拡げられて、

そのために、周産期、妊娠期から関係機関が連携して当たるようになった。その結果というふうにも考えられると思うんですが、断定はできません。

質問者 2 第7次というのは何年度ですか。

才村 第7次は平成21年ですね。

質問者 2 そうすると、2年ぐらいたっているわけですから、そのことにもっと注目して、なぜそうなったかと究明すべきじゃないですかね。今のお話は恐らく推測でしょうね。

才村 そうですね。

質問者 2 これはものすごく大事なことじゃないかと思ってね。これだけが唯一希望が持てる報告で、あとは皆大変なことばかりで。それが一つと、もう一つ、話しの中に代理によるミュンヒハウゼン症候群というのがありますね。これについてさっき何かご説明ありましたか。

才村 今は時間の関係で申し上げなかったです。

質問者 2 これも大変なことなんですね。臨床に携わっている者にとっては大変な問題なんですよ。数字を、もしわかるようなことがありましたら。

才村 そうですね。これはちょっと消えてしまっていますかね。

質問者 2 これとして診断されるということは例

外なんですよ。実際はものすごい数があるはずなんです。これをどういうふうに扱うかということは、端的にものすごい問題だと思うんです。これはちょっと指摘だけです。

才村 ありがとうございます。

西田 すみません、時間が押していますので、後ろでもう一人手を挙げています。

質問者 3 すばらしい講演をありがとうございます。最後に表示されているスライドについて、家族分野の支出ということなんですが、この家族分野の支出というのは具体的にどのようなものが含まれているのでしょうか。

才村 社会保障という枠の中の児童・家庭関係給付費ですから、児童手当や育児休業給付費などのほか、保育とか、社会的養護とかなどの児童福祉サービスに係るものというふうに考えています。

質問者 3 わかりました。ありがとうございます。

西田 才村先生、どうもありがとうございました。では、次のシンポジストの方をお願いします。市区町村の立場から、塚根智子先生、よろしくお願いします。ディスカッションの時間もありますので、そのときにまたぜひ活発なご意見を下さい。

◆市町村の立場から

塚根 智子

倉吉市の塚根と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私は、市町村の立場から、子育て支援として取り組んでいる内容を発表させていただきたいと思えます。参考にしていただけましたら幸いです。

1. 倉吉市の児童に関する状況

倉吉市は鳥取県の中央部にございます。鳥取県は人口が60万弱で、東部、中部、西部と三つの保健福祉の圏域に分かれております。倉吉市を含む中部圏域は、1市4町で大体11万2000人ぐらいの人口がございまして、本市はその中の中心市としての役割を担っています。

人口が約5万人、児童数は8000人弱、就学前児童が約2500人です。年間出生数は大体450人程度、保育所は26カ所、幼稚園が3カ所で両方の定員を合わせますと、就学前児童をほとんどカバーできる状況になっており、待機児童はございません。倉吉市は共働きで子育てをする家庭が多く、以前から保育行政に力を入れてきた経緯があります。ただ、近年、入所児童が低年齢化し、年間150人ぐらいの0歳児の中途入所があるんですけども、特に年度後半の保育士の確保が難しくなってきました。

児童に関わる施設は、ほかに、子育て支援センター、児童館、児童センター等々がございます。

教育関係については上記のような状態です。いろ

■ 10周年記念シンポジウムより ■

いろいろな機関や施設がある程度本市に設置をされています。

乳幼児健診は、6カ月、1歳6カ月、3歳児健診とございますけれども、受診率は98%程度です。未受診のお子さんは大体10人未満ですけれども、何とか所在を確認するように、保健師が夜出かけていたり、保育園、幼稚園などで子どもの状況を確認したりといった努力をしています。

本市の乳幼児健診の特徴としましては、1歳6カ月と3歳児健診に行動面の問診項目を追加しているということ、それから、5歳児の発達相談に教育委員会の指導主事が加わって就学へ向けた相談等を行っていることがあげられると思います。

新生児訪問につきましても98%程度で大体同じような状況です。新生児訪問後、3～4カ月のころに、こんにちは赤ちゃん事業として保育士が全世帯を訪問します。その際、支援が必要になりそうなケースにつきましても、子育て支援センターや公立保育園の園長等で作るチームの保育士がお伺いします。支援が必要な方には養育支援訪問事業で対応しているところです。

市の担当課としましては、母子保健を保健センター、私どもの子ども家庭課で、子どもや子育てに関わる事業をほとんど行っております。18歳以上の障害のある方たちは福祉課、ほかに教育委員会と、子どもや子育てに関わる部署で連携をとっています。障害関係のコーディネーターに保健師を配置してバトンタッチをしているのが本市の特徴かと思えます。

■ 子ども家庭課職員配置

(平成19年4月設置)

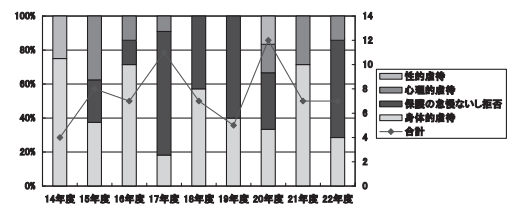
- ・課長(子育て総合支援センター所長兼務) 1人
- ・家庭支援係(家庭児童相談室) 8人
係長1、社会福祉主事1、保健師2、事務職1・・・正職員
家庭児童相談員(婦人相談員兼務 心理職)1、母子自立支援員1
・・・非常勤嘱託職員
- ・子育て支援係 7人
係長1、事務職4、栄養士1・・・正職員
事務補助1・・・臨時職員

子ども家庭課の職員配置です。家庭支援係が家庭児童相談室の機能を持っておりまして、要対協の事務局を持っています。保育所等からの気になる子どもの相談が大変多くて、今年度保健師を1名増員しました。

2. 児童虐待の状況

次に、本市の児童虐待の相談対応件数です。児童相談所で認定したものですけれども、毎年5件から9件程度の新規の虐待件数がございます。ちなみに、23年度は子どもの数としては6件、家庭数としては4件という状況でした。

■ 児童虐待の内容別相談件数

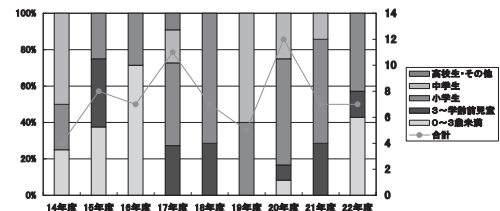


年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
身体的虐待	3	3	5	2	4	2	4	5	2
保護の怠慢ないし拒否	0	2	1	8	3	3	4	0	4
心理的虐待	0	3	1	1	0	0	2	2	1
性的虐待	1	0	0	0	0	0	2	0	0
合計	4	8	7	11	7	5	12	7	7

こちらは虐待の種類別の相談件数です。

こちらは主たる虐待者です。実母が50%から60%と最も多く、その次に多いのが実父です。実母と実父がほとんどで、両親に対する丁寧な支援が必要だと考えるところです。

■ 被虐待児童の年齢構成



年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
0～3歳未満	1	3	5	0	0	0	1	0	3
3～学齢前児童	0	3	0	3	2	0	1	2	1
小学生	1	2	2	5	5	2	7	4	3
中学生	2	0	0	2	0	3	3	1	0
高校生・その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	4	8	7	11	7	5	12	7	7

虐待児の年齢構成です。倉吉市は、小学生が一番

多く、3歳未満を中心とした乳幼児の数が少ないのが特徴かと思えます。22年度に数が多くなっていますけれども、この世帯は私どもがかかわっていたケースです。ネグレクトがエスカレートしたケースや通告の入った身体的虐待のケースで施設入所の措置をされています。

■要保護児童対策地域協議会 (平成23年度)	
・代表者会議 (周辺町と合同開催)	1回
・実務者会議	3回
・個別支援会議	64回

平成23年度の要対協の実施件数です。代表者会議は周辺町と合同で1回開いています。実務者会議は年3回、児童相談所と全ケースの進捗状況等情報共有をしています。個別支援会議は64回。要対協は、支援会議を開く中で存在が認識され出して、この2～3年で件数がふえてまいりました。

■要保護児童対策地域協議会でケース管理している児童数等					
年 度	H19	H20	H21	H22	H23
家庭数	11	13	19	34	54
児童数	27	29	39	76	119

児童相談所ケース管理数(H23)
 家庭数 36(施設入所28、在宅8)
 児童数 52(施設入所43、在宅9)

こちらは要対協でケース管理をしている児童数です。年々、家庭数も児童数もふえています。20年度の後半ぐらいから要対協の動きが少しずつ広がってきたところで、関係者が情報共有や何とか対応策を見出そうとする体制が出来つつあるといった状況です。

ほかに児童相談所の担当ケースとして、平成23年度に、施設入所を中心として36世帯の家庭数がございます。

これは、要対協でケース管理をしている子どもと保護者の状況です。23年度はまだ出していなくて、22年度のもので。

■要保護児童対策地域協議会でケース管理している児童及び保護者の状況 (平成22年度)						
保護者 (34世帯中)	母子世帯 (独特の価値観、こだわり、キレやすい等) 19	母が外国人	母が知的障がいあり	母が疾病(うつを含む)あり	母に児童虐待の履歴あり	計 28 (82.3%)
児童 (76人中)	不登校(傾向含む)	知的障がいあり	発達障がい(傾向含む)あり	重度の身体障がいあり	引きこもり	計 23 (30.2%)

内、保護者・児童の双方に特性のある世帯 10

まず保護者の状況です。34世帯のうち母子世帯が19世帯。ただ、母子世帯といいましても、独特の価値観ですとかこだわりの強さ、キレやすいといった特徴を持たれたお母さんたちです。発達障害とよく似た特性のある方もございますけれども、育てられた環境が影響している場合もあるのではないかと思います。お母さんが外国人の方が2人、お母さんに知的障害がある1人、お母さんが疾病、特に精神が多いんですけれども、うつを含んで5人いらっしゃいます。それから、児童虐待の履歴のある方が1人ということで、34世帯のうちの28世帯、82.3%は、保護者の方に何らかの支援が必要な状況にあります。

それから、児童76人の状況です。不登校が4人、知的障害があるお子さんが10人、傾向も含まれますけれども発達障害が7人、重度の身体障害1人、引きこもり1人といった状況で、76人中の23人、30%がいわゆる育てにくいお子さんといえるかと思えます。

34世帯のうち、保護者、児童の双方に何がしかの支援が必要な世帯が10世帯、大体3分の1という状況になっています。

母子世帯など母親に対する支援や、特別な支援の必要な子どもに対する適切な手立てや子育てへの

■ 10周年記念シンポジウムより ■

支援を行い、虐待を防いでいくことが大切だと考えています。

■健診(1歳6か月・3歳児健診)、5歳児発達相談において要観察、要指導、要治療等の異常があった年長児童(入学に際し、配慮や見守りの必要な児童数)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
人 数	38	75	80	106	149
内、就学指導委員会審査人数	11	17	15	14	14
対象児童数	460	444	427	414	437

●行動面の問診項目の追加 平成17年度 3歳児健診
平成18年度 1歳6か月児健診
●5歳児発達相談の開始 平成16年度

これは、1歳6カ月、3歳児健診、それから5歳児の発達相談で、行動や発達に気になる所見があり、小学校入学に際し、配慮や見守りの必要な児童の数です。だんだんふえている状況をごらんいただけるかと思います。

3. 子育て支援の取り組み

■本市の子育て支援の取り組み

- ・倉吉市次世代育成支援行動計画(平成17年度～26年度)
平成16年度 策定
- ・発達障がい支援体制整備の取り組み
平成16年度 発達障がい者支援センターの市内設置
保育所での取り組みを開始
平成17年度 窓口(コーディネーター)に保健師を配置
発達障がい支援体制整備検討委員会の設置
H17～18県モデル事業、H19～21国モデル事業の実施
- ・要保護児童対策地域協議会の取り組み
平成17年度 代表者会議の設置
平成18年度 実務者会議の設置

本市の子育て支援の取り組みです。どこの市町村もそうですけれども、平成16年度に次世代育成支援行動計画を立てています。このときに、子どもや子育てに関わる課題を話し合い、必要な施策について、まずは前半の5年間の計画を立て、現在、後期計画の実施に取り組んでいます。

(1) 発達障害支援体制整備の取り組み等を通して見えてきた課題

倉吉市の特徴として、平成16年度から始めた発達障害の支援体制整備の取り組みから得たものが、子育て支援を考えるうえでのベースになっています。平成16年度に、発達障害者支援センターが市内に県立県営で設置されまして、センターの助言を受け、保育園での取り組みを開始いたしました。そして、平成17年度から、コーディネーターに保健師を配置して取り組みを進めてきた経緯がございます。

要対協につきましては、17年度に代表者会議を設置し、18年度に実務者会議を設置して、今に至っています。

発達障害の支援体制整備につきましては、取り組みの柱を、早期発見から生涯を通した支援体制の整備としました。保護者の方たちをはじめ、施設や関係機関などいろんな人たちで話し合いをしながら進めてきたんですけれども、この柱を立てるときに、お母さんたちが一番困っているとおっしゃったのが、支援が引き継がれなくて人によって対応が異なること、職員の力量に差があることでした。せっかく保育園で頑張って子どもを支援してもらっていたのが、小学校に入ったら途切れてしまう、保育園でも小学校でも担任がかわって対応が変わると子どもが混乱してしまう、これを何とかしてほしいということが課題として出されました。

そのようなわけで、年齢を経てつなぐタテの支援ネットワークと、ライフステージごとのヨコのネットワークづくりを柱として、取り組みを進めてまいりました。その中で基本としてきたことは、当事者も含め一緒に考えて一緒に行くということ、そして、システムづくりと人材育成です。形だけのシステムがあっても、そこに働く人たちの質が伴わないと本当のシステムになりません。そのため、人材育成を中心にして事業に取り組んでまいりました。

気づきの手がかりとして1歳6か月児健診と3歳児健診に行動面の問診項目を追加し、様々な機関や機能を連携させ支援の流れを作り、研修事業に力を入れてきました。大事なこととしては、組織として取り組むことです。

このように、私たちが、発達障害の支援体制整備の取り組みや児童虐待に至る家庭の状況等を通して、子どもの実態を目の当たりにし、子どもが育つことについて学んだことは大きく、危機感を持って、今の取り組みを進めてきた経緯がございます。

まず、発達や行動面で気になる子どもが大変多いということです。感情のコントロール、行動のコントロールができにくい、それから、人との関係づくり、コミュニケーションといったものが育っていない。そういう気になる子どもが大変多いというのが、データとしても、子どもの実態としても出てきたということがございます。

保育園のベテランの保育士さんたちが、ずっと以前の子どもたちだったら、年長児童は30人いても40人いても1人の保育士で見ることができたけれども、今の子どもたちは20人でもしんどいときがある、そういう現場の声を聞く機会が多くあります。この状況が学齢期やその後につながっていくことになります。

併せて、気になる親御さんたちが本当に多いということです。この状況に、これは行政課題だと感じました。次世代を育成していくことの大切さ、つまり、次の世代をつくっていく子どもたち、大人になって次世代を生み出していく、親になっていく子どもたちを育てていくことの大切さ、次世代育成の取り組みの必要性を感じましたことと、保護者や家族への支援の大切さに気づき、その取り組みを進めてまいりました。

1歳6カ月児健診で3人に1人は発達が気になり、経過観察を要するという状況に、この要因として、仮にハンディのあるお子さんが10%程度とみなしますと、あとの20%は何なんだろうと考えたとき、妊娠中から始まると思いますが、0歳の親子のキャッチボール、愛着関係とか、育てられ方とか、様々な視点で子どもたちが育っていく環境をつくっていく必要性を強く感じました。

三つの柱として課題を絞っています。

まず子どもの課題です。環境的な要因、それから内的な要因はどうかということ。

それから支援者の課題です。どこの市町村にもい

る保育士や学校の教諭、保健師といった専門職の力量、そして専門機関を含め専門職同士、地域の方と一緒にネットワーク、それをつなぐコーディネート機能はどうなんだろうということ。それから、行政等の組織にかかわる体制として、課が変わるとつながりがなくなってしまうという縦割り行政。そして、最大の課題が人事異動です。

それから、保護者、家庭の課題です。親御さん自身のハンディ等による育児能力の問題、核家族化や少子化等いろんな背景からくる育児知識の不足とか方法の未熟さの問題、家庭環境として、貧困、家族関係、外国籍等で文化が違う方たち、保護者や家族の孤立といった課題が浮かび上がってまいりました。

そんな中で、3本の柱に分けて取り組みを進めてまいりました。

(2) 子どもに対する取り組み

まず、子ども自身の成長発達を促していくということです。先ほど申し上げたように、倉吉市は保育園に入れられる人数が大変多い。3歳になれば、ほとんどの子どもさんが保育園か幼稚園に入っています。0歳で17%、1歳で58%、2歳では76%です。

保育園で、感覚運動や遊びによって子どもの体そのものを育てる取り組み、基本的な生活習慣、食育の取り組みを行い、家庭に対する啓発も行っているところです。

それから、子ども自身のコミュニケーションの力とか関係づくりといったものへの取り組み、ハンディがある等個別の配慮や支援の必要なお子さんには、その子に応じた手立てを行うよう努めています。特に、要対協で支援をしている子どもの3人に1人ぐらいはハンディがあるという状況があるんですけれども、保護者の方や保育士、幼稚園の先生方に子どもの特性を理解した関わり方を身につけてもらうこと。そうして、子どもたちに二次障害を起こさせることなく社会の中で生活していける力をつけてもらうことができると考えながらやっているところです。

子どもたちや子どもたちを取り巻く方たちへの

様々な取り組みをしてまいりましたが、荒れている学校など、何か気持ちの満たされないいらした子どもの姿が気になりました。先ほど才村先生の報告の中にもございましたけれども、若年の母子といったような、家庭的に不安定でいろんな課題を抱えた家庭では、子ども自身がどうしても何か満たされない姿が見受けられるところがありました。

そんな中で、子ども自身の心を癒すような、内面から満たされていくようなことはできないかと考え、市独自に、赤ちゃん和小中学生とのふれあい事業に取り組みました。これは21年度から始めています。NPO法人がやっている赤ちゃん登校日というのがありますが、これと並行して市独自でやっています。

子どもへの取り組みにつきましては、子どもの時代、特に乳幼児期に、周りの大人との愛着関係を築き、自分のことを大切にしてもらっているという大人への信頼感や自己肯定感、自尊感情を育てることを大切にしたいと思っています。そして周囲との関係づくりです。異質なものを受け入れ、異なる要求との折り合いをつけ、協力して取り組んでいく力を育てていきたいと考え取り組んでいるところです。

(3) 支援者に対する取り組み

それから、支援者の育成、組織体制の整備です。まず、現場の職員に対する研修ですが、集合研修と個別に入る巡回相談や現場研修といった組み立てで行ってきているところです。

集合研修としましては、発達とか個別の課題に対する理解、感覚運動を中心とした運動や遊び、応用行動分析、視覚支援等構造化による環境調整などいろいろな研修を行ってまいりました。巡回相談は、集合研修で言語を共有化した後に、保育園や幼稚園に入って、個別の子どもに合わせた対応を検討していきます。素晴らしいスーパーバイザーに恵まれ、随分子どもたちが変わっていく姿が認められました。

以前は、騒々しく落ち着きのなかった保育園が、数年たったときには、こんなに楽しいいいんだろうかと保育士が驚くほど穏やかに落ちついていく。そ

ういう実践事例もたくさん出てきて、うれしく思いました。

それから、児童や保護者に対する基本的な視点です。ともすれば、保育士でも、学校の先生方も、保健師もそうですが、指導している、私たちが教えてあげているという感覚になりがちです。そうではなくて、お母さんたちよく頑張っているよねと、まずは支持から始めるということ。本当に困っているのは子どもだという視点で、自分の保育や教育を見直してみようということを進めてまいりました。

それから、相談窓口とかコーディネート機能の整備です。先ほど申し上げたように、障害担当の保健師を配置して、小学校から中学校にかけては教育委員会の指導主事と協力して、4課の担当者が年間を通して連携をとりながら進めています。

支援のネットワーク化を図るための支援会議とか関係者の事業検討会、一つの事業を検討するのに、一つの課では検討しません。例えば乳幼児健診をどうするのかといったときに、母子保健の担当だけではなく、子ども家庭課の保健師とか、発達障害者支援センターの職員の方とか、いろいろな人たちが集まって話し合ってきました。

あとは、一緒に事業をしていくとか、合同の研修を企画して、例えば学校の先生たちと保育士が一緒に一つの研修を受ける。行動分析などはそういう形に持っていきました。中学校区の研修会として、事例検討などいろいろな事業所の方たちが集まってくれるようなものも行っています。

(4) 保護者に対する取り組み

保護者の方への支援ですが、まずは必要な社会資源や施策をつくっていくということです。そして、いろいろな制度の隙間を埋めるといいますか、保育士と保健師が協力をして、乳幼児健診の後のフォローとして子育て教室を開催したり通所指導教室に取り組んだり、親支援プログラムとして、NPプログラム、ベビープログラム、ペアレントトレーニング等一つ一つ必要に応じて取り組んでまいりました。

その支援が届く仕組みづくりとして、まずは相談窓口を設け、保育園や幼稚園、子育て支援センター

や児童センターの職員や地域の民生児童委員さんたちと連携し、支援の必要な子どもや家庭への支援に取り組んでまいりました。

それから、子育ての知識、技術の習得に向けて、保育士とか保健師を通じて、お母さん、お父さんたちに、こんなふうにしたらうまくいくよということ伝えていくとか、いろんな親支援プログラムを活用して取り組んでまいりました。

一番大切なのは孤立化させないということです。子育て支援センター、保育園などお出かけ型に合わせて、訪問型の事業を活用しながら取り組みを進めています。

(5) 子育て支援センターの取り組み

もう一つ私たちの子育て支援の大きな柱として、子育て支援センターの取り組みがございます。倉吉市には、センター型が1カ所と、その他が3カ所ございます。センター型は19年5月に設置をしましたが、それまでに6カ所から7カ所あった小規模型の支援センターを再編してこのような形にしています。

大切にしていることは、笑顔で出迎え笑顔で送る、ここに来たらほっとできる、一人ぼっちにしない、人同士をつなげるといったことです。初めておいでになった方や一人でおられる方には、必ず職員が声をかけ、お話の出来そうな方同士をつなげていきます。

番号	内 容
1	発達に関すること（言葉の遅れ、運動発達の遅れ、首が据わらないなど）
2	子どもとの関わり方について（遊び、排泄、夜泣き、やんちゃ、しつけなど）
3	食事に関すること（食べない、偏食、離乳食は何をあげればいいのかなど）
4	おっぱいに関すること（授乳方法、飲まない、卒乳の方法、おっぱいが痛いなど）
5	身体発育に関すること（体重が増えない、身長が伸びない、歯のこと、予防接種など）
6	病気に関すること（アトピー、風邪、湿疹、便秘、下痢、発熱など）
7	母親父親自身の悩みに関すること（妊娠出産、イライラ、人間関係、精神的不安など）
8	子育て支援センターの事業の概要（事業内容、利用方法など）
9	サークルの育成、支援（活動の相談、活動補助金申請など）
10	保育園、幼稚園等での一時あずかりの照会（利用方法、施設状況など）
11	保育園、幼稚園、学校関係に関すること（友だち、先生との関係など）
12	育児用品の購入の照会（掲示板の利用、連絡調整など）
13	その他（医療機関、健診、講師照会など）

これは、子育て支援センターの相談内容を分類したものです。

子どもとのかかわり方がわからないという相談が一番多くなっています。続いて食べ物に関する事、それから、家族関係、いろいろ、ストレスなどの悩みの相談、子どもの発達についての相談といったものがほとんどを占めています。

私たちは子育て支援センターの事業を通して、多くのことを勉強させてもらったと感じています。センター型を始めたころ、私たちは、子どものことを代弁しよう、子どものことをお母さんやお父さんたちに知ってもらおうという気持ちで取り組んでいたんですけども、お母さんたちの姿を見ながら、少し違うんじゃないかと考えるようになりました。

鳥取県はまだそれでも核家族が少ないというか、同居世帯が多いと思うんですけども、働いて子育てをすることが当たり前になっていますので、「あなたはいいよね、おうちで赤ちゃんを見ていられて」といったニュアンスが言葉の端々に感じられて大変つらい。くたびれて帰ってくる夫にいろんな話をしようと思っても、「おまえがそうやって見てるんだからいいじゃないか」というふうなことを言われてしまう。そういう状況の中で、お母さんたちの中には、家族に子育てを頼めなかったり、相談できなかったりという状況があります。

おしゅうとめさんたちの世代の意見を聞きますと、若い人たちが私たちの言うことを受け入れてくれないという声が大変多く聞かれます。若いお母さんたちが子どもにどうかかわっていいのかわからないけれども、親世代から子育ての技術や支援をうまく引き出せないといった状況がうかがえますし、お母さん自身が孤立化していたり、家族の中でも孤独な状況にあるといった実態がだんだん見えてきました。

相談事業で見えてきたものは、そのような親御さんの状況の中で親支援をすることは、赤ちゃんのためにこうしてほしいということではなくて、こうしてほしいということ伝えるときに、親御さんの気持ちにゆとりがないと逆効果になってしまうということです。親御さんの中に、余裕といますか、子育てに対して楽しい気持ちをつくっていく、そういうことを保障していくことの大切さに行き当た

りました。

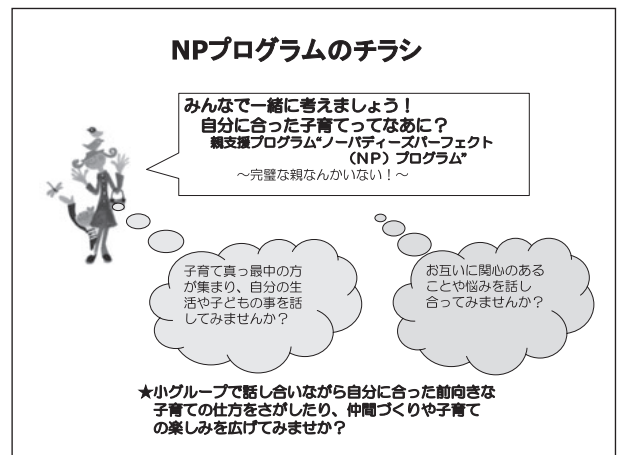
子育て総合支援センターでの取り組みです。現在やっていることは、毎日の親子のふれあい遊びを中心としたミニプログラム、親支援セミナーとして、3～4カ月の初めて赤ちゃんを育てる方たちを対象としたベビープログラム、6カ月から1歳6カ月児の保護者の方を対象としたペアレントおひさま講座、1歳以上の就学前のお子さんを育てておられる方を対象とした8回シリーズのNPプログラムといったものを中心としています。昨年初めて祖父母プログラムも行いました。

それから、こんにちは赤ちゃん事業のコーディネート機能を子育て総合支援センターが担っています。

それから、妊娠中の両親学級で、6回中3回は子育て総合支援センターで実施しています。先輩のお母さんに直接話を聞いたり、赤ちゃんをだっこさせてもらったりして、参加者から、赤ちゃんが生まれてくるのが楽しみになりましたという声が聞かれます。

他にも、乳幼児健診会場での親子遊びとか、赤ちゃん和小中学生とのふれあい事業を、中学校区単位で学校や児童センターなどと協力して進めています。赤ちゃん和小中学生とのふれあい事業をやったわかったんですけども、どの学校でも中学生や小学生の情緒が安定していくと報告を受けましたが、予期していなかったのが、お母さんたちへの効果でした。自分の子どもが大事にされたり、人見知りによって母としての自信が持てたり、ふだんは教えられる立場が小学生や中学生に赤ちゃんのことを教える立場になったり、お母さんたちにとってとても楽しい時間となりエンパワーメントされるという効果がありました。

これはNPプログラムのチラシです。ペアレントおひさま講座は、6カ月から1歳6カ月のお子さんの親御さんを対象として4回シリーズで行いますが、倉吉市の保護者の方たちに対するプログラムは大体これを基本にしています。NPなどを参考に、まずは親御さん同士が知り合ってもらうこと、それから褒めること。褒めることで家族や周囲との関係



がとてもよくなります。

なぜ6カ月から1歳6カ月までを対象にしたのかといいますと、6カ月児健診の次は1歳6カ月児健診になってしまいます。その間に、こんなふう子どもは変わっていくんだよと事前に子どものことを知ってもらうこととあわせて、親子遊びも取り入れています。また、1歳6カ月で動きが多くなると、制止が多くなり、子どもを褒めたりすることは難しくなりますので、まず寝ている赤ちゃんを褒めること、それから、家族や周囲の人たちを褒めることを実践してもらいます。4回目は、音楽療法でお母さん自身も癒してもらうプログラムにしています。

プログラムを通して、お母さんに「あなたが大切な人」だと伝えること、そして、「あなたの赤ちゃんにとって、あなたが大切な人」であることを伝えたいと思っています。子育て支援センターの事業は、すべてこのことを基本として実施しています。

その他の事業として、昨年度から、加配保育士を配置している保育所の4歳から6歳の子どもを中心として、親子で保育士と一緒に通所してもらって、子どもの特性をきちっと理解していただくといったプログラムを始めました。これは週1回で、現在6人ぐらいのお子さんが通っていらっしゃるようです。

同じく昨年度から始めたのが子どもへの具体的ななかかわり方を学んでもらうペアレントトレーニング、子育て教室です。「上手に子どもを観察して、褒め上手になろう」と、行動分析の考え方を基本としたもので、一般の方向けには3回シリーズで、保

健センターと保育園で実施しました。2歳から4歳の子どもの保護者を対象として、保育園では2歳児クラスの保護者を対象として実施しました。特別な支援の必要なお子さんを育てておられる方向けには、通所指導教室においてになる方を対象として8回シリーズで行いました。保育園や指導教室でのフォローが成果を分ける大変重要な要素です。

(6) 取り組みの基本

■ 取り組みの基本

- 共に考え、共に行う
1日は24時間、365日、そして何十年・・・
様々な視点、たくさんの人と手をつなぐ
 - システムと人
職員の資質の向上を図る研修の実施
どの自治体にもいる専門職・・・保健師・保育士・教諭
 - つながりをつくる
人・組織・機能・地域一点から面へ、まちづくりにつながる
言語の共有化
まずは、現場とともに行政内部で手をつなぐ
課題を共有し、方向性を見出し、役割りを持ってともに事業を推進する
一施策や事業への展開
- ※自己肯定感、自尊心は、子どもにも、親にも、そして、支援者にも・・・
孤立化させてはならない

本市の取り組みの基本です。先ほどからずっとお話をさせていただいているんですけども、さまざまな人たちが一緒に考えるということを中心にやってまいりました。1日は24時間、それが365日、何十年と続いていきます。一つの事象や一人の子ども、一つの家族を見ていくときに、さまざまな視点で見ていく必要があります。そこにかかわるたくさんの人と手をつないでいくことが大切です。

そして、市として力を入れてきたのが、保健師、保育士、教員に対する研修です。学校の先生は別として、どの自治体にもいる専門職は保健師と保育士だと思います。保健師は赤ちゃんから高齢者に至るまで市民にとって伴走者だと思います。そして、保育士は毎日毎日、多くの子どもたちと長い時間過ごし、そのご家族に接します。この方たちがいろんなスキルを身につけて子どもや家族を支援していくことの大切さを感じて、取り組みを行ってまいりました。

それから、つながりをつくるということです。親御さん同士のつながりもそうですが、人と人とのつ

ながり、組織と組織、保健と保育と教育とか機能をつないでいく。そして、専門職と地域がつながっていく。点を線に、面にして、ネットワークをつくっていくことが必要だと思います。

そのために大事なことは、関係する人たちが言葉を共有するということです。そのために研修がごいます。同じ言葉を同じようにイメージできない人たちが集まっても、支援はうまくいきません。かかわる保育士、保健師、学校の先生とか、いろんな職種の人たちが集まる中で言語を共有化していく。例えば、今はそんなことはありませんけれども、私が20数年前に巡回相談を始めたときには、「自閉的な傾向」と言ったときに、ドクターの方たちは、コミュニケーションがうまくできないとか、自閉症の特徴そのものを思い浮かべるのですけれども、学校の先生や保育士さんたちは、内向的な子どもといったようなイメージを抱くということがございました。今は決してそんなことはないと思いますけれども、これはだめだと思って保育士の研修を始めました。そうすると、課題のあった子どもたちが生き生きとしてくるといった事例がたくさん出てきたんですね。

その当時、IQが60ぐらいのお子さんが、1年たったら100になったという事例もありました。要するに、周りにいる人のかかわり方で、子どもの力が発揮できたり、できなかったりするという事です。子どもにとっていい環境をつくっていくことが市町村の役割だと思います。

まずは、保育園や子育て支援センター等、そういう現場とともに、行政内部の関係課がしっかりと手をつなぐことを進めなくては、地域の方たちや関係機関とネットワークをつくることは難しいのではないかと思います。

それから、以前の倉吉市でしたら、保育園から小学校に送ったときにうまくいかないことがあると、保育園はどちらかという学校の現場を批判したくなる。学校の現場は、こんな子どもに育てているのは幼児期が、保育園がまずかったんじゃないか、家庭環境がまずかったんじゃないかといったように、人のせいになってきます。そうではなくて、一緒に事業をしたり、いろんな情報を共有して

いく中で、市の課題として共有できるようになってまいりました。課題を共有し、方向性を見出して、お互いの役割を持って事業を推進していく。その中で必要な施策、事業を、一つ一つできる範囲でつくり上げてまいりました。

自己肯定感とか自尊感情は、子どもだけに大切なものではありません。親御さんにも、そして私たちを含む支援者の一人一人にも大切なものだと思います。私たち行政や現場の職員も、赤ちゃんとのふれあい事業がうまくいったとか、ペアレントトレーニングがうまくいった、「やった！」という体験を子どもと同じようにスモールステップで積み重ねていくこと、そういう達成感があることで、また次も頑張ろう、失敗してもみんなでもう一回やってみよう、そういうチームに育っていていることが大変うれしいと思っています。

そのために、親御さんも、支援者の一人一人も、決して孤立化をさせてはいけません。一つ一つの機関や施設も、孤立しては仕事になりません。いろんな人たちや機関が手をつなぎ、あしたも頑張ろうかなと思ってもらえるような環境をつくっていくことが大事だと思います。

4. 今後に向けて

今後に向けてです。やはりどう子育てしていいかわからないというのが、今の親御さんたちの一番大きい課題です。養育力をつけていってもらう、その応援をしていくことが必要だと思います。

それから、地域コミュニティが崩れてきて、地域のつながりが希薄化している。そんな中でも、地域のいろんな力をかりながら、つながりをつくっていったらと思います。

それから子育ての応援団です。何かがあったときに、「助けて」と言える仕組みと、「助けて」と言えない方たちに対しては、周りにいるだれかが気づく、「大丈夫？」と声かけができる、何かがあったときは「大丈夫よ」と言ってあげられる環境をつくっていくことが大事だと考えています。そのため地域のネットワークづくりや専門職の力量を向上し続けていく取り組みが必要だと思います。妊娠

中から成人に至るまでの切れ目のない支援の層をどれだけ厚くつくり上げていくかということが、とても大事だと考えているところです。

毎日毎日、要対協の事例で職員たちが話をしている。何でそんなことをするんだろうと思うような事例が本当にたくさんあります。人を大事にする文化をどうつなげていけるのか、次の世代にバトンタッチをしていけるのかということは、本当に大きな課題だと思っています。

それから、赤ちゃんとのふれあい事業は、子育て支援センター、保健センター、児童センターが学校と一緒にやっていたんですけども、今年度から保健センターは外れました。なぜかと申しますと、気になる妊婦さんが大変多いからです。今年度から母子健康手帳を渡す時にリスクチェックをして、妊娠中からの支援を検討しているところです。

妊娠中や出産時に医療機関から連絡が入ってくる、低出生体重児、シングルでの出産、お母さんにうつ的な傾向が強い、養育環境に問題があるといったものが、出生児数の大体1割ぐらい、昨年度は45件入ってきています。



これは、支援センターの親子のふれあい遊びです。ミニプログラムで1日2回、毎日やっています。センターで赤ちゃんと一緒に楽しみ、家に帰って親子のふれあいをしていただくときに参考にしていただければと思っています。

これは、ベビーマッサージを週に2回ほど取り入れられているんですけども、お父さんも、きょうだいさんも一生懸命になってやっています。

子育て支援センターの中で、月に1回保健師が体重と身長をはかりに来て、支援センターのスタッフも手伝いながらやっているんですけれども、これは支援センターの職員の発案で始めました。乳幼児健診で子どもについて保健師からいろんなことを言われたりすると、つらくて、苦情が出るようになったんですね。顔の見える関係が必要なのではと、日ごろから支援センターで保健師の顔を見てもらっておいたらいいんじゃないかということになり、月に1回保健師が来て、身体測定をしたり相談をお受けしたりしています。このときはベビーちゃんたちの利用が大変多いです。

これは、市内にバイオリンの工房がありますので、演奏と合わせてバイオリンの中を観たり触ったりしています。地域の方たちの力をかりながらプログラムを組んでいます。

これは調理実習。昔だったら、こんなに離乳食の質問、相談なんか出てこないだろうと思うんですけれども、今のお母さんたちは核家族化の影響から、何をどうつくっていいのかわからないということで、保健センターと協力して離乳食の実習を年間何回かやっています。

これはリフレッシュです。体を動かすと本当にすかっとするというので、お母さんたちに大変人気が高い。

これは赤ちゃん和小中学生とのふれあい事業です。小学校の5年生の子たちです。お母さんから赤ちゃんをだっこすると、人がかわって泣き出されたりします。これは、赤ちゃんをだっこしている間に

寝てしまって、ちょっとお母さん気分になっているところですよ。



ここから中学生です。お母さんたちに教えてもらってベビーマッサージをしています。大変緊張した顔をしています。ところが、2回目には、こんなふうに、にこにこして読み聞かせとか赤ちゃんが喜びそうなことをやってみようという感じになります。



これは、先ほどとは違う中学校ですけれども、お母さんたちも本当にいい顔をしています。赤ちゃんとのふれあい事業をしたあと、受験の前でぴりぴりしていた中学生が、穏やかになったり、将来保育士になろうと子育て支援センターに遠くから自転車でやってきた子たちもいました。中学生にとっては、将来の家庭や職業へのイメージへとつながっていく状況も見られます。

以上です。どうもありがとうございました。(拍手)

西田 たくさん楽しい写真を見せていただきましたが、予定時間を過ぎてしまいましたので、これで休憩に入りたいと思います。よろしく願います。

(休憩)

西田 それではそろそろ4人目のシンポジストの安川実先生のお話を始めたいと思います。

それでは、社会的養護の立場から安川実先生、よろしく願います。

◆社会的養護の立場から

安川 実

ご紹介頂きました安川です。先ほど聖霊愛児園で45年というご紹介を頂きましたが実際は30年で、その前に幾つかの児童施設に勤務しておりました。正確には園長職を5年前にバトンタッチしまして、現在は立場を変えて週に3回前後お手伝いをしています。そのうちの1回は職員会で、その日には職員との学習会と子どもとの夕食を自分に義務づけています。

そのような現状ですが、石川県の児童養護協会や全養協などとは5年前の園長職引き継ぎ以来一切タッチしていません。もちろん現園長や職員、全養協の友人などからの情報や「季刊児童養護」の編集委員会などを通して「社会的養護」の状況把握はしているつもりです。しかしこれからの発言は長い子どもたちとの「つきあい」から得た私個人のもので児童養護施設を代表してのものでないことをはじめにお断りしておきます。

I はじめに

1 変わったのは誰か

率直に申しまして、私は「社会的養護」とか「虐待」などという言葉が頭にあまりなくて、ひたすら子どもたちとつきあってきました。今もそうなんです。私の心証から言いますと、子どもは現象的にはどうあれ基本的には変わっていません。変わったとしたら大人、或いは大人が作ってきた社会なので

はないでしょうか。その一つとして、外国直輸入の分析的な専門用語が「問題児」を作り、子どもを対象化しているように思えます。私自身には子どもに教えてきたつもりが、逆に教えられてきたという実感があります。これは決してきれいごとでなく、私に付着しつつあるものが子どもたちから剥ぎ取られてきた、という実感が今もしっかりとあります。

2 子どもが求めているもの

それはよく言われるように「心の居場所」なのかもしれません。しかし言葉ほど単純でないことは施設現場の人なら誰でも感じていることと思います。

たいへん唐突ですが、10日ほど前にこんなことがありました。当園の玄関で卒園生(26歳の貴美子としておきます)がヘベレケに酔って何やら叫んでおり、私を見るなり「エンチョマン(私のこと)!抱いて!」と寄ってくるのです。

「どうしたんだ?」と戸惑う私に抱きつき「もっと強く抱いて!」とたたみかけてきました。継父からの「虐待」で高校2年で入所し紆余曲折を経て20歳で退所した彼女は、在園中から「私が小さい時に死んでしまったお母さんの九州の実家を必ず訪ねる」という夢をもっていました。その日、私に会う前に彼女に対応した指導員の話によると、せっかく見つけた母親の実家で期待とは反対の迎えられ方をされ深く傷ついて金沢に帰って来たとのことで

す。たまたまなくなって、酒を浴びるように飲んだ結果だということがわかりました。

居合わせた職員は、どんな形にせよ園を訪ねてくれたことを喜びました。意識と無意識が混濁している状態の時に愛児園が浮かんで来て、誰かにしっかり抱いてもらいたかったのだったら有り難いことだ、と今も思っています。しかしこれをもって、当園が彼女の「心の居場所」になっているなどとは思っていません。「自立」を含めて言葉では何とでも言えますが、彼女が一人でしっかり生きてゆく傍らに私たちが居続けられるか、彼女に私たちが繋がってほしいと思われる存在になっているか、が問われているような気がします。

II 先ず足元から

1 養護理念の確立と実践

(1) 養護理念誕生の経緯

現役で園長時代に行っていた中高生との話し合いで「ケンカするなら相手だけでなく自分自身ともするように」と口を酸っぱくして伝えてきました。私自身、行政や学校や児相などとケンカする場合「自分の施設はどうなのか、子どもを大切にしているのか」自問しながらやっているつもりだったからです。その通りにできなくても、そうする努力はしてきたつもりです。今や40代半ばになる当時小学生だった一人の少女（弘美としておきます）との出会いのお陰ですが、彼女との日々については後ほど報告します。

先程お伝えしたように私は30年ほど前に梅光児童園という小舎制の施設から現在も籍を置いている聖霊愛児園という大舎制の施設に移って来ました。当時愛児園はかなり荒れており、修道女の園長を補佐する副園長の立場を利用して1年ほどかけて子どもの生活に合わせた勤務形態（労働条件の改善？）を職員の人たちとの話し合いを重ねながら作り上げました。それと並行して養護理念作りにもエネルギーを注ぎました。子どもたちの「問題」はトーンダウンしていきました。もちろん「問題」が無くなることなどありえませんが、改めて、子どもは正直だなと思ったのも事実です。

(2) 養護理念の内容と実践への契機

せっかくのカトリック施設なのにその理念が養育に生かされていない、これが愛児園での第一印象でした。施設の混乱の中で職員と共に半年をかけて作り上げたものは、気がついてみればどこにでもある内容でした。つまり「・・・私たちは子ども一人ひとりの存在そのものを大切に、しかもその一人ひとりの違いを尊重しなければならないと思います。このことはまず私たち職員が自らを見つめ、問いかけながら生き、同時にお互いを一人の人間として認めあうことから始まります・・・」。このリッパな内容の養育理念を私たちに血肉化させてくれる契機を与えてくれたのが、先ほど申し上げた弘美との出会いというか、弘美の「問題」行動だったのです。昨年、近隣のお寺の住職さんから「虐待を受けた子どもの声を聴きながら」といったテーマで何か書いて欲しいと乞われました。内容をボカシテ書いたものの一つとして弘美の件もまとめましたので読み上げます。

「出生と同時に乳児院に預けられた後、当園で育った弘美は中学3年を迎えた頃から登校を渋り始め、筆舌に尽くしがたい「問題行動」（心の叫び）を起し続けました。それらの事実を知り、心配した児童相談所は措置変更を提案しました。しかし、私たちは彼女が生みの親に捨てられ、今度は育ての親から離されることに対して慎重でした。連日連夜にわたる議論の後、「私は弘美のために何ができるかわからないけど、一緒に居たい」（担当保育士）という結論に達しました。あれだけ悩み苦しんだ担当者が彼女との生活を継続する道を選択した裏には、長い生活を共にしてきた育ての親の弘美への熱い思いがあったからだと思います。

その後も波瀾万丈の歳月を経て、40歳を超えた弘美とのつながりは今も続いています。当時彼女が自らの身体を張って私たちに提起した問題は、思春期の大きな仕事を彼女一人にさせようとしたこと、つまり、彼女と共に歩む姿勢が私たちに欠けていたということでした。その反省から、職員（大人）の在り方をテーマにした学習会が始まり、それは今日まで20年以上継続しています。子どもにかかわる大人

が、自分の弱さ、未熟さ、内なる差別などに気付いて共に歩むことが「子どもの声を聴く」ことなのだというのを、弘美から学んだのだと思います。」

少し補足しますと、児童相談所と相談して園での生活が難しくなった子どもの何人かと我が家で生活するという時期がありました。弘美もその一人で、3ヶ月で終わることになった弘美との「家庭生活」は困難を極めました。具体的に話す時間はありませんが里親さんのご苦労を実感する日々で、「この子さえいなければ」と心底思ったこともありました。弘美の生活の場は、乳児院-愛児園-大阪の「自立トレーニングホーム」-我が家-病院(精神科)-愛児園(就職先に通う)-病院(精神科)-金沢市内の「グループホーム」と変わり、現在はケア付きの「グループホーム」に移り盆・正月には当園に「里帰り」しています。長くなりましたが、私たちの養護理念に実態を与えてくれた代表格としてご紹介しました。

(3) 養護理念の実践

弘美から思春期の大きな「問題」を投げられた翌年の春から、大人である私たち自身に目を向ける学習会を始めました。新人は「大人になることのむずかしさ」(河合隼雄著)をテキストにして園長と一年間勉強し、週一回の職員会では全員でやはり養護理念を意識した輪読会(一冊目は石川憲彦著・「子育ての社会学」)を始めました。この二つの学習会は30年を経た現在も続いています。ちなみに直近の輪読会は「釜ヶ崎と福音」(本田哲郎著)で、間もなく「よく生き、よく笑い、よき死と出会う」(アルフォンス・デーケン著)を読了します。

また、先ほどご紹介した私たちの養護理念と、それに基づいた年間の養護目標(これには子どもと大人の双方の目標がありますが)を毎職員会前に黙読し、年度末には時間をかけて職員一人ひとりが職員会で総括することになっています。職員にとってはキツイ作業かもしれませんが、親から離れて養育されている子どものことを考えれば・・・と思っています。ある時期は職員一人ひとりが自分の年間目標

を作りその達成の具合を月に一度園長室で車座になって伝え合う、というエンカウンターグループのような集まりをもちました。その結果、自分自身のこと最も難しい、その難しいことを平気で子どもに求めている、子どもを変えようとしている・・・等々に気付き、しばらくは子どもに対して謙虚になったという経験もしました。ついでに言いますと、研修計画も制度や理論より体験学習的なものを意識的に取り入れてきました。

しかし養護理念の確認作業の王道はやはり事例検討ではないかと思えます。しっかりしたスーパーバイザーのもとで子どもへの関わりを検証するなかで自ずと発表者やその施設の養護理念の実態が浮き彫りされるのだと思います。幸か不幸か、児童相談所から「問題豊かな子ども」を次ぎ次ぎと頼まれてきたお陰で、私たちはその子どもをはじめとして多方面の専門家にシゴカレてそれなりに育てられました。しかし事例検討会が常態化されているわけでもなく、当園の大きな課題です。

去る3月29日に厚労省から出された「社会的養護施設運営指針」の中でも、人と人との「関係」の大切さが強調され、現今の「対象化」への警鐘がその文面に強く感じられます。

Ⅲ 学校に対して

1 子どもを「代弁」する

(1) 小学校で

当園の子どもの通う小学校も中学校も市内有数の大規模校で、大方の校長は定年退職前2~3年の「仕上げ」の期間で、無難にその日を迎えたい気分が感じられました。中に、敢然と子どもの視点に立つてものごとを判断する人もいましたが・・・。

自分の立場へのリスクを最小限におさめたい校長、管理を徹底したい学校にとって聖霊愛児園という児童養護施設の存在はどう映っていたのでしょうか。特に、当園は「オレは親無しでパーヤ」と言いつつ養護学校の高等部を卒業して転職を繰り返す子どもとの出会いを契機に「みんな同じ学校へ」の実践を続けてきたため、小学校の戸惑いは大きかったようです。この戸惑いは、親と離れて施設に

入り一緒に通った幼稚園を終えて就学時にまた離される「障害児」の戸惑いに比べれば小さなことでしょう。もちろん私たちも教条主義的に進めていたわけではなく、学校側と十分に話し合っただけでなく、実践を積み重ねてきました。先程ご紹介した近隣のお寺の住職よりの依頼原稿「虐待を受けた子どもの声を聴きながら」からもう一つ事例を読み上げます。

「中度知的障害・多動」を措置理由に5歳の夏に入所した明夫（仮名）は、当初は言葉もなく便意も告げず、園の内外を風のように走り回る毎日でした。臨海キャンプをはじめたくさんの体験を積んだ夏を無事に終え、秋風が吹く頃になると明夫の動きが落ち着きを見せ始めました。それは明夫を大切に生活をしてきた子どもたちと職員への一般的な応えのように思えました。

しかし時は容赦なく過ぎ、「就学時健診」の時期が来ました。例によって「健康」ではなく「知能」が「診断」され、明夫は特殊学級を勧められました。親と離れて生活している上に、今度は仲間とも離れた学校に通わせるのは止めようという願いで一致していた私たちは、ごく自然に教育委員会の勧めを断りました。明夫の普通学級への決定通知が届いたのは入学式の直前でしたが、園全体が「仲間と一緒に入学」を喜びました。

私たちは「みんな同じ学校に通う」という長い実践を通して、業績・地位・富などで人間を判断する社会の価値観から解放されてきたように思えます。明夫たちはそれらに頓着しないが故に、人間そのものを曇りなく見る力を備えています。いつしか彼・彼女に受け容れられているか否かが、自分の人としての在り方を知るバロメーターになっていました。

（2）中学校

中学校には児童相談所「選り抜きのつわもの」が入ることが少なくありませんでした。児童相談所というより学校間の連絡が密のようで、新しい気持ちで学校生活を始めようとしている子どもが先入観で迎え入れることがよくありました。そんな経験か

ら、私たちは今日の前にいる子どもそのものつき合っただけという願いから成育歴や前歴を事前に学校に伝えることには極めて慎重でした。もちろん信頼関係がしっかりできている場合はその限りではありませんでしたが……。

こどもの「問題」行動が重なると、低いレベルで学校の限界を主張する管理職は「この子の将来にとって他の社会資源を活用した方がよい」と言って暗に児童自立支援施設行きを提案したものでした。そんな時私は「本当にこの子にとってなのですか？学校にとってなのではないのですか？」と返してきました。また「聖霊愛児園はこの子の将来をどう思っているのか？」に対しては、「学校はこの子の今をどう考えているのか？」と返してきました。「リスクマネジメント」にたけた校長は二言目には「教育委員会と相談して……」を武器にします。そんな時は「校長先生ご自身の判断を聞かせて下さい」と必ず聞き返すようにしてきました。

以上のようなやりとりでケンカ別れにならないためには、もちろん日常的なつきあいが大切です。コトがおこってからでは遅い。それと、先ほどお伝えしましたように、ケンカは相手だけではなく自分たち自身ともしなければならないと思います。ムズカシイ子どもの施設生活をいい加減にしておいて学校にのみ要求をつきつけて解決しようというのではムシがよすぎると思います。

時間の関係で事例の紹介は省略しますが、家庭を離れざるをえなくなった子どもに対して学校では主に教育面で施設では主に生活面で協働する、決して遠慮せず対等にやりとりすることが大切と思います。そうすることで、学校側がもちやすい「施設児童」「問題児」などという括りから子どもを解放して、「社会的養護」を必要とする一人の子どもを共に養育するという姿勢を貫くことが大切と思います。

IV 児童相談所に対して

1 施設現場が児童相談所を「育てる」ということ

石川県の場合、相談所長は専門職でワーカーの在職期間も長く当園との関係も良好でした。例えば、

国からの通達も現場にふさわしいものでなければ機械的に流すことなく、現場の声によく耳を傾けていました。それでもアセスメントの弱さは否定できず、子どもとの生活を実際に行っている私たち施設現場から怠りなく発信し続けてきました。これは先輩諸氏から受け継いだ石川県の児童養護施設の伝統と私自身は自負しているのですが、「施設現場が児童相談所を育てる」という願いです。月一度の施設長会に参加する県の担当課や児相の担当者・児相長と激しいやりとりをしてきました。ここでも自分の施設の養育を見つめながらのケンカが前提ですが・・・。

6年前、金沢市に児童相談所ができるというニュースを耳にした私（たち）は、たった一年の準備期間で児童相談所を新設しようという市（長）の安易さに驚き反対しましたが、既定路線を走る行政を抑える力はありませんでした。案の定、誕生した金沢児相は混乱し、私たちのせめてもの願いで出向した県児相の一人のワーカーも疲労困憊の様子でした。私たちがしなければならないことは、児相を選べない子どもや親にこれ以上の苦勞をかけないために「児童相談所を育てる」ことしかありません。慣れない児相業務にひたむきに携わっている金沢児相のワーカーに施設現場が実践で厳しく協力することでした。当園のベテラン指導員たちの新児相ワーカーへの働きかけの大きさは、今や「一人前になった」金沢児相も認めていることと思っていますが・・・。

2 来談者に対して「慣れる」ことへの警鐘

子どものことで初めて相談所の窓口に来る親御さんにはかなりの勇気が求められる筈です。それ故日常的に相談を受けている児相のワーカーは「慣れ」に警戒する必要があります。辛い立場に立たされている人は、大人と子どもに関係なく人間を見る目が鋭い。自分がどんな風に対応されているかを瞬時に見抜いてしまうような気がします。現役の施設長時代の私は、児相から「ケース依頼」があると担当ワーカーの名前を聞く習慣がありました。児相長からは「児童相談所としてお願いしているのに」と

いうお叱りを受けたこともあります。施設現場の人ならその辺の事情を理解できると思います。

極端な例になるかもしれませんが、かつてこんなことがありました。ある児相のワーカーが、薬物で収監される予定の夫婦との信頼関係によって手放したくない4人の子どもの当園への入所の承諾をやっととりつけたのです。悪いことにその時期が3月で、そのワーカーは4月から「異動」で次の担当者に「引き継ぐ」ことになりました。親は驚き混乱しました。組織の論理では当然なのかもしれませんが、親としては大切な子どもの生活を任せることになった施設とのつながりもそこそこに信頼していたワーカーがいなくなることへの不安と怒りがありました。当のワーカーは「引き継ぎ」が終わったことと「異動先」の事務量を盾に勤務日の面会を拒もうとしましたので、親が収監されるまで週末に当園の職員を含めて面会するよう強く求めました。幸いこの要望は実現して親の心は鎮まったようです。組織の論理と個人の論理については、子どもたちの一回きりの人生を預かる私たち現場の人間も注意しなければならないと思っています。

行政に対して現場的な発想で私たちと「共闘」していた当県の児童相談所の現在について、コメントできるつきあいが今の私にはありません。現施設長や職員から折に触れて気になる話が耳に入りますが、自分の言葉で語る内容も時間もありませんので、次のテーマに移ります。

V 行政に対して

1 誰のための制度やプログラムなのか

(1) 一般論として

国が制度や政策を作って予算化する場合、もとはと言えば私たちの税金なんです。その内容については一部の学識経験者や施設関係者と相談している筈なのに、施設現場のニーズに合わないものが少なくないように思えました。私の推測では現場の実態を知らない人が新しい制度や政策を作る委員会の中心に居る場合にそんな問題が生じるような気がします。私の経験の範囲内での欧米では、先ず現場が声を上げ学識経験者は資料作りに徹していま

した。出来上がった分厚いペーパーを持って現場の人と共に行政に予算要求するという流れであったと思います。一言でいえばトップダウンとボトムアップのちがいかもかもしれません。

近年は我が国にもこの流れに変化が見られていると言われていますが、日本人の心性がそう簡単に変わるものとは思えません。尊敬する経済評論家の内橋克人さんは「100年来変わらない日本人の頂点同調主義と熱狂的等質化現象」とまとめているのですが、同感です。ただ阪神・淡路大震災以来のボランティアが今般の東日本大震災で確かなものになったことは事実です。しかしこれが政治に届かないというのも事実です。ここにもオカミに従うという日本人の心性が働いているのかもかもしれません。弱い立場の人を守るべき私たちにこの点での努力や怒りが足りないのではないのでしょうか。どこを向いて作ったのかわからないような制度や政策については敢然と問題提起をするという気構えが必要だと思います。

(2) 具体的取り組みの例

a 社会福祉基礎構造改革による措置から契約への流れのなかで、「苦情解決」などいわゆる「3点セット」が措置を堅持している児童福祉施設にも求められました。例えば「権利ノート」などへの取り組みは児童養護施設でも殆ど一斉に始まりましたが、石川県では児童相談所も施設現場も極めて慎重で、実施を留保したまま今日を迎えています。「権利ノート」の是非を論ずるつもりはありませんが、各施設が独自にパンフレットを作り、それを活用すればよいのではないかと今も思っています。ただ、外部からのプレッシャーからなのか、石川県の3児相は最近「子ども安心手帳」と称する「権利ノート」もどきのパンフレットを草案して施設長会での検討を求めているようですが、今更・・・の感を否めません。現在この件についての議論が続いていますが、個人的には、当時「権利ノート」を積極的に採り入れた殆どの児童養護施設の「その後」を知りたいと思っています。

b 「自立支援計画書」の導入についても慎重でした。当初の厚労省案は項目が仔細すぎて「このチェックだけに職員が必要だ」と当時の児相長をして言わしめる程で、施設現場としてもとても容認できるものではありませんでした。そこで双方が話し合い、現実的な「石川案」を作り現在に至っています。批判されるのを覚悟で言えば、子どもの「自立」はどんな職員と出会うかに依るところが大きく「支援計画書」に依る割合は極めて低いと思います。「計画書」の作成に費やす多くの時間を子どもと過ごす時間に充てたらとさえ思います。

c 今から6年程前に「石川県子ども条例」が成立し、その中で私たち施設長会が反対してきた条項も予算化され執行寸前になりました。県内8ヶ所の児童養護施設に県から2人の権利擁護委員を派遣して、すべての子どもと職員から意見を聴取するというものでした。子どもの権利擁護という錦の御旗を立てて劣悪な条件の中で子どもと共に悪戦苦闘している生活の場に土足で入り込むようなもので、施設現場の私たちは猛烈に反対しその条項を形骸化させました。その結果具体的には、権利擁護委員が各施設を回り施設長から聞き取りをした上で11歳以下の子どもから自由意思でアンケートをとるという形になりましたが、何ら実行しないうちに立ち消えになりました。お粗末としか言いようがありません。

2 私たちのとるべき姿勢

私たちが行政に対してとってきた対応の事例を幾つかお伝えしましたが、要するに、子どもにふさわしいメニューは積極的に取り上げるし、そうでないものは拒否するか適当につきあうということです。社会福祉基礎構造改革以来、本来エロスの場である生活の場にロゴスが侵入してきているのに施設現場からの抵抗が弱い、子どもの養育が「ことば」で成立するような錯覚に陥っているのではないのでしょうか。この点でも弱い立場の人と共に在るべき私たちは「頂点同調主義」から解放され、それらの

人の代弁をしっかりとしなければ、と思います。

もう少し間口を広げて言わせて頂きますと、例えば最低基準を例に取って言えば、国は憲法25条を守っているとは言えません。このことに対する怒りが弱いことは事実ですし、この点では私たちも被害者意識をもってよいと思います。しかし一方で、憲法25条を守らせていないがために子どもたちの生活を低水準に甘んじさせている私たちとして加害者意識があるのかと、自問する必要があると思います。この国は児童福祉予算が低いという被害者意識だけでなく、その状況を変えられない為に子どもたちに我慢を強いている者としての加害者意識を忘れてはいけないと思います。

VI 終わりに ～問われるのは誰か～

はじめに申し上げました通り、40年余りにわたる子どもとのつきあいから子どもは現象的にはともかく、何ら変わっていないと感じています。変わったのは大人の方であり、大人の作った社会であると思います。そんなわけでこの間「変わらぬ子ども」から「変わる大人」である私が学んできたことは沢山あります。それを8つに纏めてあるのですが時間の関係もあり一つだけ紹介致します。それは「子どもを対象化していないか自問せよ」という教えです。

複雑な「問題」をかかえた子どもの増大に伴って「専門的」な被虐待児対応策が次ぎ次ぎと施設現場に登場しました。〇〇職、〇〇技法、〇〇委員会などで、それらは一定の役割を果たしているのですが、それで子どもの問題の全てが解決したような錯覚に陥っていることはないでしょうか。子どもの出す「問題」によって大人の方が問われていることに鈍感になっていないでしょうか。聞くところでは、例えば、子どもの問題で混乱している施設には

「安全委員会」方式が有効なのだそうです。この委員会で成果を挙げている施設の方には叱られそうですが、私の中味を聞いた時の印象は「施設の安全」を守るためなのかな、ということでした。私たち石川県の児童養護協会が願ってきたことは、生活を通して子どもの「問題」を大切にすることでした。カッコイイ言葉を使えば、子どもと一緒にシンドイ思いをして互いに成長する、つまり受苦と成熟でした。しかし現在、石川のすべての施設がそれをめざしているという確信はありません。

そろそろ終わりにしなければなりません、2点について簡単に触れます。一つは東日本大震災の被災者と私たちの子どもが喪失体験という点で共通しているということです。私たちはどのくらい自分の「存在」そのものを彼・彼女らにかけているでしょうか。これは先ほど話した「対象化」の対極にある「つながり」あるいは「人間関係」の問題になるような気がします。そしてもう一つ。決して宣伝を頼まれたわけではありませんが、以上のようなことを養育の中で具体的に勉強する教材として「この子を受けとめて、育むために」という小冊子をお勧めします。これは全養協が村瀬嘉代子先生と共に作成したもので当園でも毎朝読みあっていますが、読むほどにこの小冊子の重さと深さを感じます。行間から子どもの声が聞こえてくるようです。

とりあえず終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

西田 ありがとうございます。子どもを育てる現場からの重い言葉だと思います。——それではこれからすぐディスカッションに移ります。フロアからいろんな意見をよろしくお願いします。それでは座長をかわらせていただきます。

ディスカッション

津崎 それでは、残された時間をディスカッションということでやっていきたいのですが、当初予定されていた時間を大幅に超過しておりますの

で、このディスカッションの時間はかなり絞られています。これが終わりました後は交流会が予定されているということですので、終わる時間は

きっちりしたいと考えています。時間がありませんので、ディスカッションについては焦点を絞って意見交換をしたいのですが、その前に4人の方にそれぞれの立場でご報告いただきましたので、もう少し補足的に説明が欲しい部分でご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問者 4人の先生方、ありがとうございます。

一つ岩佐先生にお聞きしたいのは、子どもたちが施設にやってきて、28条で基本的に親子分離なので、なかなか親子関係を回復するチャンスが、どうしても機会が少ない。そういう状態で18歳を迎えたりすると、ますます自立ということが困難になってきますよね。

今回、親権停止の問題は、停止の間に、例えば親子関係を修復するためのプログラムとか、そういうものが一方でなければ、なかなかそこには行かないだろうと思うんです。停止そのものも生きてこないと思うんですね。でも子どもたちはいる間にやっぱり力をつけてくるんですよ。力をつけてきて、一定の年齢になると何か親子関係の修復がなくても18歳で解決したかのように問題が消えていくわけですね。でも、子どもは親とのやりとりの機会を失ったまま社会に出ていってしまうので、もうずっとそういう状態が継続されて、自分で自分の生活をつくっていくしかない。もちろんみんなそうなんだけれども、あまりにも条件とかが弱いし、そういう機会が弱いので、むしろ停止とかそういう機会に修復していくプログラムをどこが担当してやっていくのかというような、そういうことが司法の場で用意されているかどうかをちょっとお聞きしたかったんです。

岩佐 まず、背景状況として私として申し上げたいのは、先ほど申し上げた児童福祉法28条とか28条の措置の更新といった司法の関わりを議論する際に、裁判所が家族の再統合のプログラム、支援プログラムにどう関わるのかということが議論されることがありますが、施設や里親に措置されている全体の子どもの数を考えると、裁判所が関与している件数はふえたものの、全体のごく一部であり、かつ非常に困難なケースだと思うんですね。

もちろん、そういう子どもたちにも再統合のための対応、いろんな取り組みが必要なことは当然ではあるんだけど、実はいろんな意味ですごく難しいケースで対応している部分がある。全体の中で非常に難しい部分について議論しているのだということです。

それからあともう一つは、言葉が「再統合」というふうになって、私は再統合という言葉があまり好きじゃないところがあるんですけども。つまり親子と一緒に生活することに向けて（再統合）関係者が努力しないといけない、親子と一緒に生活することが最終目標であることが当然の前提になっているかのような印象を与える点も問題だと思っています。

ケースによっては、親子と一緒に生活することを目標にするのは難しいものの、じゃ自分にとっての母親って何だったんだらう、父親って何だったんだらうということを整理することが目標になるというのもあります。これを再統合と呼んでいいのなら、私はすべての子どもに再統合は必要だとは思いません。

やはりケースによって随分違う部分もあるということがあるのに、何か28条の更新制度ができたために、また親権停止の手続きの中で、子どもと親と一緒に生活できるようにものすごい労力をかけて取り組まないのだめなんだという雰囲気が出たよ、そこに労力が優先される実情になるのはよくないと思っています。これは、ご質問に答える背景として私が考えていることです。

今ご指摘のあった、自立の際に、親権停止を使っていくといったときに、自立に向けてのプログラムをだれが考えていくのかということですけど、少なくとも司法がそれを主体的・積極的に考えるという枠組みには今はありませんので、本来は児童相談所になると思うんですね。子どもが18歳、19歳の場合には、だれが申し立てするかというのがあるかと思うんですが、児童相談所長が申し立てするということであれば、そうだと思うんです。

あと、ちょっと抽象的な答えになるかもしれな

いんですけれども、今回この親権停止の手続ができることになって、児童相談所としては、不適切な養育をしている家族への支援の方法が増えたわけですね。

支援の方法として、28条の申立てをするのか、親権停止を使うのか、親権喪失制度を使うのかということを考える際に、先ほど申し上げた、単に手続きを取ればいい、親権を制限すればいいというのではなくて、あわせてトータルで見た自立に向けて今は何をしようとしているのかというようなことをしっかり考えて、実行していくということが必要です。ただ、それをだれが考えるかという、今は、児童相談所であり施設等であるということになると思います。

なお、先ほど申し上げた18歳と19歳に対する児童福祉法の対応が中途半端になってしまっているの、親権停止は制度自体いいんですけれども、具体的にどんなメニューを使うんだといったときに、児童福祉法のいろんなメニューが使えない状態のまま、現場のほうに任ざされてしまっているという問題があります。ただ、違う言い方をすれば、市町村も含めてそこで何か事業として居続けて展開をするとか、お金がかかることですがやれば、逆に工夫ができるところなのかもしれません。

津崎 よろしいですか。ほかにどうしてもこの点はこのシンポジストに確認しておきたいということがありましたら、引き続き手を挙げていただきたいと思いますが、特にないでしょうか。

質問者 4人の先生方、ありがとうございます。安川先生にお聞きしたいんですけれども、何か先生のお話で子どもが変わってないと感じるとおっしゃってまして、いま一般的には子どもはこんなに変わってきてるとか、親がこんなに変わってきてるとか、国からというか、そういう資料とかが一般出ている中で、ああそうなんだということで新鮮にお話を聞かせていただきました。

最近いろんな研修に出させていただいて、ペアレントトレーニングとかも受けたんですけれども、まず私自身、先生の言葉を聞いて、ああそうだよなというところもありまして、そういうスキルも

大事なんだけども、子どもと向き合うときにどうしても逃げてしまうというか、自分の弱さをいつも感じているところもありまして、そこが一番大事なんじゃないかというところは感じてましたので、もっと詳しくお話を聞きたいと思いましたし、先生には四つのチェックリストがあるということで、時間の関係で一つしか教えていただけなかったんですけれども、ほかもお聞きしたいなと思いました。よろしくお願いします。

安川 子どもから学んだ自分のチェックリストをサッと読み上げますね。

一番目 自分の目をどこに向けて仕事しているか。きちんと子どもに向けているか。自分の立場を可愛がっていないか。

二番目 子どもを受け容れることに意識を集中して、自分が子どもに受け容れられているのかを等閑視していないか。重い荷物を背負ってきた人は人を見抜く。

三番目 自分の使う言葉が血肉化されているか。自分という存在と言葉に乖離はないか。

四番目 人を括っていないか。「障害者」「施設児童」……。逆の括りに騙されていないか。「大学教授」「医師」「弁護士」……。先程お話した「対象化」がこれです。

五番目 自分の弱さを出せる人間になっているか。リップスを演じていても弱い立場に立たされてきた人には見抜かれる。自分も発展途上の人間なのだという点で共通基盤が生まれる。

六番目 子どもの代弁者になっているか。弱い立場の人を大切にしない土壌での沈黙は強い側に立っていることになる。

七番目 「慣れ」の危険に陥っていないか。人間の問題をハウツーで解決しようとしていないか。

八番目 自分のかけた迷惑や失敗を忘れないようにしているか。子どもはしっかり覚えている。国レベルで言えば、被害者は忘れないということになる。もっともアジアの近代史を意図的に教えない我が国は論外で

あるが。

津崎 ありがとうございます。よろしいですか。これでは、残された時間、ちょうど30分程度ですけども、ポイントを絞った形でもう少し意見交換できればと思っております。このシンポジウムの基本的な設定は、これまでの10年と、そしてそれを踏まえてこれからの10年、どうあるべきかを考えるということなのです。

一口で言いますと、虐待防止法ができましたほぼ10年です。このプロセスを見ますとかなり劇的にいろいろ変わってきた部分があると思います。特に介入、早期発見、そして早期の安全確認、必要に応じた保護、その辺の取り組みについてはかなり進展してきたというふうに思います。

逆に言いますと、本当に家族を改善指導できているのかどうかということを見ると、その部分についてはかなり不十分ではないかなという印象を持っています。むしろ今はスピードアップした通報奨励と安全確認が先行し過ぎて、一般的には非常に監視的なチェックが浸透していて、保護者の間にもそんなに泣かせたら見相へすぐ通報されるよというふうな意識がむしろ行き渡っている。行政から訪問しましても、なかなか本音で話ししてもらえない。だからかかわっているのに、本当の家族の困った実態とか、何を援助してほしいのかというのがむしろつかめない。そういう中でいわゆる目視確認という表面的なチェックで終わってしまっている。いままで取り組んできた流れが、実際の援助ということを考えてときには、むしろマイナスのリアクションも起こしている。そういうことも否定できない。

今後はもう少し今の取り組みを質的に転換させて、保護者をどう支援できるのか、あるいは保護者をどう改善指導できるのか、ここにウエートを置いた次の10年でないと本当の支援につながらないのではないかと思います。だから、これが場合によれば司法の立場、あるいは市町村の立場、あるいは施設の立場で、それぞれ家族の改善指導をどう進めていくかが問われているのかと思っています。

枠組みだけは、部分的ですけども徐々に道具ができてきています。親権の一時停止制度もそうです。私たち現場からは20年ぐらい前に、今の親権喪失制度というのは使えない。だからもう少しうまく使える停止制度を設けてほしいという声の中で、20年たってやっと実現したと。これは停止制度をつくるそのものが目的じゃなくて、さっき質問もありましたけれども、その間にどう親の回復・改善とセットにするのかということの意味を持つわけです。ところがその部分というのはなかなか不十分な形になっている。

それから、施設に関していいましても、今は施設にケースワーカーを義務設置をしないとイケないという形になっていて、さらには施設へ入ったらそのままではだめだ、再統合支援しなさいという考えが先行してきている。ところがこれも形だけのやり方をすすめると、先般も大阪市でありましたけれど、帰った後、殺されてしまうという、そういう事件があちこちで起こっているということです。

それから、新規支援に関していいましても、先ほど倉吉市の例では塚根さんのレポートからかなり丁寧に支援をしていただいているという印象を受けました。今は要対協が在宅支援を受け持つという形で見相と役割分担をして、家族を具体的に支援していくことが求められていると思います。ただ、幾つかの市町村の方から聞きますと、市町村が行ってもやはり親は警戒をしまし、なかなか本音をつかむところまではいかない。だから市町村もどちらかというところチェックの見守りはできても、本当の家族の懐の中に入って、その家族をどう改善できるかとなると、なかなか難しい部分があるということをいろいろ聞いております。そういう家族支援という視点に立ったときに、今後どういう工夫が必要なのかということ、今日はかなり実践活動をしていただいている先生方もたくさん参加していただいていますので、こういう部分については今後こういうやり方、あるいは仕組み、それを進めていく必要があるんじゃないかというふうなご意見もちょうだいしたいと思います。

いますが、まずどなたか。——はい、早選手が挙がりました。よろしくをお願いします。

質問者 才村先生が一番適切かと思うんですけども、こうのとりのゆりかごを開設している慈恵病院のお仕事について、子どもの虹情報研修センターは今後どんなふうにそれを評価していくと考えてらっしゃるのか。

あれははっきり言ってやっぱり赤ちゃんの死亡を防いでいるシステムだと、私は考えているんです。先生のお示しになったデータの、いわゆる生後24時間以内の死亡数が多い。だけど、この5年間に100人を超すお子さんを、要するにゆりかごに入る手前でキャッチして、そして養子縁組を結んでいますね、慈恵病院さんは。だけど、このJaSPCAN含めて、慈恵病院が取り組んできた5年間、おとといがちょうど5周年でしたけれど、赤ちゃんの虐待死を防いできたということについて、あまり明確にこれを今後の課題として取り組んでいるように思えないんですが。

ただ、才村先生ご自身の発言の中にちょっと私気がなったのは、出自を盛んに追求して、出自がなければやっぱり子どもは不幸せだとおっしゃるけど、私の体験では、捨て子の赤ちゃんでも保護して、病院でもって医者が大丈夫だと言ったら、里親さんに委託したケースもあるんですね。だけれど、0歳児、特に昨年7月に厚労省が出した文書に基づいて、産院から直接養子縁組前提で里親さんに委託しているケースというのは、依然として全国の児童相談所は取り組んでないですよ。

はっきり言って、手短かに言いますと、愛着形成の不全状態を継続して乳児院に入れっ放しにしていると。先ほど安川先生もおっしゃった、生まれてすぐの子を乳児院に入れてというケースも幾つか見られるわけで、この辺についてご見解はいかがでしょう。

才村 突然のご指名で戸惑っていますが、こうのとりのゆりかご、それは匿名でもって赤ちゃんを受け、その部分だけがすごく強調されていますけど、これは私の個人的意見ですが、私がかっこよく注目したいのは、こうのとりに置く前の相談システ

ムというのが結構この慈恵病院はきちっと取り組まれているんですね。ですから、ここに置く前に必ず相談してくださいという看板もありますし、最初は名前も聞かなくて。ただ、やっぱり妊産婦や母親の悲しみとか苦しみに寄り添って、本当にずっと夜通し寄り添って、そこで人間関係を築いた上で法的機関につないでいく。そういう努力をされていて、その部分というのがやっぱりこれは、見習うと言ったらおかしいですけど、慈恵病院だけじゃなくて、もっとそういう取り組みとこののを全国的に広めていく必要があるんだと。そういう中で、行政としてそういった取り組みをどう支援していくかが重要な課題だと思います。

こうのとりの、いわゆる赤ちゃんポストの是非については先生と見解はちょっと違うと思うんですね。ですから、あくまで公的機関につなぐ一歩手前のところがすごく大事なんです。ただ、赤ちゃんポストそのものについては、私は児童相談所というシステムがあるわけですし、子どもは出自を知る権利というのが当然あるわけですから、その根こそぎ奪ってしまうような、ポストそのものは私は個人的には反対の見解をとっております。そこは平行線かもわかりません。その一歩手前のところ、匿名でもって寄り添って公的機関につなぐ役割というのは極めて大事だと思っております。

津崎 今のでよろしいですか。こうのとりは、それだけ取り出してもいろいろ難しい論議がありますが、私の実務感覚でいうとかなり件数はありました。けれど、里親委託されたり養子縁組される数は極めて低いんですね。この辺は何か日本のウェット性をあらわしているような気がします。でも本来は一たん捨ててるわけですよね。ということであれば、私はもっと代替の家庭を早期に子どもに提供する、実の親にそんなにこだわらずに。数カ月程度待ってもいいですけども、例えば3カ月待って出てこなければ、その子に対して新しい家庭を早く与える。そういうことのほうが子どもの利益にかなっているように思うんですが。見てるとかなり慎重過ぎて、親が出てくるの

を待ち過ぎて、そのまま施設でいる子どもが多くなっているという印象を私は受けています。この辺もうちちょっと、対処の仕方を議論してもいいんじゃないかという気がしますね。

質問者 乳児院も里親さんも子どもさんを生みの親にかわって育てるということでは同じ役割なんですね。ところが、熊本の県・市の児童相談所はゆりかごから引き取った子については乳児院に圧倒的に入れてるんですよ。ですから、養子縁組ができるケースについては家庭裁判所の審判を通せばいいんですから、それまでは乳児院がわりに養子縁組をできるかもしれないし、できないかもしれないということを覚悟した里親さんを選んでおけば、乳児院のかわりに愛着形成が保全されるんですけどね。それはぜひこうのと、児童相談所にやってほしいと私は願っています。以上です。

津崎 この問題ばかりですと、時間があと15分しかありませんので、さらに違う立場、あるいは違う問題の意見をお聞きしたいと思います。——はい、どうぞ。

質問者 ちょっと違う視点から。塚根先生のお話に刺激されてコメントしたいんですけども、お母さんが子どもたちといろいろなグループをつくって、いろいろやって、お母さんがやったぜという感覚になったとおっしゃったんですね。やったぜと。支援者ですか、支援者たちがやったぜという気持ちになった。私はお母さんだったのかと思ったら違いました。お母様でしょう。お母さんも支援者も一緒になってそういう気持ちになったんでしょうね。それを受けている子どもさんたちにも変化が起こってきていると。そういうふうと考えていいですよ。

私は世代間の問題ということを考えたい。今日は子どもの虐待をめぐる10年なんだから、ちょっと違うんですけども、私がなぜ子どもたちが大変な思いをすることになったり、親も大変な思いをすることになってるかということについて、今の子どもさんたちの親のもう一つ上の親、だから私なんか当たるわけですけど、戦争中から戦後にかけて随分、今から考えるととんでもない体験をし

たわけですよ。そして、そういう問題を持ったまま親になってしまったんですよ。

私なんかもそうなりますけど、私たちが本当に楽しめるような子ども時代を持ったのか。もちろん持ってなかった。いつ死ぬかわからないような状況の中でやっとこさ生き延びてたんですよ。そういう人間が親になったときに、だから若いころですけど、自分の子どもを本当にうまく育てられたのかなと思うね。自分自身が強く望んで子ども体験できなかった、あればいいのにと考えたことを夢見ながら、しかしちょっと別の方向に走ってしまったんじゃないかと。それは物質的な問題とか精神的な支えというよりも、物を与える、あるいは勉強させるとか、自分たちが子どものころ体験できなかったようなものを一生懸命与えることに焦点が行き過ぎて、自分が育てる子どもの心に注目するということが薄かったんじゃないかと思う。

その人たちが今や親になっていて、そして自分の子どもを育てるときに、さっきいろいろ出てきましたよね、そういう問題が。何でしたっけ、育児能力の低下ですか、育児知識の不足、方法の未熟さ、その他もろもろの問題が、結局は私たちの世代がそうであったように、今お母さん、親になっている人たちも、別な意味かもしれないけれども、体験すべきことを体験できなかった、それが今の子どもたちのある姿をつくってしまっているんじゃないかと。そう思うのね。

そんなこと、昔のことを今さら言ったってしょうがないんじゃないかという観点もあるけれど、しかしそういうことが事実としてあったということ、今もう老人になってるけれども、一生懸命老人は考えて、それを自分の子どもさん、いま親になっている人たちに提示することができればいいんじゃないのかなと思う。それが実際に倉吉市で行われている事柄じゃないのかなと思って。さっき写真もありましたけども。だからお母さんも子どもも一緒になって、本当の赤ちゃんというのは何なんだと。赤ちゃんにとって必要なものは何なのかということと一緒に体験する。そのお

世話をする人たち、支援者たちも一緒に体験する。そこでみんなで声を集めて「やったぜ」ということになって、いい結果を持っているんじゃないかと私は思う。

でもそんなことは、例えば人口5万ぐらいのところでないとなかなか難しいのかなと思って。東京みたいに何百万もいると難しいのかなと思ってね。それから、大都会ではいろんなことが細分化されてしまっていて。

市町村からそういう運動が全国的に広がっていったというようなことを夢見るわけです。というのは私の夢です。どんな反応がございますか。

塚根 ありがとうございます。やった、と思うのは、保育士さんたちがうまく行ってやったと、お母さんたちもうまく行って、やったと。そして、みんなでやって、やったと。個人の場合も、大勢の場合も含んでいます。

今のお母さんやお父さんたちは、核家族であったり、子どもの少ない中で育てていて、地域や隣近所のつながりが希薄になってくる中で、赤ちゃんの世話をする姿を見たり、経験を持たないで、いきなりお母さんになってしまう、いきなりお父さんになってしまうのです。そうしたらどうしていいかわからないのですよね。

詳しくお話しできなかったのですが、先ほど保育園でやったペアレントトレーニングのお話をしたのですが、ストレスチェックをしてみますと、子どもに対するストレス度の高い方が結構あります。中にはお母さんが子どもの言いなりになっておられて、子どもたちがお母さんの言うことを全く聞かない。結局どうしようもなくなると、お父さんが出てきて怒鳴ったりたたいたりして、おさめるといった家庭があります。

何ていうのか、子どもとのコミュニケーション、お母さんと子どものコミュニケーション、このキャッチボールが何かおかしい。一部の方ではありますが、健診に来ておられても、保育園にお迎えに来られるときなんかでも携帯をずっとこうやって見ておられる。要するに、子どもとどうかわかっていいのかわからないということなんだと

思うのです。その方法を伝えていくことができればということ、いろんな試みをしているところですよ。

それとおっしゃるように、やっぱり顔の見える関係を丁寧につくり上げていくことを大切にしていきました。私どもは5万の都市ですけども、5万でも難しいし心配だと思っています。小さな自治体ですと、あそこのうちの家庭の状況はこういう状況だと、役場の職員がほとんど把握しています。おじいちゃんの状況、おばあちゃんの状況も、家庭の状況もです。でも、5万になって繁華街を抱えたりすると、努力しないとそこはできない。ですから、そこを精いっぱい努力しているというのが倉吉の状況だと思っていただけたらと思います。

津崎 ありがとうございます。いわゆる地域規模、これが家族支援には非常に大きな要素としてあるんじゃないかと。そうなってくると、今のところは最大が5万ぐらいではないとおっしゃってますけど、もっと大きい都市ではどういう工夫が要るのかということも、具体的な家族支援を考える上での一つの課題というふうにとらえることもできるように思いますね。

それでは、ほかの視点でさらには今後家族支援、あるいは家族の再生をしていく上で、こういう要素が必要だという、また別のご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。

質問者 先ほど津崎先生のほうからも、これまでの10年というのは入り口のところの整備で、これからの10年というところで私たちも中身の充実ということを考えていかなきゃいけないかなと思っております。日本の児童福祉というのは相談所が入り口から出口までかかわっていくと。虐待をした保護者からお子さんをお預かりして、再統合を図って家庭復帰していくと。この辺については弁護士の方の岩佐先生とか才村先生なんかにお聞きしたいことなんですけども。

例えば28条で家裁から指導勧告を相談所が受けます。そのときに家裁のほう相談所と保護者の間に入って、向こう2年間のプログラムの中にき

ちんと入っていくという、そういう法的な整備をする。あとは、今後10年の中で先生方がどんなふうにイメージされているのか。例えば相談所の機能というのが一から十までやるんじゃないくて、司法の世界と同じように、家裁があって、鑑別所があって、少年院があってというような分担があります。

いま私は入り口から出口まで、家族のこと、親のこと、子どものことをすべてとは言わないまでも、一貫して理解しているのは相談所なんだと。私たちは児童福祉司がかわっても、オレンジロボンのたすきリレーじゃありませんけども、担当がかわってもきちんと引き継ぎをしていくと。そういう中で責任を持つんだというところで相談所はやっていますが、やっぱり子どもを保護したときにやり合って、現場の福祉司からはやはり難しいと、大変だという声を聞くわけです。

ではこれからの10年の中で、入り口は相談所がかかわるけども、出口はまた民間も含めた地域の中でやっていけないとか、そういうような取り組みとか考えというのが今どこまでどうなっているのかということも、例えば今回7月に法改正されましたけども、一時保護についても職権で保護して、保護者の同意がない場合には2カ月超えたときには児童福祉審議会に諮問すると。私たちはそれはやらなくちゃいけないことなんですけども、その辺の部分の中で、将来ほんとに日本の児童福祉というのはどういうふうに整備されていったらいいかということも、本当はあわせて考えていなくちゃいけないことかと思うし、それが今後の10年間の中に反映されてほしいなと思うんですけれども、その辺の実情とか今後の見通しもお聞きしたいなと思っております。以上です。

津崎 非常に重たい問題提起ですが、時間がありません。最後に、シンポジストの方がそれぞれ一言ずつ、今後の10年、何をどう一番変えていかないといけないか、それぞれ思っておられるところを一言ずつ言っていただくとありがたいです。岩佐先生。

岩佐 今お話があったような形で、やはり家族を支

援するという理念というか枠組みに乗かってまとまった仕組みで、まとまった司法のかかわり方が必要である、抽象的にはそう思っているんですね。

あと私の中でのその中でのひっかかりは、先ほど申し上げている、それにかかわる人の専門性が後退しないか、そこをどう守れるんだという問題。

それからもう一つは、地域によってかなり差がある、先ほどのお話は、東京の方の発言だと思うんですけども、この辺を大阪とかで聞いていると、同じような状況にあるので、共感して聞けますが、別の地域の方だと、「何の話してはるのかな」という感じで、全然違うんですね。それを全国的に一気に仕組みを変えるには、もう少し準備が必要なのではないかとも思っています。

それから最後の三つ目は、司法が取り込んでいくということは、ある意味、例えばプログラムという「見せる形にする」、やろうとしていることについて説明をしてほしい、エビデンスを示してほしい。やっぱりどうしても、名前をつけて、説明するみたいなのが出てくるんですね。

一方で、今日、安川先生のそういう実践、要するに名前がどうかそういうことじゃなくて、こういうことが大事なんだよというのは本当にそうだと思うんですけども、しかし、裁判所の関与が増えていく中で、安川先生の実践に名前をつけてくれとか、予算は幾らついていますかとか、何曜日にやっていますかみたいな話になってくるわけですね。

これが下手をすると、名前さえつければいい、もっともらしいことさえやればいいということで、肝心の魂がぬけてしまうことだってあります。基本をちゃんと守りながら、うまく、名前を付け、実践を安定させ、説明をしやすくする、そういう司法に巻き込まれない形で司法とうまくやりあっていくというか、そういうことが必要だと思います。

大きくは福祉がそういう力をつけながら、司法が関与してトータルで家族を支援していくような手続になればいいなと思っております。

津崎 短い時間で申しわけないけど、才村先生、一言。

才村 先ほど津崎先生のほうで監視型、表面的な部分で、見相だけじゃなくて市町村も介入したら非常に恐れられるという話をされていたのですが、やはり懐の中に入り込んだ支援とおっしゃった。それを担保するのは専門性の問題だと思うのですね。

先ほど私、シンポジウムの中で見相の体制強化について申し上げたのですが、それは人員不足の部分をちょっと強調し過ぎた。肝心の専門性アップの問題も非常に大事だと思うのですね。ですから、これまでの10年は確かに厚生労働省の叱咤激励で、見相は速やかに介入して、必要な場合は保護する。その取り組みは進んできたと思うのですが、それではこれから10年はどうかというと、やっぱり家族再統合も含めて、そういう専門性の確保ということに本腰を入れて取り組んでいかないといけないと。

先ほどご質問がありましたが、もう一つは家族再統合ということになると、いろんな支援が考えられるので、これはすべて役所機構だけでは限界がある。例えば、家族再統合に向けた援助においては、援助者と援助を受ける側との関係性が極めて重要となりますが、役所は人事異動で担当職員が次々と変わってしまいます。また、現行制度は強権的な対応と援助機能という相矛盾する機能を一手に児童相談所に担わせています。初期の介入時点で立入調査や職権での一時保護などの法的な対応を行うと、その時点で親の信頼関係が決定的に壊れてしまい、その後いくら児童相談所が家族再統合のための援助を提案し、説得しても、保護者はこれに従わらないという問題があります。従って、今後はやはりアウトソーシングといいますか、可能な部分については民間機能を活用する。さらには民間の育成支援なんかもこれからは考えていかないといけないかなと思っています。

津崎 塚根先生も一言だけ市町村の立場で。

塚根 ありがとうございます。市町村の立場としましては、子育てに対する不安や負担感を取って

くということだと思います。そのために層の厚い応援団を作っていくこと。地域の方たちの力をかりた、顔の見える関係の地域づくりが大切だと思います。

それとやはり保育士さんたちの役割です。先ほど保育園でペアレントトレーニングに取り組んでいるとお話させていただいたんですけども、お父さんやお母さんたちの中でたたかされて育った方というのは、子どもをたたいて育てられる方が多いという実態がございます。それを食いとめるのには、やはり小さいときにたたかずに育てるということ伝えていくことだと思っています。そのためには、保護者や子どもと毎日顔を合わせる保育士が丁寧に、あきらめずに、我慢強く伝えていくことが大変大きい力になると思っています。以上です。

津崎 安川先生、すみません、一言。

安川 私はあまり難しく考えていません。システムやメニューとかいうのも大事だと思うんですけど、それを動かしているのは人間なわけですからそこにポイントを置いて考えています。難しい親であればあるほど、相手の人間がどういう気持ちで自分に関わっているのかを敏感に感じますので、この人の言うことなら耳を傾けようという関係を日常的に作るということが大切だと思います。別の言い方をすれば、そういう人に認められる人間になるように日常的な努力をしているかが問われるのだと思います。口で言うほど簡単ではありませんが、相手を尊敬する気持ちの有無だと思います。直近の具体例ですが、今春就職で退所した子どもは、その難しい父親故に措置解除ではなく措置停止なのです。息子可愛さのあまり学校で暴れて新聞沙汰にもなった親ですが、その親に信頼されている指導員や保育士に児童相談所からの継続依頼があったわけです。少し知的な遅れのある直情型の父親にはシステムとかメニューで対応するのは難しいと思います。子どもだけでなく親をどう受け容れるかも大切ですが、私のチェックリストでお伝えしましたように自分たちが受け容れているかを意識することがもっと大切だと思

います。平凡な結論ですが、最後はやはり人間関係だと思います。

津崎 ありがとうございます。約束の時間をもう既に過ぎてしまっていますので、最後はまとめの一言を西田先生のほうからお願いしたいと思います。

西田 私たちが、これまでの10年間で痛感したことは、虐待親子に対して、その子どもを家族から分離して助け出せば、子どもが救われて、その後は健康に育っていくと思ったら、そうじゃなかったことです。分離した後の子どもとの関係作りも、簡単ではないこともわかりました。そしてそういう子どもたちは、社会で自立することがとても難しいこと、大人になり、働き、恋愛し、結婚し子どもを育てるといふ人生の節目節目で、すごく苦労していることも見てきました。そういった現状から、これからの10年、その子どもたちが健康に育っていけるような、できたら親子が家族としてもう一度やり直せるような、そういう援助ができるような体制を作らないといけない。

それはすごく重い課題です。マニュアルをつくっても、子どもが育つわけじゃない。やっぱりおっしゃったように、1対1できちんと見てくれる大人がいて、それがつながっていくことを子どもたちは本当に待っているように思います。そういうことをこれから10年また一生懸命取り組めば、10年後はきっと変化しているのではないのでしょうか。

津崎 是非今後を期待していきたいと思います。討議が時間の関係で非常に不完全燃焼に終わったような気がしますが、これで今日のシンポジウムを終了したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。これまでの10年と、そしてこれからの10年ということで、非常に本質的なテーマが幾つか挙げられて、大切な視点を検討できたのではないかと思います。改めてシンポジストの先生方、そして座長の2人の先生方に拍手で感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして10周年記念シンポジウムを終わらせていただきます。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

(終了)

＜第1部 子どもの虹情報研修センターの10年とそこから見えてくるもの＞

司会 「子どもの虹情報研修センターの10年とそこから見えてくるもの」といたしまして、当センターのこれまでの歩みに続いてそれぞれの事業をご説明いたします。

初めに研修事業について、当センター研修部長の増沢（高）よりご説明いたします。増沢はセンター開所当時よりこのセンターに携わっておりまして、それ以前は隣にあります情短（情緒障害児短期医療）施設の横浜いずみ学園でセラピストとして勤務しておりました。

増沢 こんにちは。研修部長の増沢と申します。常にこの虹センターの研修事業につきましては本当に熱いご協力とご支援をいただいております。この場をかりてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

1 研修事業～専門研修事業から見る人材育成の課題

研修部より「専門研修事業から見る人材育成の課題」というテーマで報告をさせていただきます。

センターで実施している研修は、その内容を児童虐待・思春期問題を中心としており、こうした問題に携わる機関の指導者を養成するというねらいがあります。

（1）人材育成の考え方：求められる人材育成体系

人材育成の考え方として、初任職員から中堅職

員、上級職員という流れが想定されます。これら全ての職員に対する研修をセンターが担うことは不可能です。機関や施設自身も研修を行い、地域・自治体が提供すべきところ、そしてセンターも含んだ全国レベルの研修機関が担うべきところの役割分担が必要です。人材育成ということを考えたときに、ただ研修を企画実施すればいいというのではなく、こうした役割分担を意識して取り組まなくては効果的でないということです。

人材育成や研修企画の前提として、対象となる児童相談所や児童福祉施設等の社会的役割やそこで働く職種に求められる役割が明確になっている必要があります。それがなければ、人材育成の方向が定まりません。明確化されて初めて、その方向に向けてどのような育成をするかの検討が成り立つわけです。機関や施設、職種の役割の明確化と人材育成体系が描かれることで、それをもとに具体的な研修計画が立てられ、個々の研修の企画と実施に至るわけです。

機関や職種の役割の明確化という点では、児童相談所では児童相談所運営指針があります。これが一つの柱として各種指針が出され、そして各自治体の実態に合わせた指針が示されることとなります。市町村については市町村児童家庭相談援助指針が2006年に出されて、2010年に一度改定されています。社会的養護ではこれまで、乳児院では「新版乳児院養育指針」が、児童養護施設では「この子を受け止めて、育むために」が既刊されていましたが、他の児童福祉施設や里親にはなく、ようやく昨年から全ての種別で指針の検討がされるようになり、今年3月に運営指針が発刊されました。しかし運営指針等で機関や職種の役割は明示されたものの、児童相談所、市町村、乳児院を除いた児童福祉施設や里親においては、未だ人材育成の体系が明確な形で存在していない現状があります。

また運営指針があったとしても、たとえば児童相談所運営指針は、この10年間で大きく改変されていますし、社会的養護や市町村についても、これで十

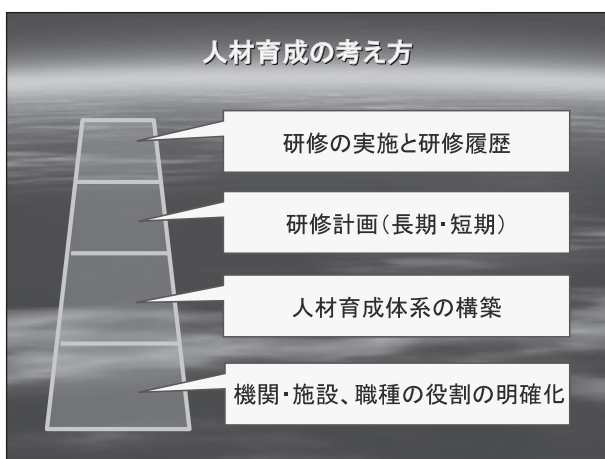


図1 人材育成の考え方

分ではないと思います。

この10年間のセンターでの研修事業は、このように機関や施設等の役割が確固としていない中、施策の動向や現状を踏まえ、現場の抱えているニーズを把握しつつ、研修体系を独自に検討しながら研修企画を行ってきました。さらに研修の実施と評価の繰り返しを行い、新規研修の実施や既存の研修の修正を繰り返して来ました。

(2) センター研修の変遷

これは、実施したセンター研修の変遷です(図2~図4)。左から右に年度を経る中でなくなった研修、新たにできた研修等を図示したものです。

ア) 児童相談所職員対象の研修

児童相談所職員対象の研修については、平成14年に新任児童相談所長研修等5種研修としてスタートしました。以降様々な編纂を繰り返しました。例えば児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修は児童相談所の経験年数によって基礎研修とスーパーバイザー研修の2つを設定しました。平成17年に市町村に養保護児童の相談の窓口ができたため、児童相談所と市町村との合同研修を企画しました。その他、児童相談所と児童福祉施設の合同研修、教育機関と児童相談所との合同研修等、協働が重視される機関や施設に対して様々な合同研修を実施しました。児童虐待対応における多分野協働は必須なのですが、そのためにも合同研修の重要性について認識を深める10年間でした。結果として様々な研修が増えることとなり、現在は5種研修から12種の研修となっています。

イ) 市区町村の職員への研修

市区町村については、センターまで足を運ぶことが難しい職員が多いという現状を踏まえ、こちらから出かけて実施する(出前研修)形で実施してきました。ただ出前研修は年間数か所が限界です。これまでも年間5か所が最大で、現在は2か所程度となっています。いずれにしてもセンターが全ての市区町村をカバーするのは不可能です。重要なのは各

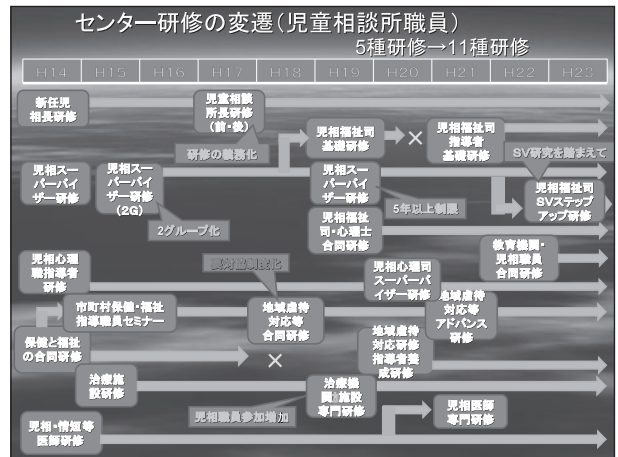


図2 センター研修の変遷(児童相談所職員)

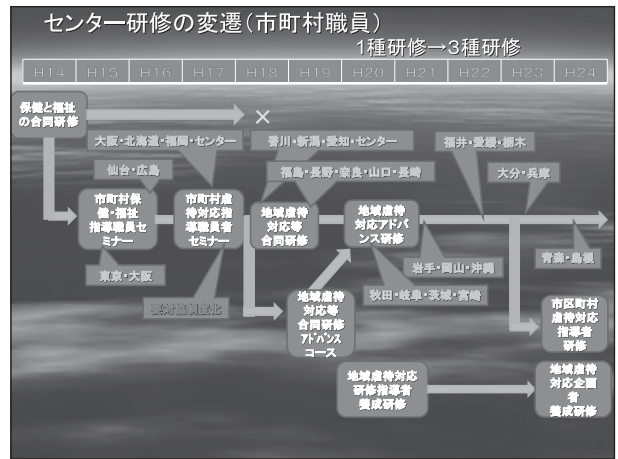


図3 センター研修の変遷(市町村職員)

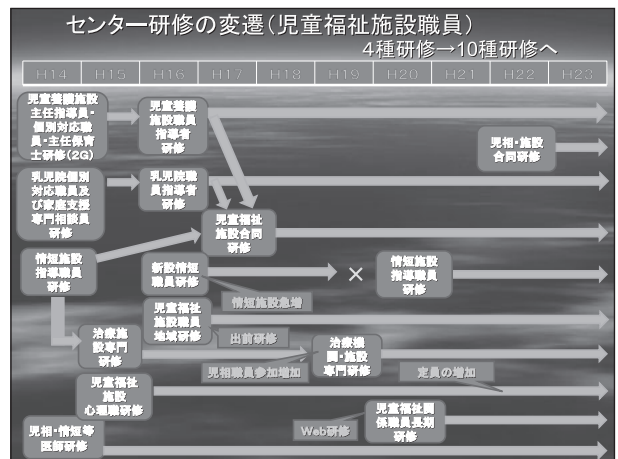


図4 センター研修の変遷(児童福祉施設職員)

都道府県が市区町村向けの研修を主体的に実施できるよう支援することです。そのため研修の企画者養成を目的とした「地域虐待対応研修指導者養成研修」を平成20年度から開始しました。

こうして市区町村向け研修も当初の1研修から

■ 10周年記念シンポジウムより ■

現在は3種研修へと増えています。

ウ) 児童福祉施設職員への研修

児童福祉施設の職員の研修は、4種の研修から始まり、現在10種の研修になっています。基幹的職員の配置も始まり、こうした職員を中心としたリーダー養成の側面を強めています。カンファレンスを中心に、アセスメント力の強化、チームアプローチの充実、家族支援の強化等を中心に企画しています。また施設も他機関との連携が強く求められるようになってきました。種別の違う児童福祉施設との合同研修、児童相談所と児童福祉施設の合同研修など、こちらも協働が必要な施設や機関との合同研修を増やしてきました。

エ) テーマ別研修

対象を限定した研修とは別に、平成17年度からは、年間に2回、参加対象を限定せずにテーマを絞っての研修(テーマ別研修)を実施してきました。図5が実施年度とそのタイトルです。アンケート等で把握された研修ニーズからテーマを選定してきました。テーマを並べてみるとこの10年間の現場のニーズの変化が読み取れます。

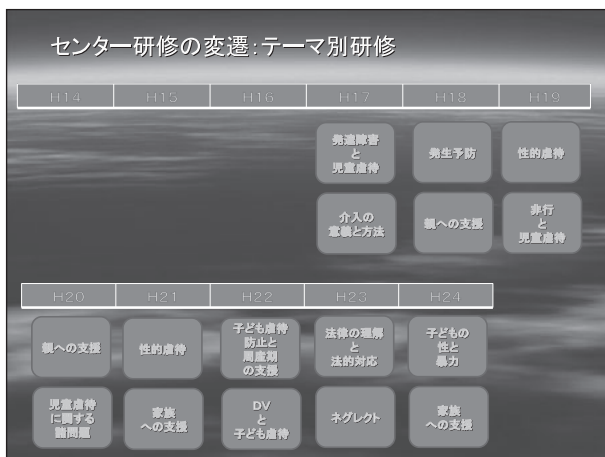


図5 センター研修の変遷(テーマ別研修)

(3) 現場の課題

センターでの研修は事例検討やグループ討議など参加型の研修を柱としてきました。参加者が活発に情報や意見を交わす時間となりますが、同時に現

場の様々な課題が浮かび上がる時間でもあります。その中で、児童相談所、市区町村、施設を問わず、いずれの研修会でも繰り返し指摘される課題を挙げると次の五つに絞られるようです。

- ①アセスメント力：これは児童相談所も児童福祉施設も含めてケースをアセスメントする力が求められるということです。虐待ケースのアセスメントのためには背景要因等の情報の把握、虐待的な環境が子どもへもたらす影響の理解、多岐にわたる具体的な支援のあり方などを検討する力が求められます。しかし現状ではその力が充分ではなく事例検討の際のコメンテーターからも繰り返し指摘されている点です。
- ②支援力：これは地域の資源や支援者の援助姿勢(社会性、人格的成熟、倫理、価値観等)のあり方など、援助の基盤となる要素がより求められているということです。
- ③チームアプローチ：機関内及び施設内のチームワークについてです。虐待対応におけるチームアプローチは基本となりますが、困難なケースを前にしてチームに様々なひずみが生じるのも事実で、チームの状態を良好に保つことは簡単なことではありません。
- ④家族支援と家族関係調整：対応の難しい家族が多く、非常に苦勞されている現状が背景にあります。
- ⑤多機関ネットワークの構築力：虐待対応は施設内や機関内でのアプローチでは限界があり、支援に必要な他機関との協働は今や必須事項です。特に市町村は、児童相談所や学校との協働など、この問題が喫緊の課題となっています。しかしこれについては機関による抱え込みや、その逆の他機関任せなど、課題が山積している状況です。

(4) 研修の様式

研修には次の三つの様式があります。

- ①OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニングで、仕事をしながら学んでいくあり方です。現場で仕事をしながらスーパーバイズを受けながら、あるいはカンファレンスに参加しながら自分の力量を磨いていきます。

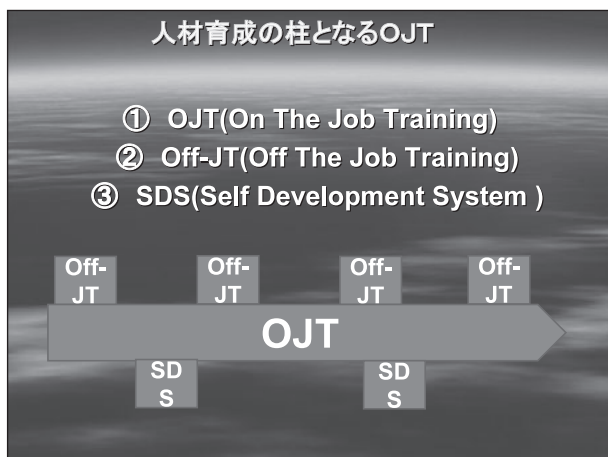


図6 人材育成の柱となるOJT

②OFF—JT：業務から離れて研修に参加する形で、センターの研修はこれにあたります。

③SDS：これは自らが、本を読んだり、勉強会を開いたりなどして研鑽を深める形です。

人材育成の中心となるのはあくまでもOJTです。センターの研修というのは、それをサポートするものにすぎません。研修会は、新たな情報の提供、新たな視点を提供など起爆剤的な研修と捉えています。したがってOJTが充実するように研修を企画、実施するということが大切で、研修で学んだことがOJTとして展開できるようにプログラムを検討し、またその後のフォローアップをする必要があると認識しています。

(5) OJTの充実に向けて

OJTの充実に欠かせないのが、スーパーバイズ、カンファレンス、力のある援助者との同行活動と考えています。それぞれについて述べます。

①スーパーバイズ：力のあるスーパーバイザーに相談し、助言、指導を受けることです。このためには、機関や施設内にスーパーバイズ体制が整っていることが必要となります。センター研修の多くは、こうしたスーパーバイザーへの研修を中心に展開してきました。ところが現状をみると、新任、中堅、上級、そしてスーパーバイザーへとステップを踏みながらスーパーバイザーになっている状況にはないようです。離職や異動の多さがそれを阻んでいるのです。また児童福祉施設では、スーパーバイズ体

制が整っておらず、職員が孤立した状況で支援している現状も垣間見られます。

②カンファレンス：カンファレンスは支援に必要なアセスメントの適切性を左右する重要な会議です。カンファレンスが施設や機関内で適切に位置づけられ機能している必要があります。カンファレンスの質を見るだけでその機関や施設の力を推し量ることができるほどです。カンファレンスが充実することで、そこに参加する職員のアセスメント力は確実に向上するはずで

③同席面接、同行訪問、随行学習：適切な援助者モデルから学ぶ機会を与えることです。研修会でのロールプレイや実践報告も重要ですが、日々力のある職員から、知見や技術を学んでいくことは、何よりも援助者の力の向上につながります。しかしそのためにはモデルとなり得るレベルにまで育った職員が現場にいることが前提となります。人材育成体系は、この点からも確立しておく必要があります。

(6) 人材育成の課題

最後に人材育成の課題についてセンターとしての課題と児童福祉全般についての課題について述べさせていただきます。

ア) センターの課題

センターの課題としては、各機関・施設で行う人材育成や都道府県で行う研修への支援を充実させることが重要と考えています。人材育成の体系化や研修の企画のお手伝いができたらと思います。また教材や講師情報等、研修の企画実施に対しての情報提供をさらに充実させていく方針です。

次は研修対象の拡大についてです。現在のところ市町村、そして児童相談所、児童福祉施設がメインですが、児童虐待に対応している機関や職種はこればかりではありません。例えば学校の教職員、保育園の保育士、障害児施設の職員、保健師などです。こうした方々への児童虐待をテーマにした研修は、必ずしも充実していない現状があります。対象をどのように拡大していくかは大きなテーマとっております。しかしセンターは少ないスタッフですので、

■ 10周年記念シンポジウムより ■

研修を拡大する道筋はなかなか描けない状況です。

また既存の研修に対しても参加希望者が増加し、定員を大幅に上回る研修もできています。参加をお断りしている希望者が増えており、参加希望にどのように応じていくかも大きな課題です。

研修の評価も難しい課題の一つです。研修後は必ずアンケート調査、それから1年後の所属長と本人のアンケートを実施し評価の一つにしています。しかし客観的な評価という点では、評価基準をどのように考えるかの論議が必要となり、難しいところです。

最後に研修機関との連携についてです。センターだけで全国研修をしているわけではありません。国立武蔵野学院、日本子ども家庭総合研究所、国立保健医療科学院等々が研修を実施しています。それから資生堂社会福祉事業財団など民間で行っている研修もあります。こうしたところと協働しての効率的な役割分担も重要です。

イ) 全体としての課題

最後に虐待対応に関係する児童福祉領域での課題です。なによりもまずは児童相談所職員、市区町村虐待対応職員、そして児童福祉施設職員の人材育成体系を構築することです。次に人材育成体系と連動した採用、異動といった人的配置の仕組みづくりが大きな課題となります。特に児童相談所と市区町村は異動の問題が大きな足かせになっていることを現場は強く認識しています。人材が育ってもいなくなるという状況は、その専門性を積み上げるべき10年であるはずの歩みを阻害させたとみるべきでしょう。人材育成体系を明確化し、採用、配置の仕組みに連動させることが、今からでもすぐに進めなくてはならない課題と思います。

3番目は、研修の必要性の認識と予算の確保ということ。財政難の中、まず切られる予算が研修ということをよく聞きます。人材育成ということがどれだけ大切なこととして認識されているのかと思ってしまいます。研修を受け専門性を高めることへの現場のニーズは非常に高いことを、研修を実施していて肌で感じます。しかし組織の上層部がそう

した認識の薄いことが悔やまれます。

以上駆け足でしたが、報告を終えます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

司会 続きまして研究部長の川崎（二三彦）より、研究事業、情報収集事業についてご説明いたします。川崎は京都の児童相談所で長く心理判定員、児童相談所福祉士として勤務し、平成19年より現職を務めております。

2 研究事業、情報収集事業

川崎 研究部長の川崎です。私がこちらで勤務を始めたのはセンター開設からちょうど5年を経た時期ですので、10年の歩みについてお話しするには、いささか荷が勝つと言わざるを得ませんが、ともかくセンターにおける研究活動および情報収集と発信、この2つについて、我が国の虐待対応をどうしていくのかということも念頭に置いて振り返ってみたいと思います。

(1) 研究事業

ア) 50タイトル以上の研究報告書

まずは研究活動について申し上げます。この10年間に、おかげさまで50タイトル以上の研究報告書を発行することができました。1階レインボーコーナーに、全報告書をそろえて展示していますので、休憩の時間などにご覧になっていただければと思います。また、皆様のお手元には「研究報告書全紹



これまでに発行した研究報告書（1階／レインボーコーナー）

介」という冊子をお配りいたしました。この冊子は、センターで発行したすべての研究報告書について、研究代表者等の方々に紹介文の執筆をお願いしてまとめたものです。

研究報告書は、少しでも多くの方々に利用していただけるよう、「研究報告書全紹介」とあわせて、センターホームページですべて閲覧できるようにしています。

さて、センターの研究ですが、一応4つに分けて考えられるかと思います。一つは児童虐待に関する文献研究ですが、これは発足初期の平成15年からずっと継続しております。センターの名称は「子どもの虹情報研修センター」となっていますように、単なる研修実施機関ではありませんので、児童虐待に関する文献の収集や分析も大切な役割と認識して取り組んでいるところです。

それからセンター研修の分析ということも、広く研究の一つとして行っています。私たちが企画する研修の質を高めるための内部的なものになるかもしれませんが、先ほど研修部長の増沢が10年の実績をふまえて人材育成のあり方について発言しましたように、研修の質を高め、今後の人材育成に資するという意味では、決しておろそかに出来ない研究テーマではないかと考えています。

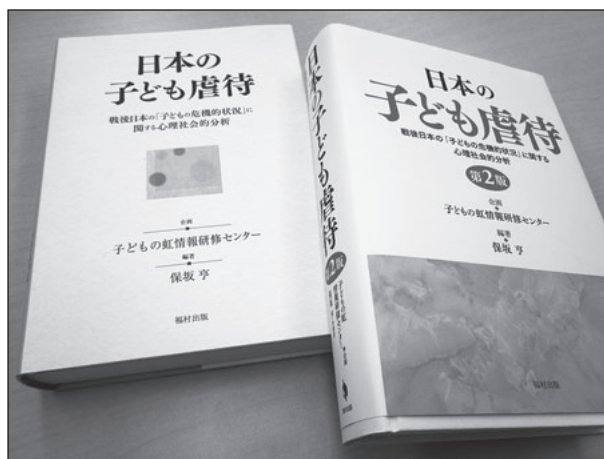
次は課題研究です。センター研究の中では、この分野が最も多く、中核的なものと言ってよいかと思います。内容的には、現在の私たちが虐待問題に対応していく上で当面している課題、あるいは新しく注目されてきた問題、さらには、これまで十分光が当たってこなかったけれど重要だと思われるテーマなどを取り上げています。

最後は海外視察です。費用的な問題もあって毎年実施するわけにはいきませんが、海外の動向を視察し、それら諸国の経験に学ぶことができれば、我が国における今後の虐待対応を考える上でさまざまな示唆を与えられるのではないかと思います。したがって、これも研究分野の一つとして取り入れております。

以下、それぞれについて簡単に振り返ってみたいと思います。

イ) 児童虐待に関する文献研究

まず最初は、「文献研究」です。先ほども申しましたように、この文献研究は、センターにとって大変重要な研究として位置づけておりまして、現在は2つに分けて実施しています。もともとは、児童虐待ということがまだ社会的な話題になっていない戦後すぐの時代から現代までの時期を、「戦後日本の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析」という形で経年的に報告し、4年間、第4期までで現代に到達しました。余談ですが、これらの研究報告をもとにして、福村出版から『日本の子ども虐待』が出版されています。



センターの研究から生まれた「日本の子ども虐待」

さて、経年的な分析を終えたあと、現在は各年度ごとにテーマを決めて文献を収集し、分析を加えるようにしています。今までに取り上げたものとしては、「性的虐待」「子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献」「児童虐待重大事例」等があります。

文献研究のもう一つの柱は、「児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究」です。こちらは、「戦後日本の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析」から分離、独立させて平成16年度から続けています。法学文献、判例および法令・通知を中心としつつ、医学、保健学、社会学、教育学、社会福祉学等の文献も含めて検討を行い、詳細な巻末資料とあわせて研究報告書をまとめています。なお、児童虐待防止法制定以後は文献も膨大となっており、こちらは現在も経年的な分析を続けているところです。

ウ) センター研修の分析

次はセンター研修の分析です。その1つは「参加状況の分析」です。年度ごとに参加者の属性や研修参加後の評価などを分析し、さらには参加者と所属長に対して1年後アンケートを実施して研修効果などを確認、分析してきました。単独の報告書としてまとめてはませんが、毎年発行する「紀要」に事業報告として掲載していますので、ご覧いただければ幸いです。加えて、研修のあり方、研修の評価などに関する研究も実施しており、こちらのほうは、研究報告書として公表しています。

センター研修の分析のもう1つは、研修で行われる事例検討の検討、いわばメタ事例分析です。センターではほぼすべての研修で、全参加者に事例を提出していただき、その中からいくつかを選んで「事例検討」のプログラムを企画、実施していますが、参加者は児童虐待対応の現場で実務に従事している方々ですから、提出される事例も、現在の我が国の種々の課題や問題点を端的に示す、いわば最先端の事例です。ここからの学びは大変大きなものがありますから、そこから今日的な課題や工夫点などを抽出し、まとめるという作業を行っております。

エ) 課題研究

次に、課題研究を見ていきます。この10年間を振り返ると、前半と後半とでは違いがあると感じています。具体的に言いますと、前半の5年は、おもに隣接する情緒障害児短期治療施設横浜いずみ学園の協力を得て行った臨床研究が中心でしたが、後半になりますと、全体として研究テーマが広がってきています。情短施設での研究も継続してはいるのですが、施設種別に関しても児童養護施設や乳児院へと広がり、テーマとしても、児童養護施設と学校の連携とか、児童養護施設における家族支援、施設心理士のあり方、施設における性的問題に関する研究など、種々のテーマが取り上げられています。また、児童相談所の専門性に関する研究、児童福祉司スーパーバイズのあり方研究、児童相談所医務業務のあり方研究など児童相談所関連の研究、さらには「親子心中」研究など個別的テーマも現れてきました。

ところで、センターが実施している「専門相談」については、この後で小出専門相談室長が報告することになっていますが、法的な問題など全国各地から難題が数多く寄せられてきたことから、これらをふまえた「専門相談における法的問題に関する相談内容の研究」を行いました。センター研究と専門相談とを結びつけたものであり、センターならではの研究となりました。

なお、研究部の常勤職員は現在私1人でありまして、これらの研究をセンター独自で実施することは不可能です。そこで、研究の多くはそれぞれの専門分野の先生方をお願いして実施しています。つまり、委嘱研究というのがセンターの中心になっています。ご協力をいただいた先生方には、この場を借りて、改めてお礼を申し上げたいと思います。

オ) 海外視察

海外視察は、先に申しましたように、毎年実施できるわけではありませんが、現在までにドイツ、フランス、アメリカ、イギリス4カ国を訪問いたしました。それぞれについて研究報告書を発行していますが、いずれも大変多くの刺激を受けたところです。

以上で、センター研究の4つの分野についての報告を終えます。なお、センターでは設立2年目の平成15年度から毎年1冊「紀要」を発刊しており、現在第9号まで発刊していますことを申し添えておきます。

カ) センター研究、今後の課題

ここからは、子どもの虹情報研修センターにおける研究の今後の課題について述べたいと思います。センターの研究は、何よりも研究成果を現場に生かす、現場で役立てていただくということが大きな目的になるかと思いますが、その点で、センター研究には大きな利点があると考えています。

その1つは、現場で実際に虐待対応に従事されているたくさんの方が研修参加者としてセンターにお見えになり、今現在、現場で起こっていることについて突っ込んだ議論がなされているということです。そのようなセンターの中に研究部門があるわけですから、現場の息吹を肌で感じながら研究テ

マを検討し、企画実施できるという点が、やはり非常に大きな利点であると思います。もう1つは、先ほど言いましたように、横浜いずみ学園に隣接していて、多大なご協力をいただいている、またご協力していただくことができる、この点もセンターの研究の利点になっていると思います。

では、そうした利点も生かしながら、どうやって質的に高い研究を行うのかということになりますが、やはり現場に学ぶ、現場からの探求を行うことに留意したいと思っています。たとえば、研修に参加された方が、その後研究者としてご協力くださったような例があります。そのような形で現場の実践をふまえた研究を実施するというのもひとつの試みかと思っています。また、研究を実施してくださった方にセンター研修の講師を担ってもらい、その成果を紹介していただく、あるいは研究として実施した取り組みを研修企画に生かすなど、さまざまな形で研究と研修を有機的に連動させ、相乗効果を高める工夫もしています。

今後の課題ですが、まず第一に、こうした形で努力してはいても、未だセンター研究が現場において十分に活用されているとまでは言い難い点もあるかと思っています。したがって、本日お配りした「研究報告書全紹介」の発行や、ホームページでの研究報告書の掲載などの取り組みも含めて、多くの方に活用していただくさらなる工夫が必要ではないかと思っています。

第二に、虐待問題は非常に広い分野への広がりがあり、日々新しい問題も生まれているわけですが、そういった広範な問題に即したテーマをセンターとしてどのように取り入れていくか、この点も私たちの課題だと自覚しております。なお、センター研究が、我が国の児童虐待問題に対して時宜を得た研究を行うためにも、いま我が国における児童虐待に関する研究動向がどのようになっているのかということに関心を払い、その中で私たちの役割を考え、いく必要があるのではないかと感じています。

センター研究部の力不足は否めませんが、我が国の児童虐待対応が少しでも前進するよう、引き続き取り組みを進めていきたいと考えています。

(2) 情報の収集と発信

次に情報の収集と発信についてお話ししたいと思います。

ア) 情報の収集

まずは情報収集ですが、虐待関連の新刊書籍などを中心にして、平成24年3月末現在で、センター図書室には1万8484点の文献が登録されています。また、それ以外にも、登録していないパンフレットやリーフレットなどが多数ございます。各施設が出している施設紹介リーフですとか自治体発行の児童相談所業務概要や虐待対応マニュアルなどもかなり集まってきています。これらは、基本的にすべて非売品ですので、研修参加者などから寄贈していただくなどして収集したのですが、なるべく多くの方が閲覧できるよう、図書室で展示しています。また、専門相談などでは、たとえば「医療関係者向けの虐待対応マニュアルはありませんか」といった問い合わせや相談がありますので、そのような場合にも、こうしたパンフを役立てています。

それから統計関係の書籍もかなり努力して収集しました。戦後の児童福祉関係の統計冊子は、昭和26年頃から本格的に発行されるようになったかと思いますが、戦後の統計資料はすべてセンターで揃えています。また、戦前の時代のもも、「日本帝国統計年鑑」全巻を購入しておりますので、戦前のデータもご利用いただけます。

また、歴史的文献の収集にも努めています。写真



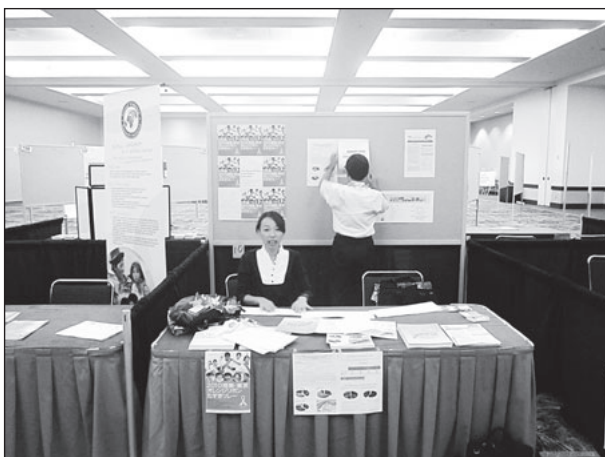
児童福祉マニュアル（滋賀県児童相談所から寄贈）

■ 10周年記念シンポジウムより ■

は、アリス・キャロルの手になる『児童福祉マニュアル』です。これは昭和26年に我が国で初めて出された児童福祉マニュアルですが、滋賀県の児童相談所^{すんで}で既のことで廃棄される^{すんで}ところを、是非にと寄贈してもらったものです。マニュアル自体は復刻版が出されていますので、内容はわかっていたのですが、原著そのものですから大変貴重なものと言えます。そのほかにも、戦後出されたケースワーク事例集と児童相談事例集。これらは年1冊、50年間で合計50冊出されていますが、センターで収集しています。なお、この事例集につきましては、先に申しました文献研究やそれをもとに出版した『日本の子ども虐待』で、総目次を紹介させてもらっております。

それから、少し違った形で収集させてもらったものを紹介いたします。それは当センターの初代研究主幹を務めてくださった松井一郎先生の寄贈本です。たくさんの蔵書を送ってくださったのですが、本当に貴重なものが含まれていて、センターでは「松井ライブラリー」として研究部資料室で保管しています。

海外文献も集めております。しかしながら、まだ決して十分とは言えません。2010年のISPCANハワイ大会には、センターからも参加してブースを出し、わが国の児童虐待の現状やセンターの活動などについて広報活動を行いました。他方、そこには諸外国からたくさんのブースが出されていたから、それらのブースを回ってパンフレット等を収集するなどに努めました。



ISPCAN・ハワイ大会(2010) 準備中の虹センター・ブース

図書室には、このほかにもさまざまな書籍や資料がありますが、報告は以上で終えることといたします。いずれにせよ、センターではさまざまな機会を捉え、時には自らあちこち出向いて児童虐待関連の書籍や資料、歴史文献や海外情報などを収集するよう努めています。勝手なお願いですが、今後ともセンターの情報収集について、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

イ) 情報の発信

さて、こうして集めた資料は、多くの方々に活用していただいてこそ意義があるものと思います。そこでここからは、情報の発信に関するセンターの取り組みをお話しいたします。

まずはセンターホームページです。これはもう皆さん方も1度や2度は覗かれたのではないかと思います。センターのホームページでは、先ほども言いましたように、研究報告書、紀要を全文閲覧できるようにしておりますし、最近では、国や自治体の死亡事例の検証報告も、許可を得て随時掲載しております。



虹センターホームページ

また、センター研修で厚生労働省の方に講師をお願いした場合、直近の統計数値や施策の内容その他、現在の国の基本的な考え方などがパワーポイントで詳しく説明されますので、そうした最新データをホームページに掲載するようにいたしました。

次に『レインボータイムス』です。こちらは(シンポジウムの行われた平成24年5月12日現在)、25

号まで発行していきまして、英語版もつくっております。それからメールによる情報発信も行っています。これは研修に参加された方々にセンターの新しい情報をお届けできるよう、ご希望の方にメールアドレスを登録していただき、適宜発信しているものです。現在322人の方に送信しており、『レインボータイムス』も添付ファイルとしてお届けしています。

それから、センターでは研修映像記録を作成しております。たくさんの研修の中から講師の先生方にご協力いただき、年間9本とか10本ぐらいをDVDにしており、現在86本制作いたしました。こちらはご希望の方に貸し出しております。研修に参加した方が、「この講義を職場の人たちにも聴かせたい」と要望されることは珍しくありませんし、他方では、センターに来ることが難しいという方もたくさんおいでです。そうした方々に少しでも便宜を図る



センター研修映像記録（DVD）現在86本制作
各地域での研修に貸し出しています。



JaSPCAN・いばらき大会 (2011) 虹センター・ブース

ことができればという考えのもとに作成しているわけですが、おかげさまで、このDVDの貸し出し本数も、年々増えてきております。

また、毎年のJaSPCAN大会でも、ブースを出展して広報に努めています。写真は昨年度のいばらき大会のブースの様子です。ここではセンターの活動を紹介し、研究報告書のいくつか並べてご自由に持ち帰っていただくよう便宜を図るなどの取り組みを行いました。

ウ) 情報収集と発信、今後の課題

さて、報告の最後に、センターにおける情報収集と発信に関する今後の課題について述べたいと思います。

子どもの虹情報研修センターに行けば、児童虐待に関する問題を中心に、関連領域も含めて古今東西のいろんな情報が得られるという状況を作り出すことが、私たちの目標です。ただ、力不足のため、残念ながら現時点では到底満足出来るところには達していません。

情報の収集と発信とは相互に深く関連しており、センターからの情報発信が活発になって、「あそこへ行けば、センターホームページを訪問すれば、種々の情報が得られる」といったことが広く周知されれば、逆に「こういう情報がある」「こんな資料があるが要るか」といった形で、自ずと情報が集中してくるようになるのではないかと考えています。そういう相互作用が進むよう、引き続き努力を重ねる所存です。

残念ながら体制的にはまだ厳しい面があり、皆さん方には何かとご不便をかけているところもあるかも知れませんが、センターの役割を自覚し、努力して参りたいと思います。

*

いずれにしても私どもは情報研修センターとして研修活動と研究活動、そして情報の収集と発信、それから専門相談を相互に関連づけ、これら4つの事業をうまく連動させ、少しでも現場の皆様方、現場で働いている方に役立つように、また我が国の虐待問題が前進するよう取り組んでいきたい、そんな

■ 10周年記念シンポジウムより ■

ふうに思っております。

以上で、研究活動と情報収集・発信についての報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

3 専門相談事業

司会 それでは続きまして専門相談室長の小出（太美夫）より専門相談事業についてご説明いたします。小出は平成22年より専門相談室長を務めておりまして、それ以前は横浜西部児童相談所の所長を務めておりました。

小出 こんにちは。専門相談を担当しております小出と申します。

(1) 専門相談事業について

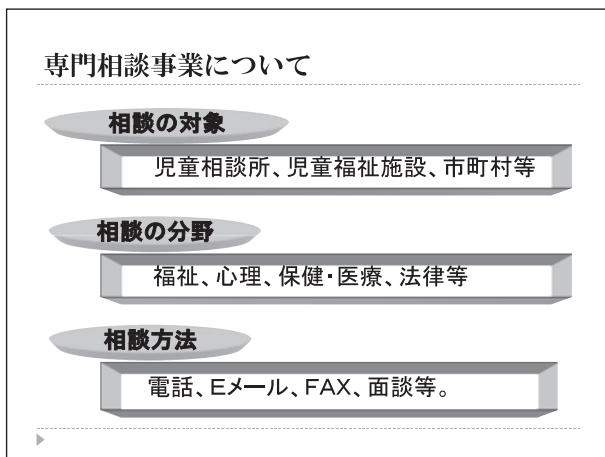


図1 専門相談事業

専門相談事業とはどういうものなのかご存じない方もおられるので、簡単にお話をさせていただきます。専門相談事業は虐待等にかかわる専門機関に対する専門的な相談ということで、平成15年度から立ち上がっております。相談の対象が主に児童相談所、児童福祉施設、市町村等となっております。このほかにも病院、医療機関とか大学等教育機関、それから一般の人からの相談も受けております。

相談の分野ですけれども、大まかに四つの領域に分類されております。福祉、心理、保健・医療、法律です。この中でやはり圧倒的に相談として多いのは福祉関係の相談、それから法律関係の相談です。こういったところが多くなっております。

相談の方法としては、電話、Eメール、ファクス、面談等での相談を受けております。

遠方からの相談が多いということもあって、電話での相談が圧倒的に多いです。

最近目立ってきているのが、直接に会って事例を目の前で検討しながら、それに対する助言を受けたいというような相談が増えてきております。

(2) 専門相談件数の推移

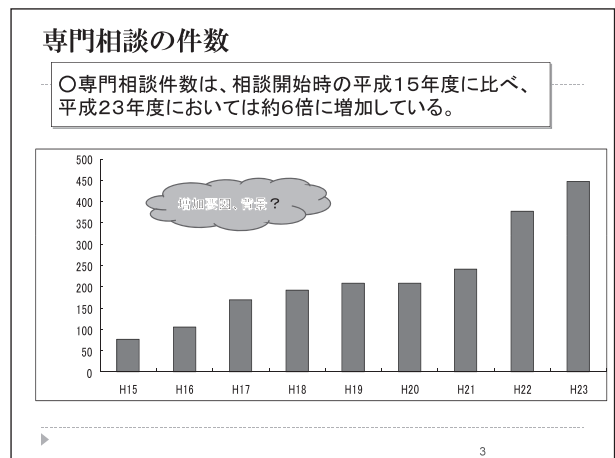


図2 専門相談件数

専門相談の件数の推移です。これは平成15年度から昨年度末までをグラフにしたものです。平成15年から平成23年度までの相談の累計件数が2000件を超えております。昨年度は448件の相談がありました。平成15年度時点と比べますと、平成23年度は約6倍に増加しています。

相談件数増加の要因としましては、一つには、この専門相談が少しずつ周知されてきたということがあります。もうひとつの要因として考えられるのは、児童相談所や市町村で対応する虐待相談が年々増加しているためなのではないかということです。専門相談件数と児童相談所の児童虐待対応件数がほぼ同じように増えております。

図3は主な相談機関別にみた相談件数の推移です。件数全体が増加してきている中でも、児童相談所からの相談が特に増えてきており、平成21年度から23年度にかけて約2.3倍の増加となっております。

(3) 平成23年度 相談機関別件数について

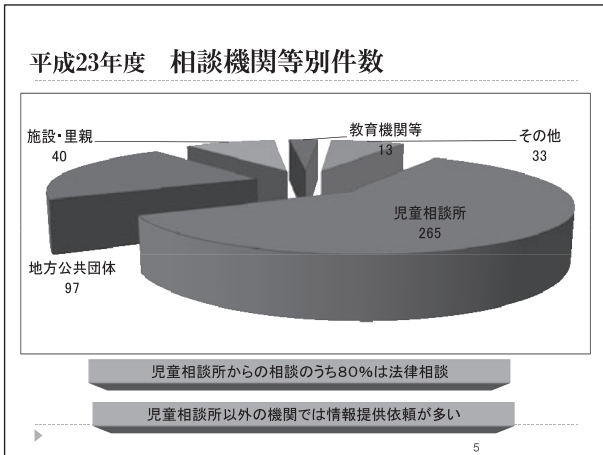


図3 相談機関別件数

相談機関別の23年度の件数です。児童相談所からの相談が265件で、全件数448件中、約6割が児童相談所からの相談になっております。それから順次、地方公共団体（市町村&都道府県）、児童福祉施設からの相談となっております。

児童相談所からの相談で多いのは、圧倒的に法律相談です。それから児童相談所以外の機関からの相談では、情報提供依頼が圧倒的に多い。

(4) 法律相談について

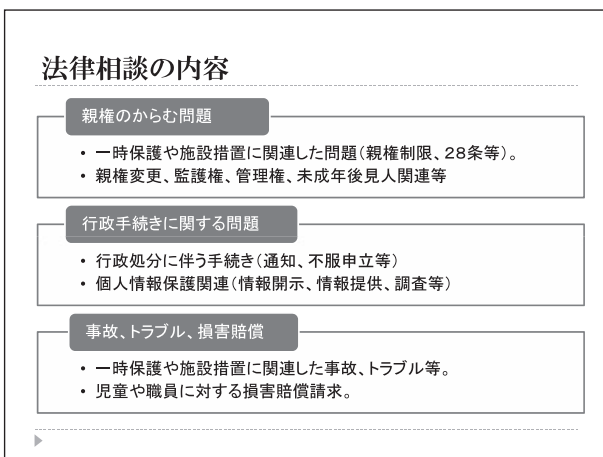


図4 法律相談の内容

法律相談の内容を大まかに整理してみると、一つが親権に絡む問題です。一時保護や施設措置後の親権問題や、児童福祉法第28条の適用に絡む親権問題をどう整理していったらいいのかといった相談が多くあるということです。さらに、は親権変更や

監護権、管理権、それから未成年後見人についての相談が多くなっております。

親権以外の相談では、行政手続に関する問題が多くなっております。特に最近目立つのが行政処分に伴うものです。一時保護などの行政処分を行うに当たってどういうところに気をつけなければいけないのか、例えば通知をどうしたらよいかとか、不服申立にはどう対応したらよいかといった相談です。

それから情報開示にかかわる相談も多くなっております。

また、施設内での事故とかトラブルへの対応についての相談も受けます。入所中の児童が他の入所児童に怪我をさせてしまったとか、施設入所中の児童が他人の所有物を壊してしまい、損害賠償や慰謝料を請求されるような場合、どう対応するのかというような相談があります。

法律相談では、他に相談できないので、ここに相談するという方もおられますが、それだけではなく、一応相談できる体制はあるがセカンドオピニオンがほしいといった相談の仕方をされる方もおります。

(5) 情報提供依頼について

情報提供依頼ではどのような内容があるかを示します。（図5）

提供を希望する情報を大別すると、①専門家情報、②地域情報、③文献・資料情報の三つになります。

専門家情報では、例えば研修講師の情報が欲しい

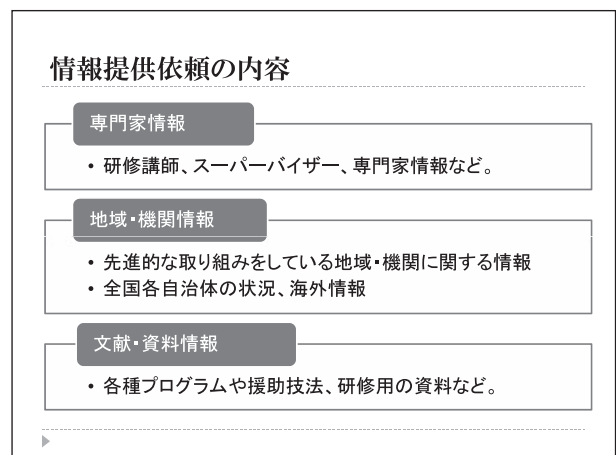


図5 情報提供依頼の内容

■ 10周年記念シンポジウムより ■

とか、スーパーバイザーをしてもらえそうな専門家を紹介してもらいたいとか、委員会の立ち上げに当たって専門家の情報が欲しいとか、こういうような相談があります。

地域機関情報では、先進的な取り組みをしている地域とか機関の情報提供が望まれています。例えば家族再統合のプログラムで先進的な取り組みをしている児童相談所の情報とか、子育て支援について先進的な取り組みをしている市町村についての情報が欲しいというような相談が寄せられております。また、海外の事情について知りたいという相談もあります。

文献・資料の情報では、各種の支援プログラムや援助技法や研修用の資料等についての問い合わせがあります。

(6) 福祉相談と法律相談件数の推移

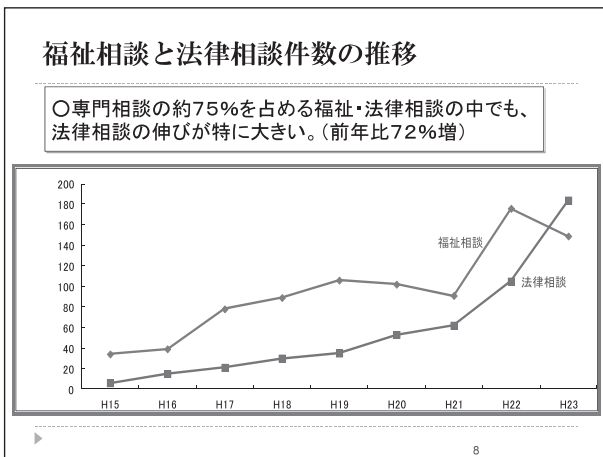


図6 福祉相談と法律相談件数

初めに相談分野を4つに分けると説明したのですが、その中で多いのは福祉相談と法律相談であり、件数の推移を見ても大きく増えております。専門相談の約75%がこの二つの相談になっており、特に法律相談の伸びが一番大きい。22年度から23年度にかけての増加率が75%増という伸びを示しております。

(7) 平成23年度 相談分野別件数について

図7は23年度の状況です。

法律相談のうちのほとんどが事例相談です。福祉相談では情報提供を求めるような相談が目立ちます。

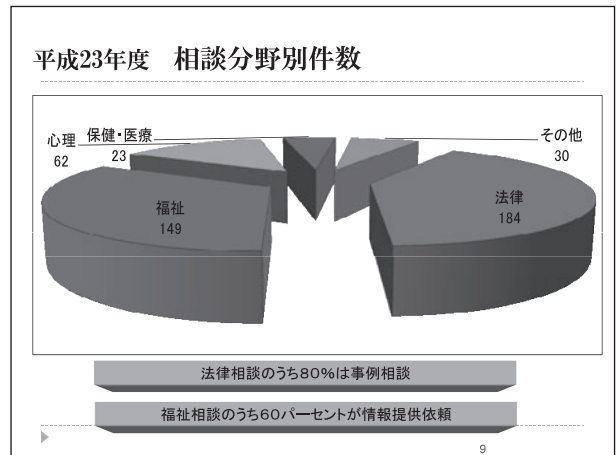


図7 相談分野別件数

現場の中で法的なトラブルがかなり増えていることが推測されます。法的なトラブルに至らないまでも、法的手続きに瑕疵がないかと心配して相談される事例も多くみられます。訴訟になったらどうしようといった漠然とした不安があって、そういう状況を未然に阻止するためにどう手を打ったらいいのかといった相談もあります。

(8) 相談内容の特徴について

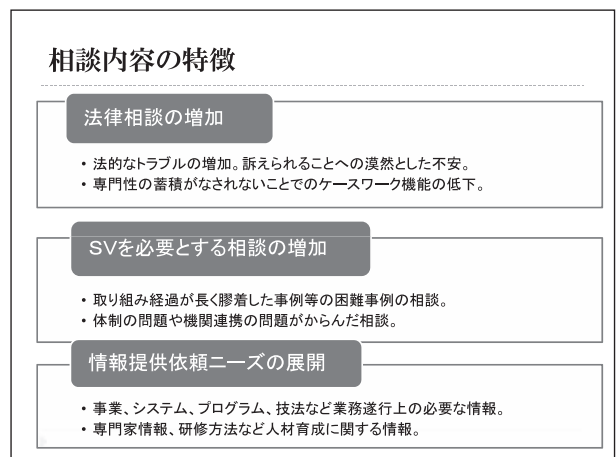


図8 相談内容の特徴

事例相談の特徴として、表面上は法律相談なのですが、本来はケースワークの中で対応すれば済むような相談があります。相談・支援関係がうまくいかない場合に、法律の枠組みで整理し乗り切ろうと意図したような相談の仕方になっています。

それからスーパーバイズを必要とする相談が増えています。これは各現場の中に適切なスーパー

バイザーが見つからないために、直接に会ってスーパーバイズを受けたいとか、もしくはスーパーバイズの専門家を招聘したいので照会してほしいといった相談です。

相談・支援機関の中で、困難事例がどんどん増えてきているためなのではないかと思っております。

(9) 今後の相談動向

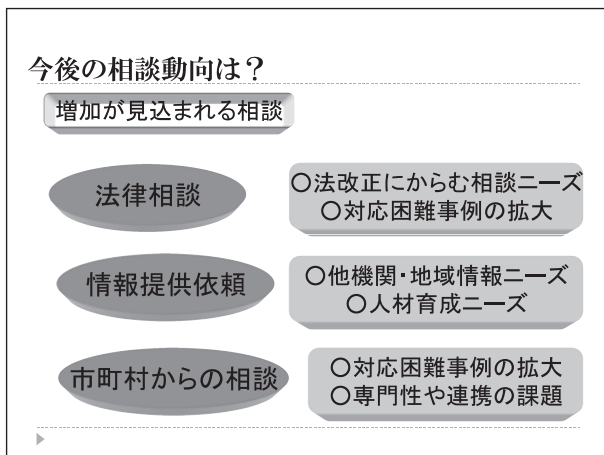


図9 今後の相談動向

今後の相談動向を考えますと、やはり法律相談が今後も増え続けていくのではないかと予測されます。今年度、親権に関連した法律が改正、施行されておりますので、その法改正に絡んでの相談も多くなってきていますし、それから対応困難事例も拡大してきている。そういった状況からも法律相談の増加が推測できます。

他には市町村からの相談は増加思想です。市町村によっては、かなりの困難ケースを抱え込みながら苦勞している。児童相談所が忙しくてなかなか対応できないため、市町村での対応を強いられている。そういった市町村も多く見受けられます。こういったところで、対応困難事例が拡大してくるに従って、市町村からの相談が増えてくるのではないかと予測しています。

(10) 今後に向けての課題と展望

最後に「今後に向けての課題と展望」です。

専門相談の体制をどうするかが一つ目の課題です。相談件数が増えているということと、複雑な相

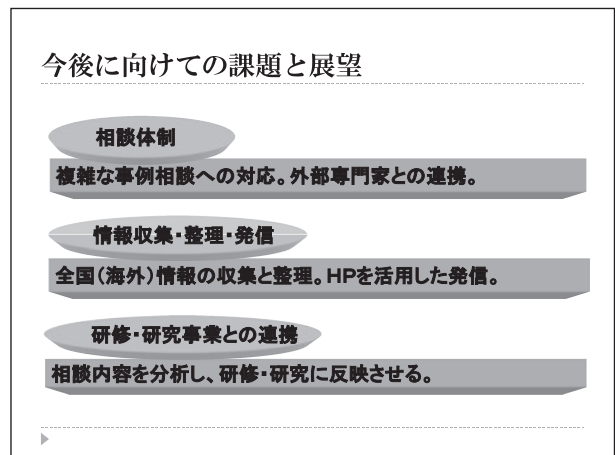


図10 今後に向けての課題と展望

談が増えてきているということがあり、センターだけではなかなか対応しきれない相談をどうするのか課題となっています。外部の専門家との連携を強化することなどの方策を検討しているところです。

二つ目が、全国の相談・支援機関に関する情報収集。これは先ほどの研究事業での説明にもあったのですが、情報をセンターに集約し、いつでも活用できるようにすることが必要と考えています。それから諸外国に関する情報も乏しい状況です。最新の情報が十分に収集できていないことがあります。そういった情報を収集し、整理できた情報をホームページ等から発信していく必要があるのではないかと思います。

最後に研修・研究事業との連携が課題となります。相談内容を分析して研修、研究に反映させていくことが今後必要になってくるのではないかと思います。

以上で専門相談事業の説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

司会 専門相談では年々事例相談の内容も難しくなり、件数自体も増加しているということです。皆様にはこれからも情報の提供等をお願いすることもあるかと思います。今後ともよろしくお願ひします。

それではこれで第1部を終了させていただきます。この後は休憩を挟みまして第2部を開始したいと思います。

公開講座「トラウマが子どもの発達へ及ぼす影響」

Frank W. Putnam, MD

(シンシナティ子ども病院附属メイヨーソンセンター)

I はじめに

ご丁寧で素晴らしいご紹介ありがとうございます。この素晴らしいセンターで10周年記念の講演ができて光栄です。妻と共にこのセンターの偉業に大変感心しました。虐待やネグレクトに対する教育・研究・相談の施設としてナショナルセンターがここにあることに感銘を受けました。アメリカも見習うべきですね。

II 一般的な小児期の逆境体験

一般的な小児期の逆境体験

- ・ネグレクト—身体的、心理的、教育、医療、歯科
- ・身体的虐待
- ・性的虐待
- ・心理的虐待
- ・医療虐待
- ・DVの暴露
- ・親の物質乱用
- ・親の精神疾患
- ・親の喪失
- ・経済困窮
- ・災害—自然、人災

今日は子どもを不適切に養育することでどのような影響があるかお話しします。アメリカや日本でも見られる子どもの逆境体験から始めます。ネグレクトには身体的ネグレクト、心理的ネグレクト、教育的ネグレクト、医療的ネグレクト、歯科的ネグレクトなど多種あります。これらがアメリカにおける主な虐待の形です。

また身体的虐待も多く見られます。ケースの25%は身体的虐待です。アメリカでは約2000人の子ども

が毎年死亡しています。性的虐待や心理的虐待の数も多いです。多くの子どもが両親間の暴力を体験しています。両親間の暴力は子どもに大きな影響を及ぼします。親の薬物やアルコールの乱用、それへの曝露もあります。親の精神疾患や死の影響を受けた子どもも多くいます。極度の貧困にいる子どもや自然災害・人災にあった子どももいます。非常に深刻で費用がかかる問題となります。

小児期の逆境体験の長期転帰

- ・精神保健の問題(抑うつ、PTSD、他の不安障害、複数の合併障害)
- ・健康状態(神経、筋骨格、呼吸器、心臓、胃腸)
- ・物質乱用(薬物、アルコール、poly substance)
- ・犯罪行動(再被害、犯行)
- ・家族機能不全(養育力の乏しさ、児童虐待とネグレクト、家庭内暴力)
- ・社会的問題(貧困、失業、社会福祉とヘルスケアの利用の増加)

精神衛生的にも非常に深刻です。例えば抑うつ症状やPTSDなどの症状が出てきます。DV曝露や児童虐待は身体的病理に繋がることが分かりました。これらの体験が心身にどう影響するか後で説明します。児童虐待の経験が将来、薬物使用の強い引き金にもなります。残念ながら被虐待児やDV曝露児は、将来親になって養育能力に課題を抱えることとなります。被虐待児は通常の3～5倍の確率で虐待する親となります。虐待は次の世代に引き継がれていきます。貧困や失業、虐待や不適切対応などの社会問題に繋がります。虐待を防止できれば社会問題も防止できるでしょう。

多くの小児期の逆境体験は同時に起こる

- ACE研究では対象の25%に、2つかそれ以上の小児期逆境体験(ACE)があった
- 発達の被害者研究では、一つの被害を抱えた対象の70%は2つ以上の被害を抱えていた
- NCTSNのデータでは、暴露タイプの数の平均値は2.9(標準偏差1.8)、中央値3.0であった

逆境体験が1つ見つかる子どもは、2つ以上の逆境体験がある可能性が高く、多くの問題は同時に起きています。薬物乱用の親は虐待している可能性が高く、両親間にDVがある場合もまた多いです。逆境体験が多いほど結果は悪くなっていきます。

小児期のトラウマは累積する

Great Smokey Mountains 研究

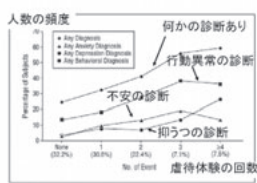
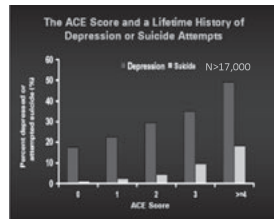


Figure. Effect of increasing trauma exposures on cumulative rates of psychiatric diagnoses by age 18 years.

トラウマ被害を多く受けたと、16歳までに、不安、うつ、行動異常と診断される割合が高くなる

Copeland et al., Archives of Gen Psychiatry 2007, 64:577-584

小児期逆境体験(ACE)研究



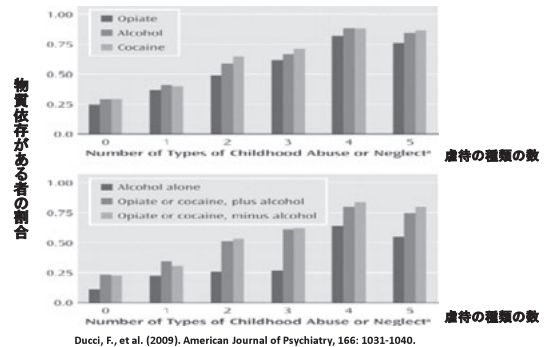
虐待体験のスコアと生涯における抑うつ、自殺企図との関係。スコアが高いほど、抑うつ、自殺企図の割合が高くなる

www.Acestudy.org

例を挙げましょう。まずグレート・スモーキー・マウンテンの研究です。アメリカでの子どもの精神衛生に関する研究です。トラウマなどが無い子どもは相対的に精神的問題が少なく、トラウマがあればあるほど精神的問題が多くなります。幼少期の逆境体験が4つ以上ある子どもは非常に高い精神的問題があります。もう1つの例です。子ども時代にトラウマを体験した大人を観察した研究です。トラウマのない大人の18%が抑うつ症状になりました。ですがトラウマ体験の数が増えていき4つ以上の逆境体験をもつと、少なくとも50%が深刻な抑うつ症状になります。小さい方のグラフは自殺企図の割合です。被虐待経験や逆境体験がないとほぼゼロに等しいで

す。しかし4つ以上もつ人は20%に自殺企図がみられます。

累積した小児期のトラウマは薬物乱用のリスクを増加させる



薬物乱用のデータを3種類見ていきます。麻薬、アルコール、コカインです。同様のプロセスが見て取れます。逆境体験がないと薬物乱用は少ないですが、逆境体験の数が増えると薬物乱用の深刻度は増します。4つ以上逆境体験があると75%が薬物乱用となります。

トラウマは累積する

- 「用量-効果」—トラウマの増加は、多くの方法で測定されるような問題を増加させる
- 児童虐待の被害者は、非被害者と比較すると将来の再虐待被害のリスクが2-3倍高い
- すでにトラウマを受けている子どもでの、将来のトラウマ被害予防は重要な介入である
- トラウマを受けた子どもに対応するシステム—例: 児童福祉、少年司法、精神保健—は、トラウマ被害予防の介入を含むべきである

他に累積効果についての例があります。トラウマの増加は問題の増加に繋がります。被虐待児は成長しても被害のリスクが高くなります。これはトラウマが累積するからです。将来の虐待被害予防を考えなければなりません。トラウマの累積から分かることは、将来の被害予防を考えるべきだということです。被害を受けた子どもを扱う機関は子どもの未来の安全を考える必要があります。被害を受けた多くの子どもは、再被害の可能性が高いからです。

性的虐待は最も重篤な小児期のトラウマである

- ・ 性的虐待は少年、少女ともに最も重篤な小児期のトラウマである
- ・ 米国の女性が性的虐待を受ける可能性は、男性と比較して4倍である
- ・ 性的虐待は精神医学的問題(PTSD、不安、抑うつ)、物質乱用、性感染症のリスクを増加させる

子どもが体験する様々なトラウマを見ると、最も深刻なものは男女問わず性的虐待です。アメリカでは女兒の被害は男児の4倍にもなります。性的虐待経験は将来のPTSDや抑うつなどの精神疾患のリスクを増加させます。また薬物やアルコールの乱用、性感染症のリスクも増加させます。

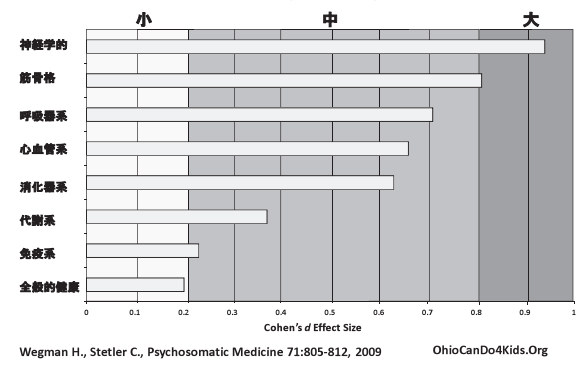
小児期の性的虐待の長期予後 (家族機能不全と小児期の逆境体験の統制後) (NCS-R, N=5692)

成人男性		成人女性	
疾患	Significant OR	疾患	Significant OR
双極性障害	OR = 14.4	双極性障害	OR = 5.5
薬物乱用	OR = 3.5	アルコール乱用	OR = 3.2
躁病	OR = 3.3	行為障害	OR = 3.0
大うつ病	OR = 2.9	薬物依存	OR = 5.2
		爆発性障害	OR = 3.0
		躁病	OR = 2.7
		大うつ病	OR = 1.7
		反抗挑戦性障害	OR = 8.0
		PTSD	OR = 5.1
		分離不安障害	OR = 2.8
		パニック発作	OR = 2.1

子どもの逆境体験に関する大規模研究のデータです。他の逆境体験を統制して性的虐待の影響結果を出しました。DVや薬物乱用などの要因を除いた後の結果です。男性は双極性障害のリスクが14倍になり、薬物乱用のリスクは3.5倍に増加します。女性での双極性障害、アルコール乱用、薬物乱用、PTSDは4～5倍になります。

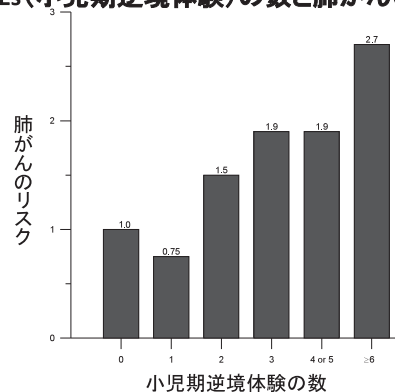
Ⅲ 小児期の逆境体験は慢性の医学的問題のリスクを増加させる

児童虐待に関する健康状態についてのメタ分析 —24研究(N=48,801)

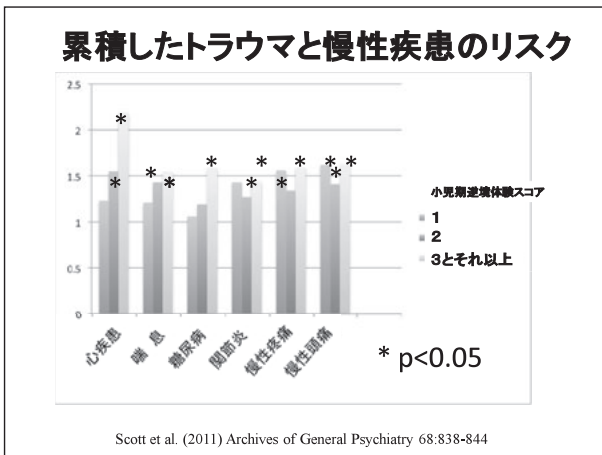


そして医学的問題のリスクも増加させます。アメリカでの成人の主な死因には児童虐待経験の関与があります。児童虐待と医学的問題に関する24の研究からの結果です。その関係性の強さを示したグラフです。脳医学的問題に強い関連性を示し、肺や心臓の病気とも強い関連性を示しています。糖尿病など代謝系の問題にも影響します。心臓病や肺の病気や糖尿病は医療費の高い疾患です。これらはライフスタイルが原因となることもあります。被虐待児は後に喫煙や飲酒をしがちです。幼少期の体験による身体的変化が起きることもあります。

ACEs(小児期逆境体験)の数と肺がんのリスク



乳児期の虐待体験と肺がんの関係を示したものです。ここでも同様の累積作用が見られます。逆境体験が増えるほど肺がんのリスクは高まります。逆境体験が4～5回の方は肺がんリスクが2～3倍になります。

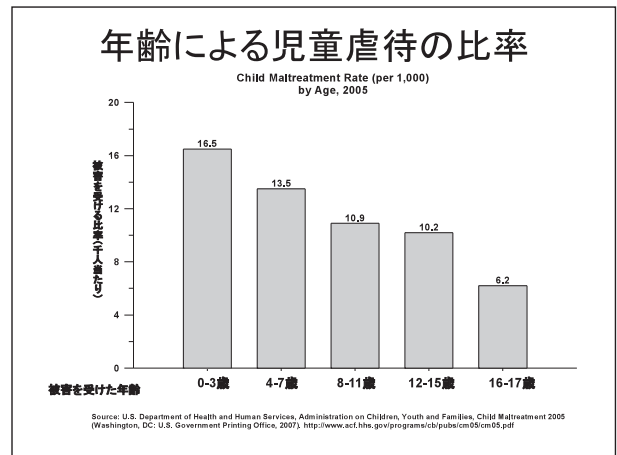


慢性疾患と幼児期トラウマとの関係性を示すものです。左は心疾患、青は逆境体験が1つの人のリスクです。赤は2つ、緑は3つ以上。3つ以上の逆境体験があると心臓病のリスクは2倍になり、糖尿病や喘息でも同様になります。

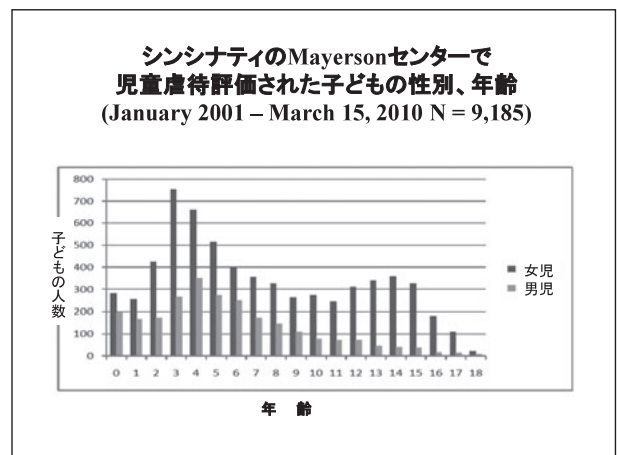
ほとんどの小児期の被害はより年少の時代に起こる

- より早期のトラウマはアタッチメントや感情調節、衝動統制のような基本となる心理社会的なプロセスの発達に影響する(例、D型アタッチメント)
- より早期のストレスやトラウマは、神経発達の重要な、感受性のある期間に、より神経生物学および認知機能障害をきたす可能性がある(例、知能)

こういう被害は年齢が低いほど多いことが分かりました。2つの主な影響があります。1つ目はアタッチメントなどの心理社会的発達、感情制御や衝動統制への影響です。後で掘り下げていきます。

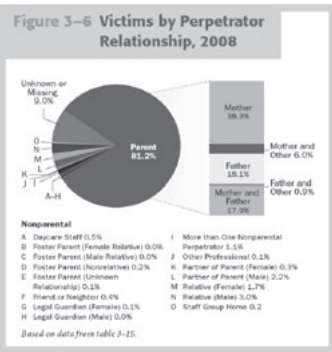


2つ目は脳や身体の発達に及ぼす影響です。アメリカでは虐待が最も多く起きるのは7歳以下で、0～3歳が一番高い比率です。この時期は脳が最も早く発達するのです。



私のセンターに来た子どもたち10年間のデータです。横列はセンターに来た時の年齢で、青は女児、赤は男児の数です。センターに来た中で3～5歳の子どもが最も多いです。女児は12～14歳くらいの子どもの数も多いですね。男児は4～5歳の子どもが多いですね。10～12歳を超えると男児は少なくなります。虐待はあるのですがセンターには来なくなってしまいます。

米国の子どもは自分の親に虐待されることが最も多い



2008年 加害者
 親 81.2%
 母親 38.3%
 父親 18.1%
 父母 17.9%

U.S. Department of Health and Human Services, Administration on Children, Youth and Families. *Child Maltreatment 2008* (Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 2010).

ほとんどの子どもが、親から虐待を受けています。アメリカでは被虐待児の82%が、親から虐待を受けています。親子間の愛着形成に影響があります。

要約: 小児期の逆境体験

- 小児期の逆境体験とトラウマは一般的であり、低所得層で最も多い
- 児童虐待は、より低年齢で最も起こりやすい
- 小児期の逆境体験は複数が同時に起こりやすい—もし一つあれば二つ以上あるだろう
- 小児期の逆境体験は累積する—より多くの逆境を体験した子どもは、深刻な精神的、医学的問題のリスクがより高い
- ほとんどの児童虐待はその親が加害者である—このためアタッチメントが障害される

まとめます。逆境体験とトラウマ体験は子ども時代によくあることで、児童虐待は低年齢ほど起きやすいものです。逆境体験が1つあれば2つ以上ある場合が多く、逆境体験は累積します。多種の逆境体験をした子どもは精神的・医学的に問題が起きやすくなります。大半の虐待は親によるもので、これらは愛着形成に大きな影響を生じさせます。

IV 子どもの発達へのトラウマと逆境体験の影響

トラウマと逆境体験の子どもへの発達への影響について話しましょう。

アタッチメント

- 「アタッチメント」とは乳児が養育者からnurturance(身体的感情的ケアと栄養)と快適さを得ようとする生物学的な傾向を指す
- アタッチメントのタイプ分類は乳幼児の観察と思春期、成人期のインタビューに基づく
- 4つの主要なアタッチメントの型は安定型(B型)、不安-回避(A型)、不安-抵抗(C型)、無秩序-無方向(D型)
- 人間の乳児において健康的なアタッチメントは感情調整に極めて重要なものである

アタッチメントについてです。これは乳児が親から養育と快適さを得ようとすることです。アタッチメントをタイプ別に分けました。乳児を観察して分類を行い、思春期や成人期の子どもにはインタビューを行いました。そして4つの基本タイプに分類したのです。健全なアタッチメントは安定型のB型と呼びます。不安で回避をするタイプをA型と呼び、これは子どもにおびえが見られます。不安で抵抗するタイプをC型と呼び、これは反抗的な子どもたちです。そしてD型があります。無秩序で無方向なタイプで、D型は最悪のタイプです。D型は思春期や成人期の行動障害や薬物乱用の予測因子となります。乳幼児への健全なアタッチメントは感情調整に極めて重要です。アタッチメントは生物学的プロセスですね。これはよいアタッチメントの写真です。母子が見つめ合っています。母子が見つめ合うと体内で生物学的プロセスが進行します。とても力強いことがここで起きています。これを示す実験をしました。

母親の脳は自分の子どもの写真に特異的な反応を示す

•母親が自分の子どもの写真を見たとき、他の子どもと比較すると、ある脳の部分は強く反応する

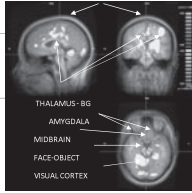
•母親が自分の子どもの泣き声を聞いたとき、他の子どもの声と比較すると、他の脳の部分が強く反応する

•母-子のアタッチメントは顔、声、身振り、注視で組織化される

•母と赤ちゃんの間には相互・協働の調整「ダンス」がある

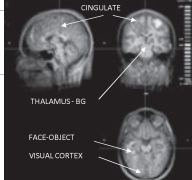
Swain et al. (2007 & 2008) J Child Psychol & Psychiatry 48:262-287 & 49:1042-1052.

第一子の健康的な母 N=13



THALAMUS-BIG
AMYGDALA
MIDBRAN
FACE-OBJECT

第一子の健康的な父 N=8



CINGULATE
THALAMUS-BIG
FACE-OBJECT
VISUAL CORTEX

よいアタッチメントの母親に子どもの写真を見せると安定した状態を示します。次に自分の子どもの写真を見せます。自分の子どもを見た時だけ脳のある部分が活性化しました。母親は自分の子どもには特別な反応を示します。同様に他人の子どもと自分の子どもの泣き声を聞く実験を行いました。自分の子どもの泣き声に脳が特別な反応を示しました。アタッチメントは母親の表情、声、しぐさや眼差しに集約されます。母親の声、眼差しや表情が妨げられると子どもに強い影響を与えます。これを試した“スタイル・フェイス”という実験があります。まず母親は子どもと普通に遊べます。その後母親に無表情になるよう指示します。2分間続けさせ、その後また普通に遊ばせます。



A. 乳児が母の悲しい顔をどちらも見ると
B. 乳児はそっぽを向きうつむく
C. 乳児は母を悲しい顔で見上げる
D. 乳児は体位のコントロールおよび自己コントロールを失う

これは無表情になった時の連続写真です。無表情になった直後、乳児が驚いています。乳児は嫌がってそっぽを向き、嫌がり続けます。そしてついには姿勢を保てなくなり、倒れこみます。乳児は自分が

受け入れられる範囲でのみ対応します。母親の怖い顔を見ないようにします。そして指をくわえ始めます。乳児はこの2つの方法で嫌な状況を逃れようとします。健全なアタッチメントだと母親が元に戻れば乳児も回復します。でも母親の表情が元に戻らなかったら？抑うつ的な表情だったら？怒っていたら？DVの被害者で怯えた表情だったら？薬物でハイだったら？そんな表情を見続けることは健全な愛着形成の妨げとなります。

D型アタッチメント
(1990年MainとSolomonによって初めて記述された)

- D型アタッチメントは以下によって明らかになる
 - 続いて、または同時に起こる矛盾した行動パターンの表現
 - 未定方向、誤方向、不完全、または中断された動きや表情
 - 常同性、非対称の動作、タイミングの悪い動きや変則的な姿勢
 - 固まる、静まる、ゆっくりな動き、表情
- D型アタッチメントは、抑うつ、攻撃性、解離、行動上の問題のリスクを増加させる

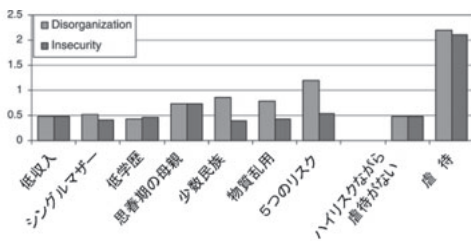
D型アタッチメントというタイプを設定しました。子どもを残して部屋を出た母親が再び戻った時の子どもの様子を見ました。健全なアタッチメントでは、子どもはすぐに遊びを再開しました。D型の子どもは2種類の行動を見せました。安定性を失い、異常な行動をとります。時にとても奇妙な姿勢になります。凍りついてしまう子供もいます。ロボットの動きになる子どももいます。これがD型の子どもの特徴です。D型は後に抑うつになるリスクが高くなります。攻撃性、解離、問題行動、薬物乱用のリスクも高めます。どんな子どもがD型になるか原因を見ていきます。

D型アタッチメントの予測因子

- 早期の虐待歴
- 母親の解離体験尺度(DES)のスコアが高い
- 養育困難のあるひとり親
- D型アタッチメントは、母親の医学的問題、妊娠中の合併症、乳児奇形、乳児の気質によって予測されない

早期の被虐待歴と関連が高いことが分かりました。母親に高い解離症状があることも原因であると分かりました。養育困難なひとり親も同様です。D型は妊娠中の医学的問題や乳児の先天性の障害や気質では予期できません。虐待や養育の内容によって予期されます。55のアタッチメント研究のメタ分析です。

小児期の逆境体験とアタッチメントのメタ分析 (55研究、N=4792)



*Cyr, C et al.(2010). Attachment Security and disorganization in maltreating and high risk families: A series of meta-analyses. *Development and Psychopathology* 22:87-108.

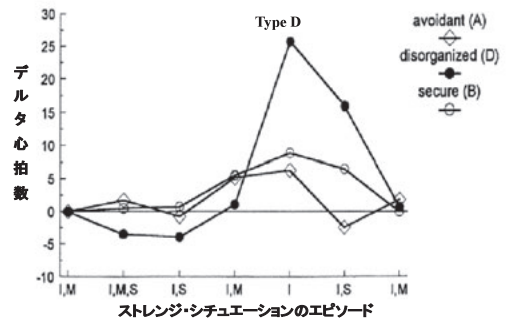
D型になる様々な原因を調べました。貧困、シングルマザー、思春期の母親による若年出産、薬物乱用がある場合、5要因が複合するとこのような結果になります。ところが、虐待等、不適切な養育があるとここまでの数値になります。他の複合原因よりはるかに高い結果ですね。乳児の成長を予測する上で最も大切なのはアタッチメントなのです。アタッチメント不良の子どもには多くの支援が必要なのです。被虐待児には特にですね。D型の子どもは深刻な生物学的調整機能に問題が現れます。

D型乳児は無秩序な行動とストレス耐性の乏しさがある

- ストレンジ・シチュエーション法において最も高い心拍数活性化と最も強い恐怖の反応を示した (Spangler & Grossman, 1999)
- 最も高いコルチゾール値と視床下部・下垂体・副腎皮質系の反応の障害がある (Hertsgaard et al., 1995)
- 「黙り込む」「矛盾した型」「真っ白になる、放心状態」「接触不能」を含む「解離様」の行動を示す

ストレス下では心拍数が高く増加します。ストレスホルモンのコルチゾール値も増加し解離症状を示します。ロボットのようなトランス状態化も含まれます。アタッチメントの型別の心拍数の変化の様子です。

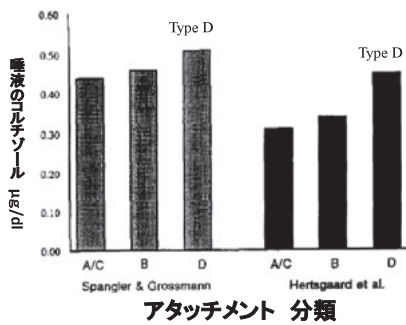
アタッチメント分類と心拍数活性化



Schore, A.N. (2001). The effects of early relational trauma on right brain development, affect regulation, and infant mental health. *Infant Mental Health Journal*, 22(1-2), 201-269.

白丸は安全なアタッチメント、横列はストレスの度合いですが、安全型の子どもの心拍数上昇はわずかです。四角は回避型です。こちらの子どもの心拍数上昇もわずかです。黒丸はD型の子どもです。心拍数が大きく変化します。ストレスに対し非常に敏感です。

アタッチメント分類とコルチゾール値



Hertzgaard, L. & Gunnar, M. (1995). Adrenocortical responses to the strange situation in infants with Disorganized/Disoriented attachment relationships. *Child Development*, 66(4), 1100-1106.

コルチゾール値も類似変化します。コルチゾールは身体にダメージを与えます。数値が高いと脳に傷害がみられます。D型の子どもはコルチゾール値が高いです。

乳児期のD型アタッチメントは思春期の解離を予測させる

- 乳児期のアタッチメントを調べた2つの縦断研究から、D型アタッチメントであることは、思春期にDESスコアがかなり変動することの原因となると示された
- 乳児期にD型であることは、虐待的な厳しい養育、母性の利用不能性に関係する

D型の乳児を思春期まで観察しました。D型の乳児は思春期に解離症状が見られました。これらの子どもには虐待や不適切な養育の過去があります。

子どもの早期のネグレクトはアタッチメント関係の形成に不可欠なホルモンを低下させる

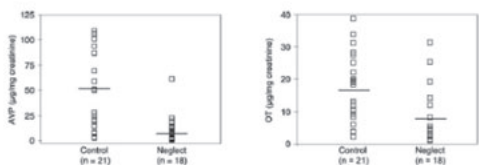


Fig 1. Children's baseline levels of AVP were sampled from urine collections pooled across 2 days before the experimental session. Children who had experienced early neglect had lower overall levels of AVP than family-reared children (F(1,37) = 7.81, P = 0.01).

Fig 2. Control children had higher OT levels after the interaction with their mothers than early neglected children (F(1,37) = 3.91, P = 0.05).

Fries et al. PNAS, 102:17237-17240

D型でネグレクトの子どもは重要なホルモンであるオキシトシンの分泌を低下させます。左が正常な子ども、右がネグレクトの子どもです。良いアタッチメントを作る重要なホルモンです。これが足りていません。その子どもたちが成長して母親になっても数値は低いままです。アタッチメントの不良は有害ホルモンの増加と必要なホルモンの低下に関連してきます。

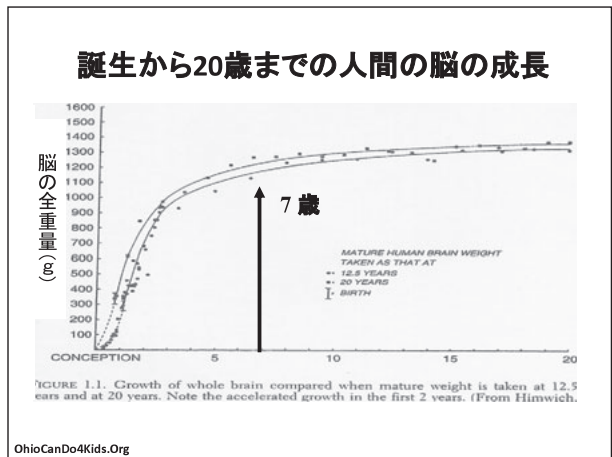
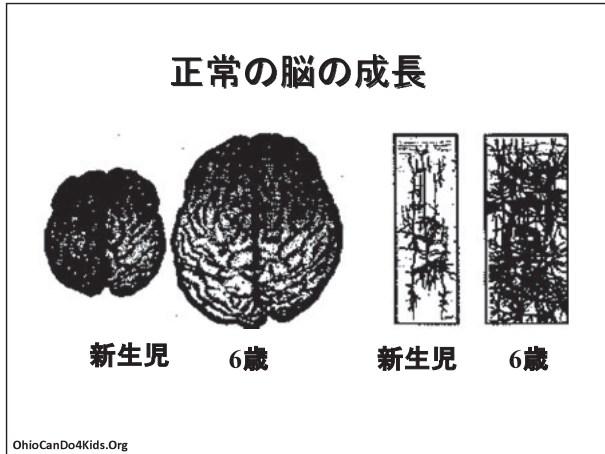
要約: アタッチメント

- アタッチメント(親—子の絆)は生物学的、心理学的、社会的なプロセスである
- ある種のアタッチメント型は長期予後がよくない
- D型アタッチメントは抑うつ、攻撃性、解離、行動上の問題を引き起こす
- D型アタッチメントは生物学的な調整不全を引き起こす
- D型→解離→貧弱な養育

まとめます。親子の絆であるアタッチメントは生物学的・心理的・社会的プロセスです。型によっては長期予後がよくないこともあります。D型は抑うつ、攻撃性、解離、行動的問題を起こします。生物学的調整不全もきたします。D型は解離症状に繋がります。親になった時、解離は養育に悪影響をもたらします。悲しい世代間連鎖です。D型の子供は成長して養育困難な親になり、その子どもはまたD型になります。親業の問題は世代伝達します。

V神経生物学

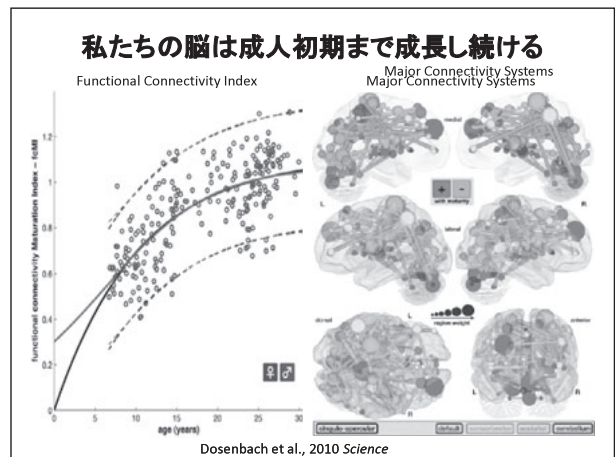
児童虐待が子どもに及ぼす、生物学的変化について話します。



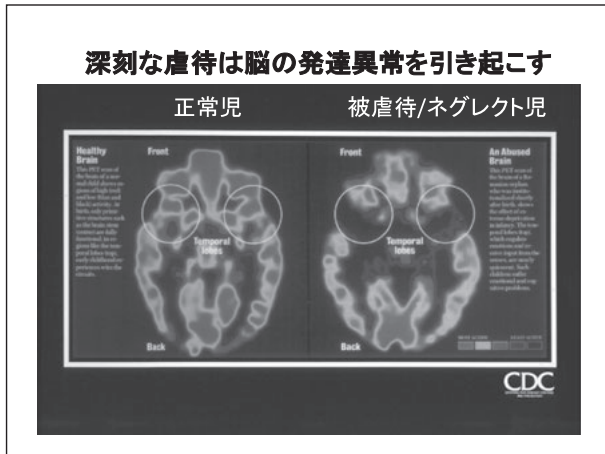
OhioCanDo4Kids.Org

生まれてから20歳までの脳の成長を示したグラフです。最初の7年ではほぼ成長してしまいます。7歳までに成人とほぼ同じ大きさになります。虐待のほとんどは7歳までに発生していましたね。脳が急速に成長する時期なのです。脳の発達に大きな影響が出るのです。

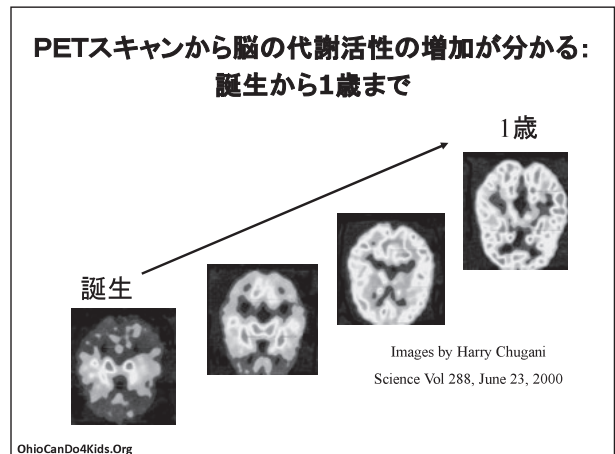
通常の脳の発育を示したものです。左が新生児、右が通常の6歳児の脳です。脳は各部が繋がることにより成長していきます。脳細胞の数は6歳児より新生児の方が多いです。大きさの違いはコネクションの密度で変わります。知能の差は脳細胞の数ではなく、コネクションの数で違ってきます。



脳の大きさの成長は止まってもコネクションの数は増え続けます。



被虐待児と通常の子どもの脳を比較したものです。左が通常の子どもの脳、右が被虐待児の脳です。活動的でない部位がありますね。

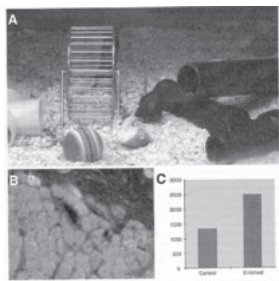


OhioCanDo4Kids.Org

新生児の脳が1年でどう活性するかの図です。左が新生児、右が1歳の子どもの脳です。どんどん発育していますね。早期の体験は脳の発達に影響を及ぼします。

経験は脳の発達を変える

- Hubel&Wiesel(子猫)ー視覚入力は繊維と視覚機能の適切な分離に重要
- Kemperman(マウス)ー豊かな環境は脳のサイズ増やと新しい課題を学ぶ能力を上げる
- Knudsen(メンフクロウ)ー豊かな環境は異常な視覚入力への聴覚-視覚ニューロンの適合を増やす



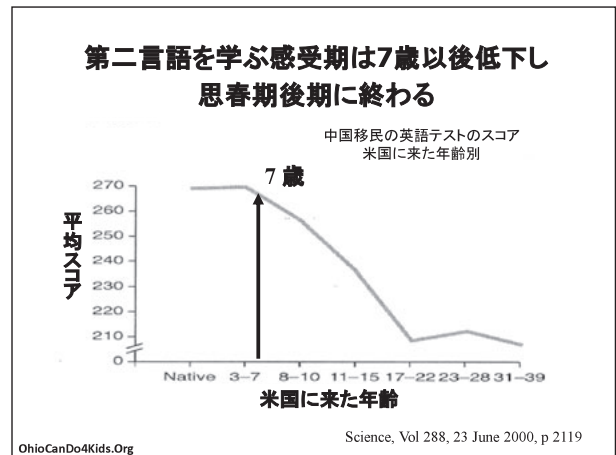
Graphic - JAACAP 37 Oct 98, p 1103

これはマウスを使った実験です。マウスのディズニーランドを作りました。子どものマウスが遊べるホイールやトンネルがあります。ここで育てたマウスとカゴで育てたマウスを比較します。ディズニーランドのマウスの方が脳が大きく賢くなりました。迷路や記憶力で優位な結果が出ました。

早期の人生経験は脳の発達に影響する

- 小児期は学習の時期である(言語、音楽、運動機能を最も簡単に獲得する)
- シナプス数は出生後、劇的に増加する
- 環境に刺激された神経の活動はシナプス領域の同化と「適切な」接続に重要である

人間の子どもでも同様です。幼児期は外国語を習得する最良の時期です。楽器の習得にも最適な時期です。5歳までにバイオリンを習うと、左手を司る脳が大きくなります。コネクションによるものです。

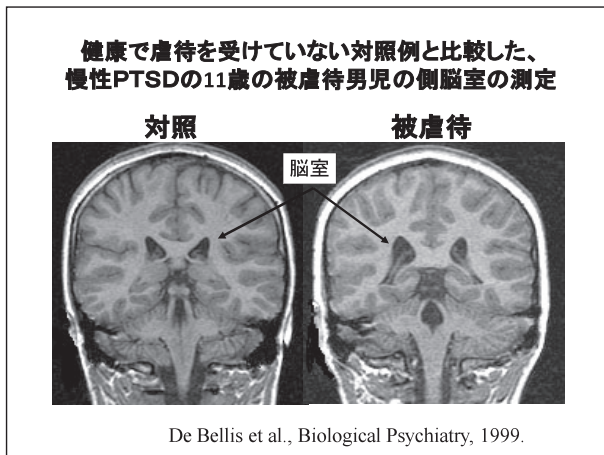


外国語の習得に関する研究結果です。中国人移民が初めて英語を聞いた、年齢別のグラフです。7歳以前に移民した子どもはテストでアメリカ人と同じ得点です。7歳以降の点数は急激に低下していますね。20代以降は横ばいです。成人しても外国語は習得できますが子どもには及びません。

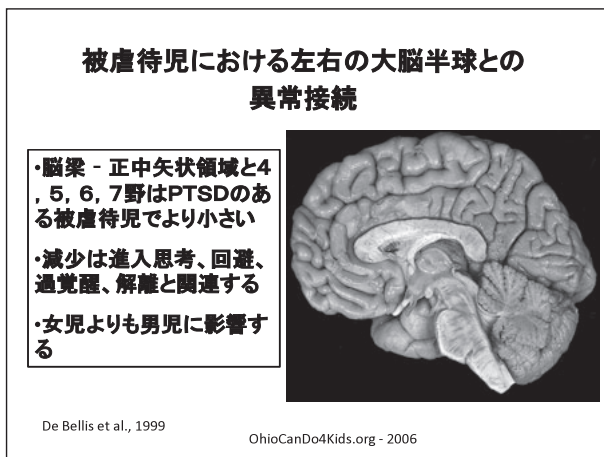
小児期のトラウマは脳の発達を変える

- 虐待を受けた子どもは正常の子どもに比べて、体に対する脳の体積は小さい
- 脳領域(前帯状回、脳梁、小脳虫部、前頭前野皮質)は虐待を受けた子どもで体積が減る
- 脳へのトラウマの影響は男児に大きいようである

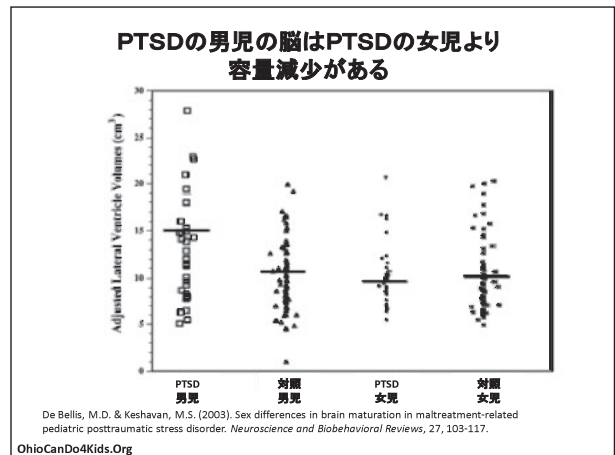
虐待やネグレクトの子どもの脳は一般の子どもの脳より小さいです。数々の研究結果から分かってきたことです。脳の特定の箇所が特に影響を受けるようです。他の研究結果から分かったことは、早期トラウマの脳への影響は女兒より男児がより大きくなることです。ただしこれは女性に影響がないというわけではなく、男性の方がより影響を受けやすいという意味です。



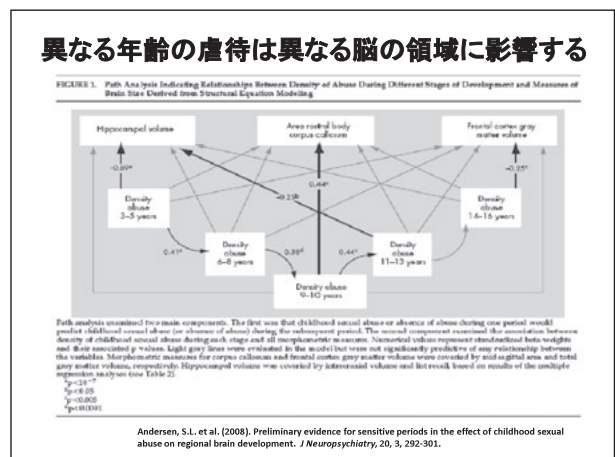
一般の子どもと被虐待児の脳を比較したものです。矢印の部分が脳室で被虐待児のこれは一般の子どものものより大きくなっています。ここの脳組織が多く失われるからです。この失われたものというのがコネクションなのです。知能は脳細胞の数ではなく、コネクションで変わるのでしたね。このコネクションの集合体は、特に影響を受けます。



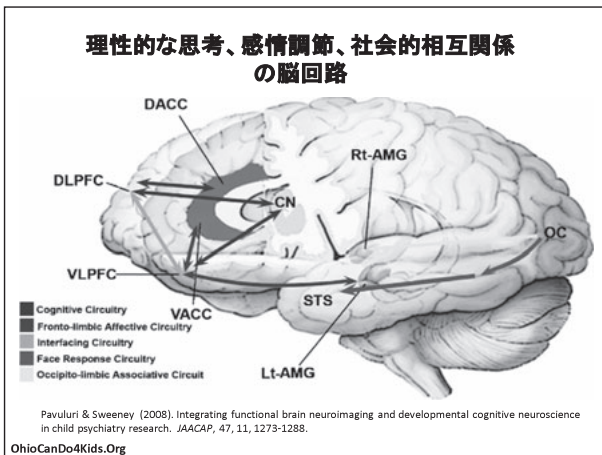
被虐待児は中央部分が比較的小さいです。左右の脳を繋げている箇所です。このコネクションの縮小はPTSD症状と関係があります。解離の症状とも強い関連性があります。影響は男児の方が、女兒より大きいです。



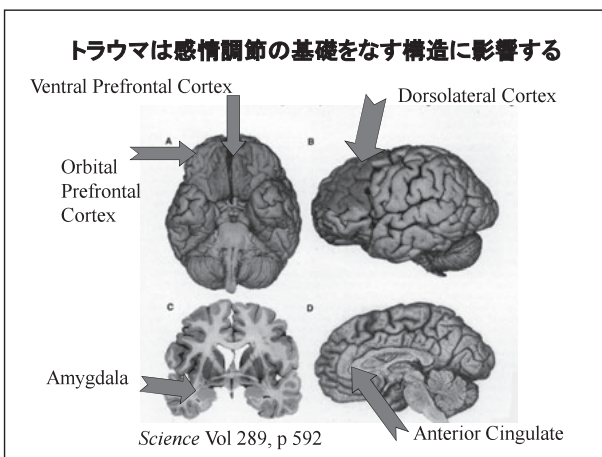
脳のサイズを比較したグラフです。左からPTSDの男児、一般の男児、PTSDの女兒、一般の女兒です。PTSD男児の脳の損失がPTSD女兒より多いです。PTSD女兒の何人かは、PTSD男児並に損失があります。



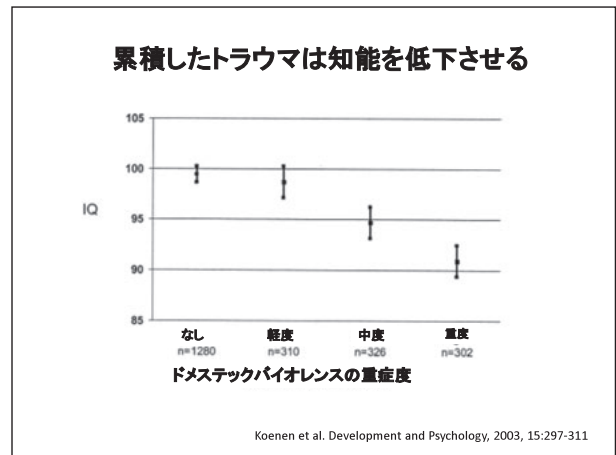
どの年齢でのトラウマ体験かで影響を受ける脳の箇所が違います。例えば3～5歳の時に虐待を受けると、記憶に関する脳の箇所が影響を受けます。虐待を14～16歳で受けると、論理的思考に関する脳の箇所が影響を受けます。9～10歳での被虐待体験は、左右の脳を繋ぐ繊維に影響を及ぼします。この研究はまだ数が少ないです。年齢別の影響箇所の違いがどう起きるか更に研究が必要です。虐待が起きる年齢で、脳の発達に違いが出るのです。



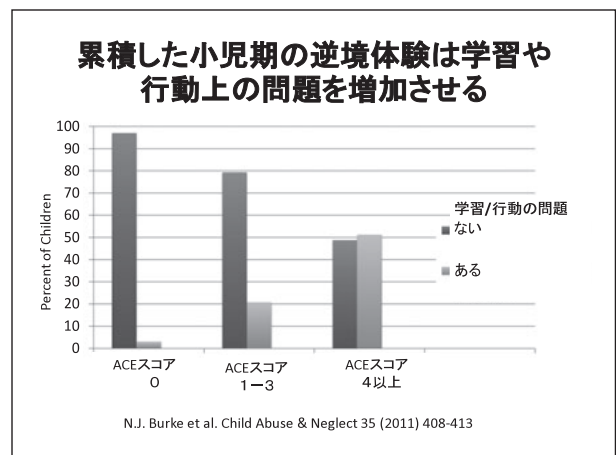
虐待による脳の影響を概説するならば、理性的・論理的な思考に関連する部分、感情の調整や社会的関連性に関する部分に虐待の影響が最も現れます。繰り返しますが論理的思考や感情統制や他者との関わりに影響が出ます。



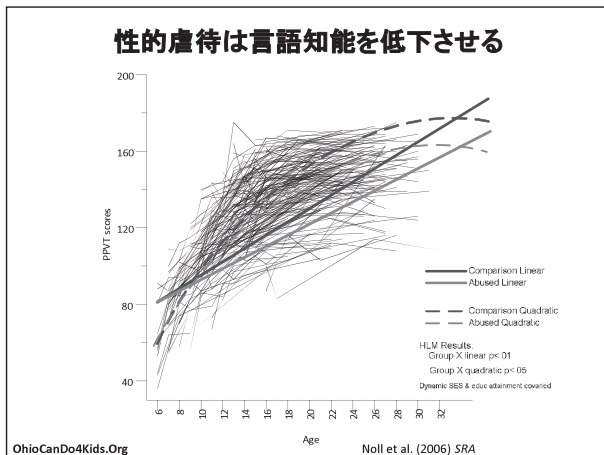
幼少期の虐待は感情調整の機能に影響を及ぼします。左下の箇所は恐怖や怒りを司ります。虐待でこの働きが高まります。左上は論理的思考や将来への展望、経験から学ぶ機能を司る部分です。早期虐待はこの部分を大きく損傷させます。右下の箇所は衝動性の統制を司ります。被虐待児はこの部分に大きな損傷を受けます。被虐待児の症状の種類とこれら脳の部位は関連しています。被虐待児は攻撃的でよく喧嘩しますね。将来の計画が立てられず、論理的な思考ができません。衝動のコントロールに問題があります。悪い子どもということではなく、行動を統制する脳の部分が損傷しているのです。



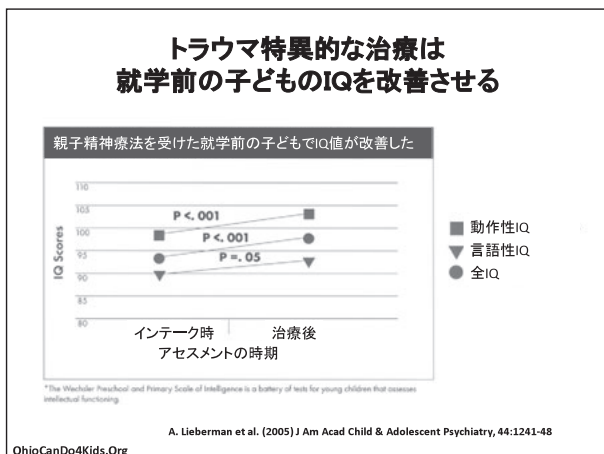
トラウマは知能を低下させます。これは累積トラウマの影響についての例です。重度のDVを体験した子どもたちです。縦軸は知能指数、トラウマのない子どもの知能は100前後の通常値です。軽度DVにさらされた子どもの知能はやや下がります。DVが重症化するほど知能は下がります。とても深刻なDV下の子どもは知能が著しく低くなります。平均的に重度のDV下の子どもは、8～12点低くなります。ひどい低下です。トラウマのない子どもより、明らかな低知能になります。



学校や学習上での問題についてです。トラウマのない子どもに、学習問題はほとんどありません。学習問題のある子どもはわずか5%です。1～3回の被虐待体験がある子どもの約20%に学習問題があります。4回以上の逆境体験のある子どもでは、半数以上に学習問題があります。



20年間追跡調査した子どもたちのグラフです。それぞれの子どもの知能指数を、示したものです。ごちゃごちゃですね。これを整理してもらいました。青は被虐待体験のない子どもの知能成長です。赤は被虐待体験のある子どもの変化です。思春期中期でその差は、顕著になってきます。別の方法で出した統計結果です。どちらの結果も被虐待児の知能は低くなっています。発達も遅いですね。大学に進んだ女子はいません。高校中退の子どもも多いです。青い方の女子の大半が、高校を出て大学進学しました。早期トラウマ体験は、知能に悲惨な影響を及ぼします。ここでよい知らせです。治療によって知能を回復できるという研究があります。



リーバーマン博士がDV曝露体験をした子どもを調べました。母子一緒に調査し治療後に知能が増加しました。治療が脳の構造に変化をもたらすことが分かりました。成人の脳の構造も変えられる可能性があります。昨日メールで、メディテーション（瞑

想)についての新しい資料が届きました。メディテーション（瞑想）が脳の構造を変化させるというものです。韓国の地下鉄事故の被害者研究もあります。治療によって脳の構造を変えられます。子どもの脳に起きる悪い影響は、治療で回復する可能性があります。

要約： 神経生物学

- 出生後から7歳までの間に脳の容量は大きく増加する
- 生活体験は脳の発達に影響する
- 児童虐待は脳の発達を変える
- 虐待を受けた年齢によって脳のどの部位が最も影響するかが決まる
- 虐待は知能(IQ)を下げる
- 適切な治療はIQを上げる

まとめましょう。生後7年までに脳は最も成長し、生活体験は脳発達に影響します。虐待は脳発達を変えます。虐待を受ける年齢で、影響を受ける脳の箇所が違います。虐待は知能を低下させます。適切な治療で知能は向上できます。

VI 臨床的な複雑性と治療

トラウマを受けた子どもと治療について話します。

子どもの体験するトラウマの程度に影響を及ぼす要素

- 発生時の年齢／発達段階
- 持続期間／トラウマが続いていた間の発達段階の数
- 加害者との関係と「意図的」かどうか
- 異なる加害者の数
- 異なるトラウマのタイプの数
- 緩和する要素の存在／不在

子どもがどう影響を受けたかは様々な要因があります。トラウマ体験の年齢も大きな要因です。トラウマの長さも重要です。長いほど悪影響です。誰に

トラウマを受けたかも重要です。関係が近いほどよりトラウマを受けます。友人といる時、事故で階段から落ちて足を折ってもPTSDにはならないでしょう。でも母親に突き落とされた骨折なら、PTSDになるでしょう。近い関係の人から故意に虐待されるとよりひどくなります。加害者の数が多いほど、トラウマはひどくなります。受けるトラウマの種類も関係してきます。

緩和する要素

- 親の反応
- 子どもの知能
- 社会支援
- 安全を作り出す／探す能力
- 才能と度量
- 心理的なスタイル
- 性別
- 年齢

緩和する要素の有無も関係してきます。親がトラウマにどう接するかが子どもに一番大切です。子どもに起きたことに親がどう反応するかが重要です。親の理解や共感が症状を軽減させます。しかし親が子どもを責めたりすると症状は悪くなります。子どもの知能もトラウマに影響します。知能の高い子どもはトラウマの影響を受けにくいですが、しかしトラウマは知能を低下させます。だからトラウマに対する許容量も減ってしまいます。社会支援の度合いも大きな要因となります。祖父母や親戚の支援で症状はより改善します。子どもだけでは悪化します。安全な場所があると予後はよくなります。しかしほとんどの虐待は家庭で親から受けるので、安心できる場所はとても少ないのです。音楽や運動などの能力がある子どもは予後がよいです。その才能で友人や社会支援を引き寄せるからでしょう。心理的スタイルが助けになることもあります。わずかな否認がある人は予後がよいと分かりました。「最悪だったけど大丈夫」と言える人は予後がよいということです。性別も要素になります。PTSDになりやすいのは女性です。物質乱用や飲酒の問題は男性に多く出ます。

トラウマ症状の発達段階による差異

- **トラウマ症状は発達段階によって大幅に変わる**
- **発達段階は以下のものに影響する**
 - 子どものトラウマに対する理解
 - 子どもがトラウマに与える意味
 - 子どもの感情と認知のコーピングレベル
 - 子どもの回復についての期待
 - 子どもと家族が続いて起こる生活の変化に適応できるかどうか

年齢によってトラウマへの対応が違います。トラウマへの理解度の差、トラウマに対する意味づけの差、トラウマをどのように感じたかの差、トラウマを乗り越える意思の差、その他の要因の違いも影響してきます。虐待で家庭から引き離された場合、クラスメイトなどの多くの社会支援を失います。これら周囲の変化が回復に影響してきます。

小児期と思春期におけるトラウマ症状

- **幼児期-全般的な不安、分離恐怖、人見知り、恐怖、退行、状況回避、その出来事に関連するかは明らかでない言葉や記号への没頭**
- **児童期-ポストラウマティックプレイ、描画、再演、睡眠の問題、「前兆の形成」、恐怖、退行**
- **思春期-成人期のPTSD症状がふえる、加えて離人症、自傷、危険行為、物質乱用、間欠性の怒り／攻撃性**

年齢差によって症状にも差があります。低年齢層では明確な症状は出にくいですが、不安や分離恐怖がより強く、退行や発達遅延が出ます。ポストラウマティックプレイを見せる子どももいます。トラウマ的状况を遊びや描画で再演します。退行も見られます。思春期の子どもは成人のようなPTSD症状を見せます。危険性の高い行動をとりやすくなります。自傷行為をしたり、薬物乱用、怒りと攻撃性を見せたりします。

Ⅶ年齢別のトラウマに対する子どもの一般的反応

年齢別のトラウマへの一般的反応を見ましょう。

幼児期（1－5歳）

- 無力感と無抵抗；通常の反応性の欠如
- 覚醒亢進と困惑
- 出来事について話すことの困難さ；言語化の欠如
- 感情に気づくことの困難さ
- 悪夢や他の睡眠障害

Curie, C. (June 10, 2002). *The effects of trauma on children and the role of mental health services*, testimony before the US Senate Committee on Health, Education, Labor & Pensions.

幼児は無力無抵抗です。事象が語れず、感情に気づけなくなります。悪夢や睡眠障害も出ます。

幼児期（1－5歳）

- 養育者への分離不安としがみつ
- 退行症状（例えば、夜尿、獲得した言語や運動機能の喪失）
- 身体症状（例えば、腹痛や頭痛）

Curie, C. (June 10, 2002). *The effects of trauma on children and the role of mental health services*, testimony before the US Senate Committee on Health, Education, Labor & Pensions.

養育者への分離不安が出ます。夜尿などの退行症状、頭痛や腹痛などの身体症状も現れます。

幼児期（1－5歳）

- 大声や普段聞かないような騒音に対する驚愕反応
- 神経質、特徴的でない泣き、顕著に注目、愛情と安心感を求める
- 光景や身体感覚を含む、特定のトラウマに関連したリマインダー（きっかけ）に対する回避や警告反応

Curie, C. (June 10, 2002). *The effects of trauma on children and the role of mental health services*, testimony before the US Senate Committee on Health, Education, Labor & Pensions.

大きな騒音に驚愕反応を示します。ぐずりやすく、すぐ泣きます。トラウマ関連の事象を避けるようになります。

学齢期（6－11歳）

- 責任感と罪悪感
- 繰り返されるトラウマティックプレイとリテリング（繰り返し語る）
- 出来事のリマインダー（きっかけ）による精神的動揺
- 悪夢と他の睡眠障害
- 安全に対する心配と、危険への没頭
- 攻撃的行動と怒りの噴出

Curie, C. (June 10, 2002). *The effects of trauma on children and the role of mental health services*, testimony before the US Senate Committee on Health, Education, Labor & Pensions.

6～11歳になると責任感を持ってきます。トラウマに対する罪悪感を持つのです。虐待されたのは自分が悪いからだといいます。虐待されないようになればいけないと、ポストトラウマティックプレイや繰り返しの語りがあります。悪夢が多く睡眠障害になります。安全への心配と危険への没入があります。攻撃性や怒りの噴出もあります。

学齢期（6－11歳）

- 養育者の不安に細心の注意を払う
- 引きこもりと不登校
- 他者を心配し、気にかける
- 身体症状（体の鈍い痛みや鋭い痛みの訴え）
- 顕著な不安と恐怖感
- 特定のトラウマに関連した恐れ；全般的な恐怖感

Curie, C. (June 10, 2002). *The effects of trauma on children and the role of mental health services*, testimony before the US Senate Committee on Health, Education, Labor & Pensions.

養育者を非常に気にします。学校に行かなくなります。痛みなどの身体症状が出ます。トラウマ関連の恐怖や常態恐怖感を抱えます。

学齡期(6-11歳)

- 退行(より小さい子どものように振舞う)
- 分離不安
- 活動に対する興味の喪失
- 作業能力の低下を伴う、授業への集中力の欠如
- 転導性

Curie, C. (June 10, 2002). *The effects of trauma on children and the role of mental health services, testimony before the US Senate Committee on Health, Education, Labor & Pensions.*

小さい子どものように退行します。活動や友人への興味が喪失します。学業に集中できず、学習的問題が出てきます。

前思春期と思春期(12-18歳)

- トラウマによる行動化,例えばリスクの高い性活動や他のリスク行動
- 事故を起こしやすい傾向
- 恥や罪悪感、屈辱という感情から自己を遠ざけようとする努力
- 内的混乱に何とか対処するための過活動や過剰な他者との関わり(もしくは、その代わりに、他者からの回避)

Curie, C. (June 10, 2002). *The effects of trauma on children and the role of mental health services, testimony before the US Senate Committee on Health, Education, Labor & Pensions.*

事故を起こしやすくなります。トラウマのない子どもに比べ、3倍事故に遭うという研究もあります。事故や怪我によってトラウマは累積します。過活動や他人との過剰な関わりを持ちます。

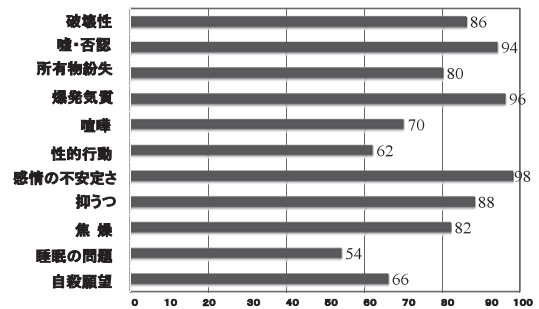
前思春期と思春期(12-18歳)

- 自意識過剰
- 生命を脅かすような再演
- 家庭や学校での反抗
- 関係性の唐突な変化
- 抑うつと社会的引きこもり
- 学業成績の低下

Curie, C. (June 10, 2002). *The effects of trauma on children and the role of mental health services, testimony before the US Senate Committee on Health, Education, Labor & Pensions.*

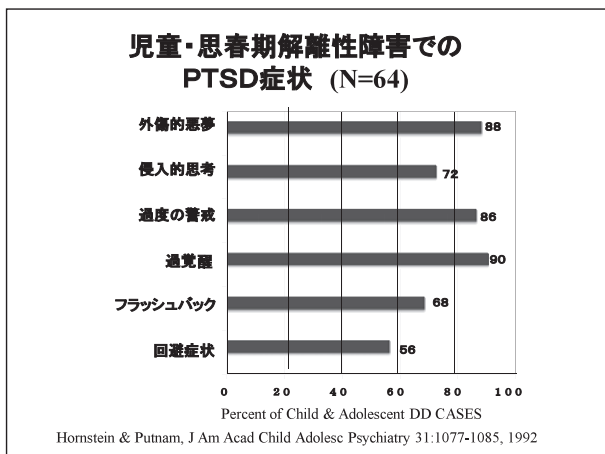
思春期の子どもはトラウマに対し意識を強く持ちます。自分は他の子どもとは違うのだと感じます。再体験や再演をする際、危険な方法をとります。性的虐待の女子はレイプ被害者になる例が多いです。学校や家庭で反動的になります。学業が著しく低下します。

児童・思春期解離性障害での行動上の問題と精神医学的症候 (N=64)

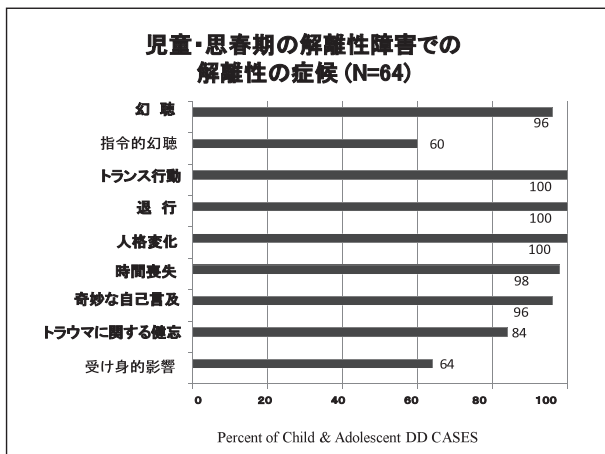


Hornstein & Putnam, J Am Acad Child Adolesc Psychiatry 31:1077-1085, 1992

被虐待児は解離性障害になる場合があります。子どもの解離について虹センターが集めたデータを見ると、重度の解離症状が現れることがあります。全員でなく一部ですが、何%かは分かりません。私は診てきた解離のある子どもはひどい症状でした。多くの子どもには破壊的行動があります。嘘つきに見られがちです。解離した間の行動の記憶がないからです。スタッフが子どもの窃盗や破壊を目撃しても、子どもはやったことを否定します。人から嘘つきと言われます。でも本当は記憶がないのです。なくし物もよくします。置き場所を覚えていないからです。自分の服や持ち物を認識できません。ほぼ全員に激高特性が見られます。



これは64例を私がまとめた解離性障害の症状です。虹センターの独自データもあるでしょう。この子どもたちには感情の瞬間変化もあります。喧嘩や爆発気質になります。平常だった子供がいきなり喧嘩を始めたりします。悪夢もよく見ます。侵入的思考も多いです。トラウマ体験の記憶があります。過覚醒状態にあります。トラウマ体験のフラッシュバックがあります。



幻聴があります。多くの場合、頭の中から声が聞こえてくるのです。やりたくないことをやれと言ってきます。時々名前を呼んできて、悪いことを語りかけます。統合失調症の患者が聞く声とは違います。解離の場合、声は頭の中から聞こえ、名前や年齢がちゃんとある場合が多いです。「老婆の声が自殺をせまる」というように言います。統合失調症の場合、声は外から聞こえてきます。この場合、名前や年齢はありません。悪いことを言ったりすることはありますが、解離の場合その声は自傷するように言って

きます。よくトランス状態になることがあります。突然幼児のような行動をとったりもします。人格が突然豹変することもあります。一瞬のうちに、優しい良い子どもが短期で反抗的に変わります。時間の感覚も失います。朝食を食べていて、気づいたら3日後だったなどです。どうやってその場所に来たか分からないこともあります。人に言われた自分の行動が思い出せません。だまされていると思ってしまいます。指摘されたことの記憶がないのです。時間を喪失します。自分について奇妙な表現をします。「私」と言わずに「私たち」と表現するのです。やりたくないことをやらされ支配されていると感じます。「やりたくなかったけど、どうしようもなかった」と

トラウマにより影響される発達領域

- ・ アタッチメント
- ・ 生物学
- ・ 感情調整
- ・ 意識の解離と変容
- ・ 行動と衝動コントロール
- ・ 認知・知能と注意・集中
- ・ 自尊心、セルフイメージ

トラウマで影響を受ける様々な領域を見ていくと、子どもの発達の色々な影響があると分かります。アタッチメント、生物学的部分、感情調整、意識の解離と変容、行動の自分のコントロール、計画性や体験学習、知能や注意力、自己肯定、自己イメージなどに影響します。

要約：臨床的複雑性

- 累積した小児期の逆境体験は臨床的な複雑性を増す。
 - 生涯における精神障害を増やす
 - 慢性的な医療上の問題を増やす
- ある種の要因はトラウマの程度に影響する(例えば、年齢、持続期間、虐待者との関係性)
- ある種の要因はトラウマを和らげる(例えば、親の対応、IQ、社会的支援)
- トラウマは標準的治療への反応性を低下させる

これらの早期体験は生涯において精神障害や慢性疾患になりやすくなります。トラウマに影響を受ける要因は数々あります。年齢や継続期間、誰が原因なのかなどです。軽減する要因もあります。親の対応やIQ、社会支援の量などです。

VIII ト라우マをうけた子どもへの治療

トラウマをうけた子どもへの治療

- 個人治療モデル
 - 年齢に応じた治療
 - 一般的には、親または養育者が一部のセッションに参加
- 親子治療モデル
 - 親子相互交流療法 (PCIT)
 - 親子心理療法 (GPP)
- グループ治療モデル
 - 思春期後期
 - 学校主体で行われることが多い
- 薬物療法

治療について話しましょう。効果があるとされる治療はいくつかあります。年齢によって治療法が違ってきます。親や養育者も一緒にセッションするものもあります。親子一緒で行う治療もあります。親子相互交流治療は後で説明します。思春期の子どもにはグループ治療もあります。子どものトラウマに効く特効薬はまだありません。青年や成人のPTSDに効く薬はいくつかありますが、子どもには効果が見られません。

子どものトラウマ治療

- 異なる種類のトラウマ、年齢、性別に対して、複数の証明されたエビデンスに基づく治療法が存在する
- 最も確証的なものは、子どものトラウマに特有な心理療法
 - ト라우マ焦点化認知行動療法(TF-CBT)の16の研究のメタ解析(Effect size $d=0.5$) (Silverman et al., 2008)
- 思春期グループにおけるトラウマ焦点化認知行動療法 (TF-CBT)
 - 学校でのトラウマに対する認知行動療法的介入(CBITS)
 - 思春期に対するトラウマと悲嘆を扱った治療(TGCT-A)
- 薬物治療
 - 現在のところは、子どもや思春期におけるPTSD症状に対して、プラセボ以上に効果のある薬物治療は、無作為臨床試験(RCT)において見つかっていない。

最も効果があるのはTF-CBT（トラウマ焦点化認知行動療法）です。PTSD症状、不安、抑うつ症状を緩和します。思春期のグループ療法にも効果的です。しかしプラセボより効果のある薬はまだありません。

トラウマ焦点化認知行動療法 (TF-CBT)の概観

- 3歳～18歳の子どもと非加害親のための、個人（親子並行）セッション
- 標準的なプロトコールは12セッションで、必要時には40セッションまで延長する
- 家族が十分に準備が出来ている場合は、子どもと非加害親はジョイントセッションと一緒に参加してトラウマについて語り、不正確で助けにならない考えや誤解について扱い解決する

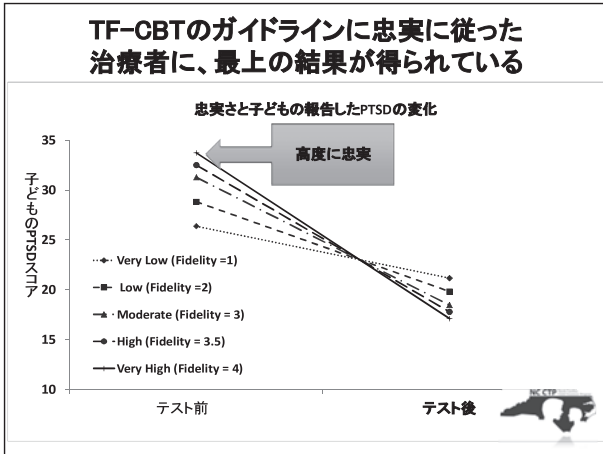
トラウマ焦点化認知行動療法は3～18歳の子どもに使われます。通常12回のセッションで最高40回まで行います。家族か大人と一緒に参加します。

TF-CBT の8つの重要な構成要素

1. 心理教育(安全スキルを含む)
2. ストレスマネージメント
3. 感情表出と調整
4. 認知コーピング
5. ト라우マの語りの構成
6. 認知の処理
7. 親の行動マネージメントトレーニング
8. 子どもと親のジョイントセッション

■ 特別講演 (公開講座) より ■

8つの主な構成要素があります。心理教育、ストレス管理、感情調整、認知のあり方、トラウマ語りの構築、認知処理、親への心理教育、親子のジョイントセッションの8つです。



TF-CBTのガイドラインに従えば、よりよい結果が出ます。ノースカロライナ州でこの達成度の実験をしたところ、ガイドラインに寄り添うほど良い結果が出ました。トラウマ焦点化認知行動療法はアメリカで一番使われています。

親子相互交流療法(PCIT)の概観

- PCITは2~12歳の行動に問題のある子どもとその養育者(生みの親、親族、養育、養子里親)への介入である
- PCITでは子どもとかかわる養育者へのライブコーチが2種類の治療場面で行われる
 - 子ども指向型相互交流 (CDI): 関係を強めるもの
 - 親指向型相互交流 (PDI): 子どもの行動をマネジメントするもの
- PCITは治療効果を般化していくことができる

もう1つ広まっている方法が、親子相互交流療法(PCIT)です。2~12歳の子どもの親が関わる療法です。治療者が親子を観察し、親に指示をして行動させるものです。親はイヤホン装着し、治療者は無線で指示をします。2つのパートで構成されています。1つ目は子ども指向型相互交流で、子ども主導で親子を遊ばせ、治療者は親にどのように、子どもに接するか指示します。親と遊ぶので子どもは喜び、親は子どもとの関わり方を学びます。親子の

関係性を構築するパートです。愛着にも課題がある親子です。親が子どもとの接し方を習得すれば、親指向型交流へ移ります。親が主導で遊びます。嫌がる子どももいます。ここで親に、子どもへの対応の仕方を教えます。親子関係が改善され、子どもは親に従うようになります。

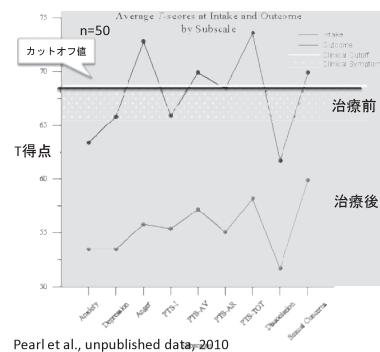
親と子どもと一緒に

- 親と子ども両方の行動の変化に焦点を当てる
- 親が実際の場面で行った過ちは、その場で訂正される
- 親は、治療者が子どもを理解していることを確信することが出来る
- 治療者は、親が治療の次のステップに行く準備が出来ているか、評価することが出来る
- 治療の終了時期を正確に判断することが出来る(到達状況に基づいて)



親子両方の変化を見たいのです。治療者は親子の遊びを見て、親に無線で指示ができます。親の行動をすぐに修正できます。親子交流を見ているので次の段階へ移る時期が分かります。親に対する治療の終了時期も判断できます。

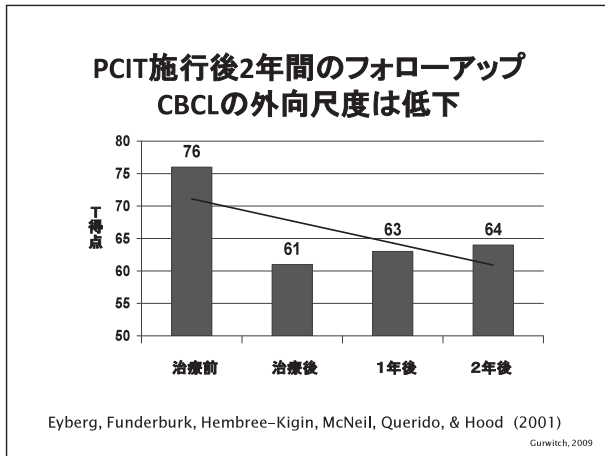
親子相互交流療法(PCIT)は被虐待児のトラウマ症状を減少させる



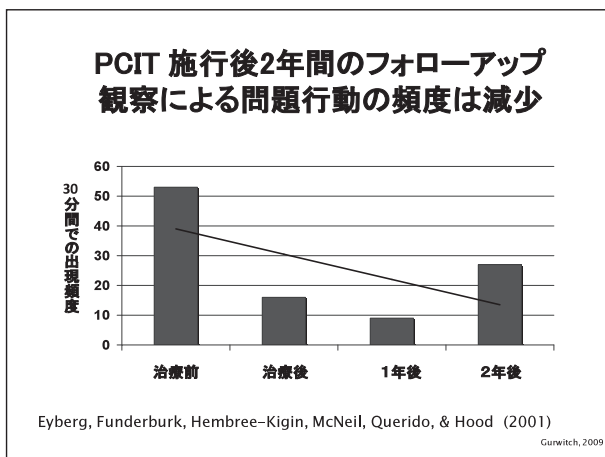
不安	p=.000
抑うつ	.000
怒り	.000
PTS-侵入症状	.002
PTS-回避症状	.000
PTS-過覚醒症状	.007
PTS-合計	.000
解離	.004
性問題行動	.029

PCITの効果の例です。トラウマ症状の子ども50人を別々の治療者が診ました。青が治療前の行動です。不安、抑うつ、怒り、PTSD症状、解離、性問題行動の値が高いです。治療後はこれらに大きな減少が見られます。不安、抑うつ、怒り、PTSD症状、解離、性問題行動で大幅減少です。注目すべきは多くの治療者にとって最初のPCIT患者だということ

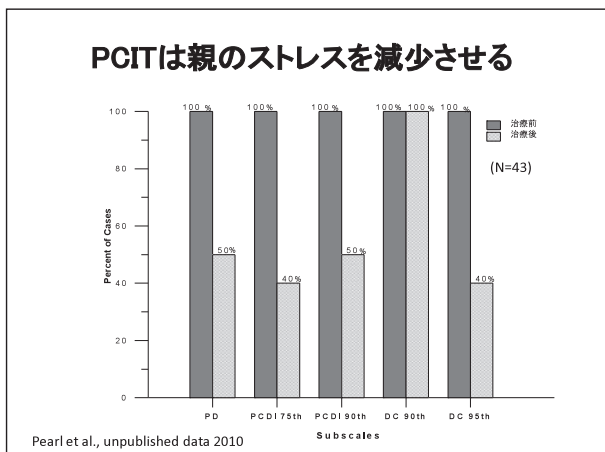
です。とても強い効果がありますね。



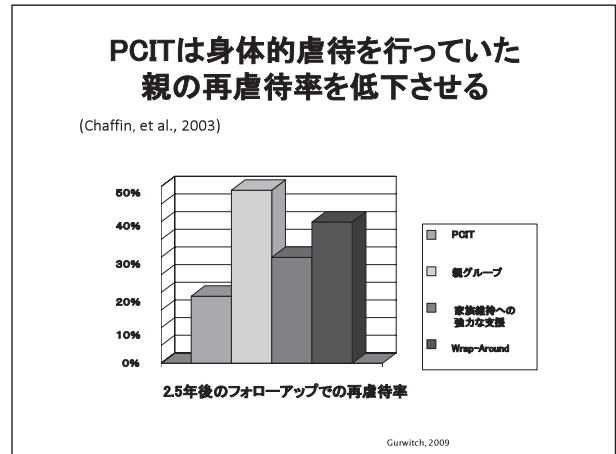
この治療の効果は2年は続くことが分かりました。効果が出た子どもの親からの報告です。左から治療前、治療直後、1年後、2年後です。



同時に観察者が観察を続けた結果です。左から治療前、治療直後、1年後、2年後です。親と観察者の両方から、良い結果が報告されています。



PCITは親も改善させます。赤は治療前の親の問題、青は治療後です。特に親の抑うつを減少させます。



更に親の再虐待を抑制できるのです。左はPCIT治療後2年半での親の再虐待発生率です。再虐待の発生率は18%です。親業クラスやペアレントトレーニングに参加した親だと約50%、家族療法等の治療を受けた親だと約30%です。センターに通ったり、家庭訪問を受けたりする集中的な治療法でも約40%の親が再虐待をしてしまいます。子どもとの接し方を教えるPCITは再虐待発生率低下に効果があります。

CAREとは

- CAREは、トラウマインフォーム、現場で行われる、特徴的な関係修正を目的とした“親子相互交流療法 (PCIT)”の技法である
- PCIT セラピストの貢献による
- CAREは、子どものための機関で利用できる

親以外の施設職員などの為の簡易PCITをCAREと言います。子どものために働くすべての人が使えます。シンプルなPCITです。

CAREは誰が使うのか？

- 施設での臨床家以外のスタッフ
- デイケア提供者
- 医療関係の学生・レジデント・フェロー・提供者、大学院生、里親、など

CAREの構成

- CAREは大きく2部に分かれている
- Part Iでは、子どもとの強い結びつきを作るために子どものリードに合わせる
- Part IIでは、言うことを聞けるように、効果的な指示を与えるなど、子どもの躰を扱う
- 子どもとの、1対1のプレイセッション(5分)
- この短いプレイセッションは、その日1日の子どもの行動を改善する効果がある

CARE マニュアル

- CAREを有効的に実施するためのトレーニングには、スクリプト、トレーナーズ・チェックリスト、プレインストーミング、ロールプレイが含まれている
 - トレーナーズ・チェックリスト- 重要ポイントのリスト
 - スクリプト- せりふの提案
 - プレインストーミング- グループディスカッションを奨励する
 - ロールプレイ- トレーナーと受講者

CAREの理論的根拠と目的

- 子どもを育てている養育者に対するトレーニングモデル
- その技術は大人と子どもが良好な関係を構築する助けとなり、大人/養育者が様々な行動に対処する助けとなっていることが示されている
- 危機対応ではなく、土台となるスキル

里親や施設の臨床家以外の職員、デイケア職員などに教えます。大勢に教えてきました。マニュアルや例文、多くの活動を通じて教えます。これは治療ではなく、子どもとの関係構築方法です。PCIT同様2部構成です。まず子どもの指示に従い関係性を作っていきます。

5分間の“特別なプレイ時間”の中で実施されるCAREの基本技法

- **かかわりの技法“3つのP”**
 - 【Praise】言葉だけではなく、目に見える形で褒める
 - 【Paraphrase】子どもの話を聞いていることを伝えるために子どもの言葉を整理してかえす
 - 【Point out】子どものしていることを明確化する
- **回避の技法**
 - 質問
 - 指示
 - 否定した物言い(e.g.:しないで、やめて、だめ、違う)

次に子どもが従うような良い指示の方法を学びます。スタッフらが子どもと関わる3つのスキルを教えます。子どもが分かる形でほめる方法、子どもの言動を聞いていることを分からせる方法、子どもの行動を明確化する方法を教えます。3つの禁止事項も教えます。侵襲的質問や悪い命令、否定的言動は禁止です。例えば「やるな」「やめろ」「だめ」などです。肯定的な方法による子どもとの関わり方を教えます。

プレイの重要性

- ・ なぜプレイなのか？
 - 楽しい
 - 成長と発達に重大な意味を持つ
 - 子どもがどのように学び、世の中を受け入れているのか、新しいスキルを試し、コミュニケーションをとる
 - ケアセンターで、どういった行動が適切とされているのか教えることができる
 - 子どもとその養育者の関係作りのための、強力な土台の構築
 - 子どものレベルに合った影響

子どもとの遊びの中で教えます。なぜでしょうか？遊びは楽しいし、子どもの発達に重要であるし、子どもが学習し知識や技術を得られるからです。ものの良し悪しを教えやすくなります。子どもと養育者の間に強い関係性が作れます。子どもの発達レベルに合わせられます。

“子どもに合わせる”ことの理論的根拠

- ・ 研究により、大人が子どもと良好な関係を作る際の助けとなり、子どもが安心して落ち着く助けとなることが示されている
- ・ 大人が子どもとコミュニケーションをとる助けとなる
- ・ 大人が子どもに、効果的に教える助けとなる
- ・ 子どもの参加意欲が向上する効果がある
- ・ シェアリングなどの社会スキルの向上傾向がある

子どもの意向に従う理由は、意向を聞いてくれると安心でき、良い関係性が築けるからです。子どもが従う意欲も向上し、共有という社会スキルが学べます。さすがにいつも子どもに従うことは無理です。

“快諾・回避スキル”はいつ使うのか

- ・ 子どもとの1対1プレイ状況のためのスキル
- ・ 子どものことをよく知りたい、また、あなたにとってその子が重要だというメッセージを伝える
- ・ 5分間の“特別なプレイ時間”の中で使用

1対1状況の練習をします。通常5分の特別時間で使います。

日常生活への反映

- ・ 1日を通して、ルールはあらゆる状況にあてはめられない
- ・ いくつかのスキルを、様々な状況で使うことができる
- ・ 練習すれば、より効果的に使用できる

普遍化のためにこのスキルをなるべく多く使います。CAREとPCITの原理は同じですが費やす時間が違います。PCITは治療であり、12~15時間のセッションが必要です。CAREは数時間で学べます。

CARE vs. PCIT

- ・ 里親の限られた時間では、PCITのプロトコルを完全に終了するには壁があるが (McNeil et al., 2005) CAREは数時間で教えることができる
- ・ CAREは、集団で里親に教えられる
- ・ 里親家庭では、家族の再統合や措置変更などが、里親のPCIT参加の妨げとなることがある
- ・ CAREは、治療ではなく、支援の一部として提供できる。つまり、子どもへのDSM I軸の診断名は必要ない

里親にはグループで教えます。CAREは里親には

良い方法です。治療ではなく支援として提供できません。アメリカでは診断名がないとサービスが受けられません。

日本におけるCAREの適用

- CAREは、福丸由佳氏、安藤智子氏、加茂登志子氏、により、日本の里親へ導入された
- 日本の里親の90%は、CAREが関係性の強まりと、問題行動の減少に役立ったと報告している
- CAREは、経験の少ない里親に最も効果的であった

詳細はお問い合わせ下さい:fukumaru@shiraume.ac.jp
(福丸由佳, 白梅学園大学)

日本版のCAREもあります。CAREを受けた里親の90%が関係性向上と問題行動減少を報告しています。経験の少ない里親にCAREは最も有効です。もっと知りたい方は福丸由佳先生にご連絡を。

トラウマを受けた思春期の子どもに対する治療の課題

より若年の子どもや成人に比べ、統制群との比較研究が少ない

思春期の子どもは通常、より若年の子どもよりも、認知作業をすることができる

注意持続時間は成人よりも短い

成熟した容姿に対し認知や情動は未熟であることがある

次は施設にいる思春期の子どもへの治療についてです。小さい子どもや成人に比べ、情報があまりありません。小さい子どもより認知的行動が可能ですが、成人よりは低いです。大人に見えるので認知的行動ができると期待してしましますが、認知的行動力は身体ほど成熟していません。小さい子どもにはない情緒的な課題があります。

トラウマを受けた思春期の子どもに対する治療の課題

分離/個人化/自律性の葛藤は、両親の治療への参加に影響を与える

より若年の子どもと違い、安全性の課題、薬物乱用、リスクテイキング(リスクへの近づきやすさ)、性的行動、違法行為があり、効果的な保護者によるモニターの必要性が特に高い

多くは親との分離に葛藤しています。危険な行動、薬物乱用、違法行為などへ関与しやすいです。つまり思春期の子どもはより自虐的です。

トラウマを受けた思春期の子どもに対する治療の課題

多くの思春期の子ども、特に里親家庭、治療施設、少年司法機関に入所している思春期の子どもは、サポートしようとする/できる家族や友人が不足している

そういったケースにおいてセラピストは、思春期の子どもをサポートする人材を柔軟に見出すべきである

里親家庭、治療施設、少年矯正施設にいる子どもは力になれる家庭や友人がいません。治療において養育者となる成人を見出す必要があります。

複雑性トラウマ体験を持つ思春期の子どもへの効果的対応: www.NCTSN.org

TARGET: オハイオ州の少年司法関連施設で試行した治療技法

SPARCS: 慢性的ストレスに反応を示す思春期の子どもへの構造化されたサイコセラピー

双方共に、慢性的にトラウマを受けた思春期の子どもにおける、情緒的で行動的な調節不全に取り組むものである。

より詳しい内容はこちらをご覧ください:nctsn.org

思春期の子どものための治療法がいくつかありま

す。少年矯正施設にてこれを試しました。

オハイオ州の少年司法関連施設におけるTARGET試行プロジェクトの結果


モニーク・マロウ, PhD, ジュリアン・フォード, PhD



頻度の高い自己報告によるトラウマ体験(両群)

トラウマタイプ	%
身体的虐待	49%
性的虐待	44%
心理的虐待	28%
愛する対象との分離	73%
家族成員の受刑	63%
違法薬物の使用者を目撃	58%

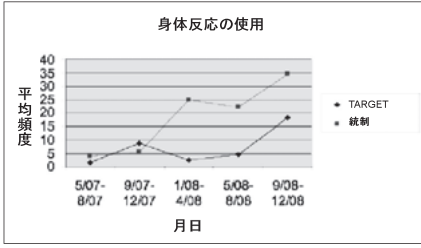
✓ この項目において、両群間に有意な違いは見られなかった



オハイオ州の施設で行ったのがTARGETというものです。重度の被虐待児がここにいます。TARGETを施した子どもとそうでない子どもを比べました。

“安全性への対応” T-1 – T-2

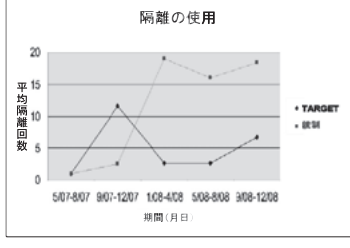
身体反応の使用



データ分析は、Ohio Department of Mental Health のクレッグ・クヌーセン, Ph.D. による

“安全性への対応” T-1 – T-2

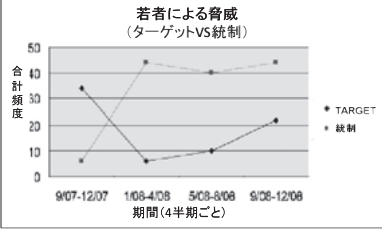
隔離の使用



データ分析は、Ohio Department of Mental Health のクレッグ・クヌーセン, Ph.D. による

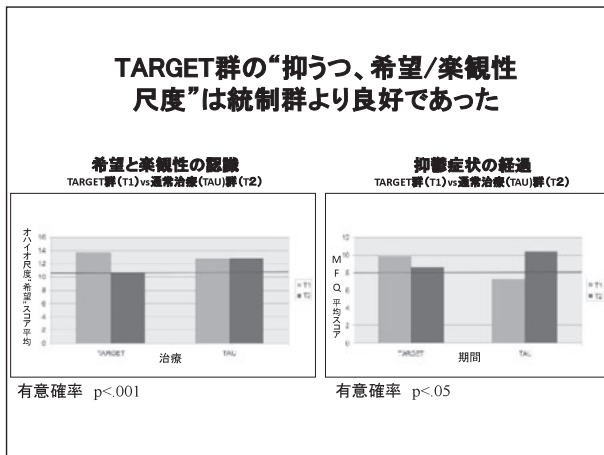
“若者による脅威” T-1 – T-2

若者による脅威
(ターゲットVS統制)

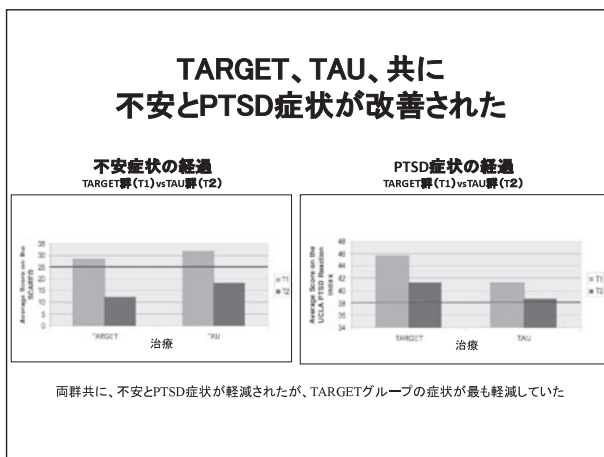


データ分析は、Ohio Department of Mental Health のクレッグ・クヌーセン, Ph.D. による

職員が子どもを個室管理する頻度が低下しました。青がTARGETを受けた子どもが個室管理された回数、紫が受けていない子どものものです。これは個室管理された回数の比較です。職員への被害が減ったのでTARGETは歓迎されています。覚えていますか？子どもたちはとても攻撃的でしたね。職員が安心できるので受け入れられました。これは子どもが職員を脅した回数の比較です。TARGETは子どもだけではなく職員にも有効です。



左はTARGETによる希望や楽観性の変化です。TARGETと通常治療の比較です。右は抑うつ症状の変化です。TARGETでない方は抑うつ症状が悪化しました。



TARGET前後の不安症状の比較です。右はPTSD症状です。通常治療でも減っていますが減少量はTARGETの方が大きいです。問題なのはTARGET開発者が金儲け主義なことです。よって我々は似たような治療法を開発しました。

複雑性トラウマ体験を持つ 思春期の子どもに対するTGCT-Aの実施効果: www.NCTSN.org

TGCT-A: 思春期の子どもに対するトラウマと 悲嘆療法

この集団療法は、情緒的、行動調節不全を扱い、TARGETやSPARCSと異なり、言葉、手記、詩、または歌によって行われるトラウマ物語の創作による暴露療法で、詳細なトラウマと悲嘆処理を含んでいる

モデル提唱者:レイン、サルツマン、バイヌース、スターンバーグ

TGCT-Aです。“思春期の子どものためのトラウマと悲嘆療法”の略です。アメリカの命名法は変ですね。TGCT-Aを最初に使ったのはボスニア戦争の災害児です。次にLAのギャング団の子どもに施しました。シンシナティの研究者は少年矯正施設にて使いました。

TGCT-Aの実施効果: “思春期の子どもに対するトラウマと悲嘆療法” (オリジナル)

モジュールI: この集団療法の内容は、心理教育、集団のつながり、トラウマを想起させる物事への対処法、情動と行動の調節と、コーピングスキルである

モジュールIIとIII: 十分なサポートのもと、トラウマ的体験やトラウマ的死について深く探求する

モジュールIV: 改めて獲得された思春期の子どもに欠かせない発達的な発展と、将来の計画づくりを促進して、サポートする。

TGCT-Aは4部構成です。1部はグループ療法、感情と行動の調整を教えるものです。2～3部でトラウマ体験の深い探求をします。4部では発展的前進と将来設計の力を育成します。

**複雑性トラウマ体験を持つ
思春期の子どもに対する実施効果: TGCT-A**

**TGCT-A提唱者は、数回の試行実施と、
統制群との比較を行った。**

示された結果は:

- PTSDの有意な減少
- 抑うつ¹の有意な減少
- 悲嘆反応の減少
- 学校での行動の改善

PTSDが劇的に減少し、抑うつも大幅減少、悲嘆反応も減り、学業も大きく改善しました。ほとんどの子どもの成績が1ランク以上よくなりました。

実証的結果

(レインら 2001)

- PTSD症状の減少:
 - 正の相関があったのは、“教室のルールを守る”“同級生との良好な関係”“学校への興味”
 - 負の相関があったのは“学校への不安/行かないこと”
- 抑うつ¹症状の減少:
 - 正の相関があったのは、“ルールを守る”と“学校への興味”
 - 負の相関があったのは、“学校への不安/行かないこと”

NCTSN The National Child Traumatic Stress Network www.OhioCanDo4Kids.org

PTSDの減少により学校のルールを守るようになり、同級生との関係も改善し、学校への興味が向上しました。PTSD症状の改善で不登校などがなくなりました。抑うつ¹症状の改善も学校への興味や規則遵守に影響しました。

子どもに効果のある治療法を数々見てきました。個人療法的なTF-CBT “トラウマ焦点化認知行動療法”、親子での治療であるPCIT、これは親子双方に効果があります。簡略化され臨床家以外が使えるCARE、思春期の子どものためのグループ療法としてTARGETやTGCT-Aなどです。これらはみな、まだ第1世代なのです。言わばAppleのiPhone 1ですね。現在iPhone 2療法を開発しています。この第2世代は第1世代のいいところを集約しています。名付けて “コンポーネッツ”、治療者に様々な有効

な手法のリストを与えるものです。治療者は対象の親子にとって最良の手法を選びます。個別化できる治療法なのです。あと1~2年で完成します。現在、マニュアルや手法をNCTSNという団体で開発しています。全米約200カ所のネットワークです。幼児や思春期の子ども様々の様々なトラウマを扱っています。DV被害の子どもや、ハリケーン カトリーナなどの自然災害の被害児、重病を持つ子どもや事故の被害児もいます。私のところには身体的、性的虐待を受けた子どももいます。ウェブサイトもあります。NCTSNで検索してください。サイトに行くと多くの資料をダウンロードできます。著作権フリーなのでご自由に翻訳、利用してください。ぜひサイトに行ってください。私のサイトはOhioCanDo 4 Kids.orgです。この資料もすべて自由に使えます。

ご清聴ありがとうございました。

エッセイ

子どもの虹情報研修センター10周年にあたり、センターの運営に深い関わりのある方々に、エッセイをご寄稿いただきました

- 小倉 清 (クリニックおぐら)
桑原 教修 (舞鶴学園)
坂本 正子 (甲子園大学)
橋本 和明 (花園大学)
保坂 亨 (千葉大学教育学部)
村瀬 嘉代子 (北翔大学大学院)
渡辺 久子 (慶應義塾大学医学部小児科学教室 専任講師)

(五十音順)

名称についてちょっと一言

クリニックおぐら
小倉 清

「子どもの虹センター」の創立10周年おめでとう御座います。もう10年たったの？という思いと、さていよいよこれからだという気持ちとが錯綜いたします。この10年、私たちはいつも「子どもの虹センター」と呼びなれていますが、実は本名は日本虐待・思春期問題情報研修センターという大変に長いものなのです。幼い頃の虐待とそれから何年か後の思春期の問題とが深くつながっているという認識を基本において、それらにまつわる情報を世界から集め、研究し研鑽しそして実地研修をしようという壮大な構想をもったセンターなのです。当初、この長い名称を英語にするとどうなるのか、いろいろ検討したのですが、文字通りに正確に訳すると、とても長いものになり、かつその主旨が必ずしも明確に表現しにくくなるということから、正規の名前をそれとして尊重しましたが、愛称として「子どもの虹センター」という希望と夢にみちた呼び名を考えたのでした。もう一方で、「子どもの虹情報研修センター」という名称は両者の中間をとったもので、このセンターの重要な機能を明示しています。そんなわけで、このセンターはその機能として、子どもの虐待そのものについて学際的な見地からも調査・研究し、そして対応の実践をめぐるあらゆる努力を行うことを目的とし、更には思春期における様々な問題をも対象として様々な研修事業を行うわけです。また、様々な情報提供を行うとともに、相談業務も重要な役割を果たしています。こういった事業が今後も、いかに重要な役割を果たす可能性をもったものであることか、計り知れないと思う次第です。

10周年に思う

舞鶴学園
桑原 教修

子どもの虹情報研修センターの創立10周年をお祝い申し上げます。

センターの設立時は子ども虐待問題が大きくなるとして膨れ上がってきた時代だっただけに、関係者の期待は大きいものであったと思います。虐待への認識も身体的虐待を中心とする表面化した事象に向いていた時代でした。したがって、施設関係者の意識も研修受講者個々によって違いがみられ、研修の内容設定にも苦慮されていたのではないのでしょうか。そのことを考えますと、この10年間にセンターは大きな役割を果たしてこられたと思うのです。我が国の社会的養護を担い、親子分離された虐待児童の受け皿でもある施設関係者に、子どもたちをどのように迎えて日常のケアを進めるのか。虐待体験や分離体験からの傷をどうやって癒していくのか。それは専門性に裏付けされた子ども期の健全な発達を保障するものになっているのか等々、継続的に研修受講者を通してメッセージを発信し続けてこられたことの意味は大変重いものがあります。そして、自らの場所でケアに窮しても屈することのない健全な養育のいとなみをつくり上げる施設の養育文化の構築と質の向上、そして受講者の養成に貢献されてきたと思うのです。

これまでの10年を振り返ってみても、あるいは虐待受理件数の推移をみても今後社会的養護を必要とする子どもたち群は、さらに増加する傾向にあると思われまます。現体制ではセンターの役割に限界はあると思われまます。これまで多くの受講者（施設職員）にたくさんの気付きと導きを与えてこられたことを思う時、今後の歩みにもその役割を期待してしまします。新たな次代の役割を担っていただくとともに、今後ますますの発展を願ってやみません。

子どもの虹センターへの想い

甲子園大学
坂本 正子

子どもの虹情報研修センター開設10周年、おめでとうございます。5月に開催された記念シンポジウムは、これまでの研修・研究・専門相談事業の歩みを辿る貴重な機会でした。いずれの事業も、“発生”と“発見”で急増する相談事例と猛烈な勢いで推し進められてきた子ども虐待防止施策をしっかりと見据えたもので、センターの専門性と組織力、そして継続力を実感しました。

これまで私は、さまざまな立場でセンターとの関わりを持たせていただきました。設置当初は、厚生労働省の立場から運営のあり方についての協議、研修事業開始後は講師として、また、現場に戻ってからは新任児童相談所長研修の受講者として、そして、現在は企画評価委員として。こうした経験は重荷となることもありましたが、私が子ども虐待問題と向き合う上で大きな力になっていることは確かです。

現在は、大学での教育の傍ら、児童相談所や市町村の実務サポートといった役割も担っています。実務現場には、押し寄せる相談への対応と判断の難しさという厳しい現実がどしりと横たわっています。センターの事業が充実していくにもかかわらず、現場の状況がなかなか緩和されないのは何故でしょうか。制度の問題か、それとも対応する人材の専門性の問題か。この両方をセットで考えなければ、多くの子どもたちや親、関わる人たちの“しんどさ”はなかなか軽減されないと思います。

これからのセンターには、全国の多くの機関・施設、多分野の専門職の仕事を通じて、制度と専門性の今後のあり方について積極的に問題提起していくことを期待しています。

輪の広がり と 連携

花園大学
橋本 和明

子どもの虹情報研修センターが10周年を迎えたことはたいへん喜ばしいことであり、情報の発信としての役割と研修の場としての機能が定着してきた証しでもあります。私自身もセンターで開催される研修の講師をさせていただいている関係からか、それをご縁に全国各地に知り合いが増え、個別な相談や情報交換をすることが多くなりました。

常々、私は、「いろいろな人と知り合いになったり、出会ったりするということは自分が発展していく時である」と思っていますが、このセンターの10年もまさしくそうだと思います。センターはたくさんの人と出会い、さまざまな輪を広げてきました。個々の研修で見知らぬ人が出会い、意見を分かち合うという交流が深められた意義は何ものにも変えられない大きな財産になったことでしょう。

しかし、これからの10年は別の意味で成長を遂げなければなりません。それは広がった輪のなかのより深い結びつきではないでしょうか。これだけ多くの、しかもキャリアも立場も職種も違う人たちが結びつきを維持し発展させていくためには、これまで以上の連携を考えていかないといけません。例えば、情報や技法の効果的な伝達、キャリアを積んでいく研修システムのあり方をはじめとして、連携のあり方をもっと確立させていくことが求められます。また、このセンターが子ども虐待に限らず、虐待にかかわるさまざまな事象をも視野に入れた子どもの情報と研修の総合的な基地として今後は期待されます。

しばしば言われることですが、人や組織という構造のなかで、“類似性”は関係性を維持する機能があり、“異質性”は関係性を発展させる機能があります。その両者の機能をよりよく円滑に働かせることが真の発展であり、まさしくそれが連携なのかもしれません。

今後への期待：二つの提案

千葉大学教育学部
保坂 亨

私が子どもの虹情報研修センターの課題研究をスタートしたのが平成15年度でした。これが文献研究としては思いのほか大きなテーマになってしまい、次々と新たなメンバーの協力を得て、ようやく数年がかりで1冊の本『日本の子ども虐待』としてまとめることができました。引き続き平成21年度からは学区に児童養護施設を抱えた学校と施設の連携というテーマに取り組んで4年目になります。

こうした課題研究をチームとして始めたときは意識していませんでしたが、今はこの課題研究には若手研究者の育成という重要な任務が含まれていると考えています。そこで、今後は若手研究者育成に特化した新たな課題研究の検討をお願いしたいと思います。

もうひとつは、今後研修部門と研究部門を有機的に結びつける活動を展開していただきたいということです。例えば、現在私が主として関わっている教員の養成と研修は中央教育審議会で見直しがなされたばかりで、今後再構築を目指して様々な改革が行われようとしています。その再構築の中で教員に対する虐待問題についての「研修」がどうあるべきかを「研究」する必要があります。例えば、養成段階である学部カリキュラムの中で虐待についてどこまで取り上げるのか、次に教員となって1年目に全員が受ける初任者研修ではどう扱うのか、といった問題はこれまで議論されていません。実際、先の本の中でも、発達心理学と教育心理学のテキストで虐待問題の記述について調査しましたが、まさに玉石混交と言わざるを得ない状態でした。教員が虐待問題についての研修を受ける必要性は以前から叫ばれてきましたが、その内容についての議論はこれからという状態ですから、研修部門と研究部門が一体となって取り組むべき課題がここにあると言えます。

子どもの虹情報研修センターの十周年をお祝いして

北翔大学大学院
村瀬 嘉代子

十年と一言で申しますが、子どもの虹情報研修センターが創設以来今日まで歩まれたその時間は、何と密度の高い創造的かつ建設的な時であったと深い敬意を覚えます。そうならしめたのは、小林登第一代所長、小林美智子第2代所長はじめ所員皆様が子どもの幸せを願われる真摯なお気持ちを基盤とする見事なチームワークのご活動の所産によるものと感服致します。

開設準備中に四方燿子顧問と増沢高研修部長は幾度となく当時の私の勤務先大正大学に來訪され、センターのあり方や運営について、限られた予算やその他の枠の中で、質の高い研修・研究をいかに展開するかについて熱く議論され、多く質問されました。何もお役に立てませんでした。ご一緒に考えさせて戴き、新たに多くの学びがあったこと、課題に立ち向かうというエネルギーを賦活させて戴いた懐かしい思い出です。開設当初、養護施設で私がそっと行っていたフィールドワーク調査に、それまで情短施設での豊富な臨床経験をお持ちの増沢部長が同行され、養育のあり方について実践的に検討を致しましたが、研修内容や方法を現場と密接な関連を持ちながら考究され、今日まで質的向上を図ってこられました。

これまで、講師を務めさせて戴いて感じますのは、受講者の方々の熱意と交わされる討論や提示される実践内容の質的向上の顕著なことです。当初は子どもの病理性や行動上の問題指摘にややウエイトがかかりすぎという議論も散見されましたが、子どもの潜在可能性への着目、どこからどのように課題に取り組むのか、という積極的にかつ子どもへの深くて確かな理解による討論が増えてきたという感ひとしおです。全国いろいろな施設へ私は伺わせて戴く機会が多いのですが、このセンターで研修された内容が現場の実践に活かし展開されているのを実感致します。

今後のセンターの更なるご発展を心よりお祈り申し上げます。

ふりかえり語りあうこと

慶應義塾大学医学部小児科学教室 専任講師
渡辺 久子

虐待は人間の心の闇。誰しものが抱える言葉にならない情念の世界とつながります。

乳幼児精神保健の生みの親、S・フライバーグ (1918-1981) は、シカゴのソーシアルワーカーでした。悲惨な家族ほど相談にこないの、スラム街を家庭訪問し、台所で話しこんだのです。かーとなりわが子に手をふりあげる母親に、フライバーグは、「どうした、今何を思い出したの？」とその場でたずねました。母親ははっとし、「今、父さんの怖い顔が浮かんだ。そう、いつも叩かれていたの！」と人に言えなかった生い立ちを打ち明け、その後は、はればれとわが子を抱きしめることができたのです。

幼なごが親の葛藤をよみがえらせる現象を、フライバーグは「赤ちゃん部屋のお化け」と名付けました。日本でもよくみられます。

ある母親は5歳のひとり娘の背にアイロンを押しあて、虐待の母として投獄されました。その母に面接に通ってもらい、2年目によく母は次のことを語ったのです。虐待の当日、おしゃまな娘は、母親を真似てアイロンをかけようとしていました。それを見て「やめなさい、あぶないでしょう！」とアイロンをとりあげたところで母親の記憶は途絶えています。こげた臭いに目覚めると、近くに住む実母と妹が娘を救急車で連れ去り、自分は数日後に警察に逮捕されました。

「そういえばあの臭いは、中2の夏に過ごした別荘で、プロパンガスが爆発した時の臭いに似ている」と母親は回想しました。実母と妹が瀕死のやけどを負い、その看病で彼女の生活もめっちゃめちゃになりました。「あぶないからいじるな」とあれほど実父が言ったのに、無頓着な実母が不用意に爆発をひきおこしたのです。

この母親はアイロンをいたずらする娘をみたたん、思春期のトラウマがフラッシュバックしたようです。虐待のうらに忘れ去られた葛藤が隠されているかもしれません。もっと親子や夫婦で、ふりかえり語りあう精神風土を培うことが、日本は必要と思います。

○ つなぐ願い

ー子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーへの思い・6ー

子どもの虹情報研修センター
増 沢 高

1. 6回目を迎えたたすきリレー

6年前になります。「オレンジリボンをたすきにして、あの東京箱根駅伝のようにたすきをつなげて子ども虐待防止をアピールすることはどうだろう。」気の合う仲間で何気なく話した半分冗談の会話でしたが、会話を重ねるうちに本気になり、実現に向けて考えるようになっていました。子ども虐待への対応には、複数の援助者、職種、機関の良質な多分野協働があって初めて可能だということ、この問題に向き合うほどに身に染みて感じるようになっていたことが今思えば大きな理由でした。虐待対応における多分野協働と駅伝のつなげるというイメージが結びついて離れなくなったのです。この「つなぐ」というイメージは、さらには親と子、地域と家族、子どもの今と幸せな未来を結ぶ架け橋のように思えてきました。実現への願いを強くした10数人で実行委員会を立ち上げ、企画の作業に入って行きました。しかし実現までの道は簡単なものではありませんでした。財政面をどうするか、行政機関や各種の協議会から了解を得ること、コースの設定や警察との調整、安全対策、キャンペーン会場の確保、たすきの製作をはじめとした様々な物品の調達など、その全てが思うようには進みませんでした。「なんとか実現したい」という願いとは裏腹に、あきらめの気持ちが何度も心をよぎりました。ただその一方でこの計画を聞きつけた仲間たちが次々と集まり、協力の手を惜しまず、実現に向け力強い後押ししてくれました。当時を振りかえる度に、苦楽を共にしてきた仲間の一人一人に感謝の念を深くします。

「とにかく1年目はたすきをつなぐことだけ考えよう」と、啓発活動としてはかなり地味な1回目と

なりましたが、100名ほどのランナーが、2日間かけ箱根から東京までたすきをつなぐことができました。

あれから6年、現行のたすきリレーは、当時では想像できなかったほどのイベントへと成長しました。コースは3コース（都心コース、湘南コース、鎌倉・三浦・横須賀コース）へと拡大し、ランナーの数は500名近くになりました。ゴール会場をはじめ中継点のイベントも質・量ともに充実しました。

ゴール会場に出展する啓発ブースの数も数倍になりました。この活動を財政面で支えてくださる企業や団体そして後援してくださる機関や団体も増えました。毎回、ゴール会場では手作りのオレンジリボンを配布していますが、1回目は2千個ほどを有志で作成するのが精いっぱいでしたが、現在は学生や民生委員や主任児童委員等のボランティアの方々自主的に製作されるようになり、年間2万数千個を用意できるほどになりました。

中でも一番うれしいのは、市区町の行政機関や団体の方々がこの活動に加わり、その輪が広がっていることです。すでに2回目に、虐待防止の啓発が地域に届いていく実感を得る機会を得ることができました。それは湘南コースの6区から7区の中継点である横浜市港南区の永野小学校でした。地域住民の方々が多数グラウンドに集まり、地域のイベントと共に、中継を皆で盛り上げました。地域の方々が参加している印象の強い中継でした。傍観するよりこうして参加する方が啓発としてはずっと効果があると思いました。ただ見ているより、実際に行動したほうが記憶には残りやすいものです。市民への啓発とはこうあるべきと教えられた2年目でした。4回目からは渋谷区が参加され、都心コースの渋谷駅前ハ

チ公像からのスタートが実現しました。これも地域の方々の力によるものです。その後二宮町、茅ヶ崎市など参加する自治体が増えていきます。5回目は、鎌倉市、逗子市、横須賀市が参加され、鎌倉高德院の大仏をスタートする3つ目のコースができました。

子ども虐待防止は、発生予防、早期発見と介入、介入後の支援という3つの段階で対応するのが基本的な考え方です。中でも発生予防、つまり虐待が起きないための予防的な支援が重要となります。そこには子育て支援の充実、リスクを抱える子育て家族への濃密な支援、親になることへの教育など様々な手立てが求められます。その中心的舞台となるのが、身近で支援の手の届きやすい地元地域です。ですから市区町や町内会の方々が子ども虐待防止に関心を持つことは虐待の発生予防に通じていきます。そして今年度も参加する市区町はさらに増えました。三浦市、葉山町、東京都大田区、横浜市磯子鶴見が新たに加わり地元主体のコースや中継所が新設されたのです。

2. 三浦コースの新設

今回のたすきリレーの目玉の一つは、三浦コースが新設されたことです。三浦市役所の方々が中心となって、城ヶ島からスタートして、マホロバマインズ三浦、京急久里浜駅前商店街を中継して横須賀駅前中央広場で鎌倉からの本コースと合流するという3区間の新コースです。このコースだけで約40名のランナーが走行します。

城ヶ島は三浦市に所属し、三浦半島の最南端に位置し、ウミウの生息する緑の島です。1960年に半島と島との間に城ヶ島大橋が架けられ、車で往来することができます。近くにはマグロで有名な三崎港もあり、休日は観光客や釣り客でにぎわいます。参加賞に三浦大根が配られることで有名な三浦国際マラソン（ハーフマラソン）が毎年2月に行われますが、三浦海岸をスタートするコースの折り返し地点が大橋を渡ったこの島内にあります。古くは源頼朝が余暇を過ごすために何度も来島し、大正時代の詩人北

原白秋はこの地を愛し、家族と共に居を移して多くの詩を残しました。中でも「城ヶ島の雨」は有名で、大橋の下にその碑が建てられています。

三浦コースのスタートは島内にある灯台入口商店街近くの駐車場です。スタートしてすぐに白秋の碑があり、碑に見守られて次の中継所に向けて走るようになります。当日の朝8時からのスタートセレモニーでは三浦太鼓「和太穂」の皆さんの演奏をバックに9名のランナーがスタートしました。3区間約24キロのコースでたすきをつなぎ、横須賀中央駅前広場を目指します。中継所のマホロバマインズ三浦では宿泊客の暖かい応援をいただき、久里浜駅前商店街では児童養護施設しらかば子どもの家の企画で、道路を通行止めにしてのミニバスケットボール大会の途中でたすきの引継ぎが行われ、試合参加選手や商店会の皆さんなどから大きな声援を受けました。

鎌倉からのコースも昨年と異なるコースができました。昨年は逗子市役所から直接横須賀市に入りましたが、今年は逗子市役所から葉山町の森戸神社で中継することとなりました。森戸神社は森戸川の河口である森戸岬に位置し、太平洋を見渡せる風光明媚な神社です。源頼朝が三島明神の分霊を祭ったという由来があります。森戸神社から森戸海岸に出てすぐに葉山を愛した石原裕次郎記念碑があり、裕次郎ファンが多数訪れる人気スポットです。「裕ちゃんも見守ってくれるんだね」と、知人で大の裕次郎ファンのおばちゃんランナーが、今回の参加にあたって嬉しそうに話していました。また、森戸神社ではビッグハママーケットが開催されていて、多くの方に応援をいただきました。

鎌倉からのコースと三浦からのコースが合流する横須賀中央駅前広場は、昨年以上の盛り上がりを見せました。知的障がいのある人とそのお母さんたちで活動されている、アフリカ太鼓「ホンキートンク」の演奏で迎えられるランナーは充実感いっぱいの笑顔でした。鎌倉、三浦、横須賀コースは、鎌倉市の松尾市長、逗子市の平井市長、横須賀市の吉田市長、葉山町の山梨町長も走られ、市民と一緒に子ども虐待防止を訴えました。議員の方のキャンペーン参加

や行政の方も多数走られました。市民と行政のトップや議会を担う方々が一つになって虐待防止を呼び掛けることは、とても大きな意義を感じます。それができる日本であることや地域であることに、国民として住民として誇りが湧いてくるのです。鎌倉・三浦・横須賀コースは全11区約70キロを総勢170人のランナーが参加しました。

都心コースも新しい中継所が加わりました。昨年の第5中継所は大田区大森スポーツセンターでしたが、今年は新設の大田区総合体育館となり、大田区あげてのキャンペーンが行われました。今年の6月30日にオープンしたばかりの体育館で、約4千席の観客席を備えた広大な体育館です。また川崎市役所からセブンイレブン浦島町店までの間にも新たに鶴見区役所が中継所として設定されました。中継所が増えたことで、区間の距離が短くなり、その分参加するランナーは走りやすくなったと思います。都心コースは渋谷駅ハチ公前広場で9時からスタートセレモニーが始まりました。桑原区長も来られ挨拶を頂きました。その後、ハチ公銅像維持会^{なみかわ}湊川副会長、渋谷道玄坂商店街振興組合有馬副理事長とともに、恒例となったハチ公像にオレンジのたすきが掛けられました。9時半に14名のランナーがスタートし、全9区約40キロを総勢約150名のランナーでたすきをつなぎました。東京タワーでは、10時から10組のミュージシャン達がミュージックリレーを開催、また、品川児童相談所でも、ライブリレーなど今年もにぎやかにキャンペーンイベントが行われました。

湘南コースは、昨年同様の二宮町にある児童養護施設心泉学園からのスタートと平塚市総合公園からのスタートの2地点スタートとなりました。それぞれのコースはセブンイレブンサザンビーチ店で合流します。心泉学園のスタートセレモニーには坂本町長も来られ、一緒に子ども虐待防止を訴えました。平塚市総合公園では平塚市社会福祉協議会イベント実行委員会主催の福祉フェスティバルのオープニングで障がい者の方も含め多数のランナーが公園内を走りました。湘南コースは全9区約60キロを総勢150名のランナーがたすきをつなぎました。

3. 横浜みなとみらい地区「新港中央広場」特設会場

3コースが目指すゴールは、横浜みなとみらい地区「新港中央広場」です。ここは赤レンガ倉庫とショッピングセンター（ワールドポーターズ）の間に位置した広場で、3年前に行われた横浜博覧会の跡地でもあります。ここにステージとブースを設置した特設会場を作りました。

ありがたいことにブースの出展希望も増えたのですが、ブース設置に必須のテントが十分に用意できない状況に困っていました。そんな折、神奈川県にオレンジ色の天幕でできたテント6張りの寄付があったのです。寄付は、神奈川県遊技場協同組合および神奈川県福祉事業協会からでした。6張りで150万円相当の大きな寄付です。それを使わせていただいたおかげで、出展を希望する全て団体のブース展示が可能となりました。救われた気持ちでした。本当に感謝しております。

出展したブースは、神奈川県（児童虐待防止キャンペーン）、横浜市（児童虐待防止キャンペーン）、神奈川県母子福祉協議会（母子生活支援施設の紹介）、おおいそ学園（子ども達が栽培したみかんの配布）、横浜市民生委員児童委員協議会横浜市主任児童委員連絡会（子ども達に綿あめの配布しての虐待防止の呼びかけ）、カンガルーOYAMA（オレンジリボンオブジェの製作コーナー）、全国児童家庭支援センター協議会（児童家庭支援センターの紹介と児童虐待防止の啓発）、資生堂社会福祉事業財団（子育て応援サイト「はぐりいらぶりい」の紹介や記念グッズ配布など）エキスパートチャリティアソシエーション（風船の配布と児童養護施設をはじめとする様々な支援事業の紹介）、セブン-イレブン・ジャパン（子ども達への絵本の読み聞かせ）、特定非営利活動法人子どもセンターてんぼ（「てんぼ」の活動の紹介）、NPO法人CROP. -MINORI（社会的養護の子ども達などへの「いるかセラピー」活動の紹介）、神奈川県保険医協会（児童虐待防止の啓発）、学生ボランティア（子どもの遊び場の提供）の全14ブースです。また、東日本大震災サポートプロジェクト・子ども達の未来を祈る企画として昨年誕生し

た「祈りの『Friendship』キルトたすき」の製作コーナーを今年も設置しました。2cm×7cm四方の布ピースにメッセージを書き込み、それを1枚60cm×120cmの大きさのキルトに仕立て、さらにそれらをつなげて16mほどの大たすきを作ろうという計画です。このコーナーは東京タワーと鎌倉高德院（大仏）境内にも設けました。鎌倉の大仏が掛けられる大たすきを作るのが夢の計画です。おそらく後3年はかかりそうです。

会場の前方には4tロングのステージカーを設置しました。ステージカーは「国境なき楽団」の協力があるものです。国境なき楽団は、学校や被災地などでコンサートを行ったり、発展途上国に楽器を送るなど、音楽を通して心に平和を届ける活動をしている非営利団体です。たすきリレーの趣旨に賛同していただき、ステージカーをはじめ舞台進行など様々な支援をして頂きました。おかげで何も無い原っぱに見事なステージを設置でき、それを囲むようにブースがならぶ、美しいレイアウトの特設会場が出来上がりました。

ステージでは、午前10時から児童養護施設幸保愛児園の子ども達で編成された幸保エバークリーズによる吹奏楽、ミュージシャンの土田聡子さん、川北愛子さんによるユニット「P u c a」のライブ、野毛の大道芸師栗ちゃんと仲間たちのパフォーマンス、歌手成田圭さんのライブ、江戸前ブルースバンド亀若による演奏と続き、最後は国境なき楽団の代表でもある庄野真代さんのライブです。庄野真代さんは、「飛んでイスタンブール」「モンテカルロで乾杯」など70年代後半に一世を風靡したミュージシャンです。庄野真代さんが歌い始めると、この時代に青春時代を過ごした人たちでしょう、吸い寄せられるように会場に集まってきました。歌の持つ力のすごさに感銘しました。

ライブが終わるころには、3コースの最終区のランナーが会場の隣にある、ワールドポーターズ前の広場ですでに合流していました。ここは、桜木町の駅から赤レンガ倉庫などがある新港地区に通じる鉄道廃線跡を利用した遊歩道である汽車道の陸橋を渡ったところの広場です。汽車道は横浜みなとみら

い地区の名所の一つで、桜木町から向かうと左手にはランドマークタワー、右前方には赤レンガ倉庫を見ることができるロマンティックな道で有名です。休日は若いカップルや子どもを連れた家族が多数行き交っています。都心コースのランナーと湘南コースのランナーはまさにここを走ることができたのです。そのおかげで多くの若者や家族に応援してもらえました。

3コースから集まったランナーは総勢60名ほどになりました。合図とともに全員が列をなして特設会場に向かってきます。特設会場に設置されたオレンジのエアゲートがランナーを迎えます。ステージ前にゴールテープが幅20メートルほどに広げられ、ランナーは一度静止した後、大きな歓声と共に全員でテープを切りました。感動の瞬間です。6回目となった今でもこの瞬間に新鮮な感動を抱くのは、ランナーの熱気と充実感あふれる笑顔のおかげなのでしょう。それぞれの区を責任を持ってたすきをつないだランナーの方々全員に感謝！です。

4. たすきリレーの広がり

今年のたすきリレーは10月28日の日曜日に行われました。昨年同様、11月からの児童虐待防止推進月間を呼びかける意味も込めて11月直前としました。前日の27日には滋賀県で、その1週間前には小山市でたすきリレーが行われました。小山市には児童養護施設鎌倉児童ホームの職員とそこで暮らす高校生が参加し、そのたすきを我々のリレーへとつなげられました。毎年東京コースの全区を走る東京都児童相談所職員の井上さんは、小山市と滋賀県の両方に参加され、たすきをこちらに引き継いでこられました。そしてゴール後のセレモニーでは、我々のたすきを含め、これらのたすきが、次週行われる岐阜県のたすきリレーに引き継がれました。岐阜県の実行委員長を務める長縄さんは、この引継ぎのために岐阜から来て下さいました。長縄さん、ありがとうございます。こうした人たちのおかげで、たすきは全国へとつながれていくのです。

また、「祈りの『Friendship』キルトたすき」の

製作に係わっていただいている勝山さんと荒井さんは、大倉山の喫茶サロンで毎月1回、「オレンジリボンカフェ」を開催、数年はかかるだろう「キルトたすき」の仕上げしながら啓発活動をしているとのこと。それから、渋谷のハチ公前広場からスタートしたことがきっかけで、行政の方からご協力を得て、ハチ公前広場にある電車モニュメント・青ガエルの中やマークシティ4Fクリエイションスクエアしぶや2か所で、子ども虐待防止パネル展示やグッズ配布、オレンジリボンたすきリレーの告知など、2週間から1か月間にわたってのサブイベントも展開できました。たすきリレーを機に様々な啓発活動が、新たに加わり広がり始めたのもこの数年間の変化です。

毎年のことですが、たすきリレーが終わると、虚脱感からの無気力状態で何日かが過ぎてしまいます。数日後、ぼーとした頭で、何気なくパソコンのインターネットを眺めていると、たすきリレーを話題にしたブログが、例年以上に増えていることに気づきました。ブログの発信者は、参加された議員の方やミュージシャンの方々をはじめ、広報して下さったメディア、ランナーとして参加された一般市民の方などです。ざっと目を通しただけで十数名

の方のブログが見つかりました。これはとても嬉しいことです。イベントだけの啓発は限界があります。インターネット上のブログやフェイスブックなどで少しでもこの活動に触れてもらい、話題が広がればそれは大きな啓発へと広がると、改めて気づかされました。参加された方、ランナーとして走られた方、ぜひ今からでもネット上でつぶやいていただけたらと思います。多くの人たちの会話の中に、虐待防止と子どもの明るい未来についての話題が増えていくことを願います。

もう一つ嬉しいことがあります。一般の市民マラソンに、子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーの専用Tシャツを着用して参加されるランナーが増えてきたことです。中には「たすきを着けて走りたいからたすきを貸してほしい」という問い合わせも増えました。我々にとっては大歓迎のオーダーです。これから市民マラソンに参加予定の皆さんもぜひ、と願います。

たすきリレーがイベント当日だけでなく、様々な場面で目に触れ、話題になることで、心のたすきが多くの人々につながれていきます。子ども達の明るい未来を願う気持ちと共に。

謝辞

まず、たすきを身につけて走っていただいたランナーの皆さまとキャンペーン会場で歌やトークをしていただきました皆様に感謝申し上げます。

次の方々には財政面での支援をしていただきました（敬称略）。NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク、資生堂社会福祉事業財団、NPO法人エキスパート・チャリティ・アソシエーション、(財)神奈川新聞厚生文化事業団、(株)ガリバー、サッポロ飲料(株)、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、ユースキン製薬(株)、東京キワニスクラブ、用賀山崎钣金、カードショップカリントウ、星野司法書士合同事務所、三浦藤沢信用金庫、湘南信用金庫、神奈川県生命保険協会、神奈川県保険医協会、新川崎ロータリークラブ、用賀おたふく、用賀カイト、上野毛MARI、上野毛伊仙、エヌケーケーシームレス鋼管(株)、伊藤園、湘南ヤクルト、その他の団体。心より感謝申し上げます。また、子どもの虹情報研修センターで行われる研修期間中に募金をお願いしたところ多くの方が協力をしてくださいました。ありがとうございました。

次にあげさせていただく後援の機関、団体の方々からは、大きなご支援をいただきました（敬称略）。厚生労働省、東京都、神奈川県、神奈川県警察、横浜市、川崎市、鎌倉市、渋谷区、大田区、逗子市、横須賀市、三浦市、茅ヶ崎市、栃木県小山市、葉山町、神奈川県社会福祉協議会、全国児童相談所長会、神奈川県児童福祉施設協議会、神奈川県母子生活支援施設協議会、神奈川県保険医協会、神奈川県教育委員会、東京都社会福祉協議会、平塚市社会福祉協議会、横浜市ファミリーホーム連絡協議会、川崎市あゆみの会、(財)神奈川新聞厚生文化事業団、(株)資生堂、鎌倉高德院、渋谷忠犬ハチ公銅像維持会、アン基金プロジェクト、東京キワニスクラブ、彩樹園、鎌倉力車株式会社プラネス、その他の団体。大変ありがとうございました。

スタートや中継所等の設定にご協力をいただきました（敬称略）。心泉学園、エリザベスサンダースホーム、セブンイレブンサザンビーチ店、茅ヶ崎ファーム、遊行寺、西横浜国際総合病院、横浜市立永野小学校、永谷連合町内会、港南区民生・児童委員、平塚市社会福祉協議会、神奈川県障害者スポーツ振興協議会、渋谷忠犬ハチ公銅像維持会、渋谷区子ども家庭支援センター、東京タワー、泉岳寺、品川児童相談所、品川区民生・児童委員、大田区総合体育館、大田区民生・児童委員、川崎市役所、鶴見区役所、つるみ子育て応援事業実行委員会、セブンイレブン浦島町店、鎌倉高德院（鎌倉大仏）、鎌倉児童ホーム、鶴岡八幡宮、逗子市役所、葉山町商工会、森戸大明神、横須賀市役所、サンビーチ追浜、セブンイレブン横浜片吹店、横浜市中心児童相談所、伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合、協同組合伊勢佐木町商店街、城ヶ島観光協会、三浦太鼓和太穂、ホテルマホロバマインズ三浦、久里浜商店会協同組合、team黒船、Hoop In The Hood、しらかば子どもの家、アフリカ太鼓ホンキートンクに心から感謝申し上げます。

キャンペーン会場でブースを設置していただくなど会場を盛り上げていただきました（敬称略）。神奈川県、おおいそ学園、資生堂社会福祉事業財団、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、全国児童家庭支援センター協議会、横浜市子ども青少年局、横浜市民生委員児童委員協議会横浜市主任児童委員連絡会、カンガルーOYAMA、NPO法人CROP、-MINORI、神奈川県母子生活支援施設協議会、特定非営利活動法人子どもセンターてんぼ、栗原さんをはじめとするパントマイマーの皆様、原宿ライブハウス・ジェットロボット、幸保エバーグリーンズ、成田圭さん、坂本博之さん、土田聡子さん、(株)閃利、横浜キワニスクラブ、東京都社会福祉協議会児童部会従事者会、関東学院大学、明治大学など学生の皆さま、港南区社会福祉協議会、横浜キワニスクラブ、エキスパート・チャリティ・アソシエーション、NPO法人国境なき楽団。またご寄付をいただいた方々その他このイベントにご支援ご協力をいただいた方々に深く感謝いたします。

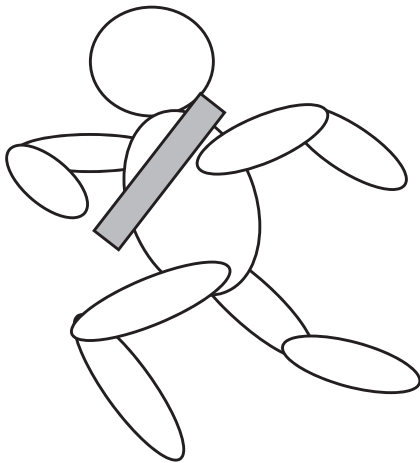
さらに次にあげさせていただく方々には、キャンペーン会場でリボンやチラシを配るなどのボランティア活動をしていただきました。横浜キワニスクラブ、渋谷区子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター、永谷連合町内会、品川区民生・児童委員、東京都社会福祉協議会児童部会従事者会、戸塚区民生・児童委員、関東学院大学、明治大学など学生の皆さま。心より感謝申し上げます。

オレンジリボン作成にご協力いただいた、港南区社会福祉協議会、下永谷地区民生委員、川崎市あゆみの会、横浜キワニスクラブ、エキスパート・チャリティ・アソシエーション、日本アムウェイ合同会社、日本子ども総合研究所、鎌倉児童ホーム、CROP、専門学校・大学生、有志ボランティアの方、心より感謝申し上げます。

そして、昨年からはまった新プロジェクト「祈りの『Friendship』キルトたすき」の製作では、キルト作家若山雅子さんをアドバイザーに、勝山泰江さん、荒井美夏さんとその仲間たちにご尽力いただきました。心より感謝申し上げます。

2012子ども虐待防止 オレンジリボンたすきリレー 資料

2012オレンジリボンたすきリレー全コース図



平塚特別区が
新設されました!

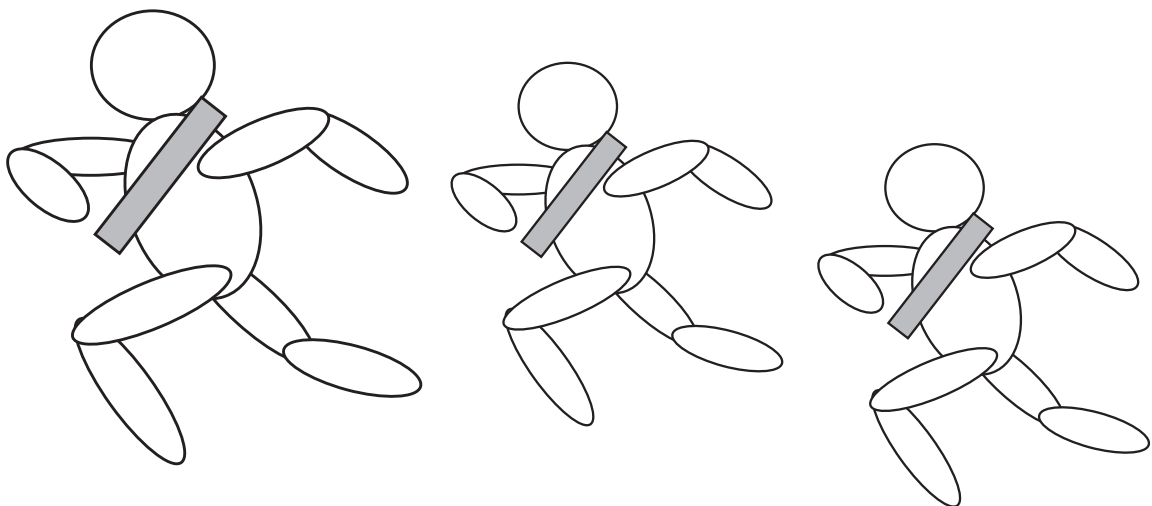
城ヶ島－横須賀間の
コースが新設されました!



☆ランナーの職種と人数

職種	都心	湘南	鎌三横	合計
児童福祉施設	40	59	35	134
児童相談所	79	5	10	94
グループホーム・里親		2		2
子ども家庭支援センター	9			9
福祉一般		5	1	6
教育		33	8	41
行政		10	61	71
医療		6	2	8
企業	17	5	17	37
学生	4		3	7
その他	4	33	31	63
合計	153	158	168	479

※複数区を走行したランナーはそれぞれ1名としてカウントしました



☆ 走行タイムと各区のランナー数

総ランナー数
479名!

★ 都心コース

区	ルート	時間	ランナー数
スタート 渋谷 第1区	渋谷駅八チ公前 ～麻布・日本子ども家庭総合研究所 (4km)	9:30	14名
麻布中継点 第2区	日本子ども家庭総合研究所 ～東京タワー (3km)	10:15	13名
東京タワー中継点 第3区	東京タワー ～泉岳寺 (4km)	10:50	14名
品川第1中継点 第4区	泉岳寺 ～品川児童相談所 (2.5km)	11:20	18名
品川第2中継点 第5区	品川児童相談所 ～大田区総合体育館 (6.3km)	11:40	19名
大田中継点 第6区	大田区総合体育館 ～川崎市役所 (4.9km)	12:10	17名
川崎中継点 第7区	川崎市役所 ～鶴見区役所 (3.5km)	13:10	20名
鶴見中継点 第8区	鶴見区役所 ～セブンイレブン浦島町店 (4.8km)	14:20	16名
浦島町中継点 第9区	セブンイレブン浦島町店 ～新港中央広場 (5.2km)	15:20	22名
ゴール	新港中央広場		(計153名)

今年もハチ公に
たすきがかけられました!



都心コースのランナーたち



★湘南コース

二宮スタート			
区	ルート	時間	ランナー数
スタート 二宮 第1区	心泉学園 ～エリザベスサンダースホーム (5.7km)	8:40	32名
大磯中継点 第2区	エリザベスサンダースホーム ～セブンイレブンサザンビーチ店 (8.3km)	9:00	14名
茅ヶ崎中継点 第3区	セブンイレブンサザンビーチ店 ～茅ヶ崎ファーム (3.6km)	10:10	11名
茅ヶ崎中継点 第4区	茅ヶ崎ファーム ～遊行寺 (6km)	10:40	9名
遊行寺中継点 第5区	遊行寺 ～西横浜国際総合病院 (5km)	12:20	9名
戸塚中継点 第6区	西横浜国際総合病院 ～横浜市立永野小学校 (7.5km)	13:00	15名
永野小中継点 第7区	横浜市立永野小学校 ～新港中央広場 (11.5km)	13:50	25名
ゴール	新港中央広場	15:20	(計115名)

平塚スタート			
区	ルート	時間	ランナー数
スタート 平塚 第1区	平塚市総合公園平塚のはらっぱ ～平塚のはらっぱ内 (2km)	10:20	28名
平塚中継点 第2区	平塚市総合公園平塚のはらっぱ ～セブンイレブンサザンビーチ店 (7.5km)	11:20	10名
			(計38名)

湘南コース スタート



平塚の様子



湘南コースを走るランナーたち



★鎌倉・三浦・横須賀コース

鎌倉スタート			
区	ルート	時間	ランナー数
スタート 高德院 第1区	高德院（鎌倉大仏） ～鶴岡八幡宮（3.6km）	8：30	20名
鶴岡八幡宮中継点 第2区	鶴岡八幡宮 ～逗子市役所（5km）	9：00	11名
逗子中継点 第3区	逗子市役所 ～森戸神社（4km）	9：40	23名
横須賀中継点 第4区	森戸神社 ～横須賀中央駅前広場（11.5km）	10：15	17名
六浦中継点 第5区	横須賀中央駅前広場 ～追浜駅（7km）	11：40	13名
片吹中継点 第6区	追浜駅 ～セブンイレブン横浜片吹店（4.2km）	12：40	18名
横浜中継点 第7区	セブンイレブン横浜片吹店 ～横浜市中央児童相談所（11.4km）	13：15	10名
横浜中継点 第8区	横浜市中央児童相談所 ～新港中央広場（3km）	14：45	13名
ゴール	新港中央広場	15：20	（計125名）

城ヶ島スタート			
区	ルート	時間	ランナー数
スタート 城ヶ島 第1区	城ヶ島灯台入口商店街前第2駐車場 ～マホロバマインズ玄関前駐車場（8.2km）	8：30	9名
三浦中継点 第2区	マホロバマインズ玄関前駐車場 ～京急久里浜駅前商店街（7.8km）	9：35	12名
久里浜中継点 第3区	京急久里浜駅前商店街 ～横須賀中央駅前広場（7.5km）	10：40	22名
			（計43名）



昨年に引き続き、
高德院では
キャンペーンが
行われました！

鎌倉・三浦・横須賀コースのランナーたち



城ヶ島スタート会場では、
三浦太鼓「和太穂」の演奏に
元気をもらいました



☆新港中央広場でのイベント

時 間	内 容
10:00	オープニング Withブラスバンド MC: 島田薫・永井美佐江
11:30	プーカさん ライブ
12:30	くりちゃんと仲間たち 大道芸
12:45	トークショー
13:30	成田 圭さん ライブ
14:00	江戸前ブルースバンド 亀若さん ライブ
15:00	庄野真代さん ライブ
15:20	ゴールセレモニー



国境なき楽団代表
庄野真代さん出演!

ステージでは歌やイベントで、
盛り上がりました!



☆新港中央広場でのブース

神奈川県 おおいそ学園	横浜市青少年子ども局
神奈川県保険医協会	横浜市民生委員児童委員協議会 横浜市主任児童委員連絡会
カンガルーOYAMA	(財) 資生堂社会福祉事業財団
神奈川県母子生活支援施設協議会	全国児童家庭支援センター協議会
NPO CROP.-MINORI	(株) セブンイレブン・ジャパン
NPOエキスパートチャリティアソシエーション	特定非営利法人子どもセンターてんぼ
祈りのFriendshipキルト制作	学生ボランティアによる子どもの遊び場



さまざまな団体が
ブースを出展して
くれました!



オレンジのアーチをくぐって...



ゴール!!!!



小山市・滋賀県からたすきを受け継ぎました

小山市たすきリレー



滋賀県たすきリレー



岐阜県へたすきをつなぎました



絶対的貧困社会の児童虐待

子どもの虹情報研修センター
川崎 二三彦

はじめに

子どもの虹情報研修センター紀要No.8に掲載したエッセイ「ことはじめ、児童虐待防止事業」の末尾で、私は次のように書いた。

『お初殺し^{*1}』に直面した原は、『何とか仕様は無かろうかと、山室君に相談』したという。すると『恰度山室君も同感、同感どころか君は既にはっちゃんの被害場所まで、探見して、何か救護方法の與へらるゝやうにと、神様に祈って居た』らしい。そしてこうしたこともきっかけとなって、『こゝに此の児童虐待防止事業を救世軍の社会事業として成

立したのである』と記している。だが私には、救世軍の社会事業どころか、救世軍自体の何たるかが皆目わかっておらず、これ以上は触れることができない。いずれまた様子がわかれば記すこともあろう」

*

その後、救世軍の何たるかがわかったわけではないが^{*2}、「救世軍の社会事業」としての児童虐待防止事業がどのようなものであったかについては、やはり気にかかってしかたがない。

そこで、各種論文や資料の十分な調査ができてい

*1 この事件についても、エッセイ「ことはじめ、児童虐待防止事業」において簡単に紹介したので、それを、以下にそのまま転載する。

「浅草で、はっちゃんと云ふ少女が、貰ひ親に散々虐待された揚句、殺された。其上に首と手と足も切り放なされ、散り々々ばらばらにされて、大川へ放り込まれた」(原、1922)

これは、世に「お初殺し」と言われる貰ひ子殺しである。1922年(大正11年)7月、荷揚場に手提げ鞆が漂着し、その中に切断された女兒の遺体が詰められていたことから発覚した事件だが、殺されたお初(10歳)は、セルロイド職工(55歳)とその内縁の妻である踊り師匠(37歳)によって毎夜毎夜の折檻を受け、近所の通報を受けた警察が数十回も来て説諭していたという。しかしその甲斐もなく、ついにこの年7月2日、「痛いから堪忍しておくれ」と云いながら絶命し、無残にも遺体をバラバラに切断されて捨てられたらしい。あまりのむごさに、浅草方面では「お初の唄」と呼ばれる唄が流行し、浅草黒船町榭寺(かやでら)には、お初を哀れんで「お初地蔵」が建立される。後には紙芝居に仕立て上げられ、映画「新お初地蔵」にもなって人々の涙を誘ったと言う。

*2 とりあえずは、「救世軍 - The Salvation Army Japan」公式ホームページ(2012年11月20日訪問)から、「救世軍の起り」部分の抜粋を転載しておくこととする。以下のとおりである。

1865年、イギリスのメソジストの牧師、当時36歳のウィリアム・ブースは、ロンドンの東部の人々の救いのために働くよう、神の召命を感じました。その付近では、酒びたり、犯罪、不道德のほか、貧困、失業、人口密集、その他の数々の社会悪が蔓延していました。色々な宗派からのボランティアと共に働いているうちに、やがて彼は自分が、遂にはザ・クリスチャン・ミッションと呼ばれることになる、急速に発展する運動(ムーブメント)の責任者となっていることに気づきました。その組織と規律は軍隊の慣例に大いに影響を受けるようになりました。

1878年に、ウィリアム・ブースは突然靈感を受け、「われわれはボランティアアーミーではなく、サルベーションアーミー(救いの軍隊)である」という言葉を造り出し、これは直ちに側近の同労者たちの心をとらえました。そして、この運動は公にThe Salvation Army(邦訳は「救世軍」と呼ばれるようになりました。「創立者」と呼ばれるウィリアム・ブースは大将となりました。その後、階級、制服、記事などが取り入れられるようになり、組織のための指針、規律、用語なども採用されるようになりました。すべては、創立者が1904年の大会で説明している通り、「軍隊の模倣をするのではなく、軍隊流に」ということなのでした。

名称変更後2年の内に、この運動はその発祥の国を越えて発展し始め、現在は、世界124の国と地域で活動しています。

るわけではないことを承知で、目にとまった文献だけを頼りに、救世軍の児童虐待防止事業について述

べ、さらには当時の社会情勢を、児童虐待問題という切り口でもって覗いてみようと思う。

I

山室軍平について

ところで、救世軍の児童虐待防止活動において中心となる山室軍平とはどのような人物なのか。などと言っても、知らぬは私ばかりなり。その名はあまりにも有名というほかない。そこでここでは、おもに鹿嶋海馬^{かしまかいま}（1999）「シリーズ福祉に生きる32 山室軍平」によって簡単な紹介を試みておきたい。

山室は、1872年（明治5年）岡山県生まれ。15歳で高等小学校を卒業した時、さらに勉学を続けようと、叔父でもある養父の反対を押し切って家出し、東京に出奔したという。そして1888年（明治21年）に洗礼を受け、キリスト教に入信する。翌年、岡山での伝道に参加した後、岡山孤児院を訪ねて石井十次と出会い、1891年（明治24年）の濃尾大地震に際しては、いち早く現地に出向き、石井と協力して震災孤児の救出、保護に当たった。ちなみに、彼はこの時まだ19歳。その若さには驚きを禁じ得ない。



救世軍本部にある山室軍平の胸像（筆者撮影）

ところで、イギリスで始まった救世軍の運動は次第に世界に広がり、1895年（明治28年）には、男女14名の士官が初めて来日し、晩秋には機関誌「^{とぎのこゑ}関声」も創刊される。石井はこの時すでに、救世軍創設者ウィリアム・ブースの著作「In Darkest England and the Way out（最暗黒の英国と出路）」を読んで

おり、ある人から石井に手渡された司令官宛て紹介状を山室に託し、救世軍を訪ねるよう依頼した。山室はこの時の訪問で救世軍への参加を勧められ、いったんは断ったものの、最終的にはこの年、救世軍兵士としての第一歩を踏み出したのである。山室23歳のことであった。

そして翌年、彼は早くも救世軍中尉に任命され、ついで大尉にも昇進する。山室は、当時日本でただ一人の士官となったのである。

彼はその後、書記官長となり、1926年（大正15年）には日本救世軍司令官となって1940年（昭和15年）にその生涯を終える。山室が司令官として迎えた還暦の祝賀会で、彼の徳富蘇峰は「山室中将と救世軍とは一緒であって、救世軍といえば山室、山室といえば救世軍を連想せしめる」（塩見、2008）と語ったという。

我が国初の組織的虐待対応

それにしても「お初殺し」は、当時の社会にあってさえも非常に大きな衝撃だったようである。お初が殺害されたのは1922年（大正11年）7月2日、事件が明るみに出たのは、バラバラにされた遺体が入った手提げ鞆が漂着したとして大きく報道された



榎寺のお初地蔵は戦災で毀損したが、その後新たな地蔵が寄進された。なお、お初地蔵は要傳寺にもある（写真。筆者撮影）

7月6日のことだが、それから2週間にも満たない7月18日には、早くも救世軍によって児童虐待防止を宣伝する講演会が開かれ、児童虐待防止活動が始まるのである。この点につき、当時の新聞は、次のように伝えている。

「浅草新福富町の少女惨殺事件は非常に社会を驚かしたが、此種の事件を未然に防ぐ爲め救世軍では今度児童虐待防止部を開始し^今一八日午後七時から神田区一ツ橋町救世軍中央會館内に講演會を開く、出演者は田子内務省児童社會局長、原胤昭氏、山室軍平氏等である³」(『読売新聞』1922年7月18日)

これだけすばやく講演会が開かれたのは、むしろ「お初殺し」事件の衝撃が大きかったことによるのだろうが、おそらくそれだけではあるまい。というのは、救世軍を代表する山室軍平は、すでにそれ以前から児童虐待防止活動に関心を払っていたからである。

山室は、事件発生のちょうど5年前、ロンドン滞在中の1917年7月10日、イギリスの「國民児童虐待防止協會」を訪ね、その実情を視察し、大いに刺激されていたのである⁴。

それはさておき、救世軍が設置した児童虐待防止部は、具体的にはどのような活動方針だったのだろうか。山室(1922a)は、次のように述べる。

「差當り救世軍では近所の人達の眼に觸れる程虐待してゐるといふやうな事實^{しじつ}があれば、それを知らせて貰って真相を調査し、虐待が事實とすれば、第一の方法として、親なり保護者なりに警告を與へ、

ある期間中を監視することにしてゐます。大抵の親達は世間體を憚って、この監視付きといふので虐待しなくなります。

第二の方法は、親なり保護者なりが無智であるために、或はヒステリーのやうな病氣であるために、児童を虐待してゐる場合には、その親切な相談相手となり、児童養育上のことについて、忠告と助言を與へてやります。

第三の方法は、第一及び第二の方法をつくしてもなほ虐待行爲をやめないとき、子供を親の手から引取って、適當な人に預けるとか、奉公に出すとかして、無慈悲な親の手から子供を救ひます」

また、活動地域に関しては、「差當り東京市中にて、児童虐待の事實のある場合には、どなたでもそれにお心付きの方から、電話でなり郵便でなり、煩はすことゝし」とされており、具体的な連絡方法や取り組み方針については、「自分の名を出すことがお厭なら、無名でも^{かま}はない。唯先方の町名、番地、姓名等さへ、知らせて下されば、此方から實地に就いて^{こち}取調をなし……」(山室、1922b)と述べている。

とすると、この方針は、山室がイギリスで見聞きした「國民児童虐待防止協會」の取り組み(注4参照)や、これまで原が行ってきた活動とほぼ共通するのではないだろうか。

ならば、救世軍に「児童虐待防止部」が設けられたことの歴史的な意義は那辺にあるのか。思うにそれは、「わが国初の組織的な児童虐待防止事業」という点に求められるのではないだろうか。

*3 ときのこゑ第640号によれば、この日の講演会は、山室の開会挨拶の後、原が自らの虐待防止活動の概略を紹介し、ついで「今夕の會、無(さぞ)初子が喜ぶでせう」という田中龍夫芝浦製作所工学博士からの祝電が披露され、生江孝之内務省囑託の講演、田子一民務省児童社會局長の講演という形で進められた。なお、会には掘田貢警視總監の書翰、後藤新平東京市長からの祝辞が寄せられ、朗読されている。

*4 イギリスの「國民児童虐待防止協會」(NSPCC)は現在も活動しており、子どもの虹情報研修センターが2007年にイギリス視察を行った際も視察先の一つとして訪問させてもらっている。山室(1922a)は当時の訪問をふまえ、その活動を次のように紹介している。

「その運動の方法は、人口十萬人に對し約一人宛の巡察人といふものが、協會の制服を着て巡視し、児童虐待のあることを聞き込むと、すぐにその真相を調査しその親なり保護者なりに警告を與へて、その後のある期間を監視します。若しそれでも改まらない時は、巡察人から本部に申告し、本部の主事がこれを告發して法廷の問題とすることになってゐますが、大部分(統計によれば八割八分五厘)は唯警告だけでその目的が達せられてゐるさうであります。

また、児童を親なり保護者なりの手許に置いてはいけないといふやうな場合、例へば、幼少年児童で不道德な境涯にあるものとか、無邪氣な少女でいふに忍びない憂目を見てゐるものなどは、引取って世話をし、或は他に預ける。他に預ける場合には、協會から毎週定額の費用を支拂ふことになってゐます」

振り返ると、原の場合は、「児童虐待防止に取り組むについても『出獄人保護の片手間を割いて之に當るのならば、敢て出来ないことでもあるまいと、突嗟の間に決心』した」（センター紀要No.8）というではないか。それに比べて山室は、まずは原や内務省児童社会局長などに出演を求めて虐待防止のための講演会を企画し、同時に救世軍に児童虐待防止部を設けたのである。事実、この活動に対しては、「九月中旬に至り、^{かしこ}畏くも時の皇后陛下にはそれらの様子を聞召されたる由にて、内務省を通じ、原胤昭、山室軍平兩人に^{たい}對し、此の運動に對する有難き御獎勵の御言を賜はることゝなつた」（山室 1933）のであり、皇室も注目し、支援したのであった。

具体的な活動内容は原のそれと大差なかったとしても、それを組織として行った点で、救世軍の活動は、我が国の虐待防止対策の歴史上、記憶にとどめるに十分な価値があると言えよう。

始まった児童虐待防止活動

さて、講演会から2週間後、ということは救世軍児童虐待防止部が活動を始めて2週間後、新聞では早くもその活動を紹介する記事が登場する。「児童虐待されて 少女家出 伊勢から東京へ 救世軍が收容」と題された次の記事がそれだ。

「浅草のお初殺し事件があつてから^{ついで}竟に救世軍本部では児童虐待防止部が生れ、市内で最も目に^{あま}餘る四五の家庭へは既に忠告をしたとの事であるが、去る三十一日虐待に堪へかねて上京した十四の少女を麻布廣尾町の婦人ホームに收容した。少女の父は伊勢神宮勅使の馬の^{くちいれ}口入を代々勤め、祖父は大和天理教師であるが、母親は早く世を去り祖母が彼女を虐待するため家庭に^{いた}居堪ならず、家出十數回遠く廣島大阪名古屋を漂浪し東京へは二度目だと云ふ。（『読売新聞』1922年8月2日、一部要約）

児童虐待防止部が誕生するや否や、活発な活動が行われており、山室が述べた「第三の方法」が早くも取られたことが示されている。もう一つ紹介しよう。「親に虐げられる哀れな子供達 親達よ醒めよ

と教へる 児童虐待防止部の仕事」と題された以下の記事だ。

「救世軍では、七月十八日から児童虐待防止部を置いて、伊藤富士雄曾谷智恵子の二氏が専ら之に當たつてゐる。伊藤氏は、『社會のあらゆる所にある醜さと不正とがあ^{がんぜ}の頑是ない児童に及ぼしてゐる事を思ふと、じつとしてゐられません』と語つてゐるが、今日迄に取扱つた十二件のうち十六歳の女が最年長で主に五歳から八歳迄が多い。十六歳の女は某下宿屋の養女であるが、養母が死んで嫁いで來た後妻に二人の子供が出來てからは、^{かなり}可成大きな下宿屋の臺所から掃除に至る迄一人の手に負はされ、殆んど字義通り牛馬以上にコキ使はれ、遂に肺を患つたが肺病には働くのが何よりの藥だと稱して^{しやう}血を吐くやうな重態も介はず酷使したので命からがら救世軍に救ひを求めて來たのであった。

斯うした哀れな子供達に就て特に著るしい事は唯一件を除く^{ほか}他は悉く繼親で、その虐待を加へる婦人が瘦形で且つヒステリーの傾向を帯びてゐる事である。子供に就ての事情は投書其他近所からの話し等によつて調査して注意を與へて話すと皆よく諒解はする様だが結果の^{えいぞく}永續を疑はれるのもあるから、常に監視を怠らない。花柳界の半玉^{はんぎよく}*5などは殊に酷い。虐待を受けて居るやうで是等悪弊の改善は社會の輿^よ論に依るより他に途はありません」（『朝日新聞』1922年8月10日）

1か月足らずで、早くも12件を取り扱つたというのだから、児童虐待防止の活動は、世間的にも注目を集めたのではないかと思われる。また、ここで注目したいことの一つは、児童虐待防止部に2人の専従スタッフとおぼしき人を配置している点だ。これは、「人口十萬人に對し約一人宛の巡察人」を置いたというイギリスの「國民児童虐待防止協會」から学んだのではないかと感じさせる。

救世軍の活動内容

さて、救世軍児童虐待防止部の活動については、開始10年後、児童虐待防止法が制定された年に、山

*5 まだ一人前でない、玉代（ぎよくだい）が半分の芸妓。おしゃく。雛妓。（広辞苑）

室（1933）が総括的に振り返っている。それによると、活動を始めた最初の1年間で70件の取り扱いがあったという*6。図1がその実情であり、全体の87%にあたる61人は「警告監視」すなわち在宅による対応となっている。

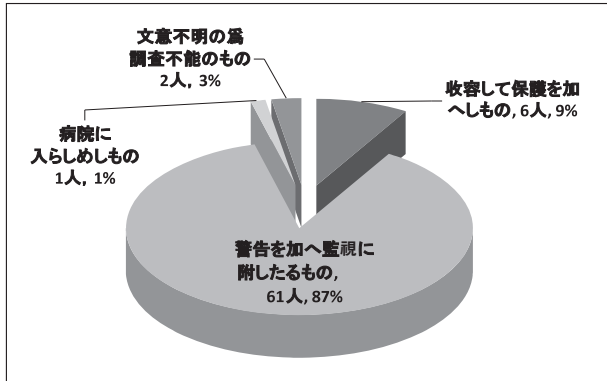


図1 救世軍の虐待対応状況

それはさておき、これを原胤昭の取り組みと比較してみよう。原が14年間で保護した84件（といってもその多くは取り組みを始めた1909年以降の数年間のものである）では、図2のとおり、收容保護した者が35人（42%）、收容せず保護した者が48人（48%）、探査中に所在を暗ました者1人であり、救世軍の取り組みの場合、原に比して收容保護が少ないことがわかる。

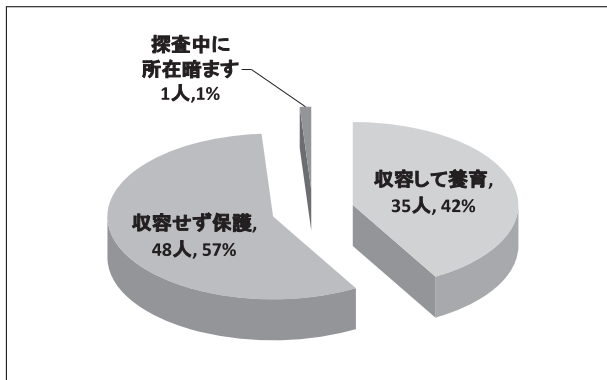


図2 原胤昭の虐待対応状況（保護始末）

一方、この件数を、山室が聞いたというイギリスの

「國民児童虐待防止協會」のそれと比較すると、イギリスの協會では警告のみとした者が88.5%（注4参照）というのだから、救世軍の87%は、ほぼそれに近い割合である。もちろん、偶然の一致でしかないかもしれないが、原の対応との違いも含めて、興味深い。

以下、救世軍児童虐待防止部が行った具体的な活動を、山室（1933）から引いて紹介しておこう。最初は、警告を加えた事例。

「芝白金の邊に立派な實業家にて、先妻の子二人。後妻の子三四人といふ一家族があった。其の先妻の二番目の子にて、尋常三年生なる者が大層繼母から虐待せられ、喰ふ物も食はせない。其の爲近所の人が、そば屋に連れて行って、そばを食はせてやるとか、又は學校へ金を送って、先生方にどうかあの子に食物を與へて下されと、頼んで來るとか、いふ様な通知があった。そこで調査に取かかると、其の實業家は立腹して『自分の妻は相當の教育もあり、又一通りの心がけもある婦人故、決して児童虐待などいふ如き、馬鹿馬鹿しい行動のあらう筈がない。さういふ疑をかけられるのは以ての外のことだ』と、憤慨せられた。そこで係の士官は、『もとより私共とて、餘計な物數寄をして、人の家事に立入りなどするものではないから、まあ安心して任せて置きたい。児童虐待の事實がなければ、ないで直ぐに分りませうから』と、宥めて置いて調査を進めると、間もなく知れたのは、成程其の後妻といふ人が、特に児童虐待をして居たのではない。しかし周囲の人々が餘り其の子供に同情し、『お母さんが異ふから、嘸つらからう不自由だらう』といふものであるから、其の子供は好い氣になり、折々あはれさうなことをいうては、御馳走してもらふ癖がついたのであった。それでおいしい物が食べ度になると、電車道の眞中に立って泣く。人が來てわけを訊ると『お母さんが御飯を食べさせないから、空腹い』と、いふやうなことを訴へる。それを人々が氣の毒がって、

*6 ただし、社會局社會部（1927）「児童保護事業の概況」によれば、「救世軍東京本部は大正十二年七月児童虐待防止事業を開始し、一ヶ年間の取扱百八十一件に達し、悉く貫子又は繼子の虐待にして其の家庭多くは貧困者なるが、中流以上にも多少其の事例があった」とされ、巻末の資料にも、「大正十四年末現在」として一ヶ年取扱件數一八一」と記されている。いわば政府の公式統計では181件となるのだが、実施主体の救世軍山室（1933）が自ら述べる70件とはかなりの開きがあった。この差がなぜ生じているのかは、確認できなかった。

そば屋に連れて行ってそばを食べさせる、又は家に連れ歸^{かえ}ってお菓子をたべさせる。といふ様なことが、何度かあって、子供はすっかり其の味を覚えてしまうのだと解った。そこでそれらの一部始終を、その實業家に話し、以來氣をつけて、もっと周到に子供を監督し、又保護せらるゝやう、注意を與ふることによりて、此の件は一段落を告げた」

余談だが、本事例を読むと、児童虐待問題もさりながら、むしろ当時の地域、近隣のつながりの濃さを彷彿とさせるように感じられるのだが、どうだろうか。

次に收容して保護した事例を紹介したい。

「新潟新發田のもので、母が病死して後父は失業し、八歳になる其の少女を連れて上京し、求職中、少女を六十圓で赤坂の藝妓屋^{げいぎ}へ賣らうとして居るのを聞付け、勸告して思ひとゞませ、父は日雇稼に出し、少女は救世軍に引取らるゝことゝなった。收容後は麻布の絶江小學校に通學し、よく勉強して、後相當に身の落付を見るに至ったのである」

当時の新聞記事やいくつかの論文では、虐待の加害者は、そのほとんどが継親だとされているが、この事例では実父が当事者となっている。当時としては珍しいとも言えそうだが、実はこのようにして売られ、あるいは貫われた先での虐待というのが当時の一般的な姿であり、本事例は、その直前で救世軍が保護したものであって、必ずしも例外的な事例ではあるまい。付け加えれば、これらの虐待の背景には、常に貧困問題があるということをも示唆していると言えよう。

虐待とは何か

それにしても、当時、児童虐待とはどのようなものとして捉えられていたのであろうか。この点についても、実務を担うこととなった山村（1922a）が、その必要性から自問自答し、当時の考え方を開陳しているのので、いささか長くなるが、引用しておきたい。

「日本で児童虐待防止運動を始めるに就いて、いかなるものを虐待とし、いかなるものを虐待としないかといふやうに、嚴密に範圍を決定することは甚だ困難な問題であります。貫ひ子殺しの如きは虐待の著しいものでありませう。これは大抵若い人々

が不義の子を生み始末に困った末に、いくらかの金を添へて他人に呉れてやる。その親達の心持では、自分で育てることも出來ず、さりとて殺すことも出來ないから、どうぞお前の手で殺してくれと言はいばかりに、素性のわからない人に呉れてやる。貫った方では、決して子供が愆しくて貫ふのではなく、金だけが目的であるから、乳もないのに數人の嬰兒をもらって、重湯^{おもゆ}を吞ましたり、甚だしいのは水を吞ましてだんだんに嬰兒が栄養不良になるのを待つ。かうして貫ひ子は、實母の手を放れると聞（ママ）もなく死んで行く。世の中にはかうした許しがたい罪惡を犯すものが數多くあります。

また、電車の交叉點に立って悲しい聲を振り立てゝゐる幼い夕刊賣りとか、越後獅子や、輕業師の子供、或ひは藝者屋の養女なども、児童虐待の中に含まるべきものであります。

その他、工場、商店などで、精神肉體共にまだ十分發達してゐない少年少女達に、苛酷な労働を強るのも虐待といはれませう。

それから、家庭があまり嚴格すぎるのも、児童虐待の中に數へられることとなります。勿論親達の方では虐待の意志はなく、子供の躰のためとでも思つてゐるのでありませうけれども、あまりに嚴酷に過ぎることは、正しい教育法ではありません。近頃救世軍で取扱つたのにかういふのがあります。山の手のある中流の家庭で、母親は高等女學校を卒業して相當の教育のあるべき筈であるが、子供を育てるのに、自分のことは自分でしなければならぬといふ嚴しい掟を設けて、小さい子供に臺所の皿洗から、拭き掃除をさせ、七八つの子供には洗濯などをさせることにし、しかしそれだけならばまだしも、若し過つて皿をこはすとすれば、お母さんは大變な見幕で子供を叱りつける、はては撲^ぶつ、蹴る、なぐるといふやうな甚だしい虐待をしてゐました。とうとう近所の人達も見ると見兼ねて救世軍に知らせて呉れましたが、よく事實を調査して見ますと、この母親は強度のヒステリーに罹つてゐるのでした」

期せずして、当時の児童虐待の実情が垣間見える。なお、山村は、同じ論文でイギリスにおける児童虐待のとらえ方の変化に注目し、次のように紹介している。

「昔は児童が餓^うえてさへみなければ虐待とはいはなかったものが、今日では親が子を^う残して去り、他人が養ってゐるやうな場合も虐待とせられてゐます。また、貧乏の爲めに養育の行届かないといふ場合も、今日では救貧法が出来てゐるから、その手続きをしないことが虐待とされてゐます」

今日におけるいわゆるネグレクトに当たるものが、イギリスではこの当時、すでに児童虐待とされていることに、山室は早くも注目していたのである。ただし、我が国における児童虐待の例として、山村はこれらを挙げてはいない。児童虐待といっても、国によって、また時代状況によって、その定義は変わるということが示された一例といえるのではないだろうか。

関東大震災

ところで、このようにして始まった救世軍の児童

虐待対応は、早くもその1年後に頓挫してしまう。なぜか。山室（1933）は次のように回顧する。

「然るに事業開始後、丁度一年を経たばかりで、^{たちま}忽ち関東大震災に遭ひ、此の運動も亦全く^{また}停頓^{ていとん}*7を來したのである」「それ以來十年間、毎年幾人かの事実上の被虐待児童を、警察その他から收容して、之に保護を加へて居つたのであれど、それ以上に、是ぞといふ程の結果をも挙げ得なかつたのは、残念^{せんぱん}千萬のことである」

関東大震災が起きたのは、1923年（大正12年）9月1日。「お初殺し」事件を受け、救世軍が児童虐待防止活動を始めてようやく1年余を経たところであった。震災後、救世軍に児童虐待に取り組む余裕などはなく、結果として我が国における児童虐待防止事業は立ち消えとなり、その後、児童虐待防止法が制定されるためには、関東大震災から10年後の1933年（昭和8年）まで待たねばならなかつたのである。

II

岩の坂

とはいえ、この間に児童虐待がなくなったわけでは、もちろんない。そこでここからは、当時子どもたちが置かれていた状況や、児童虐待防止法制定に向けた動きについて、知り得た限りのことを述べ、いくばくなくとも我が国における児童虐待防止活動の歴史を記すこととしたい。

山室（1922）が児童虐待とは何かを論じた際、真っ先に挙げたのは、「貰ひ子殺し」であつたが、1930年（昭和5年）になると、世間を大きく騒がせる貰ひ子殺しが起きる。それが、「岩の坂貰ひ子殺し事件」である。この事件については、すでにセンター紀要No.7で簡単に紹介したが、それを繰り返せば、おおむね次のようなこととなる。

『（生後1か月の）息子に乳を飲ませていたら誤つ

て窒息死した』と、近くの医院に女が駆け込んだものの、死因に不自然さを感じた医師が警察署に届け出る。その結果、彼女自身が手で口、鼻をふさいで窒息させた疑いが強まり、逮捕される。そして判明したのは、養育料といっしょに引きとつた子どもを次々に殺害していたという事実」「岩の坂は当時の東京のスラム街でもあり、金目当てに子どもを周旋したのもその住人であつたという。これもやはり、極貧が生み出した事件とすべきであろう」

極貧のスラム街とか貧民窟といえ、1920年（大正9年）に出版されて大ベストセラーになった小説「死線を越えて」（賀川豊彦著）に、その実情がリアルに描かれている。何しろ、作者自ら神戸市新川のスラムに住み込んで生活していたのだから、書かれていることは、おそらくほぼ事実に近いものであろう*8。

*7 ゆきづまって、とまること。進展しないこと。（広辞苑）

*8 貰ひ子殺しについても、もちろん触れられている。たとえば「金に困つたから殺さねばならぬと知りつつも、わずか五円の金に目が眩んで、姉がこの子をもらったのだと云うている」「貰つた子は昨夜死んだが、一文の葬式代もないので葬式を出す金をくれんかというのであつた」「栄一はその裕（あわせ）の着物を取り除いて死体の顔を見た時に、何ともいえぬ不快な気に打たれた。それは、子供の眼瞼（まぶた）は全く潰れた様に赤くむけ、頬の肉は全く落ち、手はひからびて、柴の葉のようになっていた」などと書かれている。主人公の栄一は、事情を全て知りながら葬式費用を用立ててやるのであつた。

とはいえ、岩の坂の事件については、なるべく実証的な検討を行いたい。付け加えれば、このような事件を生み出した岩の坂、さらには東京のスラム街とはいったいどんな様相を呈していたのか、また、この時代には、どうしてこうも悲惨な貫い子殺し事件が相次いだのか、といったことについても、できれば知りたいものだ。

草間八十雄

とあって、当時の児童虐待の背景に色濃く影響を与えていた貧困問題を探るべく文献を探しているうち、図らずも手にしたのが、草間八十雄著「近代都市下層社会（I・II）」だ。実は、ひょんなことから本書を出版した明石書店の社長宅を訪ねる機会を得て、創業以来の全出版書籍が並べられている本棚を見せてもらっていたら、偶然本書が目にとまったのである。草間は1946年に没しているが、本書の刊行は1990年。草間の魅力に吸い寄せられるようにして研究を重ねた安岡憲彦氏が編集したのであった。2分冊合計1492ページという分厚い著書だが、後で注文したら、明石書店の倉庫に残っていたのはこの1冊だけ。まさに最後の最後でどうにか当センター図書室に収まったのであった。



草間には、下層社会についての膨大な著作がある

閑話休題。草間八十雄とはどのような人物なのか。ここはやはり安岡（1998）「シリーズ福祉に生きる2 草間八十雄」に依拠するのがよいだろう。以下、簡単に記す。

草間は長野県松本の出身。旧家の出だったようだが没落し、上京して警視庁勤務の後、新聞記者となり、東京市社会局の嘱託として下層社会についてのさまざまな調査に関わっている。草間が初めて貧民問題に触れたのは、1909年（明治42年）のことだ。

「此の街の天龍寺門前に建並ぶ棟割長屋に住む人々は、最も貧乏^{ひんる}であり酷い生活状態であって、家主稲垣某は此の長屋の貧しい人達の生活内容を説いて呉れたが、当時は公私ともに社会事業は未発達であったから、貧しい人の中には明旦^{みょうたん}を支へる米の貯へはなく、身には襤褸^{ぼろ}を蔽い降雨に出会へば一椀の粥を啜る事の出来ない惨なものさへある。其の酷く惨ましい生活の有様を聞いて臉上に涙を浮かべずには居られない。予は其の以後諸所の細民集団の地域を踏査し、貧しき人々の生活状態を探求して今日に及むのである」

草間（1936）「どん底の人達」から、安岡はこう引用した上で、「この時期、彼は東京日日新聞あるいは日本新聞の記者であって、『貧民の生活の実状を目睹^{もくど}しやうと』、単なるルポルタージュの職務であったかも知れない」と述べつつ、「（その後の）草間は都市下層社会の貧困状態、悲惨さを記述するばかりではなく、その人々の生活意識にまで“まなざし”を注いでいるのである。これは幼少年期に貧苦をみた郷土体験によるものであろう」と指摘する。いずれにせよ、彼はこれを皮切りに調査を続け、ついには、「当時の市役所では、“草間”といえ、東京の下層社会の“主”とさえあがめられ」（磯村、1987）るようになっていく。

*9 貧苦のためにやつれること。（広辞苑）

*10 あすの朝。明朝。（広辞苑）

*11 実際に見ること。目撃。（広辞苑）

東京の下層社会

さて、ここからは東京の下層社会、また、そこで生活する子どもの状況について、彼に依拠しながら見ていきたい。

だが、そもそもこうした下層社会はどのようにして形成されたのか。草間（1930c）「大東京の細民街と生活の態容」は、その発生を江戸時代にまで遡り、「江戸が繁昌してくるとともに、都会生活の常として漸く貧富の懸隔^{けんかく}¹²は著しく、富めるは廈屋^{かおく}¹³に住めるも、貧しきはわずかに雨露を凌ぐに足る小さな陋屋^{ろうおく}を住家とした」と述べている。

この当時の東京には、江戸時代もしくは明治時代から細民街となって現在に至るものや、それらのうち、関東大震災で焼失し、その後改善整理されて態容を変化させたものなどがあったという。そして、「東京市内には前述のごとく、江戸時代からあった大小の細民街は幾ヶ所もあって、俗にいう下町方面に在ったその細民街は大正の大震災で焼失し、この頃では山ノ手方面に江戸時代からの細民街がのこっている。然し、これも都市の膨張から場末に移り、更に市外へ新しく形成された細民街に移り行くので、現在ではいずれもその環境は縮小（ママ）され、また、細民街の戸数も激減し、これが反対に市外の細民街は日に日に拡大されるのである」と述べ、大震災の後、細民街が市内から市外へと拡散していった様子を紹介している。

細民の居所

とはいえ、一口に細民街、下層階級の生活者と言っても、生活の場面には等差、格差があるという。たとえば、草間（1920a）「貧民生活の実状（一）」によれば、「貧民長屋に住むもの、共同長屋のもの、更に木賃宿に宿泊せるもの、又無料宿泊所の恵みに浴して辛くも一夜の雨露を凌ぐもの、それから所を定めず浮浪して、随所に時を求める浮浪生活者など、こうして同じ下層社会にもそれぞれと生活の場面に相違があり、そうして下層の淵を漂うにも上に下に、

向上に墮落に、各々人生の運命が走りつつある」というのである。詳細は省くが、草間は細民を住居によって「定居的細民」と「不定居的細民」とに分類しており、上記で言えば、「木賃宿に宿泊せるもの」以下はすべて「不定居的細民」となるという。

たとえば、その一つである「無料宿泊所」。草間（1920a）は、明治34年に創立された本所若宮町の無料宿泊所事務員の話をも、次のように紹介する。

「宿泊人の中にはよく真夜中に起出でて冷水を飲み水道口にやってくるものがある。空腹のために冷水を飲んで一事を凌ぐものかと思った。然るに実際はそのようなために水を飲むものは少なくして、多くは宵に塩煎りのカタ豆とか、牛馬の臓腑を煮込んだもの、塩餡の大福（この種のは価格が安くして食してから消化に時間がかかる、乃ち言わば腹ごたえがある）などを食うのであるから、自然と渴を覚えて水を飲むことになるのである。こんな不消化物を食し塩辛きものを採り、あまつさえ冷水を飲むので、宿泊所の貸蒲団に寝ながら、卑陋な話ではあるが寝小便をするものさえある。それからここに集まるものは、上述のままに、老齢者で失脚の淵に漂うものとか、身体が衰弱したものとか、いずれも心身に活気のないものが多い」

ところで、無料宿泊所は、文字通り「無料で貧民若くは窮民を宿泊せしむるのであるが」「宿泊に制限が在って、むやみと貧窮なものだからといって無制限には泊めない」という。では、そこにはどのようなルールがあるのか。簡単に言えば、連泊を禁じたのである。すなわち、「同一の人物は毎夜泊ることが出来ぬ」「宿泊は一夜限りで同一人物であるならば五日若くは七日に一回位宿泊を許す」こととし、加えて、「宿泊を求むるものは何なりと営業に従事するものに限る。随って、乞食物貰いの輩は、営業者とみなさぬから絶対に宿泊に応ぜぬものである」という（草間、1920a）。残念ながら、当時の事情に詳しくないので、なぜこのようなルールを設けたのかはわからないが、考えられることとして、このよ

*12 ①かけ離れていること。②程度のはなはだしいこと。（広辞苑）

*13 廈は、「屋根をふいた大きな家」の意。（広辞苑）

うな人々が多すぎて、制限せざるを得なかったのではないだろうか^{*14}。

一方、乞食をはじめとして「無料宿泊所」からさえあぶれた者は、ではどうするのか。草間（1920a）は、「乞食物貰いとなれる浮き世の敗残者も少なからぬ」として、「野宿するもの、人の軒端に雨露を凌ぐもの、或はいずれかに仮の躰を探るもの、このような浮浪にして敗残の輩が蟬集^{*15}する場所が、いずこにあらねばならぬ」「私はこの根拠地を称して浮浪の彷徨所と言うのである」と述べる。

そして、野宿を続ける14、5歳の盲目の男の話として、草間（1920b）は、野宿生活の様子を次のように書く。

「困ることは雨天の時で、そのときにはこの公園の共同便所で雨を凌ぐ、そうして夜間はそこを躰に寝るのである。それがこの盲目乞食のみでなく、他にも同様便所の隅に仮りの躰を定むるものがある。臭気などは初めは酷く感じたが、今では鼻感が麻痺してかたとんと臭気を感じない。他の仲間も同様平気でうたたねの夢を結ぶと、こう語った。私はこれを聞いて何とも言えぬ思いを懐き、又彼等の馴致性の甚しいにも驚いた。こうしてこの大都会には、野宿するもの、随所に夜の躰を探るもの、これら敗残落伍の徒輩は少なくない」

このように、同じ貧民生活と言ってもそれはさらに細分化され、「その居所は、貧民長屋、木賃宿、無料宿泊所、浮浪者の彷徨所の四階級」に分かれるのである。どん底と思われた下層社会の中に、さらなる階層、階級があると聞かされ、私は言葉を失ってしまう。

労働

では彼らはどのようにして口に糊していたのだろ

うか。草間（1920a）は言う。

「無産ではあり、孤独であり、又いずれにも寄辺なき敗残者であるとせば、何なりとも働きの途に就かねば餓死するより外はない。ここにおいてか賃銭が低廉であろうが、かかる賃銭の高低を称えて需用の途を選択する余裕がない。よって使用者の言うがままに雇われるので、物価騰貴のこの頃でも一日五十銭ないし八十銭の給料で働かねばならぬ。それでこの類の下層労働者は臨時日傭の口もなく、定傭の使用もなく、いわゆる仕事にアプレを来すときは彼の路傍に立ち荷車の後押しなどを稼ぐ立ちん坊となる。そうして辛くも糊口の料を得ることに努めるのである」

この当時の50銭とか80銭というのは、いったいどの程度の収入と考えればいいのか。にわかには計りかねるが、草間は当時の生活費と比較しながら具体的に検討し、最低生活費を次のように計算する。すなわち、

「貧民といわれ細民と呼ばれる人々も、その生計費を勘定するならば、一日約二円を要することになる（五人暮しで）」

“じゃあ、50銭や80銭で生活するなんて、到底無理ではないか”と思いつつ次を読んで、私は漸く納得する。

「世帯主は言うまでもなく、女房も働けば児童も幼年労働者として働くなど、一家にしていやしくも労働能力あるものは一斉に稼業の途に就くので、さまで生活に難渋をもちこつことなくどうやらその日暮しが出来るのである」

これこそまさに、絶対的貧困の極みであろう。何とか食べて命をつなぐだけのぎりぎりの生活。だが、ことはここで終わるわけではない。というのも、「前

*14 では、この当時の東京に、こうした細民はいったい何人ぐらいいたのか。草間（1930c）は次のように推定する。「この大東京における細民の数は集団と点散を合せ定居的のものは、市内推定数 十万人、市外推定数 二十万人、合せて三十万人である。又、不定居的のものは四百四十五軒の木賃宿に泊るもの八千五百人、公設と私設を合せ簡易宿泊所は市の内外において四十九ヶ所に上る。ここに宿るもの二千五百人、人夫部屋に拠るもの四千人、彼のサブリと称える小屋住いは少なく約百五十人、オカンと称する野宿ものは七百人、総てを合せると三十一万六千人であって、東京郡市を合せたら大東京の人口は四百九十七万六千七百五十九人であるから、この人口に対比すれば、百分の六は生活苦にもがく貧しい者である」

なお、本所若宮町の無料宿泊所及び深川西町の第二無料宿泊所を合わせて、1日平均宿泊者数は、多い年で110人、少ない年でも30人内外であり、月別に見ると、やはり寒さ厳しい1、2月が最も多くなるとのことであった。

*15 （蟬は、はりねずみの意）はりねずみの毛のように、多く寄り集まること。（広辞苑）

述の如く労働能力のあるものは世帯主一人のみであるとか、或は幼児を育てるため妻女が外稼ぎの出来ぬものなど、又前述の老衰の半人足など、これらのは到底人らしい日常生活をなし得られぬ」からである。

ならば、「日常生活をなし得られぬ」者は、どのようにして生きるのか。

「こうした輩が飢を凌ぐに需むるものは、彼の残飯である。この残飯は軍隊の残飯、弁当屋の残飯、紡績工場又は学校などの残飯を需むるのである」

残飯

草間（1932）によれば、「こうした残食物を買収する営利的の『残飯屋』と呼ぶ変った商人が現在市内と市外には二十三人ある」という。しかも驚くことに、「この残飯屋の中で十人のは買込んだ残飯や残業を百匁^{もんめ}*16いくらの値段で貧しい人々に売っているが、残りの十三人の中の三人は社会事業を営むもので、従って営利的でなく残食物を貧しい人々に供給し、更に残りの十人は専ら、畜産方面の豚だの鶏の餌に売捌いている」というのだ。

乞食

以下では、当時の乞食について、特に子どもを連れて乞食をする者について考える。ただし、一口に「乞食」と言っても、その態様によっていくつかの種類に分けられるというので、「乞食」についての基本的知識を得ておくため、草間（1930a）「細民窟の裏面と罪悪の波-岩の坂貫い児殺し-」から引いておこう。

それよると、乞食は2つに大別されるとのこと。その一つは、「ケンタ」と呼ばれるもので、「神社、仏閣、縁日、祭礼、或は人の往来が多い場所に出て、道端に^{むしろ}敷き、その上に^{すわ}居据り」物貰いするもので、草間はこれを「静的所得行為」と呼んでいる。これに対するのは、言うまでもなく「動的所得行為」と草間が呼ぶもので、「公園、縁日、人出の多い場

当時の東京では、残飯屋が営業として成り立っていただけでなく、社会事業として供給されていたとはつゆ知らず、無知を恥じるとともに、想像を超える貧困のすさまじさに、思わず身震いしてしまう。草間はしかし、この残飯処理をめぐって、さらに詳しくその実状を調査し、軍隊から出るもの、弁当屋から出るもの、さらには官庁の各食堂からの残食物などに分け、食料としての“質”や行き先を分析している。そして、怒りと悲しみをこめてのことであろう、次のように述べる。

「廃物利用もここまできると何とも言えぬ哀愁の思いが胸を衝くのである。それは常に餓線を辿る貧しい人々の中には、米も買えなければ味噌も買えない、仕方がないからきたなくも汚れていても、値段が安いから他人の食い残した物を買ひ、それで飢を凌ぐという痛ましい生活状態にある人々がこの頃では市の内外に千人余りを見るのであって、この貧しい人々はまさに生地獄にもがいている者である」

だが、溜息を吐く暇はない。草間の視線は下層社会のあらゆる所に向けられており、私たちも目を背けるわけにはいかないからである。

III

所に出てそこを徘徊彷徨して往来の人に恵みを乞うもの」だ。こちらは、乞食仲間で「ツブ」と呼ぶらしい。なお、「動的所得行為」は、さらに細かく分類できるらしく、草間は、「カリダシ」（見込みのありそうな家を訪ねてマッチなどの物品販売を装い金銭を貰う）、「ながし」（そこかしこを歩き廻り、人家の前に立ち恵みを乞う）、「ツケ（若しくはダイガラ）」（料理店、飲食店、待合、妓楼、カフェー、等々、客商売の家から客の食い残せるものを貰い飢を凌ぐ）などを挙げている。

さて、乞食の多くは子供を連れて行くという。それは以下の事情による。

「職業的に乞食をする者は態容が痛々しくなければ貰いが少ない。不具、疾病、老衰の如き生理的欠陥者であると貰いが多い。さもなければ幼い子どもを

*16 尺貫法で重量の単位の一つ。貫の1000分の1。略して目、古くは錢せんという。3.75グラムに当たる。泉。（広辞苑）

連れていないと貰いが少い。ここにおいてか、不具、疾病でないものは子供を連れて乞食をするので、児童虐待問題が起るようになる」(草間、1930a)。

*

ここまで、かなり遠回りをした感があるが、いよいよ戦前における児童虐待の一端、つまりは子どもを連れて乞食の実状について、話を進めることとしよう。

連行される子ども

「彼の美しい花崗岩で造れる宏壮の建物は紡錘状の如く建ち並び、往来の人は肩を摩^まするまでに人出の多い銀座街にも、時によると幼児や年端の行かない少年を連れ哀れな態で物貰いをする乞食を見るのである。又、新宿の盛り場でも或は浅草公園その他人出の多い場所で児を連れてくる乞食が目につくのである。殊に痛ましく見えるのは三人又は四人連れの子供が道端に居並んで物乞いに余念のない態を眺めては一層とその哀れさが身に恥みる」

これは、草間(1930b)「暗黒と哀愁の環境に育つ乞食の児童」からの引用である。彼は、こう書いた後、

「わたしはさきに児童を連行して物貰いをする親乞食四十七人につき、性別、年齢、配偶関係、前職、出生地、乞食となる原因、乞食となつてからの期間、生活実情、戸籍関係、その他、以上の各項を調べた」

と述べて、その実態を報告している¹⁷。ここでは、調査結果のエッセンスを紹介することにより、当時の乞食とその子どもについて考えることとしたい。

ところで、ここで取り上げられた47人の乞食はどのような方法で把握されたのであろうか。草間(1930b)は次のように説明する。

「この調査は児童を連れて新宿、銀座、浅草或は水天宮、金比羅、不動尊など人出の多い場所で、現に乞食をなせるものを、それから彼の乞食の部落と

いわれる板橋の岩の坂では、児童を連れて乞食に出る途中において一々調べたのである。又『サブリ』〔掘立て小屋〕の類はその小屋に臨み調査をなせるのである」

統計的手法ではなく、自ら現場に出て現認し、またそれぞれの乞食に直接質問もして実態を把握しようとしたのである。草間は、このような活動を通じて貧民街にも名を知られるようになり、彼らから次第に暖かく迎え入れられたのであった。なお、47人の親乞食を男女別にみると、男が16人、女が31人で、女が男のほぼ倍の数になる。また、この調査では、連行児童が調査の対象であるため、サブリ(掘立て小屋)以外のものは家に残してある児童もいたとのこと。つまり、連行児童がそのまま子どもの数ではない点は注意を要する。

ここでもう一度、乞食をするために子どもを連行する理由を見ておこう。草間(1930b)は言う。

「腰の立たないいざりであるとか、片腕のない不具、衰^{ろうもろ}えたる老耄者などは貰いが多く、又年端のいかないうちが乞食をすればその憐れな子供の姿に心をひかれ恵を与えるものがある。然るに生理的に欠陥はなく、憐れを催す子供でもなく、体に異状のないものでは乞食をしてもやたらに同情はそそがれない。故に体に故障のないもので乞食をするには、子供を連れていけばその児が同情的となり貰い高が上るのである。かかる事情から頑是なき児を連行して乞食に出るのである。あまつさえ親乞食は一人の児を連れるより二人の児を連れるもの、更に三人、四人と数多く児を連れてくるものほど貰いが多いのである」

子どもが、文字通り道具とされていることがわかるというものだ。

さて、図3に、連行される子どもの数を示してみた。

*17 ただし、草間のこの論文では調査年に触れられていない。そこで、他の論文を見ていくと、草間(1939)「街頭の乞食について」には「昭和2年に乞食調査を行った」とあり、そこでは「児童連行の者は親子を合せ百一人」とされている。また、安岡(1998)には、「東京市社会局の社会調査のなかで、浮浪者を対象にしたものは一件」としてその一覧表を掲げ、その一つに「児童連行の乞食に関する調査」を挙げている。この調査の実施時期は、やはり1927年の2月1日～28日とされているようであり、把握された人数は親44人、子101人であった。したがって、いずれも本論考の数値(親47人、子101人)とは微妙に一致していないが、両論文がいずれも1927年に調査を行った旨を記していることから、本論考を含めてこれらはおそらく同一の調査であり、1927年に行われたのではないかと思われる。

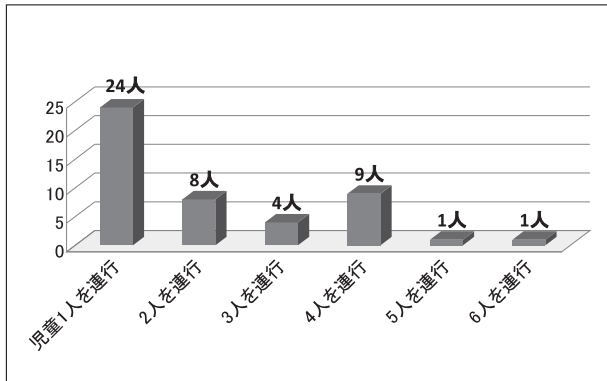


図3 親乞食が連行する児童数

これを見ると、児童1人を連れて乞食をする者が約半数であり、残り半分は複数の子どもを連れていくことがわかる。しかも複数を行行する場合、4人が最も多く、5人、6人の子どもを連れて乞食をする者までいるというのだから、驚かされる。

次に、連れられる子どもの年齢を見ておきたい。それを示したのが図4だが、5歳までの乳幼児が全体の半数近い49人にのぼっている。

幼い子を、それもなるべく多く街頭に連れて出て憐れを誘おうというのであろう。

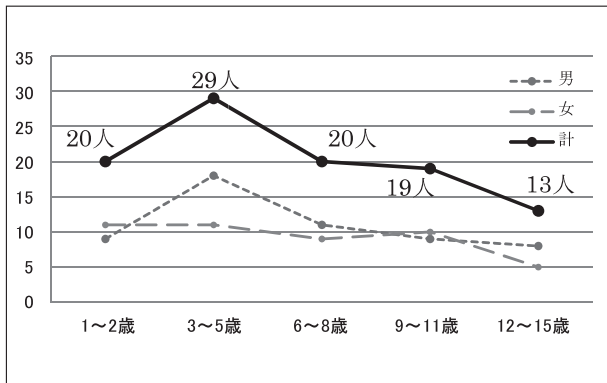


図4 連行される児童の年齢

子どもの戸籍

ところで、草間の調査には、連行される児童と親との続柄に関するものがある。図5に示したが、草間は「実子と称するものに貰い児もあり借り児もあるらしい。強制力のない調査ではその真相を確めるには容易でない。ここには申告のままを表す」と述べ、別のところ（草間、1930a）では、「戸籍面を調

べると、実子が多く養子が少ないのである。これは生みの親が私生児などをもうけ、始末に困り出生届もなさないで、戸籍不整理のままで乞食にしてくれる、貰った方でそれを実子として届けるらしい」と書く。つまり実際上は、実子とされている者の中にも貰い子が隠されていると示唆している。

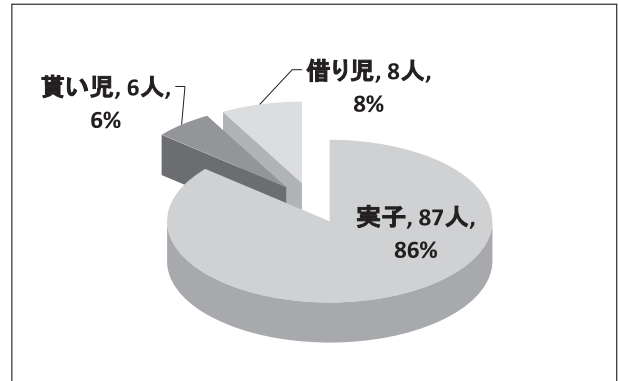


図5 連行される児童と親の続柄

次に、101人の子どもの出生届の有無を表したものが図6だ。草間は、「戸籍関係についてはすこぶる素雑を極むるものの如く、これを一々厳密にせんさくすれば無籍者は少なくはあるまい。然し強制的に調べは出来ない。また一人一人戸籍原籍について調べるのも容易な業ではないので、その親がこの児は未だ出生届をなさざるといふ申告に止め、百一人の戸籍整理とその有無を表せば次の如くである」としている。要するに、届け出をしていないと言ったものに限り「戸籍不整理」としただけで、実際には届けが出されていない者はもっと多いと推測しているのである。にもかかわらず、結果を見ると実に40人（40%）は就籍していない。

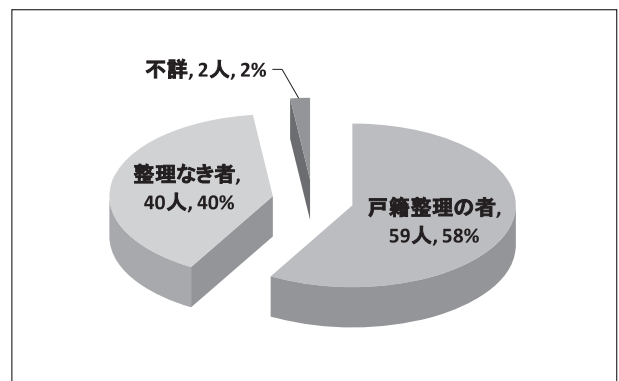


図6 連行児童の出生届の有無

むろん、実子のなかにも未就籍児は多々見られるだろうが^{*18}、貰い子となれば、それを実子として出生届を出すのは、(草間が「貰った方でそれを実子として届けるらしい」と推測してはいるが)やはり実子以上にためらわれるだろうから、これら連行児童にはかなりの数の貰い子が含まれている可能性があると言える。

貰い児・借り児

草間(1930b)は貰い子の具体例をいくつか挙げていたので、その一つを紹介しておこう。

「貰い児問題であるが、曾てわたしが就籍事件で斡旋してやった『乞食の芳公』は、二十余年以前に栃木の貧しい農家の娘がなせる私生児である。生育するに困っていると、乞食がその芳公を欲しがり乞食の方から若干を出して貰ったもので、かくの如く乞食には子供が必須的の道具である」

戦前の多くの貰い子は、預ける側がいくばくかの養育料を支払うことが多いとされているが、この場合は、逆に乞食のほうが、お金を払って子どもを受け取っているのである。

ところで、先の図5には、「借り児」という耳慣れない表現があった。では「借り児」とはどのようなものか。調べてみると、次のようなことだとわかった。

「健康体の乞食は子供を道具につかひ儲けを多くしようとするので、実子がなければ貰い児をする。貰い児が出来なければ仲間から借り児をする。こうして乞食をする方便と道具に使うために借り児の賃貸料は一日いくら又は月額幾らの約束で借る。一日であると借主が賄持で二十銭、月極めであるとこれ又借主が賄持で月額五円が相場である」

何ということだろうか。草間も子どもを「道具に使う」と表現しているが、道具も道具、まさにモノ扱いされているのである。しかも、さらに吃驚したのは、次の部分。

「わたしは所々方々の人出が多い場所で児童連行の乞食を見かける。そうすると親は違っても児は同じの者を連れてくる。昨年七月の藪入に浅草公園に行ってみると、親と見せかける乞食が六人で子供は二人でもらいをするのである」

一体どういうことなのか。そのわけは、以下のとおりだ。

「浅草はやたらにケンタが出来ないので、ケンタの出来る場所は仁王門と不動尊、淡島社、の三ヶ所位のもので、こうして出場所がきまっているから、多数の乞食は交代でケンタをする。この場合に親乞食はその都度違っても二人の児は同じもので、要するに六人で二人の児を共同的に道具に用いるのである。まことに痛ましく情けない思いがした」

ケンタ、つまりは1か所に座って乞食をするには、場所が限られているから、大人は交代するが、道具でしかない子どもは、大人が代わってもずっと乞食をさせられているのである。これこそまさに、児童虐待の極みというほかないのではあるまいか。

就学の状況

さて、最後に連行される児童の就学状況について触れておきたい。草間によれば、いかに狭くとも棟割長屋など住居があれば、また木賃宿であっても寄留籍が得られれば、乞食であっても就学は可能となるらしい。しかし、戸籍が不整理であるとかサブリ(掘立て小屋)に住む者は、本籍や寄留籍を設けら

*18 草間(1920b)は、「大正の現代において、下層階級の一部に今もなお不就籍者、国籍を有せざるもの、これら戸籍上に欠陥あるものが幾分なり存在する。そうして不就学のまま、貧民窟の悪風と不具の気分に捉われながら野生的に成育をする」と述べ、「私はこれらの事柄を見るにつけ、つくづくこれが原因を知りたいのである。そこで段々と調査研究すると、その罪は父にあり母にあるのである。そうしてそれが漂泊的生活から生み出さるる罪の結晶であるということを言い得るのである。それはこうした無籍児の父や母は淫奔者の果に多い。余りに自我強い我ままものであったり、したい放題な生活になじんだもので、とにかく放縦無頼の世渡りからこうした忌むべき結果が生れるのである。無籍児の父や母は文盲なものが多い。時代的知識のないものが多い。そうして貧弱なる生活に悩まされるものが多い。しかも父なるものは世にいう渡り者で疇を定めぬ旅雀である。今日は東に明れば西にと、漂泊的に世を渡る旅芸人とか労働者などで、そうして良家の娘、人の妻或はよからぬ浮気女など、その性情の良否も身分の如何をも考えずに、手当たり次第に情交を結び、出奔して共に流浪するうちに妊娠はする社会のドン底に落ちる、生児は無籍のまま歳を累ねるのである」と分析している。

れないので、就学できないという。草間の調査では、連行児童101人のうち学齢児童は男21人、女19人の合計40人だったという。図7に、その40人について、男女別の就学状況を示してみたが、男は不就学児童のほうがわずかに多く、女は就学している児童が多くなっており、全体では就学児21人と、かろうじて不就学児童を上回っていた。

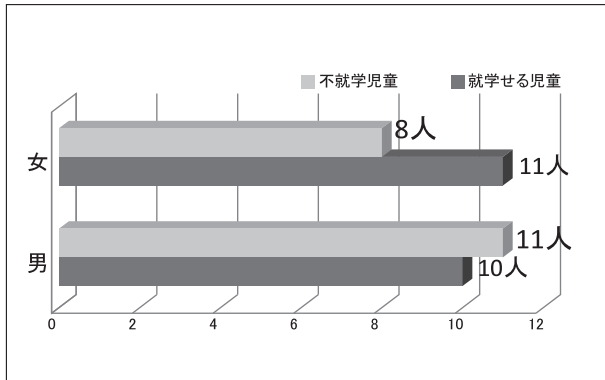


図7 就学状況 (男女別)

ところで、就学できる児童であっても、学校生活は、なかなか厳しいものがある。草間 (1930a) は、岩の坂にある下板橋第三尋常小学校に通う乞食の児

童約30人を調べ、次のように報告している。

「この三十人の児童中で、黄昏になると親に連れられて乞食に出るものは十五人に上っている。即ち乞食の児は半数まで親と共に乞食をしている。従って学校に来て第一に行儀振舞いが悪く、次にはもともと乞食をするには顔は垢にまみれ頭の毛は刈らない、着物は汚れている、それは世の常の子供と同様な姿では乞食らしくないので、乞食に出ても貰いが少ないから、わざと湯には入らない、頭の毛は刈込まない、総てが汚れたままにしておくので、この乞食の児と教室が同じであったり、卓を並べている児童に悪影響を及ぼすので、最も困ることは虱をうつされる一事である。詮方なく同町第一、或は第二、その他の小学校通学地域へ寄留をして、その学校へ転校するものが少なくない」

未就籍や貰い児、借り児は言うに及ばず、届け出られる住居を持たなければ、就学すら出来ないことはすでに述べたが、仮にこれらの条件をクリアして就学できたとしても、その環境の劣悪さは、たてようもなく厳しいのである。

IV

岩の坂という社会

さて、ここまで当時の東京の下層社会の実情を見てきたが、こうした点をふまえ、改めて、「岩の坂貰い子殺し事件」に目を向けてみよう。

と書いたものの、その前に、そもそも当時の「岩の坂」は、どんな地域だったのかを見ておかねばなるまい。草間 (1930a) は次のように言う。

「最近貰い児殺しで騒ぎの起きた板橋岩の坂の細民街には、定居的のものが約二千二百人に上り、不定居的のものでは、どや、部屋ものを合せ六百人、総てで二千八百人の細民がここに集っている」

「ここには木賃宿が十二軒と、トンネル長屋が三棟と、棟割長屋が三棟と、普通長屋が四百戸位ある。この木賃宿と種々なる長屋に住む細民の世帯数は約七百世帯であり」

「この世帯の中で、常に乞食を業とするものは

七十世帯で、人口は約三百人である。故に十世帯の中で一世帯は乞食でその日を過す輩である」

「(乞食に連行された) 百一人の児童の中で、(中略) 児殺して問題の起れる岩の坂で育ったものが二十七人である」

「板橋岩の坂から出る乞食は、静的のケンタと、動的ではツブに狩出し、それから流しに、念仏行者、盲の三味線弾き等で、彼のヅケ又はダイガラダイガラの類はいない。故に現金専門の乞食であって、料理屋、飲食店、カフェーなどからヅケやダイガラを貰うものは一人もなく、即ち職業的の乞食である」

「乞食の本場はどうしても板橋岩の坂と日暮里、三河島方面である。わたしの調査によると、親乞食四十七人の中で、その方面に、時を定めるものが三十一人、連行される児童百一人の中で、岩の坂、日暮里、三河島のもの五十九人であって、この方面

には生業に就かないで不生産的生活に流れる細民の多いことが判る」

これらをつなぎ合わせると、岩の坂は「乞食の本場」であって、細民街の中でも極貧に位置する地域であったと考えられよう。したがって、「岩の坂貰い子殺し事件」は、まさに最底辺社会で起きた忌むべき事件として、大きく報道されたのであった。

岩の坂貰い子殺し事件

1930年（昭和5年）4月14日付け東京朝日新聞に掲載された事件の第一報は、以下のような内容である。現在から見ると、不穩当のそしりを免れないような表現もあるが、そのまま引用する。そもそも、見出しからして扇情的だ。

「聞くも身の毛よだつ 府下板橋の殺人鬼村 こじきや人夫等共謀して もらひ子殺し常習」「一年間に三十名の變死 全村の検擧を斷行」

リード文は次のとおり。なお、多くの文献で該当者の氏名等が公表されていることに鑑み、ここでもそのまま引用する。

「十三日午前六時頃市外板橋町下板橋にある細民村俗稱岩ノ坂二番地人夫小倉幸次郎の内縁の妻念佛修行者の尼小川きく（三三）が、もらひ子である菊次郎（生後一ヶ月）を乳房で過って窒息死させたとして付近の永井醫院に手當を受けにきたが死因に疑があるので醫師は板橋署に届け出たので原田署長、岡村司法主任および東京地方裁判所から柴田豫審判事、戸澤検事等が出張して検視の末、同夫婦を引致取調べの結果同細民村の恐るべきもらひ子殺し事件が判明するに至った」

ここからは、紀田順一郎（2000）「東京の下層社会」によって、事件の詳細を紹介することとしよう。紀田は、次のように言う。

「追々判明してきた事実によると、子どもの両親は市外多摩川村の村井隆とその妻幸子という三十代前半の夫婦であったが、夫が失業中で経済的に困窮しているところへ妊娠が重なったため、子どもが生まれる前から手放したいと思っていた。現代のように正当な手続きさえ踏めば中絶が可能な時代ではない。もぐりの手術は危険なので、ともかく産んでか

ら赤ん坊の顔も見ないうちに『養子』に出してしまうしかないというわけで、下町の産院などには常にもらい子の周旋人が出入りしていた。村井夫婦もこのような周旋人の『立派な養い親だから養育費はいらない。ただ手数料だけでよい』という口車に乗って、生まれたばかりの子どもに現金十八円と初着を数枚つけて渡した。周旋人はこの件を岩の坂の福田はつに相談、はつは更にキクに持ちかけたのである。

キクはこれより以前、もう一人の死児の診断書を水村医師に要求したさい、たっぷり油をしぼられたことを思い出し、『今度は困る』としぶる。そこを半ば脅迫的に押しつけ、手数料のうち八円と初着は周旋人と山分けしてしまった」

「以後二週間のうちに判明したのは、彼女をふくむ六人の住民が計三十三人の子をもらい、うち一名を除いて全員が『変死』したということだった。当時の雑誌記事によると『此他留置場の関係から検挙見合せのもの四十一名貰子数見込み百二十七名』、『悪周旋人』として助産婦、作業員、煉瓦商とその内妻ら四名、参考人として医師三名、寺院住職四名、目撃者の尺八吹きほか三名、家主七名などのほか、子どもを手放した『女教員、女中、女工、令嬢、人妻』など約七十三名が召喚されたとある」

ここで登場する「福田はつ」とはどのような人物なのか。紀田によれば「キク以上に悪質なものを感じさせる」として、次のように説明する。

「家には五人の子もあり、六人のもらい子をしたことを素直に自供したとして一時釈放されたが、事件のほとぼりも冷めない四月十七日に、その五人目の生後二ヵ月になる嬰兒（私生児と称していた）が突然栄養失調で死亡したとして、同地区の済生会診療所に出向き、診断書を要求した。担当の女医が断ると居丈高になり、猛烈なタンカを切る始末に、女医はやむなく診断書を渡した。連絡を受けた警察が調べてみると、死児は腹部が腐り、手足が骨だけになっていた。追及すると、この嬰兒は前年の秋に『浦和のごみ屋』と称する男から、養育費三十円つきでもらったこと、この件をふくめて六人の嬰兒を餓死させたことを自供した」

社会事業への波紋

つまり、「岩の坂貫い子殺し事件」とは、小川きくが貫い子を殺害したことが発端となって判明した、この地区の一連の貫い子殺しを指す。ただし紀田は、「もらい子に関する悪習が一部に存在したことはたしか」と言いつつ、「後に明らかとなった点から見ると、地域ぐるみの犯罪というのは誇張であった」と述べている。

とはいえ、この事件は、新聞報道によって世間を騒がせただけでなく、社会事業家を担う者をも驚かせることとなった。事件が明るみになった翌日、新聞は早くも「社会事業関係者に大波紋を巻き起こす」「内務省や警視廳と協議してこじきの子供救護」との見出しで、次のように報じている。

「板橋の細民村に起ったもらひ子殺しの事件は帝都近郊の出来事とは思へぬ惨事特に社会事業関係者等の注意を呼び起してゐるが、東京市社会局でも捨て置き難い問題として浮浪者およびこじき群の徹底的調査を行ひ、こ食の子供の保護方法を講じようとの議が起つてゐる」「市社会局の佐藤保護課長の意見では内務省および警視廳と協議しこ食の手許にある子供を全部強制的に引離し、別に育児院を設けて收容しようといふのが氏の多年の主張である」(『東京朝日新聞』1930年4月15日)

もちろん、そんな簡単にことが運ぶはずもないが、こうした動きの中で出てきた対策の一つが、紀田によれば、当時、制定されていたのに施行されず、店ざらしになっていた「救護法」の実施である。この法律は、「大正末期以来の経済不況を背景に、方面委員をはじめ社会事業家の強い要望により議会の審議にかけられ、昭和四年(一九二九年)二月にかろうじて制定を見た法律だが、もともと貧困原因が社会の矛盾により生じたという自覚のない政府は、法案の中身を骨抜きにした上、予算がないという理由で実施を策先送りになっていた」(紀田)のであった。

救護法は1932年(昭和7年)1月に施行されるが、紀田によれば、「生業維持など本当に必要な者に適用されず、あまつさえ冷害を原因とする財政の逼迫、満州事変による物価騰貴などによる支給額の目減りなどにより、効果はほとんどゼロに等しいものでし

かなかった」という。

児童虐待防止法制定へ

それはさておき、岩の坂の事件は、他にもさまざまな波紋を呼んだ。その一つが、児童虐待防止法制定に向けた動きである。

「子なればこそ虐待されて 文句が言へぬ今の法律 児童の姓名と幸福保護の爲 特別法の制定に着手」

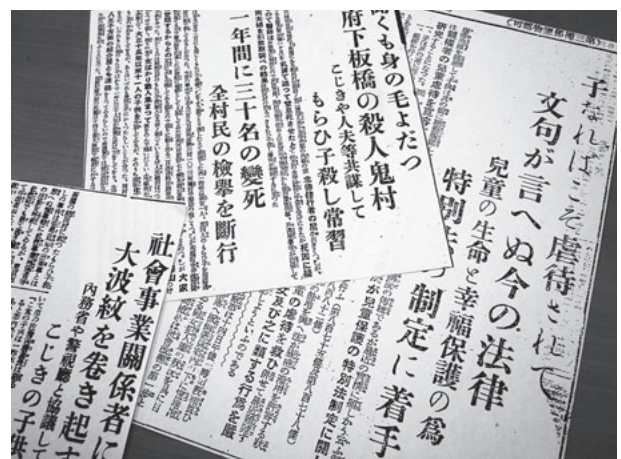
事件から約2か月後の6月15日、読売新聞はこのように見出しを立て、次のように報じている。

「理非曲直を超越して子供は其の親に絶対服従しなければならぬと云ふのが我が國家族制度の傳統であるが最近の實情に照しかう云ふ制度は親権の児童虐待を寛容する結果となると言ふので社会局が児童保護の特別法制定に關し研究することになった。即ち現行民法の親族編には

一、子は其の家^ニに在る父の親権に服す父が親権を行ふこと能はざるときは家^ニに在る母之を行ふ(第八百七十五條及八百七十八條)

一、親権を行ふ父又は母は必要なる範圍内に於て自ら其の子を懲戒することが出来る(第八百八十二條)

とあるだけで其の親権の行使に就ては何等の制限がなく、その結果は悪意の親権者に児童虐待の餘地を與へ法が親権の濫用を許容する状態となると言ふので特別法制定によって現行刑法の埒外に置かれた親権者の非行-児童の虐待を救ひ併せて最近頻發する貫い子殺しの實例に徴し又花柳界等にある養女制度の弊害に徴し不純の動機による養子養女及び之に類する行爲を嚴重に取締り其他一般に児童の生命と



当時の新聞報道

幸福とを保護するために特別法を制定しようといふのである」

ここでは、「児童虐待防止法」という表現こそまだ見られないが、内容からすれば、明らかに、後に制定される児童虐待防止法が意識されていると言えよう。

さらに9月に入ると、「幼少年の保護に 社会局乗り出す」「驚くべき幼少年虐待の事実 全国的の調査成る」という記事が登場する。（『東京朝日新聞』1930年9月24日）

そこでは、1929年（昭和4年）中に虐待された児童は122人、「報酬をもって養育する数は實に五千五百六人の多数である」と述べられ、さらに「曲馬、軽業その他これに類する危険なる諸藝に使用する児童数」「特殊業務従事児童数（藝妓や舞子、酌

婦等）」「公衆の観覧に供する不具き形児童数」などの人数も挙げている。そうして、内務省社会局が立案中の新法律について、「實子並にもらひ子の如き親権行使の場合に關する制限、輕業曲馬團、遊藝幼少年、一般雇用關係にあつての虐待防止を規定しようといふのであるが¹⁹絶対的權利とされてゐる親權に對して大制限を加へんとするのが主眼でまさに畫時代的の社會立法である」と述べている。

ことここに至って、時代はようやく、児童虐待防止法制定へと舵を切ろうとしていたのであった。

*

なお、本稿執筆に当たっては、資料の収集その他、学習院大学大学院人文科学研究科の五木美優さんに大変お世話になったことを付言しておきたい。

*19 昭和8年児童虐待防止法第7条は次のように定めている。「地方長官ハ輕業、曲馬又ハ戸戸ニ就キ若ハ道路ニ於テ行フ諸藝ノ演出若ハ物品ノ販賣其ノ他ノ業務及行爲ニシテ児童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘發スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得」

【引用・参考文献】

- 磯村英一（1987）『近代下層民衆生活史 I 貧民街』明石書店
- 賀川豊彦（2009）『復刻版 死線を越えて』PHP研究所
- 鹿嶋海馬（1999）『シリーズ福祉に生きる32 山室軍平』大空社
- 川崎二三彦（2009）「明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例」子どもの虹情報研修センター紀要No.7, pp.100-120
- 川崎二三彦（2010）「ことはじめ、児童虐待防止事業」子どもの虹情報研修センター紀要No.8, pp.112-127
- 紀田順一郎（2000）『東京の下層社会』ちくま学芸文庫
- 草間八十雄（1920a）「貧民生活の実情（一）」社会と救済3巻第10号『近代都市下層社会（Ⅱ）』所収
- 草間八十雄（1920b）「貧民生活の実情（二）」社会と救済3巻第11号『近代都市下層社会（Ⅱ）』所収
- 草間八十雄（1930a）「細民窟の裏面と罪惡の波—岩の坂貫い児殺し—」人の噂1巻3号『近代都市下層社会（Ⅱ）』所収
- 草間八十雄（1930b）「暗黒と哀愁の環境に育つ乞食の児童」社会事業14巻2号『近代都市下層社会（Ⅱ）』所収
- 草間八十雄（1930c）「大東京の細民街と生活の態様」『日本地理体系大東京編改造社』社会事業14巻2号『近代都市下層社会（Ⅱ）』所収
- 草間八十雄（1932）「大東京の残飯物語」改造14巻1号『近代都市下層社会（Ⅱ）』所収
- 草間八十雄（1939）「街頭の乞食について」社会福利23巻9号『近代都市下層社会（Ⅱ）』所収
- 塩見鮮一郎（2008）『貧民の帝都』文春新書
- 社会局社会部（1927）「児童保護事業の概況」『児童福祉文献ライブラリーシリーズ2 児童養護』第1巻所収
- 原胤昭（1922）「児童虐待防止事業最初の試み」社会事業6（5），pp.72-79
- 安岡憲彦（1998）『シリーズ福祉に生きる2 草間八十雄』大空社
- 山室軍平（1922a）「児童虐待の事実とその防止運動」婦人之友大正11年9月号『山室軍平選集Ⅵ』所収
- 山室軍平（1922b）「児童虐待防止運動の開始」ときのこと第639号『子どもの人権問題資料集成戦前編』第8巻所収
- 山室軍平（1922c）「英國の児童虐待防止協會本部を訪ふの記」ときのこと第639号『子どもの人権問題資料集成戦前編』第8巻所収
- 山室軍平（1933）「児童虐待防止と救世軍」ときのこと昭和8年10月15日『山室軍平選集Ⅵ』所収

平成23年度専門研修の実績と評価

1. 平成23年度実施の研修の概要

(1) 平成23年度研修の基本方針

子どもの虹情報研修センター（以下「センター」という）は、平成14年度より児童虐待対応等に関わる支援者の専門研修事業を行っています。平成23年度研修は、以下の点を基本方針として企画・運営しました。

① 「参加型」研修の継続

センター研修では、開設以来、全国から集まった参加者が問題意識を持って議論しあうことを通じ、相互に切磋琢磨することにより、子ども虐待対応への専門性の向上をめざした「参加型研修」を基本においています。このため、研修によって異なりますが、参加者自らの業務内容や機関情報をまとめた「フェイスシート」、現状を総合的に把握する「アンケート」、そして関わった事例をまとめる「事例の概要」等を事前課題として提示、提出をお願いし、それらを踏まえて研修を展開します。研修プログラムには、グループ討議や事例検討をはじめ、実践報告やシンポジウム等、討論型プログラムをできるだけ多く組み込んでいます。研修によってグループの人数を調整したり、複数のグループを体験できるよう組み換えを行ったりなど、できるだけ多くの方と討論できるように工夫しています。

② 地域虐待対応研修指導者養成研修の充実と各自治体が行う研修の支援

厚生労働省は、市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関職員や児童家庭相談に携わる職員の研修は、各都道府県が主に実施すべきとし、その研修の指導者を養成する研修を国が行うことを提示しました。これを踏まえ、センターでは平成19年度から、人材育成プランを検討し、具体的な研修の企画・実施ができることを目的に「地域虐待対応研修指導者養成研修」を実施しています。参加者には平成22年度より受講した研修の講義のインターネット配信等、各地で研修を実施する際に活用できるようにもしましたが、研修の実施率は決して高い状況にありません。平成23年度は、市町村の児童家庭相談担当を中心とした人材育成についての研究等を踏まえ、これまで以上に人材育成計画のモデルや具体的な研修プログラムの提供に努め、併せて、この指導者養成研修の啓発をさらに図っていく必要があると考えます。

③ 児童福祉施設の人材育成体系に則った研修の位置付け

児童福祉施設への基幹的職員の配置に伴い、研修体系の構築が各施設協議会や都道府県で求められ、その取り組みが始まっています。センター研修は、これまで行ってきた児童養護施設職員指導者研修や乳児院職員指導者研修および情緒障害児短期治療施設職員指導者研修を、ベテランや基幹的職員のフォローアップを原則とし、リーダー養成としての側面をより強めていくことが課題と考えています。研修内容として「アセスメント」「家族への支援」「チームアプローチ」を中心的テーマとし、事例検討、具体的な援助方針の作成、援助チームの関係性への気づき、家族との課題共有のあり方等、援助技術の向上を目指した、演習を中心としたプログラムを設定しました。

④ 合同研修の更なる充実

児童虐待の対応には様々な職種・機関による協働が不可欠です。これを踏まえ、センターでは、合同研修の必要性を認識し、これまでも、連携の必要な職種、機関、施設等の合同研修を立ち上げてきました。例えば、児童福祉施設指導者合同研修、地域虐待対応合同アドバンス研修（市区町村と児相等の合同）、児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修、児童相談所・児童福祉施設職員合同研修等です。平成23年度はこれらに加え、平成22年度特別研修として試行実施した「教育機関・児童相談所職員合同研修」を本格実施いたしました。児童虐待対応において多機関協働は不可欠であり、そのためにも近接する機関の合同研修は非常に重要と認識しています。これまでの合同研修の内容を見直し、改善を図るとともに、これからも必要な合同研修が実施できるよう検討いたします。

(2) 平成23年度研修で新設／再編した研修

平成23年度は以下の6つの研修を新設／再編しました。それぞれの研修を簡単に記していますが、詳しい内容については「3. 各研修を振り返って」にて説明します。

① 「児童相談所長〈前期〉臨時研修」について

震災の影響で、東北地方の新任児童相談所長が、4月実施の児童相談所長研修〈前期〉に参加することは難しいと判断し、参加が困難な新任所長については、同じ研修を7月にも臨時実施して参加していただくこととしました。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県等の新任児童相談所長11名がこの研修への参加となりました。なお児童相談所長研修〈後期〉は、臨時研修を設けず、通常の参加形態で11月に実施しました。

② 「テーマ別研修」について

平成23年度の「テーマ別研修」のテーマは、児童虐待における「法律の理解と法的対応」と「ネグレクト」を取り上げました。児童虐待対応には法律の理解が必要となることがあります。研修参加者からも法的対応を望む声は少なくありません。こうした声を受けて、テーマ別研修の一つに、「法律の理解と法的対応」を取り上げることとし、児童相談所からの参加が多数見込まれることから定員を150名と拡大して開催することとしました。また、「ネグレクト」については、放置による衰弱死事件報道が相次ぎ、放置された子どもの発見の難しさが指摘されていること、教育ネグレクトや医療ネグレクトなど特定の領域における不適切な対応が問題となっている近況を踏まえ取り上げました。

③ 「児童相談所中堅職員合同研修」参加対象の拡大について

虐待を受けた子どもの一時保護は年々増えており、一時保護所での子どものアセスメントはますます重要になってきています。そのような状況も鑑み、平成22年度までは、児童福祉司・児童心理司の合同研修として開催していましたが、平成23年度より一時保護職員も加え、名称も「児童相談所中堅職員合同研修」と改称しました。

④ 「児童福祉施設心理担当職員合同研修」受入れの工夫について

平成14年度より開催しています「児童福祉施設心理担当職員合同研修」への参加申し込みが年ごとに増加し、昨年は募集開始後数週間で参加定員を大幅に上回り、かなりの参加をお断りいたしました。こうした状況を踏まえ、平成23年度は2回開催とし、参加希望者の受け入れの拡大を図りました。23年度は1回開催に戻し、定員を130名に増やして、施設種別（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設など）ごとに分けて

■ 事業報告 ■

講義を行うなど、プログラムを工夫しました。

⑤ 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修の試行実施

過去に「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修」に参加された方を対象とし、本研修を試行実施しました。1泊2日、前後期の2回開催で、前期は「スーパーバイザーのあり方」に焦点を絞っての実践報告と討議、後期は事例検討（スーパーバイズした事例）を行いました。

⑥ 特別研修「被災を経験した子どもへの支援」の実施

東日本大震災を受け、6月に、特別研修「被災を経験した子どもへの支援」を開催いたしました。阪神淡路大震災後の被災した子どもの状況や取り組みの経過をご報告いただき、今回の震災において検討すべき課題等について考える契機となりました。緊急の開催にもかかわらず、当日は132名の参加がありました。

2. 参加状況

平成23年度に実施した研修と参加者数は表1の通りです。

全研修で1,776名の参加がありました。前年度の1,599名に比べ177名増となりました（表1）。

表1 子どもの虹情報研修センターで実施した研修一覧と参加者数

研 修 名	期 日	H23年度	H22年度	H21年度
児童相談所長研修<前期>	H23/4/20(水)～4/22(金)	(57)	94 (92)	62 (64)
児童相談所長研修<前期> 臨時研修	H23/7/5(火)～7/7(木)	(11)		
児童相談所長研修<後期>	H23/11/16(水)～11/18(金)	67		
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	H23/5/25(水)～5/26(木)	30	27	24
児童相談所医師専門研修	H23/5/26(木)～5/27(金)	17	21	17
地域虐待対応研修指導者養成研修	H23/6/7(火)～6/10(金)	91	78	39
児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	H23/6/21(火)～6/24(金)	71	65	81
児童相談所児童福祉司SV研修	H23/7/5(火)～7/8(金)	70	61	66
地域虐待対応合同アドバンス研修	H23/12/6(火)～12/7(水)	91(大分)	62(福井)	61(岩手)
地域虐待対応合同アドバンス研修	H24/3/7(水)～3/8(木)	91(兵庫)	91(愛媛)	87(岡山)
教育機関・児童相談所職員合同研修	H23/8/3(水)～8/5(金)	83	47	
大学生・大学院生MDT(多分野横断チーム)研修	H23/8/23(火)～8/24(水)	64	91	62
児童相談所児童心理司SV研修	H23/9/13(火)～9/16(金)	56	53	48
情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	H23/9/27(火)～9/29(木)	25	28	21
治療機関・施設専門研修	H23/10/11(火)～10/14(金)	85	81	82
児童養護施設職員指導者研修	H23/10/25(火)～10/28(金)	82	80	80
児童福祉施設指導者合同研修	H23/12/14(水)～12/16(金)	77	85	84

児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	H24/1/18(水)～1/20(金)	81	79	
児童相談所中堅職員合同研修	H24/1/24(火)～1/27(金)	82	86	84
乳児院職員指導者研修	H24/2/7(火)～2/10(金)	58	55	48
児童福祉施設心理担当職員合同研修	H24/2/22(水)～2/24(金)	114	80	88
テーマ別研修「法律の理解と法的対応」	H23/5/17(火)～5/18(水)	138	81* ¹	84* ³
テーマ別研修「ネグレクト」	H24/3/14(水)～3/16(金)	86	84* ²	111* ⁴
参加者計		1559	1565	1336
児童福祉施設職員地域研修	H23/11/4(金)	45(静岡)	26(福岡)	64(滋賀)
児童福祉施設職員地域研修	H23/11/25(金)	27(長崎)	-	30(広島)
児童福祉関係職員長期研修(Web研修)	H23/6/16-17, H24/3/22-23, 年8回	8	8	8
児童相談所児童福祉司SVステップアップ研修	H23/11/8-9 H24/2/14-15	5		
特別研修「被災を経験した子どもへの支援」	H23/6/1(水)	132		
参加者合計		1776	1599	1485

*1「平成22年度：子ども虐待防止と周産期の支援」 *2「平成22年度：DVと子ども虐待」 *3「平成21年度：性的虐待」 *4「平成21年度：家族への支援」

3. 各研修を振り返って

各研修のプログラム、講師名、時間配分等を表2～25に示しました。

センターでは、研修終了時に、研修後アンケートを実施し、研修に対する評価、今後の研修への要望を聴取していますが、その一部も加えてそれぞれの研修ごとに振り返ることとします。

(1) 児童相談所長研修(表2)

平成16年度の児童福祉法改正により義務化された研修で、対象は、4月から新しく着任された児童相談所長です。研修プログラムは厚生労働大臣が告示した基準に合致するように構成された内容を<前期><後期>に分けて策定しました。<前期>研修では所長として必要な基本的事項を中心に、<後期>は半年間の実務経験を踏まえ、事例検討やグループ討議等により児童虐待等への具体的対応のあり方等について学べるプログラムとなっています。

表2-1 児童相談所長研修<前期>

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童家庭福祉の動向と課題	八戸弘仁(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)	1.5
	講義	児童相談所の運営-児童虐待への対応と危機管理-	村瀬 修(しずおか・子ども家庭プラットフォーム)	1.5
	討議	児童相談所の運営	参加者<グループ討議> 石田公一(岐阜県立白鳩学園) 水鳥川洋子(ちば子どもサポート研究室) 栗原ちゆき(さつき寮) 小出太美夫(子どもの虹情報研修センター)	1.5

■ 事業報告 ■

2	講義	要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携	安部計彦（西南学院大学人間科学部）	2.0
	講義	死亡事例から学ぶ	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	講義	少年非行の理解と対応	橋本和明（花園大学社会福祉学部）	1.5
	対談	ジャーナリズムから見た児童相談所	小宮純一（フリージャーナリスト） 松橋秀之（日本水上学園） 司会：川崎二三彦	1.5
3	講義	児童虐待への対応－法的対応のあり方－	磯谷文明（くれたけ法律事務所）	2.5

表 2－2 児童相談所長研修<前期>臨時研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童家庭福祉の動向と課題	八戸弘仁（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）	1.5
	討議	児童相談所の抱える現状と課題（情報交換）	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用 *児童相談所児童福祉司SV研修と合同	高橋 温（新横浜法律事務所）	2.5
	対談	ジャーナリズムから見た児童相談所 *ビデオ視聴	小宮純一（フリージャーナリスト） 松橋秀之（日本水上学園） 司会：川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	講義	児童相談所の運営 －児童虐待への対応と危機管理－	小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	被災地における子ども・家族への支援	参加者<グループ討議>	1.0
3	講義	死亡事例から学ぶ	川崎二三彦	1.5
	講義	要保護児童対策地域協議会等 関係機関との連携のあり方	小出太美夫	2.0
	講義	少年非行の理解と対応	渡辺 忍（名古屋市西部児童相談所）	1.5

表 2－3 児童相談所長研修<後期>

日	形式	講義名	講師等	時間
1	討議	児童相談所の運営	村瀬 修（しずおか・子ども家庭プラットフォーム） <グループ討議>	2.5
	演習	事例検討 児童虐待の初期対応	津崎哲郎（花園大学社会福祉学部）	2.0
2	演習	事例検討 適切な法的対応	磯谷文明（くれたけ法律事務所）	3.0
	演習	事例検討 少年非行への対応	橋本和明（花園大学社会福祉学部）	1.5
	討議	子どもの権利擁護	桑原教彦（舞鶴学園） <グループ討議>	3.0
3	討議	要保護児童対策地域協議会との役割分担と連携	安部計彦（西南学院大学人間科学部） <グループ討議>	3.0

平成23年度は、前後期通して67名の参加がありました。なお、震災の影響で、東北地方の新任児童相談所長が、4月実施の児童相談所長研修<前期>に参加することは難しいと判断し、参加が困難な新任所長については、同じ研修を7月にも臨時実施して参加していただくこととしました。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県等の新任児童相談所長11名がこの研修への参加となりました。なお児童相談所長研修<後期>は、臨時

研修を設けず、通常の参加形態で11月に実施しました。

参加者の児童相談所経験年数の平均は8.3年でしたが、経験年数が0-3年の参加者が25名いました。このような状況を鑑み、平成22年度同様経験年数を基準にグループ分けをし、＜前期＞のグループ討議では児童相談所の経験年数が少ないグループには、児童相談所長経験がある助言者が入り、参加者からの質問に答えられる時間にしました。また、「ジャーナリズムから見た児童相談所」という対談を初めて設け、それぞれの立場から子どもを守る社会を作っていく意向が述べられました。＜後期＞研修では、参加者から事前に提出された事例の検討や演習など、討議を中心としたプログラムを設定し、児童相談所の運営について活発な意見が交わされました。

（2）児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修（表3）

児童相談所や情緒障害児短期治療施設、医療機関等に勤務する医師の専門研修です。この研修は、リピーター参加者が多く、平成14年度から10年間継続して参加された方もおられます。平成23年度は、福岡県での宿泊研修とし、平成22年に開設した「子どもの村福岡」の施設見学を行いました。

表3 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもの見立て	小倉 清（クリニックおぐら）	1.5
	実践報告	実践報告・施設見学 子どもの村福岡	坂本雅子（子どもの村福岡） 藤林武史（福岡市こども総合相談センター）	1.5
	討議	現場の課題	参加者＜意見交換会＞	1.5
2	演習	事例検討 被虐待児と家族への援助と医師の役割	岩佐嘉彦（いぶき法律事務所）	2.5
	演習	事例検討 被虐待児と家族への援助と医師の役割	川畑友二（クリニック川畑）	2.5

平成23年度は、30名の参加がありました。内訳は児童相談所16名、情緒障害児短期治療施設8名、児童自立支援施設2名、医療機関・施設2名、精神保健福祉センター1名、療育センター1名でした。

初日は子どもの村福岡の研修会場をお借りし、小倉先生に「子どもの見立て」という支援・治療の基礎となる講義を頂きました。続いて、子どもの村福岡の設立経緯や福岡市の取り組みの実践報告の後、実際に施設を見学させていただきました。静かで温かい雰囲気の中で施設の説明をしてくださり、施設内で使われている備品等についても「これは〇〇から頂いた」など方々で聞かれ、多くの支援のもと成り立っていることを実感しました。

2日目の事例検討では、助言者に午前は弁護士、午後は児童精神科医を招き行いました。国籍や障害などが複雑に絡んだケースや、人生早期のダメージが色濃く残るケースなど、どれも困難ケースでしたが、参加者は日頃から虐待事例に携わっているためか、午前・午後ともに、活発な意見交換となりました。

（3）児童相談所医師専門研修（表4）

本研修は、児童相談所で働く医師からの希望で平成21年度より開催しています。

■ 事業報告 ■

表 4 児童相談所医師専門研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	実践報告	児童相談所医師の治療的支援の実践	田崎みどり（横浜市西部児童相談所） 犬塚峰子（大正大学人間学部）	2.0
	討議	現場の課題	参加者＜意見交換会＞	1.5
2	演習	事例検討 児童相談所における子どもと家族への支援	小野善郎（和歌山県精神保健福祉センター）	2.5

研修参加者は17名でした。一昨年の研修後からメーリングリストを作成し、参加者同士の交流を研修後も続けられるようにしました。平成23年度は性的加害児への治療的支援、家族への治療的支援に焦点を当てた実践報告を頂き、日々の実践に大変参考となりました。また、事例検討では事例とともに児童相談所における医師の役割も話題にでて、参加者自身の児童相談所での立ち位置や役割を考える機会になったようです。

（4）地域虐待対応研修指導者養成研修（表5）

この研修は、市町村等地域で研修を行う際の指導者を養成することを目的とした研修です。市町村が児童家庭相談を行うことに伴い、都道府県は市町村への研修を含めたバックアップを担当することとなりました。そのような実情を踏まえ、センターでは市町村への研修を企画・実施する担当者への研修を平成20年度より開催しています。対象は、児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員など研修講師、企画立案担当予定者としました。

表 5 地域虐待対応研修指導者養成研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童虐待法制度の理解☆	千正康裕（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	2.0
	講義	研修の意義と計画	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	情報交換（自己紹介）	グループ討議＜参加者＞	1.0
2	講義 演習	相談受理のあり方☆	小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	2.5
	講義	カンファレンスのあり方☆	加藤曜子（流通科学大学）	1.0
	演習	カンファレンスの運営	加藤曜子	2.0
3	実践報告	児童虐待対応に関する自治体での人材育成の実践	友川 礼（友川社会福祉士事務所） 岩本 泉（北海道保健福祉部）	2.5
	講義	地域で家庭を支援するために ☆ －ネットワークの構築－	佐藤拓代（大阪府立母子保健総合医療センター）	1.0
	演習	地域で家庭を支援するために －ネットワークの構築－	佐藤拓代	3.0
4	討議	研修計画とプログラムの作成	グループ討議＜参加者＞	2.5
	討議	研修計画とプログラムの作成（全体会）	グループ討議＜参加者＞	2.0

平成23年度は44自治体（政令市を含む全69の内）91名の参加がありました。参加者の内訳は、児童相談所職員が39名（42.9%）、市区町村担当者が40名（44%）、本庁職員4名（4.4%）という内訳で、平成22年度は児童相談所からの参加が一番多かったのですが、平成23年度は市区町村からの参加が一番多くなりました。

研修は、行政説明等の最新情報から、児童虐待分野における研修の意義と計画や、自治体での人材育成についての実践報告など幅広く盛り込みました。また、プログラムとしては、相談受理のあり方、カンファレンスのあり方、地域で家庭を支援するための支援に不可欠なテーマを盛り込み、講義・演習という形式をとり、参加者が地域に戻って研修を実施する際に参考になることを意識して構成しました。

なお、☆がついた講義に関しては参加者が研修後地域に戻っても研修に使うことができるようにインターネット配信できるようにしましたが、十分に活用できる状況になく、本事業は平成23年度までとなりました。

平成22年度参加者（78名）への一年後アンケートに回答した36名のうち、研修終了後、自分の地域で研修を企画・実施した人は28名（74%）でした（回答率46%）。研修参加者が受講後に地域で研修を行う際の後方支援について、今後も検討していくことが必要です。

（5）児童相談所児童福祉司指導者基礎研修（表6）

自治体の人事異動システムにより指導的立場として児童相談所に配置されたものの、児童相談所経験年数の低い職員が多いという現状を受け、児童相談所経験年数が5年に満たない職員を対象とし、平成21年度より本研修を開催しています。

表6 児童相談所児童福祉司指導者基礎研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	プレセッション	ジェノグラムについて	早樫一男（同志社大学心理学部）	2.0
	講義	児童相談所教育・訓練・指導担当者としての役割	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	児童相談所の抱える現状と課題	参加者<グループ討議> 影山 孝（東京都児童相談センター） 大場 伸（東京都北児童相談所） 佐藤隆司（神奈川県北地域児童相談所） 土橋俊彦（神奈川県中央児童相談所） 須藤友美（横浜市西部児童相談所） 川尻基晴（横浜市北児童相談所） 奥野智禎（千葉県中央児童相談所） 小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	2.0
2	講義	ケースの見立て	金井 剛（横浜市中央児童相談所）	2.0
	講義	安全確認について	太田和男（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	1.0
	演習	虐待事例の検討（初期対応事例）	神田真知子（大阪家庭裁判所）	1.5
	演習	虐待事例の検討（施設入所等事例）	神田真知子	1.5
3	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	高橋 温（新横浜法律事務所）	2.5
	演習	虐待事例と非行事例の検討 小グループ	野村俊明（日本医科大学医学部） * 山野則子（大阪府立大学人間社会学部） 鈴木浩之（神奈川県中央児童相談所） 武田玲子（横浜市中心児童相談所） 小出太美夫	2.0
		演習	虐待事例と非行事例の検討 小グループ	同上 * 同上
4	講義	児童福祉施設での子どもの育ち －施設から児童相談所に望むこと－	高田 治（横浜いずみ学園）	2.5

■ 事業報告 ■

参加者は71名で、平均経験年数は2.5年でした。10年以上のベテラン児童福祉司も1名（14%）いましたが、3年未満が53名（74.6%）と昨年（66%）よりも増え、多くが児童相談所経験が少ない方でした。本研修では希望者を対象にプレセッションを設け、ジェノグラムの書き方について演習を行いました。自主参加でありながら、参加者は54名（76%）と多数でした。また、指導的役割がとれるよう、法的対応、見立てなどの講義から基本的かつ重要な知識を習得できると同時に、事例検討では実効性のあるスキルを学べるよう工夫しました。参加者からは「児童相談所経験がない中配属となり、早いうちに研修を受講できて参考になった」という感想がある一方、「内容を表面的に理解するのがやっとであった」という感想もありました。

（6）児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修（表7）

本研修は、児童相談所で中心的・指導的立場にある児童福祉司（スーパーバイザー）を対象とした研修です。

児童相談所運営指針によると、児童相談所児童福祉司スーパーバイザーは、少なくとも10年程度の相談援助活動経験が求められますが、経験10年以上の児童福祉司となると、該当する参加者が少ないため、センターでは、児童相談所経験5年以上を参加条件として設定して研修を実施しております。

表7 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所におけるスーパーバイザーの役割	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	児童相談所の抱える現状と課題（情報交換）	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	高橋 温（新横浜法律事務所）	2.0
	演習	事例検討（大グループ） 虐待事例の検討（初期対応・法的対応ケース）	津崎哲郎（花園大学社会福祉学部）	2.0
		事例検討（小グループ） 虐待事例の検討（継続支援ケース）	*山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所） 才村 純（関西学院大学人間福祉学部） 鈴木浩之（神奈川県中央児童相談所） 佐々木宏二（前子どもの虹情報研修センター） 小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）	
	演習	事例検討（大グループ） 虐待事例の検討（初期対応・法的対応ケース）	同上	2.0
事例検討（小グループ） 虐待事例の検討（継続支援ケース）		* 同上		
3	講義	ケースの見立てについて	金井 剛（横浜市中央児童相談所）	2.0
	実践報告	児童相談所におけるスーパービジョンについて	衣斐哲臣（和歌山県子ども・女性・障害者相談センター） 武田玲子（横浜市中央児童相談所）	2.0
	討議	児童相談所におけるスーパービジョンについて	参加者<グループ討議>	2.0
4	演習	事例検討 非行相談事例の検討	渡辺 忍（名古屋市西部児童相談所）	2.5

平成23年度は70名の参加（平均経験年数9.1年）がありました。

児童相談所経験年数が一定程度ある方を対象としているため、内容は応用編とし、グループ討議や事例検討など、参加者が主体的に考え、発言するプログラムを多く盛り込んでいます。例年好評である「法的対応」に関する講義でも、参加者から事前に質問事項を提出してもらい、当日の講義では講師（弁護士）とやりとりをしながら参加者の悩みやニーズに直接対応できる内容としました。また、スーパーバイズに焦点をあてた実践報告や討議を設け、指導的立場として児童相談所におけるスーパービジョンを考える時間としました。参加者

からは、「忙しい日常業務から離れて考える時間が持てた」など日々の実践を振り返る機会となったようです。

(7) 地域虐待対応合同アドバンス研修 (表8)

平成18年度から「市町村虐待対応等セミナー」から「地域虐待対応等合同研修」に再編した本研修ですが、平成20年度より「地域虐待対応合同アドバンス研修」に再編し、ステップアップ研修として実施しています。研修会場は、今までの開催場所等を考慮して、大分、兵庫の2ヶ所としました。

表8-1 地域虐待対応合同アドバンス研修 (大分)

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	相談への基本的対応のあり方	川畑 隆 (京都学園大学人間文化学部)	2.0
	講義	子どもと家族を支援するためのケース理解について ～ケースの見立てに必要な視点や考え方～	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	演習	ケースレポートを考える	子どもの虹情報研修センター	2.0
	演習	事例検討 要保護児童対策地域協議会構成機関の連携	志村浩二 (三重県亀山市子ども総合センター)	3.0

表8-2 地域虐待対応合同アドバンス研修 (兵庫)

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	相談への基本的対応のあり方	秋山邦久 (常磐大学大学院)	2.0
	講義	リスクアセスメントと見立て	小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	演習	ケースレポートを考える	子どもの虹情報研修センター	2.0
	演習	事例検討 要保護児童対策地域協議会構成機関の連携	志村浩二 (三重県亀山市子ども総合センター)	3.0

参加者は、大分91名、兵庫91名と両研修ともに定員を超えた参加となり、主に市区町村と児童相談所からの参加でした。

本研修はステップアップ研修と位置づけていますが、参加者の経験年数が3年未満と短い方が多いため、平成23年度は「相談への基本的対応のあり方」「リスクアセスメントと見立て」という相談援助において基盤となる知識を学べる講義を組み入れました。平成20年度から事例検討を盛り込んだことにより、自身がかかわった事例をまとめることを事前課題としましたが、市区町村担当職員は事例をまとめる作業に不慣れなことが多く、事例をまとめる視点などもプログラムに取り込みました。研修当日は講義や演習の中で、事前課題でまとめたケースの再アセスメントし、他機関に対して短時間で報告するためのケースレポートの練習も行いました。これらの演習を通して、ケースの要点をつかむことができ、相手にわかりやすく伝える工夫の必要さを学んだと好評をいただきました。グループ討議や事例検討では、多機関連携のあり方を考える時間となりました。

■ 事業報告 ■

(8) 教育機関・児童相談所職員合同研修 (表9)

虐待による小中学生の死亡事件が繰り返され、子ども虐待対応における学校と児童相談所との連携強化が強く求められていることから、平成22年度に特別研修として実施しました。これを踏まえて、平成23年度は日数を1日増やしてプログラムを再編し、本格実施しました。

表9 教育機関・児童相談所職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童虐待の現状と課題 －死亡事例の検証報告を中心に－	才村 純 (関西学院大学人間福祉学部)	2.0
	討議	情報の共有	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	児童虐待と非行	橋本和明 (花園大学社会福祉学部)	2.0
	講義	性的虐待への対応	山本恒雄 (日本子ども家庭総合研究所)	2.0
	実践報告	学校と児童相談所との連携について	発題: 曾我部公彦 (高知県立高知北高等学校) 大塚秀策 (鳥取県米子市立福生中学校) 山澤重美 (鳥取県米子児童相談所) 司会: 川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	討議	学校と児童相談所との連携を強化するために	参加者<グループ討議>	2.5

計83名の参加の内、教育関係者が38名、児童相談所職員が41名 (その他4名) でした。また児童相談所参加者の内教育機関から出向している教員が8名いました。それぞれの領域における児童虐待対応の認識の違いを理解し、共通理解に向けた連携のあり方、適切な協働による対応のあり方などを検討する良い機会となったようです。性的問題、非行、発達障害などと虐待との関連については、教育機関で関心が高いテーマであることを再認識しました。参加者からは、「自分の課題も地域の課題も認識でき、地域の中でシステムを作ることが必要であると思った」といった感想が寄せられました。

(9) 大学生・大学院生児童虐待MDT (多分野横断チーム) 研修 (表10)

センターでは、平成18年度から大学生・大学院生を対象とした研修を開催しております。学生時代から児童虐待の現状を知り、そして多分野協働の重要性を学ぶことで、就職後の多機関間連携がより推進されることを期待して開催しています。平成23年度の参加者は64名で、内訳は、心理学関係の学部が多く、ついで、福祉、教育、保育、看護でした。

表10 大学生・大学院生児童虐待MDT (多分野横断チーム) 研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童虐待の現状と課題	川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)	1.5
	講義	児童虐待と生命の危機－救急医療の現場から－	市川光太郎 (北九州市立八幡病院小児救急センター)	1.5
	講義	虐待を受けた子どもの理解と援助	橋原真也 (子どもの虹情報研修センター)	1.5
	討議	課題の共有	参加者<グループ討議>	1.5
2	演習	事例検討	秋山邦久 (常磐大学大学院)	2.5
	討議	発生子防のための啓発活動について	参加者<グループ討議>	2.5

研修内容は、児童虐待について基本的知識や現状を学ぶとともに、事例検討や児童虐待防止に関する啓発活動に関するグループ討議など、少人数で討議する時間を多く設定しました。専攻分野の異なる学生が意見交換することにより、「チームで動くことの重要性を認識した」と研修を通して多分野横断連携の重要性が伝わったようです。

(10) 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修 (表11)

本研修は、従来「児童相談所心理職員指導者研修」として実施されてきたものですが、法改正を受け、児童相談所運営指針に児童心理司スーパーバイザーが明確に打ち出されたことを機に、平成20年度より「児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修」として再編したものです。この研修も、児童相談所経験年数を「5年以上」として、参加者に一定以上の経験年数を求めています。

平成23年度は56名の参加がありました。参加者の児童相談所の平均経験年数は9.9年でした。

表11 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所における児童心理司の役割	水鳥川洋子 (ちば子どものサポート研究室)	1.5
	討議	児童虐待対応における児童相談所児童心理司の役割	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	ケースのアセスメント - 行動観察からテストバッテリーまで -	平岡篤武 (静岡県健康福祉部)	2.5
	講義	性的虐待への対応	山本恒雄 (日本子ども家庭総合研究所)	4.0
3	講義	児童福祉施設での子どもの育ち	齋藤新二 (齋藤ホーム)	2.0
	演習	事例検討	神田秀人 (山形県立鶴岡病院)	2.0
		小グループ	*中垣真通 (静岡県西部児童相談所) 柴田長生 (前京都府家庭支援総合センター) 倭文真智子 (前東京都足立児童相談所) 鈴木 清 (横浜市中央児童相談所)	
演習	事例検討 小グループ	同上 *同上	2.0	
4	討議	児童相談所児童心理司のスーパービジョンについて考える	参加者<グループ討議>	2.5
	講義	スーパービジョンの実際	菅野道英 (滋賀県中央子ども家庭相談センター)	2.0

初日の講義では、児童相談所の中での児童心理司の求められる役割は時代背景によって変化していることが認識できました。2日目以降は各論に入り、アセスメント、性的虐待、児童福祉施設の子どもの育ちを取り上げました。4日目はスーパービジョンに焦点を当て、グループ討議と講義を行ったところ、「スーパーバイザーの役割は各自自治体や児童相談所で異なっているが、自分が所属するシステムに必要なこともわかった」と自らの役割を振り返り、認識する機会となったようです。

(11) 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修 (表12)

この研修は、平成15年度から、新設もしくは開設予定の情緒障害児短期治療施設職員、既存施設の新任職員を対象とした研修として実施していましたが、平成20年度からは、全国情緒障害児短期治療施設協議会で新設施設 (及び新人) 対象の研修を行い、センターでは経験を積んだ指導者対象の研修を行っています。

表12 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	発達障害をめぐって	田中康雄（北海道大学大学院）	2.5
	討議	事例の共有	参加者<グループ討議>	2.0
2	演習	事例検討 子どもの育ちの実際	小倉 清（クリニックおぐら）	2.5
	演習	事例検討 子どもの育ちの実際	平田美音（名古屋市児童福祉センター）	2.5
	討議	援助方針の見直し	参加者<グループ討議>	1.5
3	シンポジウム	退園後の自立を考える	報告：破瀬 勝（さざなみ学園） 竹中久美子（兵庫県立清水が丘学園） コメンテーター：伊達直利（旭児童ホーム） 進行：山喜高秀（志學館大学人間関係学部）	2.5

平成23年度は、25名の参加があり、平均経験年数は6.3年でした。

初日の発達障害をテーマにした講義では、「発達障害」と診断をして終わりではなく、生活の中で丁寧に子どもに関わる大切さを改めて認識しました。グループ討議では事例の見直しや再アセスメントを討議しながら行いました。「もっと討議の時間が欲しい」という意見もあり、討議は尽きないようでした。グループ分けについては、職種、設立年度、経験年数が混ざるようにし、多様な視点で討議できるように工夫しました。最終日のシンポジウムでは、社会資源が乏しい中、それぞれの施設で地道な取り組みが報告され、多機関連携の重要性を認識したようです。

(12) 公開講座（表13）

表13 公開講座

日	形式	講義名	講師等	時間
1	公開講座	トラウマが子どもの発達に及ぼす影響	F.W.Putnam （シンシナティ子ども病院附属メイヨーソンセンター）	3.5

平成23年度は子ども虐待研究の権威であるパトナム先生を招聘し、開催しました。当日は270名が参加し、第2会場も設けました。講演では、虐待を含めた逆境体験が子どもの全人生、そして世代を超えて大きな影響を与えることについてエビデンスを示して話されました。子どもの解離症状についても具体的な行動をお話し下さり、参加者は関わっている子どもを思い浮かべながら聞くことができました。また、人生早期の脳の発達やアタッチメント形成の重要性など、初期発達や人生早期の予防的取り組みがいかに大切か強調されました。さらに、社会的養護の子どもたちに対しても用いることができる養育プログラムについてもご紹介くださり、子どもの理解と支援につながる有意義な時間となりました。パトナム先生は「子どもは関われば確実によくなっていくもの」という言葉を残されました。対応が難しいケースが増えている中、この言葉は援助者にとって勇気づけられました。

（パトナム先生の講演記録を本冊子に掲載しております。）

(13) 治療機関・施設専門研修（表14）

情緒障害児短期治療施設、小児医療施設、小児精神科医療施設、児童相談所等の治療に携わる職員を対象に、治療施設関係諸機関合同研修として実施している研修です。

表14 治療機関・施設専門研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	公開講座	トラウマが子どもの発達に及ぼす影響	F.W.Putnam (シンシナティ子ども病院附属メイヨーソンセンター)	3.5
2	講義	愛着障害について	青木 豊 (目白大学人間学部)	2.0
	講義	長期欠席について	保坂 亨 (千葉大学教育学部附属教育実践総合センター)	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	2.0
3	講義	性化行動の理解と支援	山本恒雄 (日本子ども家庭総合研究所)	2.0
	演習	事例検討 (小グループ)	志村浩二 (三重県亀山市子ども総合センター) 笠井華英 (東京都杉並児童相談所) 平岡篤武 (静岡県健康福祉部) 鈴木 清 (横浜中央児童相談所) 辻 亨 (さざなみ学園) 高田 治 (横浜いずみ学園) 小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	討議	被虐待児の治療的援助 (全体発表含む)	参加者<グループ討議>	2.0
4	講義	少年非行について	富田 拓 (国立きぬ川学院)	2.0
	演習	事例検討 子どもと親への治療的援助	村瀬嘉代子 (北翔大学大学院)	2.5

平成23年度は、85名の参加があり、内訳は、児童相談所 (60名)、情緒障害児短期治療施設 (14名)、児童自立支援施設 (6名)、医療機関 (3名)、市町村 (1名)、乳児院 (1名) でした。参加者の職種も、心理職だけでなく、児童福祉司や児童指導員からの参加もあり、多職種によって構成されました。

初日の公開講座では「トラウマの影響」、2日目からは「愛着障害」「長期欠席 (不登校)」「性化行動」「少年非行」と各論の講義を設け、参加者には事前に「解離・愛着障害・不登校・性化行動・少年非行」の5つのテーマの中から最も関心のあるテーマを選んでもらい、当日のグループ分けに反映させました。共通の関心のもと討議も深まったようでした。事例検討ではまた別のグループを作成し、できるだけ多くの参加者と討議できるように設定しました。研修では幅広いテーマを設定しましたが、参加者からは「すべてが関連していて理解が深まった」「理論と実践が結びついた」という感想が寄せられ好評でした。

(14) 児童養護施設職員指導者研修 (表15)

この研修は、児童養護施設において子ども達を直接支援する職員のうち、指導的立場にある職員を対象としたものです。

表15 児童養護施設職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童養護施設の今日的課題	松永 忠 (光の園)	2.0
	討議	施設とケースの紹介	参加者<グループ討議>	2.5
2	講義	子どもの回復と成長を支える日常のケアについて	榎原真也 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	シンポジウム	リービングケア・アフターケアについて -子どもの居場所をつなぐために-	恒松大輔 (あすなる荘) 白井由智 (NPO法人ブリッジフォースマイル) 石井真一 (東京家庭学校)	2.0
	演習	ケースの理解を深めるために	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.5

■ 事業報告 ■

3	演習	ケアプランの作成①	参加者<グループ討議>	2.5
	演習	事例検討 子どもと家族の援助（小グループ）	齋藤新二（齋藤ホーム） 島川丈夫（同仁学院） 橘川英和（共生会伊豆長岡学園） 内海新祐（旭児童ホーム） 木塚勝豊（平安徳義会養護園） 国分美希（至誠学園） 砂山真喜子（児童家庭支援センターあすなろ子育て広場） 瀧井有美子（横浜いずみ学園） 増沢 高 植原真也	2.0
	演習	事例検討 子どもと家族の援助（全体会）	村瀬嘉代子（北翔大学大学院）	2.0
4	実践 報告	職員チームワークの構築 －チームの危機をいかに乗り越えるか－	杉山史恵（湘南学園） 徳永祥子（大阪市立阿武山学園）	2.5
	演習	ケアプランの作成②	参加者<グループ討議>	2.5

平成23年度は82名の参加がありました。この10年間で研修に参加した児童養護施設は、全体の76%（平成23年度末現在）となりました。

プログラムは、「アセスメント」「家族支援」「チームワーク」を3大柱とし、研修を企画しました。事前課題でまとめてきたケースについて、講義と演習を通して見直し、最終日にはケアプランを作成する流れになっています。また、子どもの自立をテーマに「リービングケア・アフターケア」についてのシンポジウムや、「チームワーク」についての実践報告を行い、現場からの声を聴く時間も設けました。参加者からは、「養育について自分自身に問いかける機会となった」「子どもたちが発信する些細なシグナルを見逃さないようにしたい」などの声があり、援助者としての姿勢を見直す機会ともなったようです。

(15) 児童福祉施設指導者合同研修（表16）

この研修は、児童養護施設職員指導者研修、乳児院職員指導者研修の発展形として、平成17年度より実施している研修です。平成18年度から、母子生活支援施設、児童自立支援施設を、平成19年度から情緒障害児短期治療施設にも参加を呼び掛けたこともあり、多施設合同の研修として開催しています。

表16 児童福祉施設指導者合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	家族の総合的アセスメントについて	金井 剛（横浜市中央児童相談所）	2.0
	討議	児童福祉施設の現状と課題	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	分科会 家族支援の実践 【養護・情短・自立】	島川丈夫（同仁学院）	2.5
		【乳児院】	稲富憲朗（清心乳児園）	
		【母子生活支援施設】	大塩孝江（倉明園）	
	シンポジウム	子どもの未来像を描く	山澤由美子（ピアホーム） 法岡敬人（あすなろ学園）	3.5

3	演習	事例検討 子どもと親への援助 (1)	西田寿美 (三重県立小児心療センターあすなろ学園)	2.5	
		事例検討 (小グループ)	※山喜高秀 (志學館大学人間関係学部) 国分美希 (至誠学園) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター) 梶原真也 () 南山今日子 ()		
	演習	事例検討 子どもと親への援助 (2)	西田寿美		2.5
		事例検討 (小グループ)	※同上		

平成23年度は77名の参加がありました。内訳は児童養護施設34名、母子生活支援施設19名、乳児院18名、情緒障害児短期治療施設2名、児童自立支援施設2名、さらに自立援助ホーム、知的障害児施設からそれぞれ1名の参加となっています。

まず、「家族の総合的アセスメント」というどの施設種別にも共通して必須な講義を行い、2日目には初めて施設種別による分科会を設けました。分科会では、それぞれの施設種別での家族支援の実践について、実際に現場で家族支援を行っている方々に事例を交えた講義を頂きました。

2日目午後には「子どもの未来像を描く」というテーマでシンポジウムを行い、自立援助ホーム、児童養護施設の事例を報告して頂きました。複雑で一筋縄ではいかない背景をもったケースばかりで、経過の中では困難な場面もありました。しかし、担当者を始めとしたチームが、様々な資源を利用しながら周囲の理解を得て、そしてなによりも子どもに地道に、丁寧に関わる中で子どもが育っていく経過が心をこめて語られました。

平成23年度もグループを2タイプ作り、初日の情報交換では多施設混合の編成とし、3日目の事例検討では、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設混合のグループと、乳児院、母子生活支援施設それぞれのグループを作成し、多くの方と交流できるようにしました。

(16) 児童相談所・児童福祉施設職員合同研修 (表17)

児童相談所・児童福祉施設の協働がこれまで以上に求められる現状を踏まえ、平成22年度に新設した「児童相談所・児童福祉施設職員合同研修」を平成23年度も継続実施しました。

表17 児童相談所・児童福祉施設職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所と児童福祉視閲との協働	梶原 敦 (北海道立大沼学園)	1.5
	討議	各機関の現状と課題 (情報交換)	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	協働による総合的アセスメント - 入所時にすべきこと -	滝川一廣 (学習院大学文学部)	2.5
	演習	事例検討 (大グループ) 児童相談所と児童福祉施設とのより良い協働を目指して	金井 剛 (横浜市中央児童相談所)	2.0
		事例検討 (小グループ)	※野坂正径 (神奈川県立大磯学園) 石田公一 (岐阜県白鳩学園) 平岡篤武 (静岡県健康福祉部) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	
	演習	事例検討 (大グループ) 児童相談所と児童福祉施設とのより良い協働を目指して	同上	2.0
事例検討 (小グループ)		※同上		

■ 事業報告 ■

3	講義	家族支援について	国分美希（至誠学園）	2.0
	シンポジウム	社会的養護児童における「施設」「地域」の意味 －子どもの居場所をつなぐために－	島川丈夫（同仁学院） 稲岡隆之（群馬県立ぐんま学園） 鈴木啓一（静岡県富士児童相談所）	3.0

児童相談所職員42名、児童福祉施設職員39名と参加者は半々でした。それぞれの参加者の経験年数をみると、施設職員は長く（8.5年）、児童相談所職員は短い（4.2年）という傾向は平成22年度と同じでした。施設入所の段階のアセスメントや家族再統合に向けた支援においては、児童相談所と児童福祉施設の連携が不可欠ですが、研修の中で、これらについて十分な協働がはかられていない現状があることがうかがえました。平成23年度より、小グループでの事例検討も取り入れ、実際のケースをもとに討議を深めました。研修参加者にとっては、お互いを理解する良い機会になり、協働の重要性について認識を深める契機となったようです。

(17) 児童相談所中堅職員合同研修（表18）

平成23年度より、研修対象を児童福祉司・児童心理司だけでなく一時保護職員も加え、名称も「児童相談所中堅職員合同研修」と改称しました。

表18 児童相談所中堅職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	プレセッション	28条申立書等の書き方	磯谷文明（くれたけ法律事務所）	2.0
	講義	児童相談所の今日的課題について	八戸弘仁（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	1.5
	討議	児童相談所の役割と課題（情報交換）	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	福祉司・心理司・一時保護所職員の協働について	高橋正記（京都府福知山児童相談所）	2.5
	講義	ケースの見立て	金井 剛（横浜市中心児童相談所）	2.0
	講義	性的虐待の理解と対応	山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所）	2.0
3	講義	愛着形成について	遠藤利彦（東京大学大学院）	2.0
	演習	事例検討 児童虐待ケースへの対応と支援	藤林武史（福岡市こども総合相談センター）	2.0
		事例検討（小グループ）	*松橋秀之（日本水上学園） 柴田長生（前京都府家庭支援総合センター） 水鳥川洋子（ちば子どもサポート研究室） 小出太美夫（子どもの虹情報研修センター） 川崎二三彦（ ）	
	演習	事例検討	同上	2.0
事例検討（小グループ）		*同上		
4	講義	家庭裁判所と児童相談所との連携	森拓二郎（横浜家庭裁判所）	2.0
	討議	児童虐待対応における児童相談所内の連携・協働について	川崎二三彦 参加者<グループ討議>	3.0

平成23年度は82名の参加（児童福祉司56名、児童心理司17名、一時保護所職員6名、その他3名）を得て行われました。再編して初年度ということもあってか、一時保護所からの参加が少ない状況でした。

内容については、職種間の相互理解と協働が推進されるプログラムとしました。どの職種もおさえておくべき内容として「行政説明」「協働」をベースに、「ケースの見立て」「性的虐待の理解と対応」「愛着形成」といっ

たテーマ別の講義も盛り込みました。職種混合の小グループを作り、事例検討やグループ討議では、「協働」に力点が置かれた討議となったようです。「中堅職員として身に着けなければならない知識や技術を学ぶことができた」という一方、「仕事をしていく上での哲学や倫理等“すがれるもの”が欲しい」という意見もありました。

また、プレセッションには57名と約7割の方が参加し、法28条申立ての際のポイントや書き方等、実務的な内容を学びました。具体的な講義となり、「ケースワーク上留意すべき点につながった」という感想も寄せられました。

(18) 乳児院職員指導者研修 (表19)

この研修は、乳児院において子ども達を直接支援する職員のうち、指導的立場にある職員を対象としたものです。

表19 乳児院職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	乳幼児母子関係と虐待の心身の発達に及ぼす影響	渡辺久子 (慶應義塾大学医学部)	3.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	1.0
2	講義	乳児院の現状と課題	長井晶子 (久良岐乳児院)	2.5
	講義	乳幼児期の発達 -特にアタッチメントに焦点化して-	遠藤利彦 (東京大学) *講義映像DVD視聴	2.0
	講義	職員のメンタルヘルスとチームアプローチ -支え合いの援助チームになるために-	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	1.0
	討議	事例の分かち合い	参加者<グループ討議>	1.0
3	演習	事例検討 (小グループ)	西田恒太 (母子生活支援施設くらき) 稲富憲朗 (清心乳児園) 芝 太郎 (しらかばベビーホーム) 長谷川美智子 (聖愛乳児園) 南山今日子 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	演習	子どもの情緒発達とケアの実際	青木紀久代 (お茶の水女子大学大学院)	3.5
4	講義	対応の難しい親への理解と援助について	犬塚峰子 (大正大学人間学部)	2.0
	講義	乳児院における里親支援	山本朝美 (小鳩乳児院)	2.0

平成23年度の参加者は58名でした。この9年間を通して、乳児院からの参加率は91%と9割を超えました。

演習では、事前課題でまとめたケースを簡潔に報告する練習や、子どもの情緒発達を促進するためのケアプランを立てました。講義も、子どもへの支援だけでなく親や里親への支援、チームアプローチもテーマに取り入れました。研修を通して「もやもやしていたことがすっきりし、皆も悩んでいることは同じと感じ励みになった」という一方、「4日間、内容が詰め込みすぎでいっぱいだった」という感想もありました。

(19) 児童福祉施設心理担当職員合同研修 (表20)

児童福祉施設に勤務する心理担当職員を対象に平成15年度より実施している研修です。年々「児童福祉施設心理担当職員合同研修」への参加希望が増加しており、平成22年度は2回開催としましたが、平成23年度は、定員を130名と増やし、1回の開催と変更しました。

表20 児童福祉施設心理担当職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	プレセッション	【研究報告】 児童養護施設における心理職のあり方	榎原真也（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	講義	分科会 【養護・情短・自立】解離について	細澤 仁（相山女学園大学人間関係学部）	2.0
		【乳児院】周産期のリスク	山下 洋（九州大学精神科精神科）	
		【母子生活支援施設】関係性障害	金井 剛（横浜市中央児童相談所）	
討議	施設とケースの情報交換	参加者<グループ討議>	2.0	
2	講義	児童福祉施設における心理的アプローチ －生活事象を考える－	村瀬嘉代子（北翔大学大学院）	2.0
	演習	事例検討 子どもの援助について	滝川一廣（学習院大学文学部）	2.5
		事例検討（小グループ）	※内海新祐（旭児童ホーム） 古谷みどり（光の子どもの家） 杉山史恵（湘南学園） 吉野りえ（同仁学院） 瀧井有美子（横浜いずみ学園） 増沢 高（子どもの虹情報研修センター） 榎原真也 南山今日子	
演習	事例検討 子どもの援助について 事例検討（小グループ）	同上 ※同上	2.5	
3	演習	子どもの回復と成長のための生活事象の意味	参加者	3.0
	演習	ケアプランの作成	参加者	2.0

初日の講義を、児童養護施設（62名）・情緒障害児短期治療施設（9名）・児童自立支援施設（5名）・児童家庭支援センター（1名）と、乳児院（19名）、母子生活支援施設（18名）の3つに分け、異なるテーマの分科会方式で講義を設定しました。このことで交流会も可能となり、かつ種別ごとの異なるニーズに対応できました。2日目以降は講義や事例検討、演習を通して、子どもの生活をベースに心理職としてできることを考えるプログラムとなりました。最終日には事前課題でまとめたケースへのケアプランを立て、研修後すぐに実践できる具体的なものとなるように各参加者が工夫しました。

また、自主参加のプレセッションではセンターで課題研究として行われた「児童養護施設における心理職のあり方」の報告を行い、63名と半数以上の方が参加されました。児童養護施設に心理職が配置されて10年経過したからこそ見えてきたこともあったようで、参加者からは「現状と課題がわかりやすくまとめられており自身の振り返りもできた」という感想がありました。

(20) テーマ別研修「法律の理解と法的対応」・「ネグレクト」（表21）

センターでは、合同研修の一形態として「テーマ別研修」を実施しております。その年度のテーマは参加者アンケートで要望の多いものやその時に関心の高い問題など、時宜に適ったテーマを設定しています。機関・職種を問わず参加が可能なこともあり、テーマによりますが、定員を大幅に超えることも少なくありません。過去のテーマを挙げると「発達障害と児童虐待」「介入の意義と方法」（平成17年度）、「発生予防」「親への支援」（平成18年度）、「性的虐待」「非行と児童虐待」（平成19年度）、「親への支援」「児童虐待に関する諸問題」（平

成20年度)、「性的虐待」「家族への支援」(平成21年度)「子ども虐待防止と周産期の支援」「DVと子ども虐待」(平成22年度)を取り上げました。平成23年度は、「法律の理解と法的対応」「ネグレクト」を取り上げることとしました。

表21-1 テーマ別研修「法律の理解と法的対応」

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童虐待に関連する法律の理解	高橋 温 (新横浜法律事務所)	1.5
	講義	親権制度を考える	平湯真人 (平湯法律事務所)	1.5
	講義	初期対応に関連する法律	岩佐嘉彦 (いぶき法律事務所)	2.5
2	シンポジウム	性的虐待対応における児相・警察・司法との連携	報告： 仲真紀子 (北海道大学大学院) 菅野道英 (滋賀県中央子ども家庭相談センター) 藤井美江 (平栗法律事務所) 石原智子 (宮城県仙台南警察署) コーディネーター：山本恒雄 (日本子ども家庭総合研究所)	2.5
	講義	社会的養護における人権侵害行為について	小木曾宏 (房総双葉学園)	2.0
	講義	児童虐待事件裁判の動向	鈴木博人 (中央大学法学部)	1.5

表21-2 テーマ別研修「ネグレクト」

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	ネグレクトの理解	安部計彦 (西南学院大学人間科学部)	3.0
	討議	情報交換 (自己紹介)	参加者<グループ討議>	1.5
2	講義	教育ネグレクト・医療ネグレクトについて	岩城正光 (あかつき法律事務所)	2.0
	講義 実践報告	ネグレクトによる影響からの回復に向けた支援	西田寿美 (三重県立小児心療センター あすなる学園)	2.0
	講義 実践報告	ネグレクト家庭への支援	木村和代 (大阪府泉佐野保健所)	2.0
3	演習	事例検討 ネグレクト事例の検討	足立由紀子 (横浜市南部児童相談所) 岩佐嘉彦 (いぶき法律事務所) 小野善郎 (和歌山県精神保健福祉センター)	2.5
	討議	研修の振り返りと課題の整理	参加者<グループ討議>	2.5

テーマ別研修への参加希望が増加しており、前者については、児童相談所からの参加が多数見込まれることから定員を150名として開催しました(キャンセル等によって当日参加者は138名でした)。交流会やグループ討議を実施するためには90名以下に抑える必要があり、これらを取りやめたところ、参加者同士の交流を求める声も多数ありました。「ネグレクト」では80名定員で募集しましたが、約1週間(募集期間1か月)で定員が一杯となり、多くの参加希望者をお断りする状況となりました。ネグレクトに対する支援については、特に市区町村(参加者29名)や施設(参加者28名)で関心の高いテーマであり、介入や支援の難しさを抱えている状況が分かりました。

■ 事業報告 ■

(21) 児童福祉施設職員等地域合同研修 (表22)

石川県、鹿児島県 (平成16年度：試行実施)、鳥取県、千葉県、神奈川県 (平成17年度)、群馬県、岩手県、三重県 (平成18年度)、宮城県、埼玉県、茨城県 (平成19年度)、大阪府、山梨県 (平成20年度)、滋賀県、広島県、愛知県 (平成21年度)、福岡県 (平成22年度) に続き、平成23年度は静岡県と長崎県にて実施しました。

表22-1 児童福祉施設職員等地域合同研修 (静岡)

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	施設内暴力の理解と対応	星野崇啓 (国立武蔵野学院)	2.0
	演習	ケースカンファレンス	同上	3.5

表22-2 児童福祉施設職員等地域合同研修 (長崎)

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	連携の中で子どもへの支援 - 良好なチームを目指して -	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.5
	演習	ケースカンファレンス 子どもの理解と援助	同上	3.0

約5ヶ月前より各地域の事務局と協議を重ね、午前中は講義、午後は事例検討という基本構成は残しつつ各地域のニーズに合わせたプログラムを作成しました。静岡県では「施設内暴力」、長崎県では「チーム援助」をテーマに設定し、参加者は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設、知的障害児施設などの児童福祉施設を中心に、児童相談所など関係機関からも集まりました。

この研修は、その地域の複数の機関が集まることから、機関連携の強化につながったり、センターにとっても、その地域特有の現場の苦労や優れた取り組み、工夫を知る機会となり、貴重な機会となっています。

(22) 児童福祉関係職員長期研修 (Web研修) (表23)

Web研修とは、インターネットを活用し、少人数のグループによる定期的なグループ討議、事例検討等を通して、援助技術の向上を図るとともに、社会的養護に関連した研究や講師を担える人材の育成を目指して平成21年度より本格実施しています。全国から定期的集まるのは時間的にも経済的にも困難であることから、事務局もあわせて10名がWeb画面上に一堂に会し、カメラとマイクを使い、双方向にやりとりができるシステムを利用し、Web研修を実施しています。

表23 児童福祉関係職員長期研修 (Web研修)

月 日	プログラム	内 容	時間
6月16日(木) - 17日(金)	プレ研修会	【講義】 アセスメントツールの活用 中垣真通 (静岡県富士児童相談所) 【討議・オリエンテーション】	
7月1日(金)	事例検討	参加者	2.0
8月25日(木)	事例検討	参加者	2.0
9月26日(月)	事例検討	参加者	2.0
10月31日(月)	事例検討	参加者	2.0
12月19日(月)	事例検討	参加者	2.0

1月16日(月)	事例検討	参加者	2.0
2月27日(月)	事例検討	参加者	2.0
3月22日(木) - 23日(金)	修了研修	【事例検討】【討議】 【講義】子どもの人生をつなぐ 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	

平成23年度の参加者は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設に勤める方8名でした。平均経験年数が10.5年であり、全員が児童福祉施設で一定程度経験を積んだ方ばかりでした。6月のプレ研修会ではケース理解に役立つアセスメントツールの活用について講義を頂き、オリエンテーションも含めてメンバーで顔合わせを行いました。7月より月に1回、事例検討を行い、参加者が一人一回発表する機会を設け、Web画面上で事例検討を行いました。平成23年度は、事例検討のテーマを、①退園後、予後のよいケース、②家族支援を行っているケースに絞り、それぞれが事例を持ち寄りました。修了研修では事例検討の振り返りを行い児童福祉施設の課題を討議し、子どもの歴史が分断されやすい社会的養護の現状と課題について学びました。

(23) 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修 (表24)

児童相談所における児童福祉司のスーパーバイズ力量の向上、ならびに児童福祉に関連した研究や講師を担える人材の育成を目指して、平成23年度、児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修を試行実施しました。対象は、過去に「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修」に参加された方としたところ、5名の参加がありました。

表24 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修

前期

日	形式	講義名	講師等	時間
1	実践報告	児童福祉司SVの実践1	参加者	1.5
	実践報告	児童福祉司SVの実践2	参加者	1.5
	実践報告	児童福祉司SVの実践3	参加者	1.5
2	実践報告	児童福祉司SVの実践4	参加者	1.5
	実践報告	児童福祉司SVの実践5	参加者	1.5

後期

日	形式	講義名	講師等	時間
1	演習	児童福祉司SVの事例1	参加者	1.5
	演習	児童福祉司SVの事例2	参加者	1.5
	演習	児童福祉司SVの事例3	参加者	1.5
2	演習	児童福祉司SVの事例4	参加者	1.5
	演習	児童福祉司SVの事例5	参加者	1.5

研修は、1泊2日、前後期の2回開催で、前期は「スーパーバイザーのあり方」に焦点を絞っての実践報告と討議、後期は事例検討（スーパーバイズした事例）を行いました。参加者は、児童相談所経験年数が平均12年と長く、互いの実践を検討することで、スーパーバイザーとしての新たな視点や工夫など気づきの多い研修会となりました。研修後は、参加者とセンターとの情報のやり取りが増え、研修の講師を担っていただくなど

■ 事業報告 ■

事業への協力をいただいています。

(24) 特別研修「被災を経験した子どもへの支援」(表25)

東日本大震災を受け、6月に、特別研修「被災を経験した子どもへの支援」を開催いたしました。緊急の開催にもかかわらず、当日は132名の参加がありました。

表25 特別研修「被災を経験した子どもへの支援」

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	家庭や家族を喪った子どもへのケアについて	清水将之(三重県こども局特別顧問)	1.75
	講義	阪神・淡路大震災を振り返って	大島 剛(神戸親和女子大学)	1.75
	講義	被災を経験した社会的養護児童への支援	星野崇啓(国立武蔵野学院)	1.75

阪神淡路大震災後の被災した子どもの状況や取り組みの経過をご報告いただきました。清水先生からは親を亡くした子どもたちのためのケアセンター「神戸レインボーハウス(虹の家)」での取り組み、大島先生からは当日の神戸市児童相談所の状況、また、星野先生からは日本子ども虐待防止学会で作成した「社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き」をもとに社会的養護児童への支援について講義を頂き、今回の震災において検討すべき課題等について考える契機となりました。

4. 研修の評価

(1) 研修全体の評価

センターでは、研修終了時にアンケートで研修に対する評価をお願いしています。研修全体について「大変役に立つ」から「役に立たない」まで5段階で評価をしてもらったところ、全研修において「大変役に立つ」・「まあまあ役に立つ」の割合が90%以上あり、100%が9本ありました。アンケート結果は研修直後の主観的な感想が中心となりますが、概ね高い評価を得ているものと考えています。

表26 研修参加直後のアンケート結果

	No	研修名称	参加者数	回答者数	「大変良い・良い」		「やや工夫が必要・工夫が必要」	
					人数	%	人数	%
児童相談所	1	児童相談所長研修 <前期>	57	50	50	(100.0%)	0	(0.0%)
	2	児童相談所長研修 <前期>臨時研修	11	11	10	(90.9%)	0	(0.0%)
	3	児童相談所長研修 <後期>	67	65	63	(96.9%)	0	(0.0%)
	4	児童相談所医師専門研修	17	14	14	(100.0%)	0	(0.0%)
	5	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	71	65	63	(96.9%)	1	(1.5%)
	6	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	70	65	61	(93.8%)	1	(1.5%)
	7	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	56	55	53	(96.4%)	0	(0.0%)
	8	児童相談所中堅職員合同研修	82	81	79	(97.5%)	0	(0.0%)
	9	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修	5	5	5	(100.0%)	0	(0.0%)
児童福祉施設	1	情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	25	23	22	(95.7%)	0	(0.0%)
	2	児童養護施設職員指導者研修	82	79	78	(98.7%)	0	(0.0%)
	3	児童福祉施設指導者合同研修	77	69	69	(100.0%)	0	(0.0%)
	4	乳児院職員指導者研修	58	55	54	(98.2%)	0	(0.0%)
	5	児童福祉施設心理担当職員合同研修	114	109	107	(98.2%)	1	(0.9%)
	6	児童福祉施設職員等地域研修 <静岡県>	45	34	31	(91.2%)	0	(0.0%)
	7	児童福祉施設職員等地域研修 <長崎県>	27	25	24	(96.0%)	0	(0.0%)
	8	児童福祉関係職員長期研修(Web研修)	8	8	8	(100.0%)	0	(0.0%)
市区町村	1	地域虐待対応研修指導者養成研修	91	90	87	(96.7%)	0	(0.0%)
	2	地域虐待対応合同アドバンス研修(大分県)	91	88	88	(100.0%)	0	(0.0%)
	3	地域虐待対応合同アドバンス研修(兵庫県)	91	84	83	(98.8%)	0	(0.0%)
その他	1	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	30	25	25	(100.0%)	0	(0.0%)
	2	治療機関・施設専門研修	85	81	81	(100.0%)	0	(0.0%)
	3	教育機関・児童相談所職員合同研修	83	79	79	(100.0%)	0	(0.0%)
	4	大学生・大学院生MDT(多分野横断)研修	64	52	50	(96.2%)	1	(1.9%)
	5	児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	81	77	74	(96.1%)	0	(0.0%)
	6	テーマ別研修「法律の理解と法的対応」	138	132	129	(97.7%)	1	(0.8%)
	7	テーマ別研修「ネグレクト」	86	83	82	(98.8%)	0	(0.0%)

■ 事業報告 ■

(2) 研修への要望

研修直後のアンケート集計結果で研修テーマとして希望が最も多いのは、平成21・22年度に続いて「家族支援・家族再統合」に関する研修で、特に児童相談所、市区町村等からの希望が多くありました。

次いで、「職員チームのあり方」「ケースカンファレンスのあり方」に関する研修、「子どもの問題行動への対応」に関する研修の順となっています。

表27 研修希望テーマ

No	研修名称	参加者数	回答者数	1位	2位	3位
児童相談所	1 児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	71	70	「法制度・法的対応」 31名	「家族支援・家族再統合」 21名	「ケースの総合的アセスメント」 18名
	2 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	70	69	「法制度・法的対応」 32名	「家族支援・家族再統合」 22名	「スーパービジョンの方法と実際」19名
	3 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	56	56	「家族支援・家族再統合」 17名	「性的虐待・性的問題行動」 15名	「虐待と非行」14名 「具体的治療(支援)技法」 14名
	4 児童相談所中堅職員合同研修	82	82	「家族支援・家族再統合」 39名	「子どもの問題行動への対応」 21名	「具体的治療(支援)技法」 19名
児童福祉施設	1 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	25	24	「性的虐待・性的問題行動」 15名	「家族支援・家族再統合」 13名	「ケースの総合的アセスメント」 9名 「児童福祉施設との連携」 9名 「職員チームのあり方」9名
	2 児童養護施設職員指導者研修	82	82	「職員チームのあり方」 53名	「ケースカンファレンスのあり方」27名 「職員のメンタルヘルスクア」27名	「性的虐待・性的問題行動」 24名
	3 児童福祉施設指導者合同研修	77	77	「ケースの総合的アセスメント」30名 「リスクアセスメント」 30名	「都道府県(児相)と市区町村の連携」25名	「家族支援・家族再統合」 24名
	4 乳児院職員指導者研修	58	58	「子どもの問題行動への対応」 28名	「ケースカンファレンスのあり方」25名 「職員のメンタルヘルスクア」25名	「職員チームのあり方」23名
	5 児童福祉施設心理担当職員合同研修	114	112	「ケースカンファレンスのあり方」48名	「職員チームのあり方」 40名	「職員のメンタルヘルスクア」38名
市区町村	1 地域虐待対応研修指導者養成研修	91	90	「ケースの総合的アセスメント」30名 「リスクアセスメント」 30名	「都道府県(児相)と市区町村の連携」25名	「家族支援・家族再統合」 10名
	2 地域虐待対応合同アドバンス研修<大分県>	91	88	「家族支援・家族再統合」 30名	「ケースの総合的アセスメント」24名 「親の精神疾患」24名 「発達障害と児童虐待」 24名	「在宅支援のあり方」22名
	3 地域虐待対応合同アドバンス研修<兵庫県>	91	91	「ネグレクト」 31名	「発達障害と児童虐待」 30名	「ケースカンファレンスのあり方」25名
その他	1 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	30	25	「性的虐待・性的問題行動」8名	「職員のメンタルヘルスクア」7名	「法制度・法的対応」5名 「職員チームのあり方」5名
	2 治療機関・施設専門研修	85	83	「家族支援・家族再統合」 32名	「具体的治療(支援)技法」 30名	「子どもの問題行動への対応」 25名
	3 教育機関・児童相談所職員合同研修	83	79	「家族支援・家族再統合」 26名	「ネグレクト」 24名	「子どもの問題行動への対応」 22名
	4 児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	81	80	「家族支援・家族再統合」 30名	「ケースカンファレンスのあり方」22名 「性的虐待・性的問題行動」22名	「職員チームのあり方」17名 「子どもの問題行動への対応」 17名 「発達障害と児童虐待」17名

5. 研修の課題と平成24年度研修の方向

平成23年度研修ででてきた課題や昨今の児童虐待の事件の増加、深刻化など社会情勢を踏まえ、平成24年度は次のような取り組みを行っていきます。

(1) 人材育成、研修体系の構築に向けた支援

新人→中堅→上級→SV・所属長といった人材育成体系づくり（採用、異動の体制を含む）の必要性について研修等を通して求め、そのための活動については積極的に協力していく必要があります。特に市区町村については、地域に向いての「地域虐待対応合同アドバンス研修」、研修の企画者を養成する「地域虐待対応研修企画者養成研修」の中で、人材育成と研修体系のあり方について扱うようにしています。これに加え、平成24年度には「市区町村虐待対応指導者研修」を新設し、指導的立場の職員がさらに力量をあげていけるようステップアップの研修として企画します。

また、各自治体や機関、施設の研修充実に向け、必要と思われる研修プログラム等の提示、各プログラムで使用できる研修映像記録作品（DVD）のリストの送付、虐待に関する情報の提供などの支援に努める方針です。

さらに、研修プログラムの中に、人材育成を積極的に行っている自治体や施設の実践報告を積極的に組み込んでいく必要があると考えています。

(2) 子ども虐待の発生予防につながる研修の充実

これまで強化されてきた介入的支援から、予防的支援の強化の必要性が求められる中、地域子育てサービスの充実、妊婦への支援、保育や教育現場における支援、DVの防止に向けた支援等についての研修が求められます。そのために以下の検討が必要と考えます。

- ・ 予防的支援の中心となる地域研修を重視し、その充実を図ること
 - ・ テーマ別研修や地域研修の中でこれらのテーマを積極的に取り入れること
 - ・ 必要な研修対象への研修：保育士、保健師、学校職員、女性相談所職員等への研修の実施についての検討の必要性
 - ・ 上記対象への研修について、他の研修実施団体との連絡、調整、協働
- これらは単年度で実施できるものではありませんが、継続的に取り組んでいきます。

(3) 研修参加希望者の増加への対応について

「児童福祉施設心理担当職員合同研修」「児童養護施設職員指導者研修」「児童福祉施設指導者合同研修」「教育機関・児童相談所職員合同研修」「テーマ別研修」「地域虐待対応合同アドバンス研修」など、申し込みが参加定員を大幅に上回り、多くの方をお断りしている状況があります。「児童福祉施設心理担当職員合同研修」は、平成23年度は定員を130名とし、施設種別によって別個の講義を受講するなど、分科会方式をとり対応しましたが、こうした工夫が難しい研修がほとんどで、増加する参加希望者にどのように応じていくかが課題です。参加者の経験年数制限の設定や同一機関から一人の参加者枠とするなどの対応策をとりながら、来年度以降も検討していきます。

平成23年度の専門相談について

子どもの虹情報研修センター専門相談室では、児童虐待等の問題に関わっている児童相談所や児童家庭支援センター、児童福祉施設、市町村の相談窓口等の機関を対象にして、各現場で抱えている事例の処遇・援助に関する相談や情報の提供等の相談を行っております。

相談は、電話、Eメール、FAX、面談などにより、主に当センターの職員が対応しておりますが、法的対応に関する相談については必要に応じて専門相談員として委嘱している弁護士により相談・助言等を行っております。

当相談室については、主に当センターにおける研修や、地域に出向いて実施している研修（地域虐待対応等合同研修、及び児童福祉施設職員地域研修－出前研修）等を通して周知を計って参りましたが、平成15年度の開室以来、相談の件数も年々増加し、その内容も幅広いものになっております。

1. 平成23年度の相談状況

(1) 相談受案件数

相談受案件数は、平成23年度は昨年度と比べて約19%増の448件でした。これは、開設当初の約6倍の伸率となります。

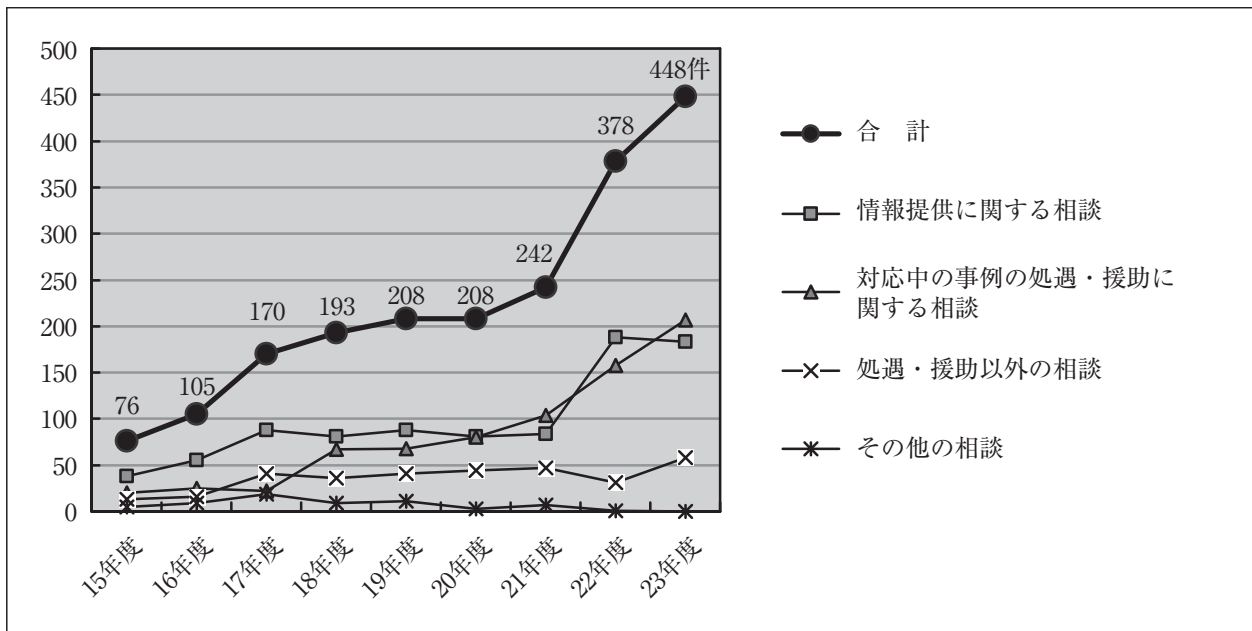


図1 年度別受案件数の推移 (単位：件)

なお、各月の受理状況は下記のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
38件	33	46	34	49	33	49	40	39	31	33	23	448

(2) 相談の方法 (手段)

電話による相談が全体の72.5%を占め、次いでEメールが21.9%となっています。

右図の「面談」は、当センターの研修における参加者からの相談で、「その他」は、要請のあった地域に出向いて行う児童福祉施設職員地域研修（出前研修）の会場での相談です。

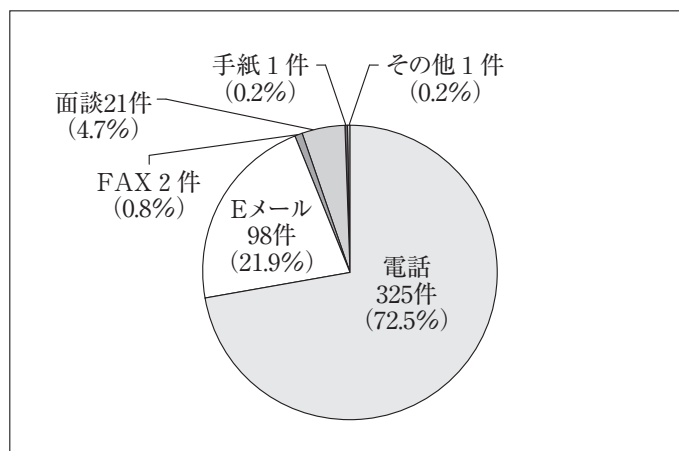


図2 相談の方法

(3) 平成23年度分野別・内容別相談状況

全体としては、ケースの処遇・援助に関する法律相談147件（32.8%）が最も多く、次いで福祉に関する情報提供の相談89件（19.9%）、そしてケースの処遇・援助に関する福祉相談が41件（9.2%）、となっています。

分野別では、法律が最も多く184件（41.1%）、次いで福祉が149件（33.3%）、心理が62件（13.8%）と続いています。この中で法律相談の伸びが目立ち（昨年度105件－27.8%）、現場での対応の深刻化が伺えます。

内容別では、ケースの処遇・援助に関する相談207件（46.2%）が最も多く、次いで研修講師の相談や文献資料の照会などの情報提供に関する相談183件（40.8%）、そして、制度利用や機関連携のあり方などケース援助関連以外の相談が58件（12.9%）となっています。

分野別・内容別相談状況（単位：件）

内容 \ 分野	法律	保健・医療	心理	福祉	その他	計
処遇・援助に関する相談	147	2	16	41	1	207 (46.2%)
処遇・援助以外の相談	29	2	6	19	2	58 (12.9%)
情報提供に関する相談	8	19	40	89	27	183 (40.8%)
その他の相談	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
計	184 (41.1%)	23 (5.1%)	62 (13.8%)	149 (33.3%)	30 (4.8%)	448 (100%)

■ 事業報告 ■

(4) 平成23年度機関等別受理状況

平成23年度における機関等からの相談受理状況は、児童相談所からの相談が59.2%と最も多く、次いで地方公共団体が19.0%、児童養護施設4.9%となっています。

機 関	件数 (%)	機 関	件数 (%)
国の機関	3 (0.7)	家庭児童相談室	3 (0.7)
地方公共団体	85 (19.0)	保健所・保健センター	6 (1.3)
児童相談所	265 (59.2)	医療機関	3 (0.7)
乳 児 院	0 (0.0)	社会福祉協議会	1 (0.3)
児童養護施設	22 (4.9)	報道機関	14 (3.1)
児童自立支援施設	1 (0.2)	教育委員会	9 (2.0)
情緒障害児短期治療施設	1 (0.2)	大学・大学生・大学院生	4 (0.9)
里 親 (F・H)	11 (2.5)	個人 (市民)	4 (0.9)
母子生活支援施設	5 (1.1)	その他	11 (2.5)
		合 計	448 (100)

2. 平成23年度の相談事例から (抜粋)

【法的分野】

- ① 里子が起こした加害行為(他児に対する暴力行為)に対して、里親はどこまで責任を負うべきか? また、児童相談所はどう対応すべきかについて相談したい。
- ② 施設措置中の児童。学習障害があり、特別支援学級での教育を勧められているが、親権者は反対している。施設長の監護権の範囲として、在籍学級を変更することは可能か?

【保健・医療分野】

- ① 医療機関向けの虐待対応マニュアルの作成について相談したい。
- ② アスペルガー障害と診断された児童、家庭内暴力等の症状がひどくなったために医療保護入院となったが、退院後の処遇について相談したい。

【心理分野】

- ① 委託されている里子の生活態度が気になる。受験を控えているのに勉強もせず、生活態度もだらしがない。脳に障害があるのではないかと心配している。どう対応したらよいか?
- ② マニュアル作成にあたり、心理的虐待の重症度をどう例示し表現するか等について相談したい。

【福祉分野】

- ① 性的虐待で一時保護されている児童について、親族との関係づくりをどうしていったら良いかを相談したい。
- ② 身体的虐待で一時保護しているケースについて、保護者の刑事告発を検討している。全国的に刑事告発する場合の基準はどうなっているのかを知りたい。

【その他】

- ① カルト集団に対応するに当たって参考となる情報がほしい。
- ② 小中学生と幼児との交流事業を実施している自治体があれば教えてほしい。

専門相談室

電 話 045-871-9345 (直通)

F A X 045-871-8091

Eメール soudan@crc-japan.net

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

子どもの虹情報研修センター紀要 No. 10

平成24年12月28日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

印刷 株ガリバー TEL. 045-510-1341代



CRC Japan

Children's Rainbow Center

Japan Information and Training Center for Problems related to Child Abuse and Adolescent Turmoil

社会福祉法人 横浜博明会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)